

空如梅子理

洞空情勢

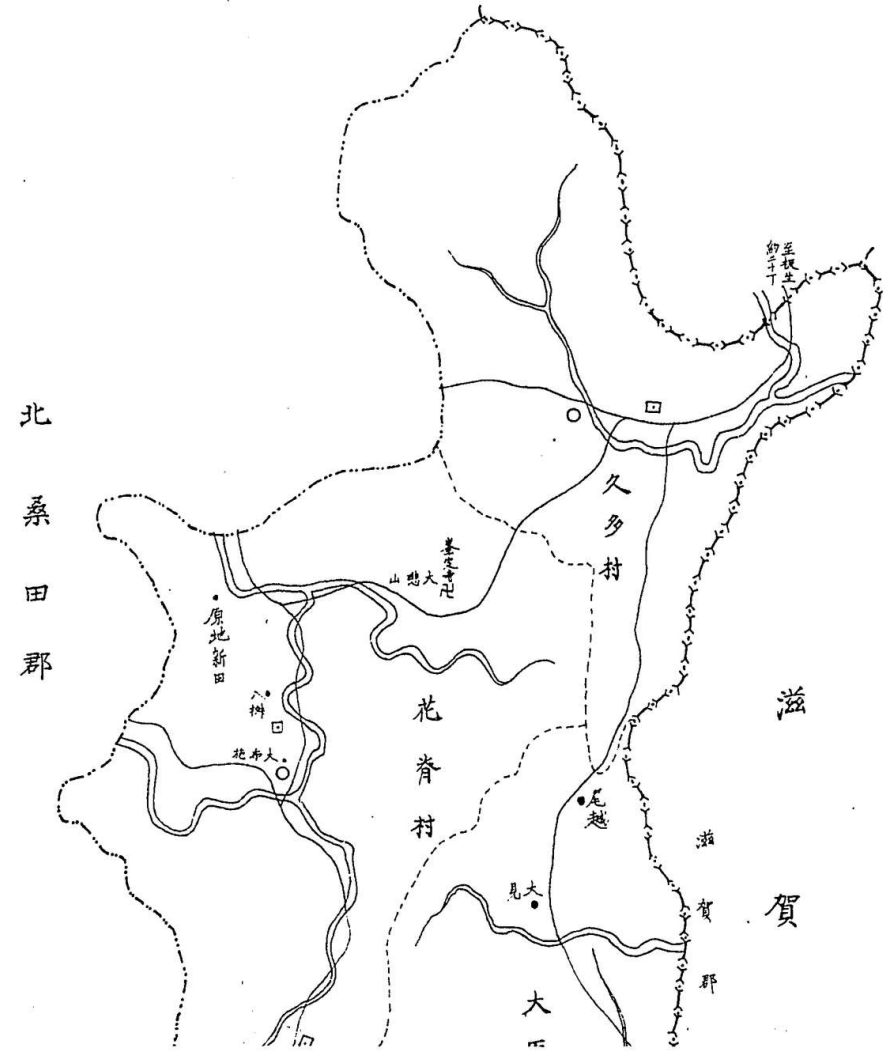
活本初立

井上卷之

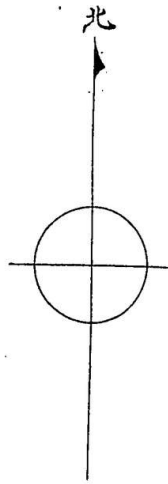


京都府愛宕郡全圖

- 例 凡
- | | | | | | | | |
|-----|-------|------|-----|----|----|-----|------|
| 警察署 | 郡役所位置 | 佛閣 | 神社 | 離宮 | 河川 | 里道 | 仮定縣道 |
| △ | ◎ | 卍 | 卍 | ▣ | ~ | ~ | ~ |
| 學校 | 御陵 | 御火葬場 | 郵便局 | 村界 | 郡界 | 府縣界 | 村後場儘 |
| □ | △ | ⊕ | 〒 | ~ | ~ | ~ | ○ |



賀 縣



大原村

百井

靜市野村

鞍馬村

雲ヶ畑村

八瀬村

長谷岩倉村

大宮村

鷹ヶ峯村

修學院村

上野茂村

市 都 京

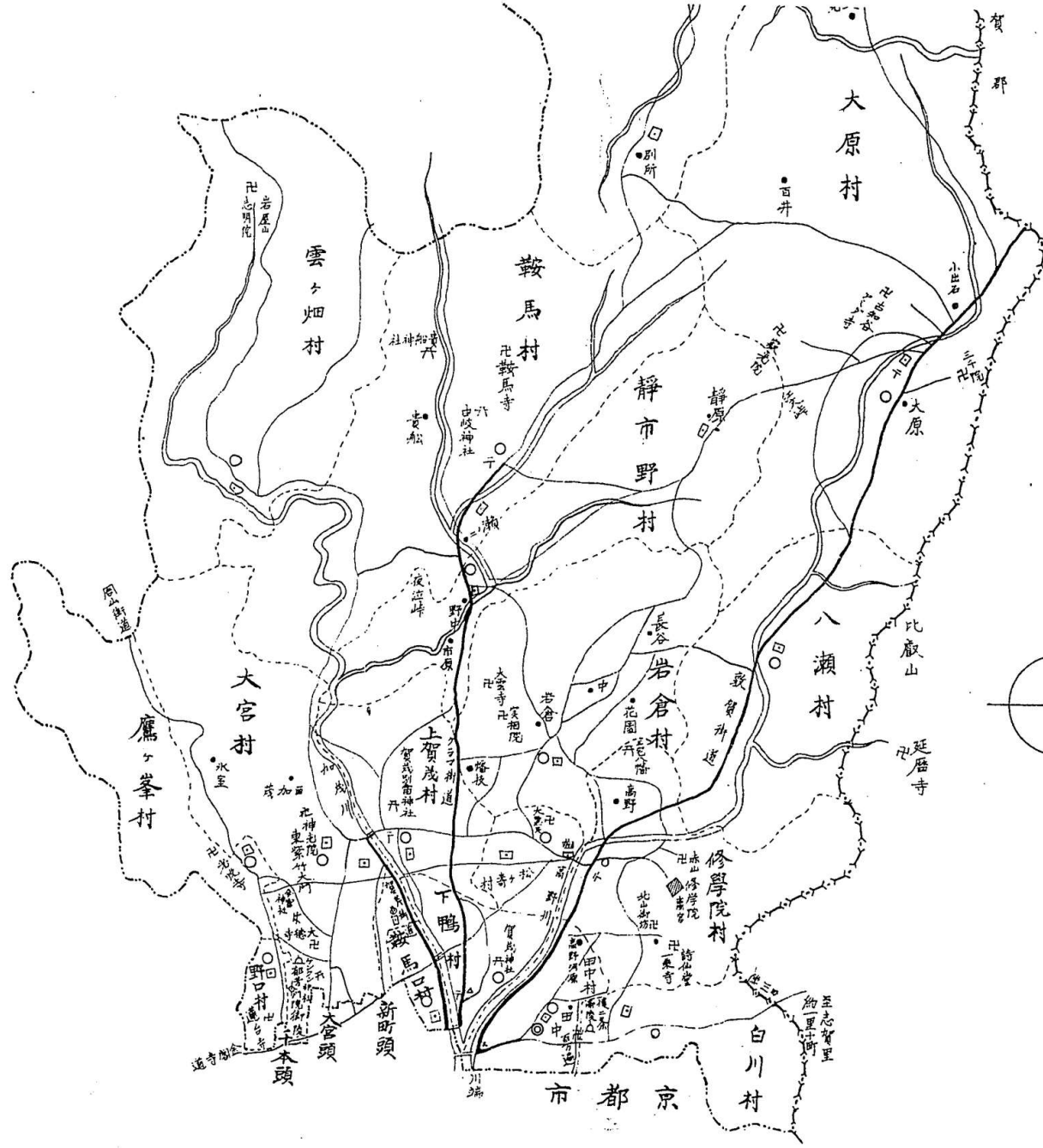
白川村

下鴨村

本頭

新町頭

野口村



愛宕郡村志序

504-49

愛宕郡長兼申君來告曰吾郡教育會建議郡志編纂
 之事余可之附識郡會郡會一致可決其奈請君編纂
 之余辭以筆墨煩忙著述無暇君曰兄嚮著平安通志
 為京都愛揚既華請為吾郡勿惜一臂余與君相知且
 喜其用心郡志義不可辭也夫愛宕之為地位山城之
 北夙聞于神世及桓武天皇建平安京鬱為國之望
 郡山岳雄峙土厚水清靈祠巨剎名勝舊迹交錯點接
 聖主賢輔名士高僧奇人烈女之蹟相望于其間以故
 史誌之記其事者亦不少而或偏古疎今或記而不詳



論而不確概主遊覽而可資政教者殆稀是識者之所憾也夫史誌之於政教可以考施政治民之方可以資愛國崇祖之教其所係極大矣宜哉教育會之建此議而郡長採用之郡會議決之也余深有所感乃不自測閱史料搜舊誌訪名山踏實地辛苦經營以編纂此書不材薄學且急劇所作其不足以發揚名郡之光華自知之雖然體用地誌參以史體如其統計特舉最近者可以資民治可以參教育其於施政布教庶幾有所裨補乎猶望大方君子修補增訂以完成之

明治四十三年天長節

平安

湯本文彦

愛宕郡村志事目

郡志

總幅管地里河運租戶學牛農工物民神名
 記員轉質程沼輸稅數事豚業業產業社
 勝舊賦

愛宕郡志

區形氣鄉山道地官人兵舟林商名民寺
 域勢候村岳梁籍口衙車業業產業力院
 國寶特別保護建造物

愛宕郡志
古蹟
風俗人情

逸事

愛宕郡志

愛宕郡は山城國の最北に位せる郡にして地域最大なり蓋し太古の久我國なり神名帳頭注所引山城風土記の文に賀茂建身神云々見廻賀茂川而首、雖狹小然石河清河在、仍號曰石河瀬見小川、自彼河上坐、定坐久我國北山基云々とある所は其地は今の大宮村の北部久我神社の邊に當れり愛宕の名は其起因詳かならず郡の南部に愛宕郷あり是蓋し其本なるへし愛宕或は阿多古に作る天應年間愛宕神社今の鷹峰に在り僧慶俊之を今の所に移し更に愛宕と稱す其後郡名は遠太嶽と稱したり其阿多子と云ふ所以は古事記上卷に火之迦具土神の段の傳に又丹波國阿多郡阿多古神社即京西のも此神を祭れるとなり阿多古とは御郡を燒たまたまあり於多藝の訓は據るところを考がへす延喜式に山城國上乙訓葛野愛宕云々和名抄に山城國管八乙訓葛野愛宕於多捨抄も之に同じ近來農業大に進みじも地理書に至りては未だ完備せず其公行せる者の中に於ては大日本史國郡志を以て第一とす但舊地に檢得ずる事なく寄藉上に成りしもの多きを以て往々疎謬を免かれざるところあり是れ勢の已を得ざるところなるへし然れども現今に於て吾國の地理書としては此書に加ふるもの無きを以て其の愛宕郡に係る記事を抄出して此に附く其文中にて松崎川を小野郷に掛け賀茂高野二川の合流は下鴨にて之を蘆倉郷に屬すへきを賀茂郷に掛け小鹽山久多莊等を賀茂郷に掛けしか如きは頗る疑ふへきを免かれざるへし此他猶有れど煩を以て之を省けり次の郷村の部と參觀あらん事を要す

大日本史第二百八十六卷國郡志

山城國愛宕郡

愛宕郡、中、和名抄蓋古久我國也山城風土後爲郡、更今名、延喜、東至宇治郡、及近江滋賀郡、南連紀伊郡、西接葛野郡、北界丹波桑田郡、及近江高島郡、山風志、傾郡十一、和名蘆倉、中村、在京城東北、加其連名、今田寬仁中、郷名尙存、和名符實抄、賀後曰蘆倉莊、永享四年文書、有賀茂御祖社、三井社、延喜式、有法靈寺、一名愛宕郡志、花洛往古訓、日本紀、

愛宕郡志

崇敬最厚く此社寺に寄進せられし地多かりき初め下上賀茂社に封戸を附けられ神領の雜税を定められし事あり御戸代田を附けられし事ありしも頗少なかりき延暦寺が叡山の西麓を領せしが如し寛仁二年十一月に及び御料延暦寺領等を除き下社に蓼倉栗野、上粟田、出雲四郷上社に賀茂、小野、錦部、大野、四郷を寄進せられ本郡大半以上は全く神領となれり神社にて此を分ちて各八郷となし之を管領する事數百年なりしが戦亂の世となり武辨に横領せられ朝廷武家に沙汰を加へらるゝも行れず其他社寺公卿も多く領所を失へり此時より所可代の管轄となり御領、宮門跡領、社寺領、公卿武家領其間に交錯せり明治維新の後漸く改易せられて皆京都府の管轄となれり

氣 候

平均温度は攝氏十五度九にして降雨は概ね五六七の三箇月に多く十一十二の三箇月に少なし結霜は十一月に始まり翌年五月に終り降雪は十二月に始まり翌年三月に終る降水日數は百四十七日なりとす (明治三十九年京都府洞候所調査)

地 質

北部は山間に介在し礫砂瘠地少からざれども南部は地勢平衍にして良腴多し就中田中、修學院、下鴨、松ヶ崎、上賀茂、大宮、岩倉諸村の如きは地質好良にして肥沃なり故に稔稔に宜し北部諸村は殖林樹藝に適せり其地質の調査大概左の如し

- 上府赤土下府砂礫
- 大宮、鷹降、野口、
- 上府黒土下府岩石
- 大原、八瀬、鞍馬、雲ヶ畑
- 上府赤粘土下府砂礫
- 岩倉、靜市野、
- 上府緑土下府粘土
- 花脊、久多、
- 是れ其概略のみ其區域は多少出入あり

郷 村

和名抄に愛宕郡蓼倉多天栗野久留上粟田多改設大野下粟田小野平錦部古利八阪也佐鳥戸止利愛宕於多出雲以郡毛あり當時の郡制は令に
凡戸以五十戸爲里、凡郡以二十里以下十六里爲大郡、十二里以上爲上郡、八里以上爲中郡、四里以上爲下郡、二里以上爲小郡、
とあり大郡も千戸に過ぐるを得ず故に其郷も今の一大村の如きものなるべし今其區域は知るべからざるも其所在を考ふるに大抵は知るべし然して概ね郡の半部より以南に在りて其區域は太だ狹隘なるが如し蓋し此地方の先づ開けしと其郡内の平安京に入りて其郷の近傍に移りしとに因るなるべし其北部は深山幽谷僻遠の地にして未開なりしにより戸口寡小なるを以て郷の區域も分明ならざりしなるべし郷の所在を左に掲ぐ

- 蓼倉 下鴨村に小字蓼倉あり此郷は下鴨より田中村邊に亘りしが如し
- 栗野 大宮村の西北部に小字小栗野あり本村西北より西賀茂鷹降に及びしものゝ如し

上粟田 白川村浄土寺吉田邊に當るべし
 大野 上賀茂村大字小山に小字大野あり此邊より大宮村西南部に及びし者の如し此邊は京都の北にて紫野等野の多き所なれば大野と稱せしならん
 下粟田 鹿谷南禪寺岡崎より粟田邊に及びし者の如し
 小野 修學院村より叡山の西麓に傍ひ大原村の谷に及びしものなり今も式内小野神社小野山小野毛人の墓及び小字小野あり
 錦部 寛平八年四月十三日官符愛宕郡解に此郷の事を記して鴨川堤邊東西水陸田云々と有れば鴨川に沿ひし地の如し或は今の聖護院邊なりと云ふ然れども寛仁二年賀茂神社御寄進八郷の中に屬し此八郷は一條大路より北に在る由なれば聖護院邊とも定め難し上賀茂神社の舊記には松ヶ崎岩倉邊なりとあり猶考ふべし

八阪 下粟田郷の南に在り今も八阪の名あり官幣中社八阪神社あり今京都市に入る
 鳥部 東山西大谷に鳥部山あり蓋し鳥部郷なるべし今京都市に入る
 愛宕 八阪鳥部の間に在り古代郡治此に設けらる今京都市に入る愛宕寺は當時の古刹にて猶存せり
 出雲 一條より東北今の相國寺より鴨川に連なる所なり舊と出雲路といふ今も出雲路神社あり又上出雲寺の舊趾あり今京都市となる

賀茂 上賀茂村より其北に連なれり
 是は古代の郷なり其後賀茂社領八郷の内を別ちて更に十餘郷とせし事は其村志にあり
 村落は明治維新の後六十五ヶ村ありしが同五年五月一村又は數村を併せし區を立つ

- 上賀茂村 第一區 岩倉村外六村 第七區
- 東紫竹大門村外七村 第二區 勝林院村外十一村 第八區
- 下鴨村外四村 第三區 宮ノ内村外十一村 第九區

吉田村外七村 第四區
 白川村外七村 第五區

野中村外九村 第十區
 柳原莊外二村 第六區

同六年第四第五第六區を併せ第一區第一區第二區第三區を併せ第二區第七區第八區第九區第十區を併せて第三區と改む地誌編纂の時は莊一村五十五新田一あり二十年の統計には村四十七にして戸長役場は十八ヶ所たり其後町村制實施に及び更に合併して十八ヶ村と爲す

- | | | |
|------|-----------------|--|
| 現村名 | 大字名 | 舊村名 |
| 田中村 | 田中、高野川原 | 田中、高野川原 |
| 白川村 | 修學院、一乘寺、高野 | 修學院、一乘寺、高野 |
| 修學院村 | 上賀茂、小山 | 上賀茂、小山 |
| 下鴨村 | 東紫竹大門、西賀茂 | 東紫竹大門、西賀茂 |
| 松ヶ崎村 | 岩倉、長谷、花園、中、幡枝 | 岩倉、長谷、花園、中、幡枝、木野 |
| 鞍馬口村 | 大原、小出石、百井、大見、尾越 | 大原、小出石、百井、大見、尾越、草生、勝林院、來迎院、戸寺、上野、大長瀬、野村、井手 |
| 上賀茂村 | 東紫竹大門、西賀茂 | 東紫竹大門、西賀茂 |
| 大宮村 | 上賀茂、小山 | 上賀茂、小山 |
| 應峰村 | 岩倉、長谷、花園、中、幡枝 | 岩倉、長谷、花園、中、幡枝、木野 |
| 野口村 | 大原、小出石、百井、大見、尾越 | 大原、小出石、百井、大見、尾越、草生、勝林院、來迎院、戸寺、上野、大長瀬、野村、井手 |
| 雲ヶ畑村 | 東紫竹大門、西賀茂 | 東紫竹大門、西賀茂 |
| 岩倉村 | 岩倉、長谷、花園、中、幡枝 | 岩倉、長谷、花園、中、幡枝、木野 |
| 八瀬村 | 大原、小出石、百井、大見、尾越 | 大原、小出石、百井、大見、尾越、草生、勝林院、來迎院、戸寺、上野、大長瀬、野村、井手 |
| 犬原村 | 上賀茂、小山 | 上賀茂、小山 |
| 静原村 | 東紫竹大門、西賀茂 | 東紫竹大門、西賀茂 |
| 愛宕郡志 | | |

鞍馬、二ノ瀬、貴船
別所、大布施、八掛、原地新田

明治廿一年六月本郡南部鴨川の東に在る各村即ち淨土寺村鹿谷村南禪寺吉田村岡崎村聖護院村清閑寺村今熊野村を削ぎ京都市に編入せらる此時地所千三百五拾餘町戸數千七百七拾四、人口九千三百十九は本郡より京都市に入れり

里程

郡役所所在田中村元標より各所里程

京都府	二十九町	鷹峰村	一里廿一町
野口村	一里十町	白川村	二里三町
雲ヶ畑村	三里二十町	修學院村	三十三町
岩倉村	一里卅二町	下鴨村	十七町
八瀬村	二里十町	松ヶ崎村	一里九町
大原村	三里十四町	鞍馬口村	十里八町
靜野村	二里廿三町	上賀茂村	一里十町
鞍馬村	三里十七町	大宮村	一里十二町
久多村	八里卅三町	花香村	七里二町

山岳

山岳の最大なるものは東に比叡山あり近江を界し西に棧敷嶽あり北に大悲山あり中部に花香峠あり各々郡内の山景を成せり俱に其村志に詳かなり

比叡山

本郡白川修學院大原三村の東方に峙ち以て滋賀縣近江國滋賀郡と界す直立二千六百六十尺登路一里拾四町

大悲山

花香村に在り直立千五百尺登路二里大井川此より出づ

鞍馬山

鞍馬村に在り花香村及丹波國北桑田郡黒田村に連なる直立二千尺登路十四町樹木多し鞍馬川此より出づ

貴船山

鞍馬山の西に連なり丹波國北桑田郡黒田村に界す直立二千尺登路十五町貴船川此より出づ樹木多し

岩屋山

雲ヶ畑村に在り葛野郡小野郷に連る直立千尺

棧敷嶽

同所に在り直立千五百尺

河川

郡内山谷深阻大川無し鴨川高野川大井川雲ヶ畑川安曇川最も著はる

高原

大原村の山谷より叡山の西面の諸水を合し八瀬に出て出町に至り加茂川に合す上を大原川中を八瀬川下を高野川といふ延長四里十四町

賀茂川

鞍馬村より出て貴船川を合し神山の北谷を過ぎて移野に至り雲ヶ畑川を合し上賀茂に出て出町に至り高野川と合し京都市に入る延長二里三十町

桂川

(大井川を云ふ)

花脊村より出づ本郡西北部諸谷の水を合して曲折して丹波國北桑田郡黒田村に入る桂川の上流なり流篠の利あり

安曇川

久多村に出で本郡東北奥諸谷の水を合し東北流して滋賀縣に入り湖に注ぐ

雲ヶ畑川

雲ヶ畑村溪谷の水曲折して賀茂川に合す

道路堤防

道路の假定縣道に屬するもの左に掲ぐ其他里道は各村に記す

田中街道

府廳より郡役所に達する道路部内に係る延長貳拾六町四十一間

加茂街道

京都より上賀茂村に達する道路延長參拾參町

鞍馬街道

京都より鞍馬に達する道路延長參里

敦賀街道

京都より小濱に達する道路延長四里貳拾町參拾八間

横、斷道路 (郡道路)

松ヶ崎村地内(高野川原)より上賀茂村を経て大宮村に達する延長千七百八十九間餘の道路にして新設今や工事大畧竣成し僅に加茂川架設の橋梁を餘すのみとなり起工は明治四十年度より二ヶ年繼續なりし

も四十一年度以降續延々着手し内七百九十間は同年度に竣工す經費四千三百拾參圓六拾四錢壹厘にして其四十二年度に屬する豫算は五千壹百四拾貳圓八拾錢參厘なり

運輸

河川皆淺小にして水漕の便無し陸運は舊時道路險惡にして不便なりしが近年大に開修を加へ其南部は皆車運の便を開きたり小部落といへども大抵車輪を通すべし獨り北部に至りて今開修中に屬し甚不便なる所多し殊に積雪に際しては殆ど運輸を梗塞するを免れず其縣道の腕車を通する者四里二十一町五十七間餘同里道二十六里三十三町四十間なり里道にして腕車を通じ得ざる者二十七里七町十間なり

備考 松ヶ崎村より大宮村に達する郡道路當に竣成せんとす竣工の曉きは車馬の交通上至大の便利あらん

明治四十一年十二月末日闕

官有地籍

皇宮地	一〇、六八〇二	御陵墓地	六四〇四
同附地	一、二二五	官國幣社地	八二、一一二四
御附地	八、六四二二	其他	二、四一六
府社地	二種		
郷社地	一、一三四、三五二六		
御料林野	一六、三二二七	國有林野	八四五、四七二七
畑	一、三四〇五	道路	一〇五、七五〇〇
河川溝渠	一五、二一八〇七	其他	一三、二七二〇
第四種			
寺院敷地	六〇、一五〇四		

備考 道路の欄柵馬花脊の二ヶ村河川溝渠の欄上賀茂花脊の二ヶ村調査未了反別は之れに含有せず

民有々租地

總數

種別	租別	增率	地價
田	租別	一、四六〇七、六〇一四	地價 一〇、一四、〇三七七、三
畑	租別	二、五、四六九、六三、八	
畑	增率	三、三、一八二、五二一	
畑	租別	一、四八六、二五、一七	地價 七三八、五二九、六三〇
畑	增率	一、八、四六三、三六、五	
畑	租別	二、三、一五、二二	
畑	增率	二、八二、五九〇、四	地價 七八、二三八、二〇〇
畑	租別	一、九七六、〇〇、七	
畑	增率	二、三、四八、〇〇、七	地價 一一〇、二六二、六一〇
宅地	租別	一、三三〇、四八、二一	地價 八六、三四七、〇六四
宅地	增率	二、七、五、六、七、二、四	
山地	租別	五、九六四、五八、九	
山地	增率	二、二、五九六、七八〇、五	
山地	租別	二、二、五、六、九、五、九	地價 三九三、三六、七
山地	增率	二、二、五、九〇、五〇、三	
原	租別	二、九、一、七、二、七	
原	增率	二、九、一、七、二、七	
原	租別	九、八、六、四	
原	增率	一、二、七、七、七	
雜地	租別		
雜地	增率		

免租地	租別	增率	地價
免租地	租別	一、二、七、九、九、一〇	地價 二五八、五〇〇
免租地	增率	一、二、六、六、六、二	

學校敷地	租別	增率	地價
學校敷地	租別	三、七、八、二、九	地價 二、七、四、一、一
學校敷地	增率	九、〇、九、〇、七	墳墓並火葬地 一、三、一、九、一、九
學校敷地	租別	三、〇、四、〇、六	用惡水路 七、六、三、二、五
學校敷地	增率	三、〇、四、〇、六	井 九、六、〇、一、四
學校敷地	租別	三、〇、四、〇、六	道 路 一、八、五、六、〇、〇
學校敷地	增率	三、〇、四、〇、六	其他公用 七、〇、二、六

保安林	租別	增率	地價
保安林	租別	三、〇、九、九、一、三	地價 二、八、三、二、七
保安林	增率	三、〇、九、九、一、三	地價 六、六、九、一、五
保安林	租別	三、〇、九、九、一、三	
保安林	增率	三、〇、九、九、一、三	

變換地	租別	增率	地價
變換地	租別	一、四、二、〇、一、一	地價 一、七、〇、九、〇
變換地	增率	一、四、二、〇、一、一	地價 二、八、三、二、七
變換地	租別	四、七、六、二、四	地價 三、三、八、二、一
變換地	增率	五、三、二、九	地價 三、三、三、一、三
變換地	租別	五、三、二、九	
變換地	增率	五、三、二、九	

田	租別	增率	地價
田	租別	四、五、二、〇	地價 二、一、八、〇、一
田	增率	六、三、二、一	地價 三、三、三、一、八
田	租別	一、四、三、〇、八	
田	增率	一、四、三、〇、八	

愛宕郡志

地價最高最低場所及段地價格

地目	場所	段金	總反別ニ對スル 地價平均段金
地目	最高	田 白川村	七七、五六〇
		畑 下鴨村	五一、九四七
		那 下鴨村	九六、三〇三
		山 大宮村	三四、三八〇
		原 野口村	七、二五五
	最低	畑 岩倉村	三、〇〇〇
		山 大原村	〇、三〇〇
		那 大原村	〇、三〇〇
		畑 鞍馬村	一、六二六
		田 下鴨村	四、四九〇
地目	最高	田 田中村	四五、〇〇〇
		畑 中鴨村	一八〇、〇〇〇
		那 中鴨村	九〇〇、〇〇〇
		山 鷹峯村	四〇〇、〇〇〇
		原 花脊村	二五、〇〇〇
	最低	畑 久多村	三〇〇、〇〇〇
		山 久多村	一、二〇〇
		那 松ヶ崎村	三〇〇、〇〇〇
		畑 鷹峯村	一、〇〇〇
		田 大原村	三、〇〇〇

土地一段歩買價格

土地一段歩買價格

總反別ニ對スル
買價格平均段金

總反別ニ對スル
買價格平均段金

明治四十一年

地目	場所	段金	總反別ニ對スル 買價格平均段金
地目	最高	田 田中村	三〇〇、〇〇〇
		畑 中鴨村	九五、〇〇〇
		那 白川村	四五、〇〇〇
		山 上賀茂村	一七、〇〇〇
		原 田中村	三〇、〇〇〇
	最低	畑 鞍馬村	七、〇〇〇
		山 大原村	一、〇〇〇
		那 岩倉村	三五、〇〇〇
		畑 岩倉村	二、五〇〇
		田 大原村	二、〇〇〇

増定 率	増定 率	増定 率	増定 率	増定 率	増定 率	増定 率	増定 率	増定 率	増定 率	増定 率	増定 率
一一	一二	一四	一四	二二	二五	二二	一一	一一	二一	一八	一八
三七	九九	八〇	〇	五	一九	七三	一四	四六	二一	四四	四六
二九	九九	一五	二	一五	六六	五七	四六	四二	三三	三三	三三
三三	九九	二七	五	〇	四六	八六	〇〇	四三	四三	四三	四三
五五	五九	三七	四	三	五	五七	〇〇	四三	四三	四三	四三
六五	四九	一三	二	〇	五	八二	〇〇	六三	六三	六三	六三
〇〇	〇〇	〇〇	八	六	三	九	四	七	四	五	三

其 油 稅
他 稅

定率 三五一・七四
増率 八〇・四四〇
四一・五〇〇

明治四十年度決算

三四、九二一、四四四
八、八七二、五七六
四八、六三〇、二六七

府 稅
郡 稅
村 稅
官 稅
衙 稅

田中村

附 記 明治十七年十月地を此にトし新築せり其敷地一反五畝七步八合一勺建坪百三坪一合五勺

本郡役所開臨以來の郡長更迭すること左の如し

氏 名 本 貫 任命年月日及事由

轉免年月日及事由

荒井公木 京都府士族 明治十二年四月二十一日新任 明治十三年十一月十九日紀伊郡長ニ轉任
村上義久 大分縣士族 明治十三年十一月十九日新任 明治十九年五月十二日非職
川村政直 京都府士族 明治十九年五月十三日新任 明治十九年十月二十七日制度改正ニ由リ廢官
松野新九郎 京都府平民 明治十九年十月二十八日新任 明治二十三年五月十日衆議院議員當選ニ付退官
野村永保 京都府士族 明治二十三年五月九日京都府屬
明治二十五年二月十五日死亡

川本正路 高知縣士族

明治二十五年三月四日京都府警部ヨリ愛宕郡野郎郡長ニ兼任

明治二十六年七月六日葛野郡長ニ專任

片山正中 京都府平民

明治三十年一月二十二日京都府屬ヨリ轉任

明治三十年六月十日葛野郡長ニ轉任

有吉三七 京都府士族

明治三十年六月十二日北桑田郡屬ヨリ轉任

明治三十一年三月十二日紀伊郡長ニ轉任

森田 幹 鳥取縣士族

明治三十一年三月十二日神奈川縣ヨリ轉任

明治三十二年十月十二日紀伊郡長ニ轉任

山田親良 京都府士族

明治三十二年十月十二日紀伊郡長ニ轉任

明治三十五年五月一日久世郡長ニ轉任

田邊信成 京都府士族

明治三十五年五月一日京都府屬ヨリ轉任

兼田義路 京都府士族

明治三十五年五月一日京都府屬ヨリ轉任

警 察 署

下鴨村

明治二十七年迄は田中村に假設せしが同年此地を相し新築せり本郡一圓ヲ管轄す

村 役 場 (十八ヶ所)

各村に設く或は特に建築し又は小學校敷地内に設くる者多し間には他家を借用して假設するものあり

區裁判所出張所

上賀茂村字上賀茂に在り

郵 便 局

上賀茂村字上賀茂、鞍馬村字鞍馬、大原村字大原、下鴨村、修學院村字山端、田中村字柳に在り

人口

三、四、七、六八

本籍

華族

三五

一八七

士族

一、六四五

八二一

平民

三三、〇八八

一六、四九三

現住戸數及人口

戸數

五、六一一

人口

一七、四四九

計

一七、五〇一

宗教

(在任人)

神道

五、二〇二

佛道

二八、六二七

基督教

一〇二

宗教未詳

六一九

参考

明治十七年地誌編纂の時戸數六千八百二十三内華族十五士族四百八十三平民六千三百十九人口三萬二千

明治四十一年末現在

學事

府立師範學校二、郡立農林學校一あり

(明治四十一年度末調)

府立師範學校は上賀茂村字小山に女子師範學校は大宮村字東紫竹大門に郡立農林學校は松ヶ崎村にあり郡立農林學校は明治三十九年一月三十七八年職役紀念として通常郡會に提案滿場一致之を可決し同年六月二十八日稟申同年十月五日認可四十年四月一日より元愛宕郡第一高等小學校の校舍を以て開校し同年四月五日其式舉行同年十月郡會に於て經費壹萬五千五百五拾貳圓九拾四錢の郡債を起し本校々舎の建築費を定む四十一年十一月校舍新築を起工し四十二年三月落成同月二十八日新築校舍に移轉開校す本校は乙種程度にして職員校長兼教諭一名、教諭一名、教諭兼舎監一名、助教諭兼舎監一名、助教諭一名、書記一名、助教諭心得一名、計七名、生徒百三十一名内本科百二十一名別科研究部十名にして明治四十二年度の經費は經常部五千二百拾壹圓六拾貳錢なり

一小學

尋常高等

一五

明治四十一年度

計

四

一分教場

一九

一學級數

二

一學齡兒童	計	尋常高等	尋常
正教	尋常高等	尋常	尋常
高等科	男	女	男
入學兒童	男	女	男
卒業者	男	女	男
一教	男	女	男
本科正教員	男	女	男
准教員	男	女	男
用教員	男	女	男
免狀を有する	男	女	男
免狀を有せざる	男	女	男
専科教員	男	女	男
計	男	女	男

尋常高等 二五七
 尋常 八二
 高等科 男 一、七〇一
 女 七〇一
 入學兒童 男 二、四一七
 女 四一七
 卒業者 男 一、九一〇
 女 九一〇
 一教 男 一、五〇〇
 女 五〇〇
 本科正教員 男 一、五〇〇
 女 五〇〇
 准教員 男 一、五〇〇
 女 五〇〇
 用教員 男 一、五〇〇
 女 五〇〇
 免狀を有する 男 一、五〇〇
 女 五〇〇
 免狀を有せざる 男 一、五〇〇
 女 五〇〇
 専科教員 男 一、五〇〇
 女 五〇〇
 計 男 八、四一七
 女 四一七

教育

學事狀況

教育普及の重要なる此に記するの要なし其設備改善策の如き年を追ひ益々之れが進歩發達に努めつゝありと雖も未だ以て完成の域に達するや猶ほ遠遠たり既に校舎の改築教材の研究訓育の方法教授方法の改善兒童の家庭關係等は特に之れが研鑽すべき事項たり然して今や本郡一般の教育狀況に就て一言せん乎若々歩調を進めつゝありと雖も他郡に比し未だ以て勝大するに至らず益々競ふて實績を擧げざるべからず抑も教育のこゝたる社會の現象一つとして其源を此に基因せるものなるを以て職に身を委するものは勿論苟くも己れを知るの士は協力一致共に相補翼し施設改善を企圖せざるべからず殊に近時壯丁の徴兵検査に際し其學力の程度如何を成蹟上より觀察するに多少其日常の業務上よりの關係あるが如きも商業従事者と農工業及び勞力者との間に自然に區別せるが如く農工業従事者勞力者は稍や退讓の傾きを免がれず深く注意すべき事ならん乎

今や各村を通じて青年夜學會又は其他の團體は競ふて教育普及に努め致々として怠らず殊に近時特殊部落に於ける夜學會其他の集團は漸次發展進歩の傾向あるが如きは喜ぶべき現象なりとす
 明治四十一年度末本郡學事狀況一斑左の如し

小 學 校

本年度より本郡に新學令に基づき六ヶ年制度を實施したる爲め校舎の狹隘を來たし増築改造の必要あり何れも村債又は其他の方法を以て其費途に充つるが如き已むを得ざる次第なり而して本年度内に於て成工せざりしは僅かに二校ありしのみなり

郡内を通じて尋常小學校十五尋常高等小學校四合計十九校之れを前年度の二十五校に比し六校の減少せるは一村三校ありしを一校に合したるもの一學校組合を設け在來の四校を一校に合したるものあるに依る
 學級は尋常小學校六十尋常高等小學校の尋常科二十一高等科四總計八十五教員正教員六十四人准教員六人

代用教員十五人合計八十五人にして正教員二十一名の不足なり

救育費 一四、七二九^町〇〇〇
 郡教育費 二一、九三八・六二〇
 町村費 八三、四四六・〇〇〇
 教育に關係收入 二、九一〇・〇〇〇

兵

明治四十一年の調査に依るもの左の如し

徴兵	四〇〇 ^人	補充兵	一一九 ^人
壯丁	九四	要員超過	五
現役兵	五四	徵集免除	九八
徵集延期猶豫	二五	海軍	二
兵役免除	三	尉官同相當官	二二
現役中	三	下士官	七五
陸海軍々人	三	補充兵	八六 ^八
佐官同相當以上	三	一年志願兵	一
准士官	三	海軍志願兵	一
兵卒	五四八		
士官候補生	一		
幼年學校生徒	一		
國民兵			

第一國民兵 三一
 第二國民兵 四、八〇二

附記

三十七八年戰役に際し出征したるもの左の如し
 將校以下 三百三十五人

凱旋したるもの 二百七十四人
 廢兵となりたるもの 十五人
 戦死者及傷死したるもの 二十八人
 病死したるもの 十八人

畜産

本郡は京都市に接し近時京都市の發展に伴ひ牛乳の需用多く今や日々京都市民の要する牛乳の約七分は殆んど本郡各飼畜業者の供給せる状態にして年々斯業の發展を示せり今最近調査の状況左に

明治四十一年末現在

家畜	牛	六八一	牝	五五八	計	一一、二三九
	馬	五		一九六		二〇一
	豚	一一		五		一六
	羊	六九八		七六〇		一、四五八
	計					

所在村名	搾乳場數	乳用牛頭數		搾乳高	價額	一石ニ付價格
		以上	以下			
上賀茂村	四	五	九	三〇八	六、七七六	二二、〇〇〇
大原村	一	二	一	三	九〇	三〇、〇〇〇
田中村	一五	二四六	六四	一、七二一	三、七七三	二二、六六〇
大宮村	三	三七	五	二三五	六、三二五	二五、〇〇〇
白川村	二	二一	一一	一一七	二、九二五	二二、〇〇〇
修學院村	四	六五	五五	四四一	八、六九四	二一、〇〇〇
計	二九	四二二	一四五	二、七八八	六三、五六六	

明治四十一年六月末現在

明治四十二年四月一日現在

荷馬車 四七 甲牛車 二一〇五 乙牛車 二三 大七車 二、〇七五
 中小車 二〇一 人力車 二人乘 一三 自轉車 二八 人力車自用 一六
 農業 (四十一年末調)

農業は近年著しく發達し各種の改良を試み進歩の傾向あり郡農會の下に十四個の村農會ありて互に交通聯絡して農事の開進に力めり然れど本郡耕地田千四百八十六町二段五畝十七歩にして耕作專業者は戸數千三百七十一人口七千五百七十五兼業者戸數七百十三人口三千〇八十五合計戸數二千〇八十四人口二萬〇六百六十畑反別は二百八十二町五段九畝〇四歩にして之れを各戸又は人口に配管せば一戸の耕作地田七反一畝十歩弱畑二反三畝二十六歩強是れを一人別として田一反三畝二十九歩強畑二畝十九歩強に過ぎずと雖も概ね精脚能く耕作に努め近時諸物價の暴騰も裕に自活するに難からず比較的農業者は生計豊かなるもの多し

林業 本郡の北部は概して深山幽谷にして樹藝に宜く殖林に適せり郡内山林は一萬四千三百二十六町餘にして其内官有林八百六十一町八反〇二十四歩公有林三百二十五町五反歩社寺林五百四十一町四反歩私有林一萬二千五百九十七町五反五歩なりとす郡の南部は京都に接近し採伐時ならず天然林の如きは殆ど稀なれど北部には老木大樹多く用材材少からず然れども林政の修ざるや濫伐多く増殖少く林源を枯涸するの恐あるを以て近年大に此に注意し苗圃を設けて苗木を無代價に配付し技師を派遣し之が増殖を謀り年々數十萬株に及び其産額は最近の調査によるに左の如し

山林收入	材積	價格
山林收入	二八、七三九	七八、四八四

薪炭材	二九、五六六
材積	一、二六、七〇三
竹材積	一、二、六三二
竹材積	八、五九六
石材積	一四、九五二
其他材積	一五、一九一
計	三三三、九二六

明治四十二年末現在

村名	個所	反別	個所	反別
田中村	四四	二、七三〇八	八五	一、三三〇〇〇
白川村	一、〇六三	四〇二、九五〇七	六	四、五〇〇〇
修學院村	一、四四〇	二、六四、八三〇〇	一六一	六、九九〇一
下鴨村	八五	四、三九一七	二二〇	二、一九二二
松ヶ崎村	三三〇	一、一五三、〇一七	六三	三、五五二
鞍馬口村	一	一	二七	二、八三一〇
上賀茂村	六二〇	二、〇〇〇、〇一三	五〇	三、〇〇〇〇〇
大宮村	六五一	一、〇九九、一六二九	二六六	三、二六〇〇〇
鷹峰村	二七二	七、二六、九九一三	一三五	三、三〇七、一七

雲ヶ畑村	一、一〇二	一、四八七、二二〇	一	三、五五一六
岩倉村	九二五	九、三三三、九四〇九	一〇三	六、〇〇〇
八瀬村	一、四五〇	三、五二、三六二二	八七	九、三〇〇〇
大原村	二、三三三	二、一〇二、八九〇四	二一六	二、五〇〇〇
靜野村	一、〇四七	九、四三三、五二一一	五〇	二、三〇〇〇
鞍馬村	一、〇〇〇	一、一五四、三一一二	七六	二、三〇〇〇
花脊村	一、三八一	一、四二四、二六二五	二二	五〇〇〇
久多村	一、四二二	一、一五、五三〇六	一	六、一九一五
野口村	三	一、七〇〇〇	二七	一、六四、七三〇二
合計	一五、一五八	一、四三三、七七〇三	一、五九四	一、六四、七三〇二

工業

世運の開進社會の發展に伴ひ工業は漸々發達して其重なるもの鐘淵紡績會社京都支店工場、紫野織物工場、雲林松系工場、都染工場の四工場あり其概要左の如し

鐘淵紡績會社京都支店工場 田中村

絹糸紡績を業とし其資本金は本店と共通にして當工場分としては表示し難くも府下有数の大規模なり

京都織物株式會社紫野織物工場 大宮村

絹子地織成を業とす資本金拾五萬圓蒸氣力を用ひ職工百四五十人を使用し製作好良販路頗廣し

雲林松系工場 同

生糸松系を業とし資本金參萬圓にして蒸氣力を用ひ西陣各織物業者の寄託に應ず

都染工場 田中村

綿布捺染を業とし資本金五萬圓にして蒸氣力を用ひ各種捺染をなし其原料は三井物産會社名古屋支店

と特約購入せり

西陣絨物模範工場 大宮村

絹綿交織を業とし資本金拾萬圓明治三十五年二月創立の合資会社なり

清藤工場 田中村

綿裏地染を業とし明治三十七年七月創立蒸氣力を用ひ盛に就業しつゝあり

精綿工場 大原村

明治三十九年七月京都市川橋鐵之助の設立せるものにして水力を用ひ精綿を業とす

電線工場 佐野院村

明治六年九月の創立にして當時専ら銅電燈線製造なりしが三十九年八月津田合名会社第二電線工場の

名義に改稱水力を用ひ銅線被覆を業とす製品は主として造船用に佳良將來有望なりと

洛北水力電氣株式会社 上野茂村

明治四十年十二月創立資本金七萬圓にして電燈供給を目的とす

其他各種の工場数多有ると雖も未だ何れも盛大と云ふに至らず然れども漸次發展の兆あり後日一層隆

盛の期節近きにあらん乎

(備考) 四十一年末調査に依れば以上会社の職工徒弟数は男五百六十一人女七百五十九人計千三百二十

人なり

明治四十一年調査

織物業

工場数 二八六

機 三

織物

力織機

五〇三

手織機

六九五

男工 八六一

女工 一、五五六

計 一、五五六

主要製品目

洋服地類 五、五二〇

生絹子類 一五、九一〇

縮絹子類 一、二五〇

細絹子類 五七、〇〇四

女帶地類 七六三

其他 一九五

絹綿交織地 一、三八〇

絹子類 一、三六〇

リボン 三、三〇〇

計 三八四、七二二

価格 一、六九四

一、五六〇

二五、六五八

一、三八五

九七五

四、五三〇

七、七三〇

二、五二〇

一、五九一

五、五二〇

一、三六〇

一、三八〇

三、三〇〇

一、六九四

一、五六〇

二五、六五八

一、三八五

(備考) 本郡内に於ける機業地は大宮村、上野茂、鷹峰の三村にして大宮村を主とし賃機業なり價格は

知り得たるもののみ表示す

愛宕郡志

商業

本郡は農業を主とし工業之に次ぎ商業に至りて專業者甚少く所謂小商人にして記するに足らず今之を類別すれば大畧左の如し

- 物品販賣 一、四三七
- 金融及保險 五六
- 旅人宿及飲食店 五八二
- 其他 八七一

物産の種目及び産額は明治四十一年本郡の統計表に據る

品目	數量	價格
米	二六、七八二	四〇四、五六二
麥	一三、〇三七	一〇四、八四一
大豆	二九五	五〇九、四〇三
小豆	一五三	三、三九三
蠶豆	一七九	二、五九五
豌豆	二三五	一、七〇一
甘藷	二二、二四〇	一、九二三
馬鈴薯	一六、五〇〇	一、六二七
里芋	二九、三〇四	九九〇
鈴		三、五一六

明治四十年關

品名	數量	價格
酸漿	三三、六〇〇	二、三五二
藥莖	五、八八五	二、〇六〇
燕窩	三三、九四〇	一六、九七〇
胡瓜	八〇、二〇〇	六、四〇八
南瓜	二八、三五〇	四、二五三
西瓜	四三、二一〇	三、七八四
芥瓜	四、二〇〇	四八〇
葱	二七、五〇〇	一、三七五
葱頭	一九四、二五〇	二五、二五三
其他	六七、五〇〇	五、七三八
合計	一五、六〇〇	一、八七二
茶		一九、八七四
合計		一〇六、一六四
其他		六一五、五六七

反別

製産額

價格

作積	二四、六六	二、〇一七
見積	二、五	四、〇九七
計	二七、一	

反別	採葉數量	價格
作付見積	二〇,二六〇	一,七六二
蘭	五三	二,〇二四
計	一三一	一八一
扇(玉出袋)	六六	二,二〇五
家禽數		
鶏成禽	七,六六〇	九,〇一七
鵜成禽	九五〇	七二四
計	八,六一〇	九,七三一
丸及角材		
其他用材		
竹		
薪		
炭		
諸類		
苗		

石	其他材	總計
鞍馬石、白川石	四,九七八	三,五五五
鞍馬石	七,六一八	一,三九七
其他		七,三二六
總計		二五七,一五三
		八九三,二一〇

鞍馬石、白川石

鞍馬石は重に手水鉢沓脱ぎ庭石等に用ひ白川石は燈籠又は手水鉢等に製作し共に各地に輸出し其名亦高く原料は古來村内より切出せしが漸次需用の多きと交通の便開けしより附近の諸山又は近府縣等よりも輸入し之れに手工を加へ再び輸出することゝなれり

北山丸太

北山丸太又は洗ひ丸太と稱へて茶人數寄屋等の材料として著名なり雲ヶ畑諸村より産出す

鞍馬炭

其製産は大原久多花谷の諸村と北桑田郡黒田山國の諸村とにして鞍馬は只其集散地に過ぎざれども古來其名を占むることゝはなれり

酸莖炭漬、柴漬

酸莖炭は蕪荷の一種にして上賀茂附近に産し冬季鹽漬となし各地に輸出し柴漬は大原八瀬に産し茄子蕃椒紫蘇等の混合漬にて聖應大師の發明其風味甚だ雅美なり時に高貴の滑膳にも上れることあり

胡瓜茄子の速成栽培

夙に速成栽培の名ありしは洛東聖護院岡崎等なりしが十數年前より田中に於ける斯業の發達最も著しく

受宥郡志
其名市場を賑はせり

民業

本郡は農を以て本位とし林業之れに次ぐも近來京都市等に於ける諸般工業の勃興するより之れが使用人に
出するもの日を送ふて増加するの傾あり

民納

國稅

明治四十年度實收

地租	五七、二八九、一七五
所得稅	八、八七〇、一〇〇
營業稅	四、九九九、四九〇
酒稅	一三、一二一、一一〇
醬油稅	一、一三七、〇六〇
其他稅	三、六一八、五七〇
府計	八九、〇三五、五〇五
地租	一六、一四〇、六八二
營業稅	一、五五五、〇〇〇
雜業稅	八、一二三、八九二
營業稅	五三四、一三〇
戶附加稅	八、五六三、二八〇
計	三四、九二一、四四四

七、三五〇、八九二

町村稅費

直接國稅附加稅	六、六九四、三九二
地價割	一、二〇四、七八〇
所得割	七四九、六九一
營業割	三二、九七八、六五一
直接府稅附加稅	三、〇八九、三五〇
戶別割	二、九一六、四六五
營業割	四七、六三三、三二九
特別稅	一七八、九四一、一七〇
合計	七四、八
直接國稅納付人員	一九七
百圓以上	一、一七八
五十圓以上	六四五
拾圓以上	四五八
五圓以上	二、五五二
參圓以上	
計	

四十一年末現在

生産額取得別表

種別	三十九年		四十年		四十一年	
	生産總額	平均	生産總額	平均	生産總額	平均
農産物價格	5,185,000	17,575	6,480,000	18,815	6,280,000	18,245
畜産物價格	4,050,000	11,875	5,010,000	14,770	4,810,000	14,190
林産物價格	1,250,000	3,571	1,100,000	3,143	1,100,000	3,143
水産物價格	5,000,000	14,286	4,000,000	11,429	4,000,000	11,429
工業物價格	1,000,000	2,857	1,000,000	2,857	1,000,000	2,857
商業	1,000,000	2,857	1,000,000	2,857	1,000,000	2,857
商業	1,000,000	2,857	1,000,000	2,857	1,000,000	2,857
其他の所得	1,000,000	2,857	1,000,000	2,857	1,000,000	2,857
合計	13,485,000	38,971	14,590,000	42,570	14,190,000	41,710

備考

- 一、農産物の欄四十年度の三十九年に比し一戸當り額なるは戸數著しく増加せるに因る
- 二、四十一年度の工業物價格著しく増加せしは鐘ヶ淵紡績會社京都支店の開設に付き同工場の生産額を加入したるに因る
- 三、其他の所得とあるは名稱以外の凡ての收入を見積計算したる額なりとす

租税及公課負擔別表

豫算又は調定額	三十九年	四十年	四十一年
地租	5,833,811.9	5,728,917.5	5,826,968.3
所得税	8,147,810.0	8,870,100.0	10,547,777.0
營業税	4,605,060.0	4,999,490.0	6,332,000.0
其他	1,723,000.0	1,787,740.0	1,332,129.0
計	10,309,681.9	11,388,247.5	13,438,867.3
一戸負擔額	17,256.220	16,140.682	22,533.700
地租	1,518,750.0	1,555,000.0	2,687,350.0
所得税附加税	7,886,250.0	8,113,892.0	8,538,010.0
營業税附加税	5,707,410.0	5,340,230.0	6,950,033.0
其他附加税	426,970.0	534,130.0	827,240.0
計	19,539,380.0	19,543,252.0	26,998,633.0
一戸負擔額	32,795.500	32,573.738	37,524.165
地價	6,548,357.7	6,735,393.3	7,524,165.0
戸數	27,751,397	33,120,901	45,802,949
國稅營業割	564,576.6	602,957.7	1,114,652.2
府稅營業割	3,107,888.8	3,185,347.7	3,342,999.0
稅所得割	752,065.5	969,593.3	1,329,576.6

種別	三十九年	四十年	四十一年
地租	5,833,811.9	5,728,917.5	5,826,968.3
所得税	8,147,810.0	8,870,100.0	10,547,777.0
營業税	4,605,060.0	4,999,490.0	6,332,000.0
其他	1,723,000.0	1,787,740.0	1,332,129.0
計	10,309,681.9	11,388,247.5	13,438,867.3
一戸負擔額	17,256.220	16,140.682	22,533.700
地價	6,548,357.7	6,735,393.3	7,524,165.0
戸數	27,751,397	33,120,901	45,802,949
國稅營業割	564,576.6	602,957.7	1,114,652.2
府稅營業割	3,107,888.8	3,185,347.7	3,342,999.0
稅所得割	752,065.5	969,593.3	1,329,576.6

反別割	七八七、七三八	九九七、三八二
歩一稅	二〇七八、五〇二	二、一六一、五三八
家屋稅	四一、五九〇、五二三	二、四四四、八七三
計	九、二六三	六五、八三六、五八六
一戶負擔額	一、三八〇	一、一七三
一人負擔額	五、〇五五、〇七九	一、八八四
町村組合費	四一七、六九〇	四、九五八、五五〇
水利組合費	五、四七二、七六九	五、三三一、六二〇
計	一、〇八七	五、四九〇、一七〇
一戶負擔額	一、〇八七	九七八
一人負擔額	一六二	一五七
合 計	一六八、二二、七八一	二二一、一〇五、〇二九
一戶負擔額	三三、四〇二	三六、六九三
一人負擔額	四、九七二	五、九六一
備考		六、〇四〇

戶數 三十九年 五、〇三六
 四十年 五、六〇一
 四十二年 五、六一一

各村戸別割及一戸平均負擔別

△〇、發給

村名	三十九年		四十年		四十二年	
	戸數	一戸平均額	戸數	一戸平均額	戸數	一戸平均額
白川村	100	1,780,000	101	1,920,000	101	1,920,000
田中村	111	1,620,000	112	1,810,000	112	1,810,000
修學院村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
下鴨村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
松ヶ崎村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
鞍馬口村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
上賀茂村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
大宮村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
鷹峰村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
野口村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
雲ヶ畑村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
岩倉村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
八瀬村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
大原村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
市野村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
鞍馬村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
花馬村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
久多村	110	1,720,000	110	1,810,000	110	1,810,000
合計	1,110	1,720,000	1,110	1,810,000	1,110	1,810,000

民業

民業は農を以て主とし商工業之れに亞ぐ今左に明治四十一年末の調査を掲ぐ

農業	二、〇八四	一〇、六六〇	五、三六八
工業	六〇二	二、六七七	二、八九二
商業	七九四	三、〇九四	一、六二五
其他	一、五七四	六、六八九	三、三九九
神	二八四		
官幣大社	二	別格官幣社	一
村社	四四	無格社	二六
境内社	二〇九	府社	一

官幣大社は賀茂別雷神社、鳴御祖神社、官幣中社は貴船神社、別格官幣社は建勳神社とす
 寺
 天台宗 二四 真言宗 九 淨土宗 四八 臨濟宗 四一
 曹洞宗 二五 黄蘗宗 四 眞宗 六 日蓮宗 一二
 融通念佛宗 一 境外佛堂 九

内門跡寺院は天台宗にては三千院曼珠院實相院林岳寺大本山は淨土宗にては知恩寺臨濟宗にては大徳寺とす
 此他魚山の各院鞍馬寺峰定寺岩屋寺等の名刹あり
 本郡は京洛に接し南方進に鴨川に沿ひ東山に従ひ京都の第一勝地たるを以て平安京の初めより離宮別殿名勝舊跡

洞戸刹其間に相交はり山光水色と相映して明光實に海内に冠たり千年の久しく互に盛衰興廢ありて芳園遺跡の其間に存するもの少からず明治二十一年七月郡の東南部九ヶ村を割き京都市に編入せられしより東山一帯の名勝如意山銀閣以南は本郡の管轄を除かれり然れども猶部内に存するもの少からず其最なるものを左に掲ぐ其詳細は各其村志に記せり

- 下鴨 糾林 御願神社
- 上賀 茂 別當神社
- 船岡山 建勳神社
- 紫野大徳寺
- 大慈悲山 峰定寺
- 岩屋山 志明院
- 寂光院
- 雲林院 紫野
- 二瀬牽光堂舊跡
- 魚市 原 恒高先生舊跡
- 赤山 禪院
- 鞍馬寺並山
- 貴船山 貴船神社
- 大原三千院 音無池
- 八潮川 陣風堂
- 山 大原寺
- 白川並勝軍山城跡
- 詩仙堂

國寶並特別保護建造物
 本郡は大社名刹頗多く其處する所維新變革の爲め散亡せりと雖ども今に寶物古文書古建築地少からず今其國寶並に特別保護建造物と指定せられしものを記す其詳細は各村誌あり
 此他同等資格を有するもの猶多かるべきも今之を略す

- 一甲種中觀音左右猿蓑 朝本三大幅對 牧溪筆 三幅 大徳寺
- 一等百鬼夜行圖 紙本巻物 一巻 眞珠庵
- 一同竹石白鶴 紙本著色屏風 正信筆 一隻 同

一四等紙本淡彩四季耕作圖襖繪

元信作

八枚

同大徳院

一乙種紙本墨書後醍醐天皇

元弘三年八月二十四日開山大燈國師に賜はりし所

一幀

大徳寺

一乙種紙本墨書後醍醐天皇

大燈國師と御問答の投機偈と稱するもの

二幀

大徳寺

一四等壯丹孔雀彫刻堆朱盆

張成作

一枚

大徳寺

一四等過去現在因果經

紙本著色

一卷

上品蓮臺寺

一四等木像金色阿彌陀三尊座像

源信作

三軀

三徳院

一同木造不動明王立像

傳圓仁作

一軀

同

一同木造阿彌陀藥師釋迦三尊座像

三軀

來迎院

二中等木造毘沙門天脇佛

香蓮天女立像

三軀

同

一同木造毘沙門天立像

不動堂

一巻

來迎院

一同絹本著色玄信和尚像

白雲

一幅

圓光寺

一乙種紙本墨書林丘寺御手鑑

建元元年白雲

一帖

林丘寺

一乙種絹本大燈國師像

建元元年白雲

一幅

大徳寺

一丙種紙本墨書東巖禪師蒙古退治祈願文

私安七年五月二十六日

一幀

大徳寺

一雪舟筆小幅山水

弘安七年九月

二幅

雙幅曼殊院

特別保護建造物

- 一本堂 櫻橋樂院本堂
- 一唐門及勅使門
- 一方丈及通仙茶室
- 一本堂方丈書院及忘筌茶室
- 一神殿其他二十四ヶ處
- 一神殿其他三十四ヶ處
- 一方丈
- 一本堂供水所仁王門

其記事は各村誌に在り

古墳

本郡は舊郡なれど歴然たる古墳甚だ少なし上古に在りては僻遠山地にて古墳を營する豪族の居らざりしと京都近傍東山一帯は皇居となり人烟稠密且大社巨刹の造營の爲め荒廢せしもの多きが爲めなるべし唯高野なる小野毛人の墓は早く發掘せられ世に著はる上賀茂松ヶ崎幡枝の山間には古墳頗る遺れど年代姓氏考ふべからず蓋し賀茂氏の舊物なるべし詳細は村誌に記す

風俗人情

本郡は南北に延長し北部は山谷深阻僻遠の地多く南部は都市に接鄰し交通の便あり故に其風俗人情も自ら之を南北に大別せざるへからず北部は概ね質樸素約にして古風を存し保守に厚く農桑山野に力む而して進取の策に乏し南部は百事利便需用給足するを以て勤儉の風薄く伶俐にして華美を好むの傾向あり然れども僅に都市を離れば頗る風習を異にし村舎の觀あり本郡は古來朝廷の關係密接なるを以て人民の朝廷尊崇の心殆ど先天の性の如く殊に上賀茂下鴨修學院八潮

大原岩倉の如きは此感念尤も深し造次の間に於ても事朝廷に及ぶ時は肅然起敬の色あり是は他に類無き所にして本郡の美風なり

其公共心慈善心も漸々發動し日露の戦役より大に進行して各村に義勇會を組織し軍人の家族遺族を保護し赤十字社に加入し愛國婦人會に賛同し其他種々の方法の下に盡瘁せんとする向き多大ならんとす

尙ほ近時各村競ふて元費を節し教育の發展風俗の改良を講ずる傾向日に加わり殊に客年十月大詔煥發以來彼我共に報徳忠誠の實蹟を擧げんとし青年會思恩會自強會鷄鳴會等の名稱を附し共力補翼せんとするに至れり詳細は各村誌に譲る

田中村志

本郡の東南位に在り田中村と高野新田の兩部落より成る田中は舊と本郷、島中、柳、百萬遍、門前、蓼原、川崎の六字に別れしか明治四年五月百萬遍、門前を合併し同十月蓼原、川崎を合併し田中村と稱す高野河原は二百三十有餘年前武野又兵衛なる者創めて開拓せしか幾ならず四民移住し一村を爲したり明治十二年田中村と合併せり

區域

東は本郡白川村南は京都市吉田町北は本郡修學院村と道路耕地を以て界し西は鴨川と高野川を隔て、京都市出町と本郡下鴨村とに界す

幅員

東西約九町南北約二十五町^畝面積約百六町一反八畝廿四歩

郷莊

本村より下鴨に亘り蓼倉郷に屬す今に下鴨に蓼倉の字あり本村の蓼原は恐くは蓼倉の訛ならん岡崎に在る蓼倉地蔵は本村に在りしか洪水に流れて彼地に至りしなりといふ

管轄

寛仁二年十一月下鴨御祖社に寄附せられし地にて久しく神領たり明治維新迄は村高九百五十一石六斗七升一匁にして其内五石二斗一升九合は除地たり其領地は禁裡本御料同増御料を主として門跡寺院公卿寺院徳川旗本其他を合して三十三ヶ所に分領せらる高野河原領は村高二百石なりしか寶永元年水害の爲め百石九斗と改めて見取場と定められ檢地帳を下附せらる禁裡増御料たりしか維新後共に京都府管轄たり

形勢

南北に延長し東西に短く東と南北は平地を以て地界をなし西は高野川を控へ地勢平衍耕種に適せり但し舊

河

時は用水不備なりしか琵琶湖疏水工事成りしより灌漑充實田地沃壤となれり

高野川

修學院村字一乗寺より南し本村字高野河原の西を過ぎ鴨川に合す延長十四町三十間廣一町二十二間平時は砂礫にして水乏しく大雨には暴漲の憂あり

用水

修學院村字一乗寺より來り本村の中央を過ぎ市郡界に至り鴨川に入る廣十二尺許深一尺許

用水池

本村東北方南高原に在り廣七段歩

疏水分川路

白川村より北上し本村に入り西折して高野河原を潜り下鴨村に入る本村は用水に乏しかりしに此分水を得て灌漑充足す京都市に年々水稅奉旨間を納む

道

敦賀街道

出町橋より高野川の東に沿ひ北上し修學院村に入る延長十九町十五間

白川街道

出町橋より直に東行し白川村に入る延長九町二十間

里

本村元標より里程左の如し

京都府廳	二十九町	愛宕郡役所	四町
白川村	二十三町	下鴨村	十七町

修學院村 三十三町

地勢平坦道路開修運輸便なり殊に近時京都市の發展に伴ひ且つ鐘ヶ淵紡績會社京都支店の開設以來交通頻繁にして殆んど京都市と異ならず

字	地名	方位	段別	字	地名	方位	段別
柳	元田	西南	八、四一〇	大	前	南	五三、八二七
關	道	西南	六一、五〇〇	里	前	南	一四、七〇九
京	道	中央	一六、五二〇	流	上	南	二五、二〇九
南	原	東北	二六、六二六	野	上	中央	二八、八〇八
西	原	西	二五、七〇〇	里	内	中央	二六、八二八
中	原	西	一四、二〇四	大	保	中央	一七、二二一
犬	場	西	三六、五二九	内	前	東	一六、七二〇
玄	原	西	四一、七〇二	飛	井	東南	二四、八二六
堂	後	西北	二四、六〇〇	車	田	東	三五、一三三
上	番	西北	四三、一〇六	小	菜	東	二九、二一一
古	川	西北	四三、一〇九	叢	田	東	一五、七〇三
四	八	西北	二四、〇一八	叢	口	東	四〇、九二七
馬	神	北	二一、八一	西	浦	西	四四、二〇三
畑	田	北	三六、七二九	北	原	東北	二〇、九二四

六反	西南	二九、九〇五	十	二	東	三六、七〇六
内前	西南					
高野河原區						
蓼原	南	一六、八二七	西	玉岡	北	八、五一四
下大	南	二四、二二八	南	白水	北	一七、三三三
嵯峨屋	南	三〇、二〇四	北	白水	北	三一、〇〇四
廻り	南	一三、九二〇	北	玉岡	北	四、五〇三
五下	南	二二、八〇九	上	大岡	西	五二、二一一
下竹	北	二〇、七二九	上	竹屋	北	二一、〇二八
箭地	南	二七、二二二	清	水	中央	一六、五一五
寺前	中央	一三、七〇五				
官有地	第一種	三八、九八二〇				
御陵墓地	第一種	一〇二	府社及			
其他	第二種	一五〇七	河川溝渠			
道	第二種	六、〇八二				
其他	第四種	二、三九一八				
寺院敷地	第五種	五〇〇四				

明治四十一年十二月末日闕

一九〇八

一九〇五二九

民有地

明治四十一年末

租稅地	一六、一八〇三	地	二、七三二、四六五	定率	一、〇六、〇七五
田	四六、〇二一	同	一、二八〇、一〇〇	增率	一、六一六、三九五
畑	三〇、七三一一	同	四四三、六〇〇	同	二〇一、四三五
宅地	二二、一二七	同	九二四、〇四〇	同	二八八、八〇〇
山林	一六、〇三〇八	同	七四、六二〇	同	四〇、七〇五
原野	二七〇六	同	一〇五	同	五五〇
民有免租地	三、五八〇七				
學校敷地	二五〇六				
鄉村社地	三三〇一				
墳墓	一、六二二九				
用惡水路	二二二九				

溜池	七五〇〇
堤塘	二四一二
井路	?
道地	?
運河	?
其他ノ公用地	?
租	四十
國稅	五、〇〇八、三七八
府稅	二、六九八、七九七
郡稅	四七四、五四五
村稅	七、〇八三、八八五

官 愛宕郡役所 田中
 汚草は郡志に在り

田中村役場 田中

舊愛宕郡第三區に屬し白川田中高野河原一乘寺山端と聯合當時本村に役場を設けり其後改正の際之を買取り本村役場と爲せり

巡查駐在所 二 田中村字田中小字柳元
 田中村字高野河原

學 田中尋常小學校

明治十二年十一月一日創立にして近時年を追ふて各種の事業發展殊に去る四十年鐘淵紡績京都支店工場
 の字高野河原に創業せしより來住者の數多く且つは小學校令の改正に伴ひ義務教育の延長は校舎の狹隘
 を告ぐるに至りたるより本年校舎の増築工事竣成せり明治四十一年度在學児童數は男二百一十一人女百四
 十二人計三百五十三人職員は正教員男四人女一人准教員女一人代用教員男一人計七名本年度經費は貳千
 七百八拾四圓貳拾四錢なり

牧 畜場
 牛乳搾取所
 近年牛乳需用増加せしより搾取場を本村に設くる者甚多し目下在るもの、數左の如し
 明治四十一年末現在

牧場數	一五
乳用牛	三三〇頭
搾乳高	一、七一〇石
價格	三八、七七三

物 土地沃饒五穀に適す其特産と稱すべきは茄子及び胡瓜の速成并に蕃椒とす

米	一、三八六石	二一、五二五石
俵	四六七	三、九七〇
計	七二〇〇石	二五、四九五
茄子	一二、五〇〇	三、六〇〇
胡瓜	一二、五〇〇	三、六三〇
愛宕郡志	田中村	五十一

南	瓜	五二五〇	四七三
蘆	苧	四二〇〇〇	二八〇〇
蕃	他	二二二五	二四五〇
其	計	?	五九一
合計	計	?	八五四四
職業別	計	七〇九	三九〇三九
農	業	一〇五	七五五
林	業	一三六	九五四
工	業	一九六	八八五
商	業	二二三	一五七
交通	業	八九	七二二
日稼及勞働者		八	二五
雜業		三四	一四四
公務及自由業		一一八	六五五
無職及職業不詳		七〇九	四二九七
計			

備考 近時京都市の發展に伴ひ各種の專業盛大となり殊に一昨年來鐘ヶ淵紡績會社京都支店工場の創設
 と附近に諸官立學校あるよりして多數の學生并に諸官衛會社へ通勤せる者及び職工勞働日稼業者

等の來住多く人口増加しつつあり
 最近の直接國稅參閱以上を納むる者を擧ぐれば左の如し

明治四十一年末關

百圓以上	六	甲牛車	一一
五十圓以上	一三	大牛車	二二五
拾圓以上	八八	人力車	二六八
五圓以上	五三	自用人力車	一六八
參圓以上	一八	計	四一一年末現在
車輛			
荷馬車	三六七		
乙牛車	五		
中牛車	一〇		
自轉車	一一		
家畜			
牛	二九八		
馬	一		
戶數及人口			
本籍人口	三六二一		
族男	九八七		
族女	九八七		
受宕郡志			
田中村			

四十一年末現在

平 民
男 一、七六九
女 一、六七五
現住人口及戸數

大 野 河 原 別
男 一、七六五
女 一、六六一
男 四、四六三
女 四、三二一
男 三、四二六
女 五、二七

人 口
男 二、二二八
女 二、〇九二
計 四、三二〇
戸 數 一、七〇九
宗 教 (在住人)
神 道 八五
佛 道 二、八九八
基 督 教 一〇二
宗 教 未 詳 二二二

神 田中神社 田中 小字樋口
祭 神 大國主神

式内三代實録、貞觀五年五月二十二日甲申、勅遷山城國廣幡神田中神於愛宕郡伊佐禰里、以舊社近於汚穢也とある社なり本村の産土神にて社地四百二十九坪官有地第一種樹木多し明治七年二月村社に列せらる氏子三百餘戸

稲田姫神社 祭 神 稲田姫命
事代主神社 祭 神 事代主命

倉稻魂神社 祭 神 倉稻魂命
猿田彦神社 祭 神 猿田彦命
玉柳神社 祭 神 倉稻魂命
波邇神社 高野河原 小字上竹屋地 祭 神 倉稻魂命

式内神社にして高野河原郡落の道東にあり明治十八年三月二十一日官令御祖神社攝社七社の内第四社と定めらる社地百四十九坪官有地第一種祭日五月十二日

寺 知恩寺 田中 字門前
本 尊 釋迦佛

浄土宗四ヶ大本山の一なり初め慈覺大師釋迦佛像を刻し加茂河原屋神宮堂に安す承安間賀茂神司源空に歸依し之を寄附し一寺となす源空の弟子源智に至り初めて知恩寺と稱し浄土宗と定めたり第六世智恵法徳あり三朝の戒師となり花園法皇浄土一宗第一の繪旨を賜ひ後醍醐天皇國師號及紫衣を賜ふ是れ浄土賜紫衣の始なり第八世善河後醍醐帝の勅を奉し惡疫消禳を祈り百萬遍念佛を執行し靈驗あり勅して百萬遍の號を賜はる依て別號となれり寺舊と今出川東洞院の北洛外に在りしが應永三年足利義滿相國寺建立に及び一條油小路に移す接するに此舊地は今同志社西校より舊鹿苑院の邊方一町の地を占めたり相國寺中舊松岡軒に古き池水あり之を法然水と云ふ源空の舊地なり應仁元年五月兵火に災す再興僅かに成りて永正五年又災す天正十八年京極に移さる寛文中東福門院附役の邸を立つるに及び更に今の地に移さる此より堂宇を建立し寺院を造營し一の巨刹となり本堂の外開山堂阿彌陀堂勢至堂鎮主社等あり今一條小川に元百萬遍と稱する所あり又寺町廣小路下る東側を百萬遍屋敷と云ふ其舊地也此地に移りし時は荒蕪たる荒原田畑なりしが二十餘年の年月を以て一切造營し舊觀に復したり舊境内五町六段七畝七步現境内一

萬二千二百四十七坪官有第四種たり塔頭子院は多く廢し今存する者左の如し
養春院 如意庵 咏窓院 瑞林院
善導院 壽仙院 龍見院 養源院
末寺三百二十八ヶ寺を有す

寶物にて既に國寶と定まりしは願紙筆蹟鐵樹の書幅にて寺寶にては利綱名号圓光大師畫像圓光大師遺
戒後花園淨土一宗及賜紫衣給旨其他給旨後奈良帝松蔭祝御覽の狀同辰崎寺額松蔭祝善導大師畫像傳惠
心筆十體阿彌陀當庵曼荼羅光琳筆花卉卷等なり

光福寺 田中 小字大恩母

本尊 阿彌陀佛

淨土宗知恩院末子菜山齊教院安養殿光福寺と號す所謂干菜寺なり舊と西山楊谷に在り天文年中遍譽なる
者齊教院を立て六齋念佛を弘通せしが天正年間此に移り武藏寺と稱す豊太閣に吞過せられ六齋念佛總本
山の號を賜ひ更に光福寺と號す干菜山とは豊公に干菜を獻せしによれりと云ふ境内千九坪官有第四種
境内觀音堂地藏堂愛染堂毘沙門堂あり

守 飯寺 同 小字野神

本尊 阿彌陀如來

淨土宗知恩寺末彌誓開基境内二百二十八坪民有地第一種

福藏寺 同 小字里の内

本尊 地藏尊 智證大師

淨土宗知恩寺末舊三千坊の内にて天台宗なりしが明治六年今の宗に改む境内百四十六坪民有地第一種

長德寺 同 小字六反

本尊 阿彌陀佛

正定院 同 小字六反

本尊 阿彌陀佛

慶長年中創立境内五百七十二坪民有地第一種

常林寺 同 小字六反

本尊 阿彌陀佛

天正年間創立境内五百十一坪官有地第一種

右三ヶ寺淨土宗知恩院末

法性寺 同 小字六反

本尊 題目

日蓮宗本圓寺末舊と鎌倉にあり後京都に遷り元祿中此に移る

開光寺 同 小字西河原

本尊 阿彌陀佛

眞宗本願寺派本願寺末

獨證寺 同 小字西河原

本尊 阿彌陀佛

眞宗大谷派本願寺末

淨妙庵 同 小字芝原

本尊 釋迦牟尼佛

日蓮宗瑞光寺末天和三年六月創立

附記

本庵の門前より北に上る道の左の竹藪の内に古來八間六間の地あり坪數一畝十八歩なり具平親王の御墓

と相傳へたる由文化二年六月久我家より親王の遺息に付表石建設の爲め田中村に申込のことあり兩傳奏を経て武家に達せられ武家より庄屋年寄を喚出し實地を取調へ表石並將來保護のことを承諾して出したる書面あり此時其事を果さしりしにや明治の初除地處分せられ一般の民地となれり具平親王は北白川に葬りし由舊記にあり此邊は白川に近く之を白川と稱するに當らざるにあらず猶考證したきものなり

妙 說 庵 厨 小字里の内

本 尊 地藏 菩薩

無礙 光 庵 同

本 尊 阿彌 陀 佛

禪臨濟宗相國寺末尼寺也

陵 團子の森古墳

田中の北畠合森にあり地域東西十七間八分南北二十二間舊と太后の森と稱せしを後に團子又は畷合と誤りしと云ふ櫻森にて民有地なり往年開鑿せんとせしか其家皆死し唯小兒のみ存し恐れて果さすと云ふ

寶樹院 宮墓

知恩寺に在り後西院天皇第七皇女寛文八年七月十八日薨

放光院 宮墓

同寺にあり後西院天皇第十一皇女延寶五年九月七日薨

涼月院 宮墓

同寺にあり放光宮皇妹延寶八年六月十三日薨三皇女生母六條局梅小路氏墓其側にあり右三墓諸陵寮に管す

三好長輝墓

同寺中養源院に在り長輝永正十七年五月十一日百萬遍に於て自殺す故に其寺に葬る當時は一條上の池小路にあり今は元百萬遍と云ふ

竹中重治墓

重治は豊公の謀主にて播州出陣中病歿す其墓は本寺に在り其他一家族の墓も少なからず

鳥居元忠墓

慶長五年元忠徳川氏の爲めに伏見城を守り西軍の爲めに戦死す其墓は本寺に在り碑文あり

右三好以下三墓は本寺と共に今の地に改葬せしなり

猫 冢

同寺門内に古碑猫冢と稱す播州府志曰田中村有淨蓮寺、是勸修寺家代々墳墓占地也、猫冢去斯不遠、疑是勸修寺家祖猫冢中納言清隆墓と淨蓮寺今廢す詳かならず或は其廢寺の跡に本寺を移して此墓は舊來其所に在りしにや

古 戦 場

記すへきなし但延元建武間の戦争は此邊正に交鋒驅逐の地に當れり然れど證する所なし

人 物

寛文中武野又兵衛なる者此地の荒蕪道路粗惡なるを慨し開修の志あり會々後水尾法皇修學院の離宮御幸の事あらんとするや武野之を開き官允を得て同志と開修に従事し其効を奏す官其荒蕪地を賜ひしか更に開拓して耕作に従事し遂に其部落を爲すに至れり其家今に存し克く業を繼きたり近年其地の有志者相謀り紀功碑を波通神社境内に立て之を表す

風 俗 民 情

都市に接續し出入頻煩從て人情輕浮を免かれず近來稍生産的進歩の氣を加ふるか如し

白川村志

白川とは本村溪間より出る溪川の稱なり蓋し山谷花剛石多く其碎沙白くして美なるより名つけしなるへし
舊時は其流域下粟田錦織八坂郷に亘りて白川と概稱し京白川と相併ふるに至れり本村は其北に在るを以て
北白川と稱す舊來獨立の一村なり

區域

北は本郡修學院村字一乘寺と山谷及び田畑を以て界し東は近江國滋賀郡滋賀村字山中と叡山山嶺を以て限
り南は京都市淨土寺町と山林田畑を以て界し西は本郡田中村と野邊を以て界せり

幅員

東西一里二町四十間南北十二町五十八間半面積五百十四町九段廿五步

郷莊

上粟田郷に屬す沿革詳かならず

管轄

寛仁二年下上賀茂社に郡内八郷御寄進ありし中にて上粟田郷は下社の社領たり其後戦亂を経て管轄沿革考
ふる所なし慶長十一年八月徳川氏聖護院興意親王の爲め照高院を建て此村に於て千石の寺領を附し以て明
治の土地に至り京都府の管轄となり明治五年愛宕郡第五區に編入し其後第一組となり又第三組に入る其後
明治二十二年町村制により一村自治となる

形勢

良位に叡山を負ひ其山脈南に延ひて東面を限る故に東北は地勢險峻にして本村は其溪間より西に連なれり
谷口西に開けて平衍にして灌溉に便なり

山岳

白川山

白川越道路の南北に在り南を南山と云ふ高約三十丈西而本村に屬す山脈南北に逶亘す白川此より出づ登路約二十四町餘北を北山と云ふ高約十八丈西南而本村に屬す勝軍山瓜生山中山南か原岩阪地藏谷遂谷清深口丸山外山等の稱あれと皆白川山の内の區分に過ぎす此内丸山は中間の小阜にて別に一山なせり舊照高院の土地なり

白川

滋賀縣滋賀郡滋賀村字山中より來り叡山南面の溪流と白川山の溪流を合し本村の中間を過ぎ進に南して淨土寺町に入る延長約一里深さ十二尺淺き所一尺廣き所三間狭き所二間其一派は吉田山の北を繞り京都大學に入る其流急激にて水質清涼なり早魃も涸るに至らず田地六十町歩に灌溉す水車運轉の便あり

疏水分水路

京都市淨土寺町より本村字久保田を過ぎ白川街道を横斷し字小菰井、小倉、大菰井、北畠、西街道、土田、小瀬ヶ内、伊織、廻之溝、を経て愛宕郡田中村に至る此延長九町四間反別水路敷地三反四畝七步堤敷地九反三畝廿四步四合二勺

池

雪輪池

舊北白川宮泉水にして其舊址に在り東西二十八間一尺南北五十二間半周廻百三十五間半

小龜ヶ谷池

東北隅白川山の内に在り東西二十六間南北六十間周廻百三十五間耕地の用水なり

龜甲池

小龜ヶ池の東に在り東西三十六間半南北八十間周廻二百七十五間耕地の用水なり

玉子谷池

龜甲谷の東大津越新道の南側に在り東西三十八間南北二十七間周廻百四十間耕地の用水なり

道

白川越道

琵琶街道と云ふ即志賀の山越なり本郡田中村より滋賀郡滋賀村に達す延長一里二町四十間舊府費負擔縣道なり

一乘寺に達する道路

淨土寺町より修學院村字一乘寺に達す延長十三町舊二分一補助道路なり

大津越新道

白川越道字中山より分岐し滋賀村界に至る延長十五町

比叡山道

白川越道字遂谷より分岐し無動寺に達す延長五十四町

橋

天神橋

白川越南側天神社に入る所の白川に架する石橋にして明治二十七年五月村内石工より寄附して新造し石欄間洞所謂目鏡橋の構造にて完好なり西面に萬世永頼の四字東側に明治二十七年五月改造氏子并有志中の字を刻す

里程

本村元標より各地里程左の如し

京都府廳	一里六町十三間	愛宕郡役所	十八町
田中村	二十三町	淨土寺町	四町

修學院村

三十四町

二十九町五十一間

東南は山岳溪谷にして道路坂峻山凹の個所多く西部は稍や平坦にして車運に便なり往時は運輸困難なりしも漸次改修を加へ今や格別困難を感せざるに至れり

字	地名	位置	段別	字	地名	位置	段別
小	龜ヶ谷	東	二六、九〇八	土	田	中央	一八、八〇九
向	ヶ谷	同	一一、五〇三	北	畑	同	一一、五〇九
琵琶	街道	同	一五、四一四	菜	田	同	一一、三〇三
仕	伏	中央	五五、六〇五	小	倉	西	四七、一一〇
上	池	同	二二、八一二	久	保	同	三三、五二九
下	池	同	三二、五二八	小	井	同	三三、七二〇
山	元	東北	三二、二〇九	追	分	同	六四、二二四
山	田	北	一五、二二一	大	井	同	一九、〇一六
鐘	杵	中央	三六、五二六	正	法	同	五六、八二八
上	竹	同	一一、一〇〇	西	街	同	三九、七〇三
板	元	中央	一五、一一九	上	井	同	一一、三二五
西	口	同	三七、一一〇	下	井	同	二五、四二九
加	別	同	一一、六一九	伊	井	同	二五、九一五
堂	前	同	三三、四〇三	廻	溝	北	四八、七〇三
小	瀬	同	二二、三三八	峠	ヶ	同	四八、二二〇

重石東

六、六二七

南原東南

一一三三、〇一一

瓜	生	山	北	一五五、三〇四	細別小字	御所山、呼子谷、石部谷、大松ヶ谷
細別小字	目谷尻、山田、名無谷、五郎兵衛谷				櫻谷、寒谷、温ミ谷、富浦谷、長尾、大平、	
清	深	口	東北	一五二、四一八	廣甲、東谷、尻谷、阪ヶ原、上ヶ原、古別當	
細別小字	鍋谷、大龜谷、尻高、七廻リ、望キ				片ヶ原、半石谷、跳子谷、抱石、梅木谷、馬	
谷	水洞院、黒岩				脊谷、百二掛、小龜ヶ谷、龜甲、花ヶ谷、雲	
地	蔵	谷	東北	五六七、二〇四	ヶ池、新道	
細別小字	木梅谷、水谷、芝ヶ平、蛇谷、具足				中	
谷	盲谷、城所谷、不動谷、地蔵谷、積ヶ谷、				細別小字	
百合原、天狗原、馬頭山、境ヶ谷、澄入谷、					北新道、苔ヶ谷、玉子谷、佛ヶ平、	
鷲ヶ森					向ヶ谷、核谷、池ノ谷、二股谷、螺貝谷、小	
蓬	谷	東北	七四、七二一	柳谷、風呂谷、鉢伏、新池、袖尾、持越、崩		
岩	阪	東北	二七五、八二七	谷、小ヶ尾、北尾谷、猿戸谷、中ヶ谷、指上		
細別小字	蓬谷、岩阪、地獄谷、猪ノ鼻				ヶ谷、暮ヶ谷、口原ヶ谷、御笠、一番目ヶ谷	
瓜生山以下は東北南の山谷にして北は修學院村東は滋賀縣叡山の連背南京都市淨土寺町なる如意嶽に相					楊木ヶ茶屋、茨谷、仕殺ヶ谷、皿谷、深谷	
連れり						

官有地

明治四十二年十二月末日調査

第一種	皇宮地回附屬地	御陵墓地	二六二二	御火葬地	
	官國幣社地	府社及郷村社地		其他	
	愛宕郡志	白川村		六十五	

郷村社地	墳墓	用水路	溜池	堤塘	井路	道安	保場	役場	病院	運河	租地	國稅	府稅	郡稅	村稅	官
四九〇三	?	?	一、七五二五	九三二四	?	?	一三、七〇〇〇	?	?	三、四〇〇七	?	?	?	?	?	白川村役場
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	字在伏
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	明治改正以前は照高院領にて其支配に屬せしが同四年本郡第五區に編入せられ明年第一組となり同十二年第三組に屬す同十四年組を廢せられ一村にて役場を立つ同二十二年町村制實施によりて獨立の一村役場となれり

第二種

御料林野

道路

其他

民有地

租稅地

田

畑

宅地

山

原野

民有免租地

學校敷地

七、四七二〇
、〇二一八

國有林野
河川溝渠

八、二三二二
四、六四二一

四八九、〇九三三

地租

二、九九九、六八〇

定率

一、二九四、六七五

六二、〇〇一

地租

二、一六六、八七〇

定率

一、九八四、九四〇

九、二六〇一

地租

一七八、二三五

同

八七、二二〇

九、八九二〇

地租

四八四、四〇一

同

一五二、三七一

四〇七、四五〇七

地租

一七〇、〇四〇

同

七七、二九〇

四八二四

地租

一三八

同

九二、七五〇

一七、五四一一

其他ノ公用地

三二二二

同

七五

四十一年

巡査駐在所 字下池田 學 校

白川尋常小學校 小字裏元

明治六年七月の創立にして小字西ノ口にあり校舍狹隘なるを以て廳に増築爲したることあり明治四十一年度末在學児童數は男八十五人女九十二人計百七十七人にして職員正教員男二人女一人准教員女一人代用教員男一人計五名本年度經費は千五百五拾貳圓貳拾八錢なり

工 作 場

本村は水利の便なるよりして近來水力により工場を設け精米麥并に製針伸銅又は製粉の業盛大となり其製品量多大なり明治四十一年末調査主たる工場左の如し

- 一 銅線製造工場
- 一同
- 一金粉製造工場
- 一 絹綿布縫出工場
- 一 銅線製造工場
- 一 銅線製造工場
- 一 銅板延シ工場

- 伊東新次郎
- 松浦伊兵衛
- 西村祐二郎
- 木村龜二郎
- 佐敷萬次郎
- 上條久吉
- 寺田安太郎

四十一年

牧 畜
搾乳場
搾乳用牛
搾乳高

三一三
三一七

物 價

二、九二五

特 有 産

白 川、石

八、〇〇〇石

五、〇〇〇石

燈籠、手水鉢、庭石

六〇〇石

一、二〇〇石

右は内國に販賣し近年遠く米國に輸出するに至る

三、〇〇〇石

一、二〇〇石

白 砂

三、〇〇〇石

一、二〇〇石

右京都市大阪名古屋東京に輸出す

三〇、〇〇〇石

四、五〇〇石

花 弁

三〇、〇〇〇石

四、五〇〇石

右京都市に販賣す

三〇、〇〇〇石

四、五〇〇石

普 通 産

三〇、〇〇〇石

四、五〇〇石

米

一、三九一石

二九、三八〇石

麥

一、〇九七石

九、六七八石

芋

一、〇九七石

一八〇石

明治四十一年末現在

民 業

戸 數

人 口

農 業

一五二

五四六

林 業

二

五

工 業

五四

一一〇

愛宕郡志 白川村

六十九

商業	七四	七八
交通業	三〇	六九
日稼及労働者	七	七
雑業	七	七
公務及自由業	三八	八六七
無職及職業不詳	三五七	一、七九二
計		

備考 園藝業一戸四人は林業欄へ挿入す本村は石工并に水車業を主とし農業商業は一に家族の内職の觀あり

民力	同 拾圓以上 五六人
國稅	百圓以上 一人 五十圓以上 二人
同	五圓以上 三四人 同 參圓以上 三〇人
車	一三五
馬車	一 甲牛車 一五 乙牛車 一
中車	四 人力車 二人乘 一 自轉車 一
馬車	二人乘 二
家畜	牛 三五 牝 二六 計 六一

四十一年末現在

本籍人口

士族	二、一〇三
平民	一八
計	一六
現住人口及戸數	一、〇二一
人口	一、〇五八
戸數	八四七

宗 教	數
神 道	一、七八二
佛 教	四
基 督 教	一
宗 教 未 詳	一

天神神社 小字住伏
祭 神 少彦名命

村社一村の氏神なり創立詳かならず然れ其頗る古社にて其名高し祭事に用ゆる鐵製の鉾あり黒鉢と稱す其本に一之鉾其中子に延喜八年八月十三日と刻す長三尺許藤井貞幹が好古小録にも收めたり祭式頗る古

風なり舊と白川の西字久保田宮の前にありしか足利義政の發願にて文明年中此地に移せり文政の火災に舊記焼亡す社地四百五十坪樹木蒼蔚民有地第一種氏子三百二十戸祭日十月二十三日

寺 乘願院 小字在伏

本尊 阿彌陀如來

舊天台宗にて寂山の支坊なり中絶の後慶長中僧信譽中興して淨土宗乘願寺末となる舊と照高院の靈牌所なり境内三百三坪民有地第一種檀徒二百三十戸明治十三年本村里沙門堂を合併す

禪法寺

本尊 阿彌陀如來

舊と天台宗寂山支坊にて普門院と號す康正三年僧幽譽中興淨土宗無本寺となりしか明治五年知恩院に屬す境内六十四坪餘民有地第一種講社二檀徒二十三戸信徒二十四人

陵 墓

後二條天皇白川陵

本村の南字追分に在り東西三十間南北二十四間封土圓形にして南面し陵上古松二株あり近年大に修營を加へらる

邦良親王墓

後二條天皇御陵の西に相鄰す方九間封土高からす近年修理を加へ一株の松を栽えらる

忠譽法親王墓

内御墓と稱し字丸山にあり周三十間八分中御門天皇皇子聖護院門主なり

嘉言親王墓

同所にあり孝格天皇皇子なり

道冕法親王墓

外御墓と稱し字山の元にあり周二十八間八分後陽成天皇の皇子聖護院門主なり

道周法親王墓

同所にあり後陽成天皇皇子

道尊法親王墓

道祐法親王墓

同所にあり後西院天皇皇子以上守長に附せらる諸陵寮に管轄す

智成親王墓

同地に興憲法親王道寛法親王道澄法親王の墓あり以上皆聖護院の門主なり

字丸山の下にあり碑高八尺三品智成親王之墓安政三年丙辰六月二十日乙巳生明治五年壬申正月薨と刻せり

小澤蘆庵墓

舊心性寺墓地に在り三尺方の白川切石を墓とし黒色川石の碑三尺五寸古隸にて小澤蘆庵墓と刻す其側に由緒あるへく見ゆる墓あれと詳かならず

附記

照高院宮址之碑

瓜生山下地蔵堂の麓にあり高八尺五寸明治三十五年舊照高院坊官北白川舊臣近藤親正か照高院廢毀の後其事蹟の煙没を恐れ宮の沿革を記して之を石に刻せしものなり

後高倉院太上天皇御陵

後高倉院は高倉天皇第四皇子後堀川天皇の御父なり天位登祚の後太上天皇の尊號を奉らる貞應三年崩御北白川に葬るとあれと其地未だ定かならず

名勝 舊跡

白川

叡山の西南及び白川村南北の溪流相合し西南に流れ京都に入る白沙銀の如し流泉珠を跳らす其景清奇にして古歌に詠する所の名勝なり今は其流を利用し所を工場を設け大に景致を損すれども亦洛東の名勝なり

勝軍山

本村の東北叡山の坤位に在り別に小峰をなし松樹蔚生す山上に方二間餘の石窟を築き其中に甲冑佩劍の地蔵尊を安ず之を白川勝軍地蔵と號す足利氏築城の時其廓内に屬す寶曆中照高院宮命じて其像を瓜生山に移し別像を安し其山を石に刻せしめらる

瓜生山

勝軍山の西に連なりたる低き山なり古歌に詠せし名所なり寶曆中照高院宮命じて勝軍地蔵を此に移し堂を建て之を安せらる此邊眺望最も宜し

白糸瀨

白川越の北二十間の溪間に在り昔日は高四間許飛泉白絲の如く古歌に詠せし名勝なりしが近來石切の爲め風致を亡へり村人正に復舊を謀れり

志賀山越

白川越字水神阪より以東二十五町の間を稱す白川の溪流に沿ひ青山白水の間を登り滋賀に赴く風景最佳なり古歌に詠して其名最高し

情延山

又茶山と稱す瓜生山の西麓小字目次やまに在り山州名跡志に昔滅寺跡在北白川勝軍山西北麓と古斯處置葬場、有寺號滅苦寺、今寺絶、葬場殘、土人誤滅苦寺稱目次、滅苦寺與目次、因倭語相近也云々又同書白川山

の記事に白川村東北山、惣曰白川山、其内有銘山情延山之名と見ゆ滅苦寺及葬場は詳かならず其字は今もめくじりと云ふ口碑に此地は織田信長より森岡丸に賜ひ豊臣氏に屬し其後徳川家康より茶屋四郎次郎に賜ひ世々之を領せり茶屋は當時富豪なりしを以て草萊を開らき林泉を築き亭舎を設け別荘とし家康も時々來遊あり四郎次郎名清延又稱延石川丈山と友たり其地詩仙堂と相近きを以て時々往來せり丈山詩を作り板に刻し其米柄箱を載ちて榛とし額となし且其山を情延山と號し其額を刻し之を贈る此より情延山と稱す頗る名園なりしが茶屋と共に衰荒して其地は典物となりしを京都の杉本某買得して植物園となし其中に住宅別舎を設けたり廣一萬二千坪山に倚り谷を包む内外植物二千餘種之に充つ百花四時絶えず園中に馬場の跡御茶の水舊時の辨天祠等あり樹林花圃多く眺望亦宜し京都の新名勝たり丈山の詩左に録す
卜居斐楚荆、土木烟經營、甘退耽幽僻、計安儲地頑、穿林松徑啓、綠麓草堂成、遠水流河府、連山圍洛城、難波南浩渺、台嶽北崢嶸、百里看毛羽、仰時改景情、勝軍傍樹屹、愛宕倚天撐、俯伺泥豬跡、仰開雲鶴聲、鳴鐘白日靜、烹茗翠烟生、是處忘塵累、長應學老彭、

六六山人題書印二

明曆二年冬日

附記

茶屋は當時の富商にて角倉氏等と海外貿易の事を營みしにより安南國王より四郎次郎に下せし國書を有せり蓋し遠航の時に茶屋より安南國王に土物を贈りしにより國王より答書を下し且其土物を贈りし文書なり此書によれば當時安南には國難起りて東京と警敵を構へしと見え且彼處與我國、山有警敵、如各貴物許通行販賣、係統黃銅器並彈銃等物、所特該禮、二官嚴禁勿許裝載、云々の文句を見るに近時の交際上所謂戰時禁制品の事當時に行はれしを見るべし參考の爲め全文を此に附す 原本書は散亡し寫本を有せり

安南國王書下

日本國中島氏茶屋四郎次郎、蓋聞交鄰止信、照然大學格言、柔遠及人、炳爾中府明訓、茲見本國禮來南

國、我不勝歎、所有片書一札并信物、用表誠心、係年常遣船來販賣以通兩國修好、示四海同仁、茲後或船到東京、且彼處與我國山有響、如各貢物許通行販賣、係硫黃銅器并彈銃等物、所特該船二官、嚴禁勿許裝載、如誠此信、我受賜多矣、茲書、計

一信物三項

奇南香壹斤

大絹肆疋

酒參拾壺

德隆七年 印 四月二十四日

書 華押

按に德隆は安南の年號なり安南の國史なる黎記卷九に神宗明皇帝諱維祺其年號を德隆と云ふ其七年は乙亥にして我寛永十二年明の思宗崇禎八年に當れり德隆七年十月改元して陽和元年と爲す德隆は六年に止まれと四月は未だ改元せざる前なれば猶德隆七年と稱せるなり

照高院北白川宮址

字外山の麓に在り文藤元年豊太閤大佛を建立し道證親王を請して導師となし照高院を建てしか其後隣鐘の事により徳川家康の爲めに廢せられしか其事已に定りし後興意法親王徳川氏に再興を請はれ更に寺域を此に下し照高院を建て豊公桃山二ノ丸舊殿を移し寺領は本村にて千石を附く天台宗に屬し紋は雪輪菊を用ゆ故に雪輪御所と號す道周道晃道尊忠譽四門主を経て明和七年に至り聖護院兼帶所となり明治元年に至り聖護院宮法弟智成親王を門主とし尋て復傍北白川宮と稱す五年薨せられ實元能久親王を嗣とし東京に移住せられ其諸堂殿宇は一切毀撤せられて荒廢せり舊時は林泉殿舎最も美なりしに大に惜むべし

藤原貞平別業址

藤原頼通別業址

藤原惟方山莊址

藤原惟方邸址

藤原實方邸址

右は古書に白川に在りと見ゆれど其址詳かならず當時白川とは區域本村に止まらずして廣大なれば其所を知らず

朝山意林庵舊跡

名は素心藤丸と稱す意林庵は其號なり夙く韓人李文長に従ひ經學に通し時の大儒たり後光明天皇敬邁尤も程朱の説を信し素心の名を聞き時に召して經を宮中に講せしめ敬感斜ならず書器の賜あり寛文四年歿す年七十六北白川に閑居せし由なれど今其跡詳かならず

白幽山人舊跡

白幽山人の事は白隱禪師の夜船閑話に其記事ありて伴蒿蹊か近世時人傳に其傳を記したり其記事によれば業を修め道を行ひ此白川の山中に隱栖せし高隱の士なり其説によりて之を考ふれば老莊を主とし脚觀に入り傍ら醫道を修めし人の如し或云ふ白幽とは白隱か理想を寫したる假設の人物にして實に其人ありしにあらざると然れども今白川村の山中には其舊跡と稱する地あり村東五六町字清澤口小龜ヶ谷と云ふ所なり左右青山相連なり東北に嶺を負ひ幽邃靜閑なる谷奥なり窟は近年採石の爲め全く舊形を亡へり又吉田町字芝南向に白幽山人の墓と稱する石碑ありしか往年土佐人某か取去りしを以て本年四月京都富岡鐵齋が同志と謀り更に方八寸長二尺の石碑を建て前に松風窟白幽子之墓裏に白幽子墓、舊在此所、明治卅四年某月、有竊去之者、余恐古蹟滅、因謀有志重修之云、明治三十六年四月鐵齋外史、側に白川山居隱

古城跡

勝軍山古城跡

土、寶曆六己丑初秋廿五日と刻せり此地は村外なれど事に困りて此に記す

本村の東北の山上にあり別に一峯をなし京洛を瞰下す形勝の地なり勝軍地蔵の堂あり故に號す地蔵は近年瓜生山に下したり此山城は足利義澄義植將軍争の時築きしもの也其後三好長慶足利義晴を攻むるや義晴近江に走りて佐々木氏に依る佐々木氏之を助け此古城を修め濠を深くし堡を築き大に防備を嚴にし永原安藤守をして之を守らしめ以て京都を伺ふ長慶大軍を以て之を攻め永原等力戦して死す時に天文十九年十一月廿三日なり弘治三年六月細川晴元義晴を奉し永祿元年晴元又足利義輝を奉して此に據りし事あり足利氏の亡ふるに及び荒廢し今は唯舊跡を存するのみ

風俗人情
都下に接近するを以て特に記すべきものなし

修學院村志

本村は舊修學院一乘寺高野の三村を合併せしものなり

修學院村は其中央に在り昔修學院と稱する名刹ありしが足利時代廢絶すれど村名となりて遺りしなり

一乘寺村は其南部にあり昔一乘寺と稱する名刹ありしか早く廢止して村名に遺れり

高野村は其北部に在りて八瀬川の口に當れり口碑には延暦建都の後御狩野となりしより鷹野と云ひしを後に高野と奔きしなりと未だ如何を知らず

區城

北は高野川に沿ひ谷間に入り八瀬村と接し東は叡山を以て滋賀縣近江國滋賀郡坂本村と界し南は叡山の西麓と耕地道路を以て白川村田中村と隣し西は山嶺耕地及び高野川を以て岩倉村松ヶ崎村と界せり

幅員

東西廣き所約一里南北廣き所粗同し其面積約一千五百五十五町二畝歩とす

形勢

北は溪谷を以て八瀬村と接し東は叡山の高嶺を負ひ西は岡阜川脈にして南は平衍なり地勢東北に高く西南に而す高野川其西部を過ぎ敦賀街道之に沿ふ南部は沃田多く都て灌溉に宜し山川風光秀麗にして修學院離宮村の中央に在り

郷莊

古制郷莊の所轄詳かならず其北部なる高野邊は小野郷の内なるへし其南部は賀茂又蓼倉二郷の内に係りし乎中代以來沿革傳ふる所なし

管轄

寛仁二年上賀茂神社に寄せられし八郷の内にて神領なり其後管轄詳かならず其内修學院部は禁裡御料仙洞

御料及び音羽御所領地等あり高野部は禁裡御料を主とし一乗寺部は諸家の采邑多く一々記するを得ず明治以來京都府の管轄となれり

山

比 叡 山

本村の東北にあり山脈南北に亘りて滋賀縣と界す高二千六百六十尺頂上より西南は本村に屬す古樹少く多く荆藜を生ず延曆寺其上に在りて寺域兩國に跨かり寺院は滋賀縣に屬せり本村より登路二條一乗寺區字北出版より登る約一里十四町修學院區字雲母阪より登る約一里頗險なり音羽川此より出づ其外細溪多し

河 川

高 野 川

北八瀬村界の谷間より來り村の西邊を貫通して南田中村に入る延長二十五町廣平均約十間深所五尺淺所一尺常に涸れす大雨極く溢る

太 田 井 堰

高野川の中郡大字高野小字野上にあり高野川水を引き長渠となして修學院一乗寺區を過き田中村に入る一村の灌溉概ね此水に頼れり

道 路

敦 賀 街 道

本村の南田中村界より北上し八瀬村界に至る延長三十町廣二間餘古來の本道にして今縣道と定めらる明治廿七年三十四年三十六年三回の修繕を経て以て今日に至れり

岩 倉 街 道

本村敦賀街道高野川花園橋より分岐し岩倉村大字花園界に至る延長五町廣三間古來の本道にして今縣道と定めらる明治廿八年修繕

一 乘 寺 街 道

本村の南一乗寺入口より北上し修學院に入り高野を経て岩倉街道に合す府費補助線にして明治三十四年より延長四百四十間を繼續工事として起工し本年度を以て竣功せんとす今日に至るまで支出經費金貳千五百圓にして村費金千貳百五拾圓府費補助費金千貳百五拾圓なり(明治三十八年調)

橋 梁 堤 防

高 野 橋

高野區内高野川に架す木造長十間廣二間

花 園 橋

岩倉街道高野川に架す木造長十二間廣二間

新 橋

松ヶ崎村に通ずる道にて高野川に架す木造長十六間廣二間

堤 防

高野川の東岸に沿ひ延長二十五町

里 程

本村元標より各所里程左の如し

京都府廳	一里十二町	郡 役 所	三十五町
田 中 村	三十三町	松ヶ崎村	三十二町
白 川 村	三十四町	岩 倉 村	三十五町
八 瀬 村	一里十三町	滋賀縣滋賀郡阪本村	三 里

、京都及其他の交通は地勢平坦道路修治輸送最も便なり滋賀郡へは叡山山嶺を隔つるを以て山路險阻運輸に

字 便ならず

地名	方位	段別	地名	方位	段別
檜地	北東	二五、二九	開地	北東	一三、一九
馬場	北	四〇、六〇六	林	東	一〇、七二三
中開	中央	五、四〇三	藪	中央	一〇、七二三
後安	中央	一四、五二二	宮	中央	一〇、九〇一
月輪	南	一六、四一五	代	南	一〇、九〇一
坪江	南	一八、三二六	丸	東	一四、三〇五
石掛	西南	一六、〇二四	山	西南	一八、一〇八
室道	西北	一三、四一四	具	西北	一四、三〇五
北深	西北	七六、〇〇一	添	西北	六、五一一
泉殿	西	一四、五一五	内	西	一三、九二四
茶屋	南	二一、三一九	佛	西	一、四一八
狹間	南	一三、一〇三	登	西南	一八、六〇〇
中林	南	二四、〇二八	十	同	八、五〇五
水原	同	三三、一六	藥	同	一三、一一一
山鼻	同	一五、九二九	川	同	一九、三〇七
水上	同	一一、五二六	高	同	九、六一一
水川	同	一一、二二六	千	同	一三、二二一

地名	方位	段別	地名	方位	段別
沖下	西南	二三、五二六	大塚	西南	二八、五〇九
鹿下	西南	七、二〇九	柳林	西南	一九、六〇四
大城	西南	三二、九一九	川	同	一六、七三二
登田	同	二五、七二〇	森	同	一七、二二九
橋本	西	五、一三三	大	同	二六、一二五
瀧鼻	北西	一〇、九〇五	川	同	一五、八一七
大塚	同	一七、四〇九	守	同	二四、六〇〇
横山	西北	三七、八〇一	音	北	三四、九二〇
寺谷	北	九三、六二四	梅	東	一一、五七八
杉谷	東	七五、六〇六	淵	東	一四二、〇三三
桂谷	東	四一、一〇三	段	同	三五、六二二
丸青	北東	三五、五〇〇	牛	東	四一、五〇〇
丸青	東	一一〇、〇〇〇	額	北東	一三三、七〇五
丸青	東	八六、六二七			
高野	東	一四、一〇九			
東田	中央	二五、〇〇九			
掃部	同	一一、一一二			
口森	同	一六、二二六			
前田	同	二一、四〇四			
畑	同	二八、〇〇〇			

里前赤大拂川染神塚木野辻樋出松藥登	深坊東
ノ谷ノ新原	ノノノ
西田宮開殿田殿戸本元田町口口原堂	師
中同同同西南西南同同同同南	中央
三〇、三〇九	一四、九一七

高宮宮地大水御梅里築中横目下庵	門
ノノ藏原祭ノノ	空
槻西本本田于田木前田田枕尻松野形口	出
同西	南
二〇、一一九	一七、一〇一

愛宕郡志
修學院村

八十五

八三小尾諸草古石北三薩三東地鷺山上西大鄰鐘	幡保河反十荒氷橋
町宅野知木木川田原田田三地前	橋蒔室町好突
同北西西同同西西北西	南西
一〇、七〇七	一〇、九二二

水川大野池横仲流北鳥市大關本深藤下大東植松	車原明ノ湯荒氷ノ
町町神上内枕田田脇川手惣折田城蒔家室町田	
同同北南北同同南北西同同西同同西	南東同
九、三〇三	一七、〇二二

愛宕郡志
修學院村

八十四

火	西	清	青	松	堀	葉	馬	水	小	阪	城	掛	荒	割	黒	水	馬	遂	西	地
九	浦	水	城	宮	山	山	掛	掛	谷	端	橋	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	獄
西	北	西	北	同	北	北	北	東	東	東	東	同	同	同	同	同	東	東	東	東
二九,〇二八	二五,七〇六	一五,三〇一	二九,一一九	二八,五一九	九,二〇〇	一一,八二三	一一,八二三	一九,二〇七	一四,九二六	三九,九三二	一五,二〇〇	八,六〇〇	六一,七〇〇	一一,七〇〇	四一,七〇〇	一四,三〇〇	五,二〇〇	一四,六〇〇	一三,一〇〇	一六,四〇〇
四	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
西	西	北	北	同	北	北	北	東	東	東	東	同	同	同	同	東	東	東	東	東
二〇,三二四	一四,五三三	一八,八〇一	二二,六三三	一一,三二〇	一一,三二〇	四〇,七〇四	二八,二〇四	五一,二二五	二七,七一〇	三四,五一六	一三,四〇〇	一八,九〇〇	一〇,九〇〇	三一,七〇〇	一八,八〇〇	一一,五〇〇	一一,七〇〇	一〇,七〇〇	一一,七〇〇	一一,九〇〇

三	ス	花	風	地
谷	ノ	ノ	ノ	籍
東	東	西	東	官
北	北	南	北	有
一,九八〇〇	一,二〇〇〇	一,六八二八	二,三,九〇〇	地
四	山	堂	山	籍
東	東	東	東	官
北	北	北	北	有
四,七〇〇	一一,八一九	一一,八一九	二,一,三〇八	地

明治四十一年十二月末日開

皇宮地同附屬地	御火葬地	府社及鄉村社地	御料林野	田	道	其	寺	民	租
第一種	第二種	第四種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種
一〇,六八〇二	二,〇一一七	二,四〇二七	一六,三三二七	一,七九二七	一,六五〇二	一,六五〇二	二,四〇二七	二,四〇二七	六〇六,八六二四
御陵墓	官幣社	其	國有林野	河	川	溝	渠	地	租
第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種
一〇,七〇四	一〇,七〇四	一〇,七〇四	一,三四〇五	一,二,〇〇〇	一,二,〇〇〇	一,二,〇〇〇	一,二,〇〇〇	一,二,〇〇〇	一,二,〇〇〇
四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一
四,七〇〇	一一,八一九	一一,八一九	二,一,三〇八	二,一,三〇八	二,一,三〇八	二,一,三〇八	二,一,三〇八	二,一,三〇八	二,一,三〇八

八十七

四十一

田	一八六、三〇一六	地	租	増定	二、七五〇、五二五
畑	二二、五〇一四	地	租	同	三、三〇〇、六一五
宅地	二四、五四〇〇	地	租	同	一九八、四四八
山林	三七一、八二〇一	地	租	同	三四〇、四〇五
原野	一、三七〇五	地	租	同	七四八、八八五
民有免租地	一九、七七〇一	地	租	同	一〇一、二五五
學校敷地	二二一四	郷社	地	同	一、五〇五
墳墓	一、四〇〇六	用水	地	同	二、三九五
溜池	六一二二	堤塘	地	同	
井溝	一六、三二二七	役場	地	同	
保安林		病院	地	同	
警察署敷地		巡河	地	同	
隔離病舎敷地					
其他公用地					
租					
府國	九、六七四、五三〇				
稅	四、二〇七、一一六				

四十年

官 村 郡 稅 費
 村 役 場 稅 費
 九五、一六八七
 五、一六七、六二五

學 校
 本村は合併前に各村に各一校有りしを以て爾來之に仍れり(明治四十一年度より修學院校を廢し他の二校は格知校の分校場となる)
 高野尋常小學校
 村立にして學科は修身國語算術體操の四科目明治九年三月創立す經費は明治三十六年度金四百參拾貳圓
 參拾八錢職員二名生徒七十五名單級編成なり(明治四十年調以下同し)
 修學院尋常小學校
 村立にして學科は修身國語算術體操の五科目明治八年八月創立す經費は明治三十六年度金九百拾七圓九拾錢職員二名生徒百八名二學級編成なり

植 物 試 驗 場
 修學院部落離宮の西南に在り段別五段歩を有す専ら植物の苗を作る其種類は巴旦杏、梨、柑橘等及び花卉

物 産
なり創設幾ならざれども效果好良なるか如し

本村の特産物は音羽谷より出る花崗石を第一とす其他は普通産物なり其種類産額價額大畧左の如し

米	三、四三八	四九、三八八
麥	二、〇三九	一七、三七九
木		六六、七六七
丸及角材		
機材		
下駄材		
竹材	二五四	二六四
其他材		一四三
果實		八五
薪材	二、七三二	四、七五二
木炭		
茶	四二	一〇
蔬菜類		

四十一年

蕪菁	一四、〇〇〇	七〇〇
蕪菜	七〇〇	二五〇
胡瓜	一八、〇〇〇	二四〇
茄子	四五、五〇〇	二七〇
葱	九、〇〇〇	二七三〇
南瓜	一八、〇〇〇	四五〇
西瓜		九〇〇
葱	二五〇	?
其他	二八〇	一三三
石	二二、六三八	三三六
土類	二、八〇〇	一、一五七
合計	三五	三、五五五
牛		一五三
搾乳場數		一六、一〇七
受寄郡志		八二、八七五
修學院村		

四十一年

乳用牛 一三〇頭
 搾乳高 四一四石
 價格 八、六九四円

民業

民業は農を主とし商賈職工之に次く其戸別大略左の如し

職業別	戸數	人口
農業	三三七	二、五六〇
林業	二六六	六
工業	二四二	六六
商業	三五	七七
交通業	一	一
日稼及勞動者	四三	八一
雜業	一	一
公務及自由業	八二〇	二、四
無職及職業不詳	三二	一七三
計	四七七	三、一四七

明治四十一年末現在

四十一年末調査

直接國稅參圓以上を納むるもの左の如し

百圓以上	九	五拾圓以上	二二
拾圓以上	一二六	五圓以上	三四
參圓以上	二五		

明治四十一年十月調

車	三六七	甲牛車	四八
荷馬車	二	大七車	二八〇
乙牛車	二	人力車二人乘	一六
中牛車	二〇	人力車一人乘	一六
自轉車	七	自用人力車	

四十一年末現在

牛	一三〇	計	二八九
馬	七		七

明治四十一年末現在

本籍人口	三、一九六
士族	一一一
平民	一、四六六
男女	一、五〇〇

現住人口及戸數

人	口	男	女	大	字	別
計	一、五四五	一、〇九四	五六一	乘寺	野	修學院
戸	四七七	一七〇	一五三	高	修學院	別
宗	教	(在住人)				
佛	道	八				
神	道	三、一三九				
基	督	教				
宗	教	未詳				
離	宮					
修學院	離宮					

修學院離宮は徳川幕府が後水尾天皇の爲に遊進せしところなり初め徳川秀忠其女を納れて天皇の中宮となし其御腹の皇女興子内親王を立んとて種々の計を施らし後水尾天皇は劇に御譲位行はるゝ事となれり此時天皇は正に御盛年にしてまた皇子在まさす女帝は奈良の朝より絶えて無き事なるに徳川氏が強て此の如き事を成したるは天皇の深く憤らせ給ふところにて輿論も服せぬ事なりき天皇は不世出の英主にして御憤の深かりしかは徳川氏は已に其志を得る後天皇の御恨を慰めんか爲めに遊幸の地として之を遊進せしなり此時明正天皇已に御譲位ありて後光明天皇大統を承け給ひしか皇居炎上ありて仙洞御所に遷幸中不幸にして暴に崩御あらせ給へり後光明は聰明睿智の明主に在し、かは朝野望を屬せしに御年弱冠にして此の如き不幸に罹らせ給ひ上皇には悲歎憂憤に沈ませ給ふ時なりしか此遊進の事を聞食し喜ひ給

ひて種々御慮を留められ地圖に據りて樹石に至るまで模形を造り自から位置安排し時々侍女近臣を差はし實況を視せしめ頗る經營を盡し給ひし由山槐記に見えたり明暦元年遊進功成り初めて御幸あり御年六十歳の御時なり深く御念に協ひて御喜淺からず此より屢々行幸あり然れど東福門院もともに行啓の時は所可代も供奉し警衛嚴重にして法皇のみ御幸の時は然らざりし由舊記に見えたり法皇崩御の後久しく荒殘せしを靈元法皇仙洞の時更に修理して屢々御幸ありて種々の御遊行はれたりし事は法皇の宸記に詳かなり其後又荒殘して久しく年をへしか文政元年光格上皇仙洞の時幕府より修營を加へ銀百貫目を納めて經費に充て同七年九月二十一日紅葉の盛りの頃御幸あり百官盛備して扈從し其儀甚だ盛んなり希世の盛事なればとて將軍家齊は畫工原在明に幽簿を畫かせ岡本豊彦に山水を加へしめ之を見し事あり仙洞崩御の後風箏路絶え久しく年をへ明治維新軍駕東幸となり管理主なく總區長に屬し僅に拜觀料圖面賣代下草料等を以て番人を置くのみ其後博覽協會に屬し一時は殆ど遊覽場の如くなりしか明治十六年宮内省にて京都皇居其他皇室に關係あるところを保存せらるゝに及び京都府より之を宮内省に交附し御料地となり改て修學院離宮と號し大に修營を加へられ其後聖上皇后皇太后皇太子行幸啓あり京都三個離宮の一にして山光水色も舊時の盛觀に復したり

離宮は修學院の山を東方に負ひ地勢西南に向ひ爽垲高敞幽邃にして宏豁なり上中下の三所に分かれ鼎足の形をなし上は最も大にして中下は小なり近年其間の地を買收し箏路を通し大に規模を弘めらる坪敷山林田畑を合すれば二十八町三反五畝四歩なり上の離宮は其東北に位し山を負ひ中に大池あり溪谷鳴輿相連り小徑孤橋相接し其間に鄰雲亭洗詩亭窮遠軒萬松塢千歲橋紅葉谷雄龍雌龍等あり花樹林を成し眺望雄豁なり中の離宮は林丘寺と相接し其西南にありて音羽川に臨む其殿を樂只軒と號す東福門院の御宿殿あり林丘寺の事は別に記事あり下の離宮は乾位の下にあり其亭を壽月觀と云ふ又藏六庵あり最も小にして雅なり其事宮禁に屬するを以て唯大略を記す

八大神社

大字一乘寺 小字松原

祭神 素盞雄尊 稻田姬命 八王子

村社社説には永仁二年三月の勸附とあり寛永年間修理す後水尾靈元兩法皇離宮御幸の時御立寄あり御銀並神供を進めらる舞樂寺八王子神社は明治五年に藪里牛頭天王は明治六年に此に合併す境内八百五十五坪官有地第一種氏子百九十一戸

境内攝社

- 皇太神神社 祭神 天照皇太神
- 日吉大神社 祭神 日吉大日
- 諏訪大神社 祭神 諏訪大日
- 賢防大神社 祭神 不詳
- 八幡大神社 祭神 石清水八幡宮
- 新宮大神社 祭神 熊野大
- 加茂大神社 祭神 加茂大
- 熊野大神社 祭神 熊野大
- 鷲森大神社 祭神 鷲森大
- 鷲森神社 祭神 素盞雄尊

村社社傳に貞觀年間創立なりといふ應仁亂後山中に移したりしか後に舊に復す後水尾靈元兩法皇修學院御幸の時御立寄ありて御銀並に供御を進められ年々米三石を賜ふ林丘寺立つに及び其支配となり元祿年中此に移る舊と須陀と併しを靈元法皇改めて廣應の字を用ひしめ給へり舊記は享保の火災に燒亡せり

境内二百二十二坪官有地第一種氏子百五十四戸

境内攝社

- 皇太神宮社 祭神 天照皇太神
- 熊野太神社 祭神 伊弉諾美命
- 住吉大神社 祭神 應土之命
- 八幡大神社 祭神 應土之命
- 崇導神社 祭神 早良親王

村社社傳に清和天皇貞觀年中創立せらる元和年間吉田家に屬し位記及び玄米三石五斗を給せらる高野御靈とは是なり或は式の出雲高野社なりといふ説あれど如何や社は山に倚り高野川に臨み樹古く水清し地域百三十八坪官有地第一種氏子百三十五戸祭事は古より頗る賑しき式なり今五月五日を用ゆ

境内攝社

- 太神宮社 祭神 天照皇太神
- 春日神社 祭神 春日大
- 貴船神社 祭神 貴船大
- 八幡宮 祭神 八幡大
- 教之神社 祭神 應仁天皇
- 伊多宅八太神社 祭神 三尊
- 伊多太神社 祭神 三尊

村社應仁亂の時全部焼亡荒廢久しかりしか近年其舊址に再興せり境内三十二坪官有地第一種信徒百四十

受寄郡志 修學院村

人按に山城名勝志に高野御靈社の内にいた社あり京都府愛宕郡神田細嶺にも崇導神社山嶽なりの内に伊多太神社遊拜所あり蓋し伊多太神社の定りし後遊拜所と改めしにやいた社は蓋し假字にていた社ありしを送り字と讀み誤りて遂にいた社とせしなるへし高野より三宅八幡に行く道の南の叢林に在り再興は明治十六年なり其地は古來此社の舊跡と傳へし所なりとぞ

御蔭神社

御祖神社荒御魂神

東 殿 玉依媛命
西 殿 建津身命

鴨御祖神社の攝社にして舊社なり高野より高野川を隔て、東方叡山の西麓宇御蔭山にあり創立由緒種々の説あれと未だ定かならず延喜式に小野神社二座綴報とあれと其所在詳かならず此山より高野川を隔て西の山に小野毛人の墓あり續紀に無位小野神社に従五位下を授られし事見ゆ三代實錄に愛宕郡小野郷人湖解由次官從五位下小野朝臣當峰改めて左京に貫する事あり然れば小野神社は必ず此谷に在るべきなり中古以來御蔭社有りて小野社なし而して其より前には御蔭社の名は見えず此地は下鴨御祖祭神に關係尤も深く其祭神も御祖の荒魂なれば昔より式社に加へられしも御蔭の名行はれて遂に小野社の舊號を亡ひしにやあらん猶考ふへし祭日舊と四月中の午日なりしか明治の初め其中絶せしを再興して五月十二日と定りぬ境内五千百三十四坪官有地第一種社殿相併ひ神嚴清穆なる神社なり

三宅八幡神社

同 三宅 祭 神 應 神 天皇

村社創立由緒詳かならず其の三宅と稱するより兒島高德の事を謂ふ者あれと別に據る所なし近年小兒疳虫除神とて四方群參し甚盛んなり信徒講社あり社殿を新築し装飾を加へ一方の崇敬社となれり境内五百二十一坪官有地第一種社地樹木多し

曼殊院

大字一乘寺 小字竹ノ内

本 尊 阿彌陀如来

天台宗延曆寺所轄にして門跡寺院なり延曆年中傳教大師叡山にて創立せし一院なり慈覺惠安等八世を経是算に至り西塔北谷に移し東尾房と稱す天仁中忠尋始めて曼殊院と號す村上天皇北野天滿宮を創立し忠尋を別當に補し世々其社務を掌らしめらる其後慈順北山村に移す足利義滿金閣を起すに及び皇居の側に遷る文明年中伏見宮貞常親王の御子慈運の住院せしより門跡寺院となり良尙親王後陽成天皇の猶子を以て御在位の時皇居の側佛地に非ざるを以て此地を相し踏ふて此に移轉せらる親王は八條宮知仁親王の御子學徳深く文藝に長し給ひ大に本寺を興隆せらる此時佛堂殿宇新築成りて大に面目を一新せり事は松永昌言が撰みし記文に詳かなり地勢清淑殿宇雅麗洛北の名刹たり寺縁も増加して七百二十石を給せられ竹の内御所と稱す維新變革の後格別の由緒を以て宮内省より年金九百六拾九圓餘を下賜せられ門跡の稱號を許さる其子院靜慮院隨緣院法雲院は門前に在りしか明治五年本院に合併せり本院は維新の變革に影響を被る甚少く宸殿を獻納せしのみにて境内堂宇殿舎一切建物を亡はす其上地山林は拂下を得て寺有地となり境内三千八百四十六坪官有地第一種田畑八段餘山林十七町餘を有す知仁親王御殿茶寮並林泉の事は名勝舊跡の部に記せり

本院は寶物古文書珍本甚多かりしか明治變革の際散亡せしもの棄けて數ふへからず然れど今日に現存する者猶多し其宸翰は伏見天皇性關住屋云々宸翰後醍醐天皇所賜慈嚴僧正御消息七通一卷二通一卷後奈良天皇今度御進退云々御消息其他宸翰數十幅帝王攝關大臣眞影三卷原本は御進退に奉獻 此原本御下四あり万壽三年八月嘉元三年の願文類其他歷朝の願文忠尋僧正天台相承狀天曆三年智淵附法狀慈鎮和尚自筆願文數通耕雲明自筆願文類源氏物語三册朝廷武家の古文書數百通あり其繪畫には傳智證大師筆黃不動像傳空海筆辨財天十六善神鬼殿厨筆妙香天寶賢延命雲舟筆釋迦佛達磨梵竺仙達磨秋月筆羅漢雲舟筆小幡冬夏山水武田信玄寄

贈毛松猿雪村筆松鷹双幅趙昌筆花蝶夏仲昭筆大墨竹大有筆蓮鷺月山筆荷菊相阿彌筆梅月朱端筆雪中山水大幅薛湘筆百雁橫物部敬夫書大字双幅寧一山復見心石室遺墨等にして其襍裝地多く希世の珍にして他に稀なる所なり此外器物も美術工藝の名品少からず此中雪舟小幡山水双幅は國寶たり

開光寺 同 小谷

本尊 觀世音菩薩

開臨濟宗南禪寺末尼利氏の季世僧元倍三要尼利學校第九世となり學問名譽あり徳川家康之を重用し關ヶ原の役召して軍に従はしむ慶長六年伏見城内に於て學問所を開らき元要をして之を主とらしむ即ち開光寺の開基なり蓋豊臣氏の舊に仍りしものか徳川氏は文教を興すかために元要に明版明解版書籍二百部木製活字十萬を附し又銅製活字九萬幾千を製せしめ朝廷に獻納せし事あり世に傳ふるところの慶長活字本は多く此版にて印行せしものなり元倍の文學に功勞ある大なり其後伏見より相國寺の内に移る元和七年回祿に罹り九年細川忠利堂宇を再建す又一乗寺の山に東照宮の塔を立つ寛文七年徳川氏より今の地を賜ひ更に移轉せり蓋し東照宮の祠あるか爲めなるへし且東照宮の關係より南禪寺に屬する事となり然れどもは朱印地三百石を給せられ完全なる寺なりしか維新後大に衰微し本堂山門等は已に之を亡へり然れども境内山林を合して二千百十三坪官有地第一種にして榎家七戸寺産は田舎町餘を有せり當時の圖書大に散逸すれと明和古本數十部活版幾方を有せしか明治三十九年古書は一切賣却して開光寺の主要たるものを亡ひしは甚惜しむべきなり徳川氏より賜ひし子昂書十幅和漢連合等あり應舉墨竹屏風其他書畫多し元要肖像及び手筆の周易傳授證明書の如きは當時の學風を參考すべきものなり此の中に三要自贊肖像は國寶たり

安國堂 舊址

東照宮の社の跡なり今は荒墟となれり

金福寺 同 小字舞樂寺

本尊 正觀音菩薩

禪臨濟宗開光寺末哲と天台宗延曆寺の屬寺なりしか久しく荒廢せしを貞享年中開光寺の住職鐵舟が再興して禪宗に改め其末寺とせしと寺内に芭蕉庵あり境内四百三十一坪官有地第一種榎家五十五戸田島山林壹町餘を有せり

一 燈 庵 同 小字菜山

本尊 馬頭觀世音

禪臨濟宗林丘寺に屬す林丘寺普明院宮の時創立せられたる庵室なり檜垣塔といふ石造の古塔ありしか近年林丘寺に引移せり境内五百二十七坪林丘寺の所有地にて其歴世の墳墓あり

西 開 寺 同 小谷

本尊 阿彌陀如來

天台宗眞盛派に屬す寺傳に眞紹和尚の創立せし寺なりしを明應中天台宗に改めたりといふ境内五百四十六坪官有地第四種檀徒四百十人

清 賢 院 同

本尊 阿彌陀如來

淨土宗聖光寺末天正年中良阿上人創立す吉田の局の本願にて清賢院とは其法號なりとそ境内二百九十二坪官有地第四種檀徒百六十四人

稱 名 寺 同

本尊 阿彌陀如來

淨土宗知恩寺末元龜年中創立境内百五十七坪官有地第四種檀徒百八十八人

養 源 寺 同

本尊 阿彌陀如來

眞宗本願寺派本願寺別院なり舊と天台宗叡山の末寺なりしか後南禪寺に屬し又十念寺に屬す寛文中斷
訟の末官没せられしか延寶年中幕府本願寺に下附し更に眞宗となり其別院とせし也境内五百七十三坪官
有民有相交れり

林 丘 寺 大字修學院 同林ノ臨
本 尊 正觀音菩薩

禪臨濟宗天龍寺所轄の尼門跡寺なり修學院中離宮と相接し其東北に在り初め徳川幕府後水尾上皇の爲め
修學院御茶屋を立つ此を中の御茶屋と爲す上皇此中に佛堂を建立せんと欲あり皇女緋宮光子内親王
深く禪宗を信向し嘗て遁世隱退の御志あり上皇其志を憐み中の御茶屋を賜ひ本堂佛殿を建て禪刹となし
宸翰聖明山林丘寺の額を賜へり内親王四十八歳の時大覺寺性眞法親王に就き羅染し名を元瑤と改め天龍
寺亡外禪師を師とし此に移住し給へり内親王法徳堅固深く禪理に通し文藝を善くし繪畫に巧みなり寂
尤も深し修學院御幸の時臨幸の事あり第二世普光院宮は靈元天皇の皇女なり此より尼門跡となり寺領三
百石を給せられ洛北の名刹となり靈元光格二上皇ともに臨幸あり明治變革の時寺紀紊亂せしかは天龍寺
滴水禪師之を愛ひ改めて男僧住院となし自から之を管し大に宿弊を改め明治十七年宮内省に内申し境内
二千二百九十八坪及書院建物の内を幾分奉還し特に金千五百圓を賜ひ大に修營を加へて之か維持法を
立て其後更に尼門跡に復したり明治十年聖上皇后皇太后行幸啓あり境内千七百九十九坪官有地第四種堂
宇殿舎備はり林泉の勝あり本寺は皇室の關係尤も深く宸翰御物高僧の筆跡甚多し元瑤の宮の御遺囑書
如きは最も法徳を仰くべきものなり其園寶と指定せられしは宸翰類の手鑑帖なり

境 内 佛 堂
開 山 堂 本 尊 普明院宮木像
毘沙門堂 本 尊 毘沙門天
赤山禪院 同 小字赤山

本 尊 赤山明神

天台宗北叡山延曆寺別院なり初め承和年中慈覺大師入唐の時明州なる赤山の窟に詣て祈誓するところあ
り歸朝の時海上風濤の驚ありしも赤山明神の示驗に因りて恙無きことを得たりとを既に歸りて禪院を建
立し鎮祭せんと思ひしも未だ果さずして病を得しかは其門弟に我赤山明神のため祠堂を創立せんと思ひ
しも未だ果さず汝等我志を繼ぎ必ず成就せむへしと遺命せしかは其門人等相謀りて仁和四年此の地の靈
淑なるを相し大納言年名卿の薨せられ其山莊の主亡きより錢貳百貫文を以て之を買ひ取り赤山禪院と號
し祠堂を建立し遂に先師の遺志を成したり赤山明神は天竺の深沙大王支那の泰山府君の事なりと其よ
り歷朝崇敬あり正暦四年宣命ありて從四位下を授けられ天台の別坊として台麓の名刹となれり修學院御
茶屋御創設の後後水尾法皇御幸の時御遊覽ありて祠堂御修理御製の御歌を賜ひ石鳥居御寄附あり靈元法
皇も御遊覽あり中御門櫻町後櫻町三朝の御下賜金ありし事は棟札に詳かなり近年東宮殿下も御遊覽あり
然れども維新以來大に衰頽せしか舊來延曆寺の塔頭として其關係最も深きにより其寺の願により京都府
より明治十八年滋賀縣に引繼ぎ延曆寺の直轄となれり祠堂方丈及び舊と雲母寺より移したる不動堂あり
境内山を負ひ修學院離宮に鄰し風光麗清なる勝地なり近年有志者住職と其保存方に盡力し資金を集め花
木を栽えたり

境 内 堂 宇 神 殿 方 丈 拜 殿 不 動 堂 茶 所 末 社 三 ヶ 所
禪 華 廡 同 釋 迦 如 來 小 字 鳥 丸

禪臨濟宗大徳寺末寛永年中清岩和尚創立寛文中後西院天皇清淨本然禪師の號を賜ふ境内二百八十二坪
民有地第一種檀徒百八十八人

境 内 佛 堂
大 日 堂 本 尊 大 日 如 來
受寄郡志 修學院村

道入寺 同

小字茶屋ノ前

本尊

寶塔題目多寶釋迦佛

日蓮宗妙覺寺末正保年中創立山田源右衛門なる者の本願なり境内三百二十七坪民有地第一種檀徒三百四十三人

歸命院 同

小字山端

本尊

阿彌陀如來

淨土宗彌林寺末寺傳には真紹僧都の創立なりといふ境内百七十七坪民有地第一種檀徒二百二十人

蓮華寺 同

高野 小字八幡町

本尊

釋迦如來

天台宗延曆寺末舊と京都七條鹽小路に有りて一遍上人派なりしか荒廢年を経しを寛文中加賀藩家老今枝近義の本願にて再興し天台宗叡山寶藏房の末寺とし此地に伽藍を建立し寺産を附し其父宗二の碑を立つ文は木下順庵の撰にて宗二の行實を詳に記したり篆額は石川丈山にて六尺計の大碑なり寺の庭中泉水の上に在り宗二は豊臣氏の遺臣にて武功の士なり境内三百八十六坪民有地第一種檀徒五十八信徒百三十人寺に叡山某寺の藏書一萬餘卷を藏せり

寶幢寺 同

小字釜土

本尊

阿彌陀如來

淨土宗彌林寺末元和八年董空の創立なり境内三百六坪民有地第一種檀徒四百九人

隣好庵 同

阿彌陀如來

禪臨濟宗建仁寺末慶長年中三江和尚の創立なり境内百一坪民有地第一種檀徒百二十五人

竹林庵 同

小字八幡町

本尊

觀世音菩薩

名勝 曼殊院茶室並林泉

良正親王寶曆年間本院移轉の時の遺蹟にして清雅高尚なり親王は八條宮知仁親王の御子曼珠院の門主に

て學徳深く風雅を好み文藝に長し給へり此茶室は書院に接し建築し八窓を開きハッ窓の茶席と云ふ其書院茶室とも桂御茶屋の設計に效ひ極めて粗樸の中に種々の意匠を加へたり林泉は平庭にして山林を東南に受け奇石を疊み天然の趣あり其西南隅に老杉一樹あり圍約三十尺蓋々天に聳ゆ其下に小堂あり驚覺堂と號す門外蓮池あり楓櫻多し

赤山明神

即ち赤山禪院なり修學院離宮の北に接し青山其背を抱き碧池其間に浮ふ西南は弘豁にして京都を眸中に收め清淑閑雅の勝境なり貞觀年間大納言南淵年名卿山莊を營みしも故ありと云ふへし一時衰頽せしか近年園池を修め四時の花木を栽る更に勝致を添へたり

詩仙堂 大字一乗寺

一乗寺部落の山麓にあり石川丈山の隱栖にして當時の結構造營なり丈山の遺物猶現存し幽靜閑雅高隱の風格猶存するものあり丈山已に嘉進し京洛に入り此地を下し其意匠を凝らし此隱栖を營み探幽をして漢土詩人三十六人の像を畫かしめ自から其人の詩を題し香齋の樹間に掲げ之を詩仙堂と號し其人を尙友し傍ら佛殿を設け觀音を祭り樓を暈月と云ひ門を梅園と號し其他各題するに雅號を以てし園を開き花を植る池を穿ちて泉を引き其風流を極め時の名人高士と文藻を玩ひ風雅の交を結ぶ後陽成帝其高操を慕ひ之を徵に及び石川や蟬の小川の歌を作り辭し出です此より京洛に入らず寛文十三年五月廿三日九十歳にて此に終る爾來二百餘年時に變遷あるも今に至りて現存し高人の遺跡京北の名勝たり此堂の事は別に成書

あり且世人の遍く知る所なれば此には疑す

音羽瀧 音羽川

一乗寺と修學院の間なる音羽川の上流谷合に在り古來和歌に詠せし名勝にして世に著しかりしか數十年來採石の爲め全く舊形を亡び今は殆ど見るべきものなし舊記によるに三級の飛瀑をなし高九似翠岩蒼樹淵を圍み飛沫雨の如しと記せり其勝想ふへし音羽といふ瀧は清水にもあれど此瀑を真とす往年賀茂季鷹歌を作り碑を立てし事あり然るに如此荒殘せしを惜しみて採石を止めて舊形に復せんと計畫中なり音羽川は其下流にて是亦名所なり

大納言南洲年名山莊尙齒會舊址

今の赤山禪院の地なり年名卿は儒門より出て文徳清和の間に當り登進して近衛に任せられ學徳世に高く年壽を保ちし名賢なり老後此勝地を卜し山莊を營み別業とす林泉京北に甲たり貞觀十九年三月十八日時の耆老を招き尙齒會を開らきし所なり當日菅原是善卿其序を作れり文は本朝文粹に在り是れ本朝尙齒會の始めにして唐の會昌五年樂天が長安履道坊の宅に宿老名賢を招き宴集し尙齒會と名つけしに倣ひしものにて誠に風流高尚なる雅集にして千載の下山光水色猶當時を追想せしむるものあり年名卿は幾年ならず薨せしかは慈覺大師の發願により其弟子が遺旨を奉して之を買得し赤山禪院となしたるなり

隨願寺跡

月林寺と同じく勸學會の行はれし所にて當時の名利なり事は菅原定義が勸學會詩序に見えたり蓋し慈覺一派に係れる天台宗の寺なるへし長曆三年山門傲訴の時大僧都教圓を此にて捕へし事あり事は扶桑略記に見ゆ寺は赤山禪院の近傍にて字に存せしといふも今定かならず

修學院跡

拾芥抄に西阪本不動智辨僧正とあり聖護院の舊記には勝算とあり勝算は智觀と云ふ天台の學僧なり播磨守佐伯公行の發願にて此寺を建立し不動明王を本尊とす永延中并せて官寺と定めらるる發願法師が家集に

修學院といふところにも侍りしところといふ詞書あれは當時猶存せしなるへし其舊址は赤山禪院より西の方高野に踰る小阪の南にて舊時は猶礎石の存せしとそ又舊雲母寺の本尊なる不動尊は此寺の舊物なりしといふ

佛性院跡

本朝文粹に佛性院は藤納言の發願にて此勝地を撰み建立せし由見えたり其舊址は赤山禪院の南にありといふ或は離宮の區域に入りしが

雲母寺跡

拾芥抄載するところにて元慶年中相應和尚の開基なりといふ音羽谷の南面に在り延曆寺に屬す境内二千六百餘坪堂宇も完備せしか明治十八年滋賀縣に屬し其後廢寺となり堂宇は毀撤して空しく荒墟となれり其不動堂のみは赤山禪院に移築せり

一乗寺跡

拾芥抄に西阪本三井寺末上東門院康平六年建とあり然れども永延三年十月圓融法皇叡山御幸の時一乗寺に御宿の事あり長保三年七月一乗寺阿闍梨を置かれし事日本記聚に見ゆれば康平以前其寺の有りしを知るへし蓋し藤原氏創立の寺にて一時の名刹なりしなるへし足利氏の時迄は猶存せしか如し舊址は今の一乗寺部落の下に當れり

舞樂寺跡

創立詳かならず蓋し叡山の屬寺なるへし足利時代迄は諸人遊覽せし事舊記に見えたり戦國の間廢絶して一部落の名に存し一乗寺部落に在りしか今は本村に合併せり其山に在りし八大天王社は其鎮守なりしといふ

月林寺跡

西宮記に三月三日御灯の條に貞觀以來、於靈巖寺被奉、寛平初用月林寺、後用圓成寺、又江家次第にも

其事あり然れば寛平以前に創立の名刹なれど由緒詳かならず蓋し叡山の屬寺なるへし村上圓禪の頃より大學生か毎年三月九月の十五日に勸學會を開らきし所なり講法華經、以經中一句爲其題、作詩歌とあり天延三年の會の記事は慶滋保胤の作にて本朝文粹に見ゆ其文によれば親林月林一兩寺、伴寺有觸穢故障者、及會日、以營求他處とあり蓋幽僻閑雅の名刹なりしなるへし其跡は今の曼殊院と其西北の邊にて字に遺れり又月輪寺あり輪林混用して同寺の事なるか如し藤原清慎公か觀櫻の遊を此寺に開らき一時の歌人大中臣能宣平兼盛藤原元輔等を招き各々歌を作らしめし事あり一時の盛會なり此時文章生藤原俊生か此會に預るを得ぬを憾みて昔わか折りし桂のかひもなし月の林のめしに入らねは、といふ歌あり又日本紀略に康保四年二月廿八日左大臣○清向月林寺觀花とあり月林月輪同寺なるを知るへし

親林寺跡

月林寺近傍にありしか如くなれど其址詳かならず江吏部集に暮春勸學會に法華經の文句思日讚讚閣の句を題にて作りし詩あり亦名刹なりしなるへし親或は新に作る

雲母阪

修學院より叡山に登る山路にて根本中堂へ五十町無動寺へ六十町頗る險にして峻急なり叡山の戦には必争の道にして延元元年役醍醐天皇叡山樂塵の時の如きは屢々戰場たり本間孫四郎か弓勢を顯し、如きは人の知るどころとなり

中靈山

叡山の西麓にて雲母阪赤山の邊に在りしか如し其址詳かならず延元の役叡山攻に官軍の陣せし事あり又正平八年北朝文和二年六月足利義隆か美濃に敗走せし時中靈山に陣せし事あり

裁下

今其名皆遺れり叡山に關係ある地にて山徒の亂南北の軍多く戰陣とせしところなり

小野永室舊跡

山城國氷室五百餘所の内なる小野氷室は小野山に在り大原山に小野山有るにより氷室も其地に在りしよしに記したるもの多けれど高野は小野の本部にして氷室山は今猶存に在り其東南の山に在れば之を舊跡と定むへし小野氷室は後成卿慈鎮和上の歌に見えたり

芭蕉庵

金福寺の庭山に在り清雅なる草庵茶寮にて風流の構造なり山に倚り西南の眺望宜し俳人蕉村等か芭蕉の高風を欽し作りし所なり

三條忠成公謫居舊跡

一乘寺區小字堀の内登番地に在り前右大臣贈正一位忠成公藤原朝臣實萬の幽居せられし所なり公の誠忠大節は國史に炳然たれば此に記さす安政五年所謂戊午の大獄起り幕府か公か盛名を忌み公を助けて國事に力を盡せる家臣を捕へ之を江戸に押送し其連累を公に及ぼし、かは公は退て其采邑久世郡上津屋村に閉居せられたり公子實美朝臣其地僻遠且出水の憂あるを以て公に勸めて此に移居せられたる也曼殊院家臣渡邊仲助の宅にて田舎風の矮屋六帖二間許の家なりしといふ時は安政六年三月二十七日なり先帝深く公を信倚し其冤を憐み給ふこと淺からず公も幽獄中深く國事を憂ひ一日も安き心なく實美朝臣も屢々來りて定省せられ孝養尤も深かりしか四月二十二日落傍謹愼を命せられ同二十七日岡田爲恭來りて公の壽俤を寫す五月三日落傍法號を濠空と云ふ六月公躬から在職中の建議及び親書せし所を輯録して傳奏議奏に致さる天皇深く公を倚信し給ひ屢々内旨を下し恩賜頗る厚し公愛國の深き九月の下旬より病あり實美公子來りて看護し名醫をして診せしめらる病勢益々厚きを以て十月三日讞して本邸に歸る十月四日謹愼を解き同五日詔して從一位に叙せられ其明六日五十八歳にて薨せられたり此地は三月下旬より十月まで公の幽獄の所にて殆ど其終焉の地なり然るに建物破壊せられ地所は他人の有にして荒穢狼藉其事を知るもの無きは誠に歎くべき事なり此地は郡内西賀茂靈源寺及び岩倉村兩所の岩倉贈相國の遺跡と對し千歳に標識すへきところなり

渡邊宮内少輔城址

字下り松の北に在り渡邊宮内少輔の居し所也足利義晴に属す足利季世の人なり堀の跡南北に亘りて猶存せり小學校の前に當れり

某部頭城址

字長山の上にある事 明かならず具足谷と云ふ谷あり遺跡を認むへし村人之をシロアトといふ

墳墓

覺想法親王墓

後奈良天皇の皇子曼殊院の門主

良想法親王墓

陽光院太上天皇の皇子曼殊院の門主

良應法親王墓

後西院天皇の皇子曼殊院の門主右三墓曼殊院の後山宇第涙に在り諸陵寮に属す

良尙法親王墓

八條宮知仁親王の王子曼殊院門主明暦年中曼殊院を京都より此地に移轉し大に興隆し給ふ

普明院宮元孫内親王墓

後水尾天皇の皇女林丘寺の開山

普光院宮元秀内親王墓

靈元天皇の皇女林丘寺二世右二墓一乘寺區字葉山に在り諸陵寮に属す周廻二十一間五分

小野毛人墓

高野の崇導神社の背後の山上約一町の上に在り山城名勝誌に高野川北、有崇導天皇社、其山上二町許、人踏之則成譽地、土人惟之年舊矣、慶長十八年癸丑十一月、土人高村政重掘之得石、棺有金牌一枚、

其表裏文如左

表 飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝任太政官兼刑部卿位大錦上

裏 小野毛人朝臣之墓 慶應義學丁丑年十二月上旬卯葬

傳説に其石棺は内部長八尺六寸廣三尺二寸深三尺一寸二枚の石材を以て蓋とす 〇石棺とのみありて金石の形も所なし 石棺の中に更に石材を用ひて匣を作り其中に銅函あり長二尺一寸四分五厘廣三寸六分深一寸九分五厘にして銅の蓋あり厚五分重一貫五百五十目其銅函の中に木函ありて銅牌を納む長一尺九寸三分廣一寸九分五厘厚七厘五毛金色は多く鏽蝕せり其刻文は前に記する所の如し其發掘は今より三百年前に在りて夙く日本の古金石文中にて殊に重んぜられ雍州府志翰軒小録其他考古書籍に此事を記され歴史家の最も重んずる所たり今東京帝室博物館に其模造あり里傳に其後久しく其銅牌は其村内の寶幢寺に納めしか延寶年中に至り深く之を敬畏し銅函の表に

慶長十八癸丑仲冬、山腹陵夷、中有石棚、村民驚見、開蓋視有物如烟霧、傍有神牌、文字不明、村民和議云、此處曰小野之邑、又聞之奉憲毛人朝臣之神靈也、然則是牌也必錄其神號也哉、爾後磨礪、神號明朗、以故不能奉安之民家、別作銅函、以奉復鎮本處、先願皇國清寧武門永泰、次冀五穀豐稔萬民樂業、

延寶元年龍次癸丑十一月吉祥日、山城洲愛宕郡高野村闔民敬白

其舊地に故の如く納めたりと云ふ蓋し同じく癸丑の仲冬なれば其六十一年に當れる時の事なるへし

小野系圖

〇敏達天皇 春日皇子 妹子王 大德冠 毛人 推古朝遣使 毛野 中務卿大貳從三位中納言

とあり毛人は敏達天皇皇曾孫にて妹子の子なり妹子は聖德太子攝政の時隨國に使ひし其名中外に顯はる隋史に蘇因高と稱す毛人は即ち其子也天武の朝累進して刑部卿大錦上に至り遺唐使たり時の名卿也此地は小野郷にして式内小野神社あり此北に小野山あり蓋し小野氏は此地より出てし氏なるへし墓誌

の事は制令あれど山城地方にて發掘せられし古墳管に數十ならされども墓誌ありしは唯此のみ最も貴重すへし但し銅牌を謫傳して金牌と稱せしより其後盜掘せられし事ありて更に納めしが明治二十六年一月六日又發掘せられしも取返して復舊墳に納めたりと云ふ今果して存在するや否を知るへからず其墓は猶蓋石を露出せり

逸事

高野用水井手切通工事碑
崇道神社境内に古き石碑あり其文に曰く
禁裏御料

山城國愛宕郡高野村用水流五味藤九郎御代官之時洞中三十五間切通

延寶五丁巳春三月

と刻せり古老の説に高野は川に沿ふも地勢水路より高く谷奥より寛を架して引水せり然るに風雨毎に破損少からず一村之に苦しめり延寶年中五味藤九郎御料地の支龍頭にて其利害を審按し地理を測定し字岩の鼻と稱する八瀬川の堰地より巨巖を切通して石渠を作る三十五間此より用水充足して永く旱損を免かるゝ事を得たり由是村民五味氏の功徳を表せんとして此碑を立てしもの也と此切通しの次に約百間の暗渠あり用水を引けり誰氏の作りしや傳なしといふ古人は此の如き工事を作し利澤を世に施し而して其名を衍はさるものありしなり

風俗人情

男子の風俗は別に異なる所なし女子の服装は多く大原女の如し一般に護郷心に厚けれと亦社會の風潮に後れざるを力む舊習を除去して開明に向ふの風あり

下鴨村志

本村は舊村にして古來獨立せしが明治以後他村と聯合せし事數回に及べり事は役場の沿革記事に在り明治二十二年町村制實施に及び獨立の一村となれり

區域

本郡中央の南端に位し北は田畑を以て上賀茂村、松ヶ崎村に接し東は高野川中央を以て田中村と界し南は高野川、鴨川の落合なる河原を以て京都市上京區と界し西は鴨川中央を以て鞍馬口村、上賀茂村に隣す

幅員

東西廣き所九町許狭き所二町南北約十六町許にして面積は實測未了なり

形勢

地勢平坦にして鴨川、高野川斜に東西を抱き其南にて合す本村は其間に在り其狀宛も扇子を披らくが如し御祖神社と人家は正に其蟹目に當る所にあり東西河側は一面の竹林にして糾林其間に在り其北は一面の耕地なり

郷莊

蓼倉郷の内に屬し今に小字蓼倉の名は村の東北の耕地に在り蓼倉郷は本村より高野川を跨り田中村に及びしものゝ如し

管轄

承和十一年十二月太政官符を以て賀茂御祖神社に神戶を附せられし事類聚三代格に見ゆ其後寛仁二年十一月官符を以て下鴨社に寄せられし本郡八郷の一にして蓼倉郷は下鴨神領四郷の内なり其後王政衰へ武人跋扈の世となりしも朝廷、幕府より深く保護を加へられし事は當時の舊記古文書に常見せり天正年中豊臣氏大檢地の時神社境内神領禁裏御料及び公卿社寺等十七所に分割せらる此内社地人民居住地は下鴨社にて

支配し其他は村庄屋にて取扱へり明治二年京都府管轄となり舊村高は二千三百二十三石九斗九升三合也

道 鞍馬街道 村の南葵橋に起り北上して上賀茂村大字上賀茂小字深泥池に至る延長一千〇二十間廣三間

松ヶ崎街道 御祖神社の鞍馬街道より分岐し松ヶ崎に至る延長一千二百七十五間五分廣二間五分

鴨川

上賀茂村の南端より本村の西界を過ぎ南流して落合に至り高野川に合し京都市に入る延長二十餘町廣き所一百間狭き所七十間常時は礫にして水太乏し暴雨漲溢堤防を破り橋梁を流すの憂多し

高野川 修學院村松ヶ崎村の間より南流して本村の東界を過ぎ落合にて鴨川に合す延長十五町許廣き所七十間狭き所四十間其他鴨川に同じ

泉川

松ヶ崎村より來り南流して御祖神社の東を過ぎ南方にて鴨川に入る延長十八町餘廣一丈八尺前後深五尺より三尺に至る夏季泉質清冷なり

葵橋

本村より京都に達する本道に架す木造土橋にて延長五十四間廣三間府費皆支辨なり此橋は舊と假橋にて年々衰祭の時は特に通行の橋を架けられしが明治十七年五月府費を以て改造せられたり

出雲路橋

本村と鞍馬口村の間鴨川に架す明治三十一年五月府費二分の一補助を以て初めて架設せらる舊來假橋なりしを此に及び新設せられしなり同三十五年下鴨村より金閣寺に達する道路開修に及び府費皆支辨を以て改造せらる延長八十七間五分廣一間半木造土橋なり

里 本村元標より各所里程左の如し

京都府廳	三十二町	愛宕郡役所	二十四町
田中村	十七町	松ヶ崎村	二十六町
修學院村	一町	上賀茂村	二十二町
京都市境界	七町		

運 運輸最も便利にして一の障礙を見ず

字	地名	方位	段別	字	名	方位	段別
明	柳保	西北隅	四七、九二七	松	浦木	東北隅	二七、五一四
遂	久保	同上	三五、八〇二	北	本	同上	三六、〇二九
北	尻溝	同上	四一、七〇四	膳	本	正北	五二、九一六
野	口部	正北	八八、一二六	西	木	東北隅	五一、四〇三
間	部	同上	八一、五一七	高	田	同上	一七、一一〇
芝	本	正北	五六、八二二	森	倉	東南隅	一八、一〇〇
貴	田	正北	六九、四一八	東	木	正北	七八、八二八
上	原	西北隅	六五、九〇四	高	前	東北隅	二二、五二九
中	川	同上	四五、五二八	河	林	同上	五六、〇一五
	原	同上	六七、三〇八				六四、八二〇
			三五、七二七				一七、九〇九

宮川	南	一七、二三八	西河原	西	四七、六一八
宮崎	西南	九〇、〇三三	明神林	西北隅	五六、九〇三
松原	西南	二四、〇一〇	淵ノ端	北	一一、四二一
合		一三、三九、三二二、二五			

明治四十一年十二月末日調

官有地	第一種		御陵墓地		
皇宮地同附屬地			官國幣社地		一三、七七二、九
御用地			其他		〇、七二六
府社及鄉村社地	第三種		國有林野		
御料林野			畑		
田		一、二四〇、八	河川		
道			溝渠		一、八三〇、四
其他	第四種	三、四〇一			
寺院敷地					
民有地		一三、二七六、二	地租	三、一八八、〇〇五	增定率 四十一
田		六九、〇七二		一、九八八、一三四	一九〇三、六九七
					一、〇八四、四三七

畑		二二、五〇一、四	同	墳墓地		二二、三〇九
宅		一三、四四二、四	同	堤塘		一、二四〇、八
山林		二七、三三〇、八	同	道		二、一六一、四
原野		四、二二三	同	運河地		四、
民有免租地		五、九三三、四	同			
學校敷地		二八〇、一				
用悪水路		四〇一、七				
井		一、四三二、七				
警察署敷地		七二六				
租稅						
國稅						
府稅						
郡稅						
村稅						
官衙						
下鴨村役場						

明治四十一年末現在

舊時は社領は社にて管理し其他は村年寄にて支配したりしが明治二年庄屋を置かれ同五年五月戸長を置

かれ同七月區制を始め愛宕郡第三區の内に屬し本村に區役場を設けらる同六年十二月同郡第二區と爲り又組制と改り組内の戸長役場を本村に設けらる同十三年一月本郡第七組と爲り同十四年十一月組制を改め一村に戸長を置かる同十七年松ヶ崎村と聯合して戸長役場を設く其後町村制實施に及び獨立の一村役場となれり

下 町 警 察 署

本郡警察署は舊と田中村長徳寺を借り使用せしを明治二十七年本村へ移轉の事となり現在土地を本村にて金五百七拾圓九拾七錢を以て買收して寄附せり同年八月起工十一月二十九日竣成せり移轉開廳本郡一圓を管轄す

學 校

下 鶴 小 學 校

明治六年四月創立にして近時年々人口の増加に伴ひ在學兒童の數を増し爲めに四ヶ年前一部份校舎の増築を成したり明治四十一年度在學兒童數は男百〇二人女百〇六人計二百〇八人にして教員は正教員男三人代用教員男一人女一人計五人本年度經費は壹千六百六拾八圓八拾四錢にして外に實業補習學校の附設あり經費五拾六圓六拾錢なり

工 作 場

田中寒天製造所

東京府日本橋區濱町一丁目

田中四郎兵衛

本村東南高野川に沿へる所に在り毎年十月より翌年三月の間職工男女六七十人を雇使し寒天を製造す其産額凡一ヶ年二萬四千斤價額金壹萬五千圓に及べり明治十年京都御駐登中根村府知事より上申あり同二月車駕臨幸天窓の榮を辱くし且金若干を下賜せらる

物 産

四十一年

米	一、二八八	一九、七九六
麥	一、一五五	九、五九八
大豆	六、九	八二八
小豆	一、四	一八二
蠶豆	六、六	六六
碗豆	四、四	四八
蘿	二、二〇〇	六七二
蕪	六、〇〇	一一〇
葱	三、二〇〇	四八〇
里	二、四〇〇	二八八
胡	七、二〇〇	三六〇
南	一六、八〇〇	八四〇
茄	七、五〇〇	四五〇
酸	一、八〇〇	三六〇
甘	八〇〇	六四
馬	五四	四三
其	?	四五九
林	一、三〇〇	六五〇
竹		百十九

愛宕郡志 下 鶴 村

民業
 本村は市街に接近し農業の外雑業を營するもの多し
 職業別

農業	戸數	人口
工業	一二七	六八一
商業	一二二	五五
交通業	三五	三三〇
日稼及勞働者	四	一九
雜業	二二	七〇
公務及自由業	二四	一九一
無職及職業不詳	九八	一四五
計	三四二	八三六
民力	七	二二七
百圓以上	一一	四十二
五十圓以上	六八	
拾圓以上	三四	
五圓以上	一一	
參圓以上	一一	
車輻		
車	一八四	

明治四十一年末現在

明治四十一年十月調

荷馬車	一五八	甲車	二
大車	三一	中車	九
人力車	三一	小車	七
自用車	三一	計	二

四十一年末現在

明治四十一年末現在

牛	八	計	二
戶數及人口	五		
本籍人口	九六		
華族	九六		
士族	一一〇		
平民	八二〇		
計	一〇一六		
現住人口及戶數	九七六		
人口	八八一		
男	九七六		
女	二〇六四		
計	一一三三		
男	一一三三		
女	一一三三		
計	二二三五		
男	二二三五		
女	二二三五		
計	三四二		
男	三四二		
女	三四二		
計	三四二		
宗敎 (在住人)			
愛宕郡志			
下鴨村			

神 道 三八八
佛 道 一、八三九
社 道

賀茂神社

加茂神社は下上兩社あり之を下上に分ちしは差等あるにあらず其地の遠近祭事の前後等より來れるものにして宛も一社の如し其創立由緒の事實も大抵同じく又朝廷御崇敬社格神階祭祀より行幸奉幣儀式等も必ず同様に行はれ共に山城國の一宮たり故に記事も多く同一にして部別し難し之を兩社に記する時は重複を免がれず今舊來の順次に從ひ下社に於て之を記し其下上の別ある事は各其社に於て之を録す且本社古來の事實儀式は最も多く既に世に公行せる書籍に詳かなれば之に譲りて爰には各事項につき其要を録す詳細は各書に就きて之を見るべし

賀茂御祖神社

祭 神 玉依姫命

賀茂健角見命

東西兩殿あり東に玉依姫命西に賀茂健角見命を祭れり祭神は古來種々の考説あり之を論せし書も少からず今は官社として定められし祭神なれば別に論ずるに及ばず其異説并に考證は其書に存せり
延喜式神名帳に賀茂御祖神社二座名神大月次相嘗新嘗とあり名神祭二百八十五座に加はり二十一社を定めらるゝや上七社に列し伊勢皇太神宮に次ぎて朝廷の御崇敬特に厚く賀茂太神宮と號せられし大社にて山城國の一宮たり明治四年五月更に祀典を秩てらるゝや官幣大社に列せらるゝ其創立由緒は國史神典に明かなれば別に之を記さず

神階は延暦三年十二月從二位を授けらる長岡遷都の爲めなり同十三年十月從一位勳一等に進めらる平安京に遷都ありて皇居と最も近き名神なるを以てなり大同二年正月正二位に進めらる
社地は太古の創立なれば其區域固より詳かならず承和十一年十二月二十日太政官符を以て其四五を定め

らる

東限寺田 南限參議右近衛大將大中臣朝臣諸魚宅北地 西限百姓宅地并公田 北限槐樹木里南畔

とあり蓋し賀茂高野兩川の間に在りて其三邊は共に川に至らずして其間に人家公田有りしが如し槐樹木里は松ヶ崎の方に當れと今亡ふ其南邊の境外地にも僧尼屠者の住居を禁じ神樂岡にも死屍埋葬を禁せられて其社地と相望むを以てなり其後亂世に及ぶも猶社地の大體は之を亡はずして經過せり豊臣氏に及び舊制に仍り境内を定め朱印を附し制札を立つ其境内合計二十二町九段五畝五歩其内神官居住地人民居住地を合し九町六段五畝二十七歩ありて一切地子免除にして一社の支配に屬せり徳川氏之に仍り變更なし明治の變革に及び社家町即神職及人民の住居と高野川に沿へる活東といふ地を地上せられしのみにして其他は大なる變更なし舊境内二十二町九段五畝五歩の内本社地道路神林等合十一町八段二畝九歩を境内とし其他は上地となり其幅員東西廣所百三十九間東御手洗川の東約十間より西は社家町東界に至り南北廣所四百六間北神林北澤より南御手洗川の流に限れり

社殿の事の國史に見ゆるは天武天皇白鳳二年十二月令山脊國惣賀茂神社とあるを始めとす此時新造なりしか改造なりしか詳かならず其後延暦三年修理の事あり此時長岡に遷都ありしが爲めなるべし此後屢々造營あり火災に罹り再造あり後一條天皇の御宇より二十一年毎に本殿を造替らるゝ例となり之を式年といふ伊勢皇太神宮の例に準せられしなり然れど其後朝廷衰微軍國多事の世になりては式年を越ゆる事も少からざれど足利氏の亂世に當りても甚しく荒廢に至らざりしが如し徳川幕府の初め寛永五年兩社共一切造營あり多く古式に因れり延寶年中造營の議始まり正徳二年落成せり當時の舊記に其事あり曰く

一河合社堂舎

- 東御本社御拜共 西御本社御拜共 祝言屋 幣殿
- 東御料屋 西御料屋 畔殿 一言社御拜共二座
- 二言社御拜共二座 三言社御拜共三座 四ツ足中門 東樂屋

西樂屋 神 屋 大炊殿廂在 御 服 所
 御供所廂在 舞 殿 御手洗水屋(但小社有)
 雷殿御拜在 横 殿 樓 廻 樓
 細殿御拜在 比良本社御拜在 御蔭東西社御拜共二ヶ所
 同 拜 殿 河合御本社御拜在(間敷は之を略す)
 右之外に小社十二個所大小鳥居井垣玉垣所々板橋所々門番所所々廊下所々棟築地屏木柵湯殿雪隠等有之
 右下鴨井河合社堂舎正徳元卯年より同二辰之年九月迄修葺
 御本社御造替其外御修葺
 右御入用
 銀六百二十四貫二百三十四匁二分(但大阪御藏銀相渡る)
 金に仕壹萬四百參兩參歩銀九匁二分四厘(但登兩に付銀六十匁替)
 外
 金七千四百拾兩二分
 下上賀茂并貴布禰神寶神財佛像佛器品々修補新調遷宮料
 右者實永八卯年御老中御證を以て大阪御城金渡
 とあり其後本殿は例に因り造替行はれ現在の木殿拜殿は文久三年三月孝明天皇行幸の爲め新造行はれ元
 治元年に落成せし者にて其他は寛永以來の建物を時々修理せられしなり

○木	殿	東西二字	○祝	詞	屋	一字
○幣	殿	—	○御	料	屋	二
○舞	殿	—	○唐	門	透	屏

○頂	屋	—	○四	脚	中	門
○左	右	樂	○樓	門	東	西
○橋	殿	—	○細	殿	—	—
○御	供	倉	○御	服	所	—
棟	倉	門	雷	殿	—	—
棟	門	—	大	炊	殿	—
修	社	拜	社	務	所	—
大小	鳥	居	三	—	—	—
河	合	社	幣	殿	—	—
拜	殿	—	祝	詞	殿	—
御	料	屋	四	脚	門	—
高	麗	門	—	—	—	—

右本社本殿は文久年度造替其他は寛永以來の建物に修理を加へし者にて○は特別保護建造物なり其攝末
 社は祭神の所に記し雜舎は之を略す
 神領は天平神護年中二十戸の神封を附せられしを始めとす延喜式に神稅穀者、社用之外不可用、雖充社
 用、申辨官待報とあり然れど其額詳かならず嘉祥中御戸代田を加へらる然れど未だ多額に至らず寛仁元
 年十一月二十五日後一條天皇皇太后上東門院と同章にて行幸あり愛宕郡を可奉寄云々と宣命あり朝議の
 上同二年十一月二十五日太政官符を以て愛宕郡十二郷の内四郷を除き其他八郷を下上兩社に寄進せらる
 此時下社には粟倉、栗野、上栗田、出雲の四郷上社には賀茂、大野、錦部、小野の四郷神領となれり其
 區域は兩社合一にして

東限延曆寺西至 南限皇城北大路同末 西限大宮東大路 北限郡界

とあり即平安京の北一條大路通を東の方白川に至り東大宮通を北の方郡界に至る其東北は皆兩社の神領となれり但其内にて社寺所領齋主月料勅旨湯池地川○今の氷室橋丁陵戸等田并左近衛府馬場太宮頭の修理職瓦屋○今の西宮其守丁役人は仍舊跡に住し致て改易せず又延曆寺領八瀬横尾等は此限に非ず其神領收入は永く恒例祭禮神殿雜舍及上下枝屬神社神館神宮寺等の修造并臨時費に充てしめらるる後年に至り兩社とも其四郷を分ちて六郷となし下鴨には下鴨高野田中幡枝松ヶ崎の六郷と云ふ○此六郷の名は上社の地と寛治四年七月不輸田六百町を兩社御供田とす百鍊抄に其事を記して近日稱有夢想○此六郷の名は上社の地と也又分置御厨於諸國俗修曰將亡聽於神此謂也と論じたり當時に於ても已に此弊を擧げたるを見ても其狀を知るべきなり院政となり諸國に莊園を多く附せられ益々盛大になりしが王政衰へ武人跋扈に及び租入收らず院宣又將軍教書を下し督責せらるる事絶えず舊史に見えたり足利氏の季世に及び遂に有名無實となり天正年中豊臣氏大政を執るに及び大に檢地を行ひ從來の神領を廢し其近地にて石高を以て支給す事となり下社には下鴨村内にて高五百四十一石を給し社地境内以下地子錢を免し朱印を附す徳川氏之に仍り神馬料萬十一石一斗を給す元祿七年賀茂祭再興に及び現米四百七十八石二斗を下り其内變革に及びたり明治四年官幣大社に列せられ從來の社祿を廢し經費金貳千四百五拾貳圓餘を年額として支給せられ其後一定の制より變更して保存金となり年額千六百五拾五圓と定まれり其蓄積資金は社入金ひ御内儀より能樂奉納の料年五拾圓を給せらるる

賀茂祭は嵯峨天皇弘仁十一年十二月十六日中祀と定められ延喜式之に仍る十芥抄に賀茂祭爲中祀諸司齋○御阿禮あり中祀は月次神嘗新嘗等皆朝廷の祭祀にて神社にて之に加はるは唯此神社のみ是れ朝廷特に御崇敬あるが爲めなり其式勅使の行列幣物の御覽供奉の行裝華美を競ひ祭事中の最も盛なる式に單に祭と謂へば必ず此祭の事となるに至れり其宣命の用紙伊勢は標本社は紅他の神社は黄色を用ひ其式を殊にせらるる故に國史記録を主とし其他の古書に多く此祭の事を記したり本社創立の古事○其つき桂を用ひて社殿神具調度を飭る例なり故に葵祭と謂ふ欽明天皇の時四月吉日に馬に鈴を繫げ人は猪頭を冠り馳驅して祭りしを始めとす元明天皇の時より國司をして自から臨みて祭事を檢察せしめらるる嵯峨天皇の齋院を設け給ひしより其儀益々重く祭事に臨み齋主は御禱の儀あり又宮中式社頭式あり儀式其他記録に詳かなり足利氏の中代より兵亂の爲め中絶せしか靈元法皇本社に御幸の時其廢絶を慨し御製ありしが爲め徳川幕府は之を再興して東山天皇元祿七年四月十八日に執行せらるる中絶する事三百餘年の久しきを經たり明治維新百度皆改るも此祭は一切舊式に因りて行はれ毎年勅使奉行其他職事を宮内省より命せられ五月十五日を定日とし京都皇居より勅使參向祭事執行あり其儀式高尙優美にして海内第一の祭事なり

齋院は弘仁元年四月嵯峨天皇皇女有智子内親王を賀茂齋院と定め給ひしに始まり此時御兄平城上皇藤原仲成藥子に逃ひ復位の御企あり物情穩かならず天皇深く之を憂ひ皇女を以て大神に奉仕せしめ其の御輯陸あらん事を祈り給ひしなり伊勢に齋宮と稱するにより此には齋院と號せられしも其事粗同じ事は國史及記録に詳かなり此より歴世皇女相次ぎ齋院と爲り其事行はれしが後鳥羽天皇の皇女禮子内親王以後齋院絶えたり

臨時祭は宇多天皇寛平二年十一月癸酉に始めて行はる天皇龍潛の日天位に登り給ふべき託宣あり其後果して大統を承り給ひしかば其奉養として臨時に奉幣し走馬の行はれしより遂に年々恒例の如くなりしなり十一月下の酉の日を用ひらる其儀恰も正祭の如し足利氏の亂に及び中絶する事三百餘年にして光格天皇文化十一年に再興ありて年々行はれしが明治三年又中絶し同十七年より更に復興ありけり

御蔭祭は下社にて行はる高野なる御蔭社に下社より神幸ある祭式なり御蔭社は下社と同祭神にて祭神の初じめて來現の地と謂ひ傳へたる所なり其起元詳かならず四月中の午の日行はるゝ例なりしが今は五月十二日と定めらるる文明の頃より中絶せしを元祿七年葵祭と共に再興せられ其料現米二百八十八石幕府より

下行あり勅使發向神職皆盛裝して道樂を奏して供奉し糾察にて神事あり最も優美なる祭事なり維新後廢せしを神職氏子相謀りて之を再興し毎年例日に之を執行せり一社の私祭となりしも其儀は古式に従ひ異なることなし朝廷より特に御下賜金あり行幸は延暦十三年十二月二十日桓武天皇行幸御親祭ありしを初めとす此年十月二十二日長岡より平安新宮へ遷都あり此より先き勅使を差はし新宮經營の事を告げ神階を進め此に及び親く行幸ありしは皇居最近の大社として深く御崇敬ありしを見るべし賀茂松尾兩社は平安京の東西にあり賀茂は東の嚴神松尾は西の猛靈と稱し平安京の鎮護として殊に御崇敬ありしなり天慶五年四月二十九日朱雀天皇行幸將門純友の反亂の平きしを褒し給ひ圓融天皇以來八幡に行幸あれば必ず本社へも行幸ある例となり以來歷朝屢々行幸あり又仙洞御幸后妃の行啓も屢々行はる後醍醐天皇建武中興の初め行幸ありしより南北の爭足利の亂となり行幸中絶する事五百餘年にして文久三年三月十一日孝明天皇兩社へ行幸あり此時外患日に深く攘夷論正に盛んにして大將軍家茂勅を奉じて上京す天皇攘夷御祈願として行幸あり百官扈從し大將軍諸大名を率て供奉す誠に希世の盛儀なり徳川時代には寛永中三代將軍家光が後水尾天皇を二條城に行幸なしまらせしより非常御立退の外御出門を許さざりしかば寛永以來三百年間絶て行幸の儀無かりしに此に及び朝命を奉じて大將軍が行幸に供奉せし事とて拜觀のもの都に滿ち萬歳を唱へ或は忝さに涙を下すもの多かりし此より幾年ならずして王政復古の盛運開かれたり徳川氏も仙洞の御幸は間はざりしかば後水尾明正靈元の三上皇は御幸あり明治維新の後今上天皇は元年八月二年二月三年八月十年二月に行幸あり皇太后皇后東宮も時々行啓あり朝廷の崇敬昔と異なる事なし

奉幣は神龜三年に始まり延暦三年には長岡京遷都の爲め奉幣あり同十三年二月には平安京造營の爲め勅使あり本社火災には廢朝行る、例なり

無關賀茂詣は天祿六年九月二十六日攝政藤原伊尹の參詣せしを始めとす此時藤原氏專權の世なりしかば

其儀俄に盛んになりゆき一族子弟の公卿を引率し官人を供奉せしめ行裝華奢を極め多く乘輿に借擬す其甚しきに至りては行幸も及ばざるもの有り以て藤原氏一家の大儀となせり其後藤原氏の衰ふるに及び廢絶せり

神職は健角見命の苗裔にして社の創立以來其祖神に奉仕せしは其後縣主の姓を賜ひ上下兩社の分るゝに及び其族も兩社に分仕し上は賀茂縣主と稱し下は鴨縣主と稱す本社祝禰宜に補せられ位階に叙せらる嘉保二年兩社行幸の時勸賞行はれ昇進せしめらる其後攝社にも神職を補せらるゝ事となり後年に至り其門流を分ち本社禰宜には泉亭梨木兩家祝には鴨脚家補せられ之を四軒本戸とす比良木社禰宜には泉亭の庶流廣庭泉亭二氏比良木社祝には鴨脚四家之に補せらる例となり本家は從二位を庶流は正四位下を極位とす又本社には權禰宜祝新權禰宜を置かれ貴布禰三所社にも正權禰宜祝を附けらる之を二十二職と稱す其位階は本階の勅叙にして朝儀に列し宮中に祇候し中古は其家に御幸の事有り如此名族にして舊時は互に婚嫁し他姓を雜へずといふ從前社職大畧左の如し

祠	禰宜祝二十二職	一人	權禰宜	一人	祝	一人			
本	社	禰宜	一人	新權禰宜	一人	祝	一人		
河	合	社	禰宜	一人	權禰宜	一人	祝	一人	
比	良	木	社	禰宜	一人	權禰宜	一人	祝	一人
貴	布	禰	社	禰宜	一人	權禰宜	一人	祝	一人
三	所	社	禰宜	一人	權禰宜	一人	祝	一人	

本社河合社禰宜祝は本家を補せらる其他本家庶家とも之に補せらる

洞官二十二職は先に之を記す

氏 人 無定員
膳部 六 家
驅人又云人 無定員
別かる西泥土氏
以上鴨氏
大江藤原橋平中原の五氏あり舊と大膳職の人を附けられしなり
鴨氏建津見命第五世の多加此子より

神 人 六十人
沙汰人 三十二人
村に住す神人沙汰人は鴨氏なり
一乘寺村中村に住す
靜原村岩倉村崎枝村松ヶ崎村田中

刀 禰 無定員
下鴨村

使 部 三人又は二人
同 清平氏 藤井氏

神 工 三人
同 同

棟 梁 四人又三人
同 同

鍛 冶 二人又は三人
藤井氏

檜 皮 工 二人
同 同

神 馬 飼 口 二人又一人
同 同

右下社の洞官職員にして其職は社領配當と下行米分配なり上社は洞官以下多數にして社領も多く其職制も明かなれば之を詳記すべし大抵此も同じければ互に参照すべし
鴨河合坐小社宅神社 祭 神 玉依姫命
式内名神大月次相嘗新嘗天安二年大社に列し四度の官幣に預かり御祖苗裔の神として朝廷崇敬他に異に本社奉幣の時先づ此社に奉らるゝ例なり貞觀元年正月從五位下より從五位上に進め此より漸々昇階ありて正一位に進めらる禰宜祝を補せらるゝ事本社に同じ今第一位の攝社に列せらる其社格より謂へば官幣社に列せらるべき者の如し

三井神社 祭神 三座
式内名神大月次新嘗本社の西に別に區域を爲して相併ふ山城風土記に建角身命丹波伊可古夜日賣命玉依日賣命三柱神者、蓼倉里三中社坐也とあり又三身の社ともいふ三柱の神を祭れるに因れり
出雲井於神社 祭 神 素戔嗚鳥命 一殿連佐須良媛命

式内名神大月次相嘗新嘗今比良本社を以て之に充つ貞觀元年正月從五位上を授けらる元永二年十一月一日本社焼亡の時神體を地主明神殿に移すとあるは此社の事にて此地の地主神なりと云ふ

日吉神社 祭 神 大山昨神
貴船神社 祭 神 龍
右境内に在り城外に在るものは其村に記す

末 靈 狐 神 社 祭 神 皇太神宮神靈

一言神社 二字 祭 神 大國魂命

二言神社 二字 祭 神 大國魂命

三言神社 三字 祭 神 大國魂命

岩本神社 祭 神 入千原大巳貴命

橋本神社 祭 神 住吉社同神

諏訪神社 祭 神 玉津島同神

小杜神社 祭 神 建御名方命 志賀乃美神

白 贖 神 社 祭 神 奉 田 彦 神
 井 上 神 社 又 稱 御 洗 手 社 祭 神 潮 織 津 姫 神
 相 生 神 社 祭 神 猿 田 彦 神
 澤 田 神 社 祭 神 太 田 神
 任 部 神 社 又 稱 小 鳥 社 祭 神 八 咫 鳥 命
 三 塚 神 社 祭 神 三 井 神 社 同 神
 愛 宕 神 社 祭 神 火 産 靈 神
 稻 荷 神 社 祭 神 宇 迦 乃 御 魂 神
 諏 訪 外 五 社 一 字 祭 神 大 建 御 名 方 命 外 神

右境内に散在す其境外に在るもの左に記す

河 崎 神 社 祭 神 猿 田 彦 命

右境外字河崎に在る末社なり口碑に舊齋院の在りし地にて其鎮守也といふ其他詳かならず攝末社の内
 諏訪橋本岩本社の如きは上賀茂に在るを主とすべきに似たり又其祭神の名も種々にして同神又は同神異
 名の者少からず要するに後代此等の攝末社上賀茂に在るを以て更に創設せしが如し

流 木 神 社 祭 神 天 太 玉 命
 即ち半木社にて流木の森に在り別雷神社の末社なり境内四百二十三坪官有地第一種古木多し

中古佛法の盛んなりしより神社にも讀經行はれ建塔營寺の事多し本社にも承和六年五月金剛般若經轉讀
 行はれ此より貞觀永承寛仁天仁の頃屢々執行せらる或は公卿より奉納せしものあり又櫻會あり全く佛式
 法會なり永元三年正月塔供養行はる神宮寺を建立し天台宗の僧を看坊とし兩部を用ひらる然れども僧尼
 は社壇に入るを得ず祭事に預かるを得ず祭事の日には佛事を作し鉦を鳴らし經を讀を得ず此の如く制禁
 ありて他の社の如く僧侶權柄を専らにするを得ず神職常に一社の事を支配せり齋院の如き深く佛法を信

寺 院

本村は古來の神地にして寺院なし兩部神道の時神宮寺ありしは維新後廢せられたり

鳴 川 石 川 瀬 見 小 川 鳴 羽 川
 鞍馬貴舟及び雲ヶ畑の深谷の水に賀茂を経て本村の西を過ぎ高野川と合し南流して京都に入る本村の邊

より遙に東山と掩映し所謂山明、水媚の景色を爲し風光最も宜し古より歌詞に詠じ其名早く著るし人の
 能く知るどころなれば詳に記さず石川瀬見小川の名は神名帳頭注に引ける山城風土記の文に建角身命の
 此地に至り坐せし事を記して至給山代國岡田之賀茂、隨山代河下、坐葛野河與賀茂河所會立坐、見廻賀
 茂河而言、雖狹少、然石河清河征、仍號曰石川瀬見小川、出自彼川上坐、定坐久我國北山基、從爾時名曰
 賀茂とあるより起れり、岡田之賀茂とは相傳都賀茂村にあり此地は本より賀茂と稱し、如し山代川は今の永津川にて葛野川與賀
 茂と合は伏見下鳥羽の邊なるべし賀茂川は當時未だ名なかりしなるべし命の賀茂より來りて
 定坐し給ひしより其名始まりしか如し久我國といふは古名なるべし事は久我神社の所に記す

奏 橋
 賀茂祭の爲めに初めて造られし橋なれば此く名づく

河 合 林
 賀茂川高野川と合流する所なれば河合と謂ふ太古より御祖社の森林にて老樹蒼蔚枝を交へ御手洗川は其
 間に流れ又湧泉あり水質極めて清冷なり且櫻梅楓樹多く四時の景尤も宜しく殊に納涼に適し京都に接近
 せるにより其名尤も高く歌詞に詠じ京都の名勝たり

御手洗川

御祖神社の東なる方池より湧出して三伏の炎天に清泉混々として滑徹鯉の如く且水質尤も清く炎熱を洗ふべし

齋院跡

末社河崎社の邊に在りしが如し河崎社は院内の鎮守社なりしといふ

神館跡

祭の時齋院の居給ふ所なり與隊に在り與路は河合社の西北にて社家町の南に當れり山城名勝志の注に與路在河合社西北、是神館舊跡、社家町南、松一村所云々、有拜石とある所なり拜石今は亡し

勅使館跡

今の樓門の西神服殿の所其舊跡たり

御所屋跡

本社西入口三所社の西に比ひ橋より西側にあり

神宮寺跡

河合社の背なる小池の北の梅林は神宮寺の跡なり拾芥抄に二十一寺内、公卿依例被行御讀經とある所に社頭讀經の始まりしより創設せられ天台宗の僧之に住し其事を行へり維新之を廢し其建物は少教院に充てしが其後毀びて梅林となりぬ

東御塔跡

御祖神社の本殿の東の森の外高野川の西に一堆の塚の如きものあり是れ舊跡なりといふ百鍊抄に大治三年七月二十日鳥羽上皇鴨御祖社東御塔供養の事を記して播磨守家保遣進之とあれば此時に成りしものなるべし早く廢れたり

西御塔跡

御祖神社の西の口の石橋の側に塔の痕といふ所あり百鍊抄に天承元年十月十日待賢門院賀茂下社御塔供養の記事あり又保延四年二月二十三日神館神宮寺社頭西御塔燒亡とあり此兩塔は鳥羽法皇の御時に創設ありしと見ゆ

經藏跡

元永二年十一月一日下社燒亡の時残りし經藏并厨殿云々とあり然れば塔より先に有りしと見ゆ其跡詳かならず

泉亭跡

鴨福宜齋網か亭にて後鳥羽上皇屢々御幸あり山城名勝志の注に元在松崎與下鴨間至後世爲田地云々然れば村の界に當れる邊に在りて高野川より引ける水に因りしものか又松崎梧谷の邊にて今の日輪月輪の瀧の水を用ひしものならんといふ

蓼倉郷跡

本郡の舊郷にて下社の神領なれど其區域詳かならず然れど本村の北東に蓼倉といふ字あり此邊一帶の稱なりしなり

人

鳴長明

鳴の社人にして菊大夫と稱す世々禰宜に補せらる文學に通じ和歌を能くし又管絃に達す從五位下に叙せられ後鳥羽上皇の召を蒙り和歌所寄人と爲る父祖の職を繼かん事を踏ひしも許されず門を閉ぢて出でず葵の歌を詠じて其意を寓し遂に世を弄て雜樂の姿となり名を道胤といふ大原山に入り後宇治郡の外山に隠れ方丈室を作り取坐むべく造構して其意に隨ひ勝地を遂て移り住み幽靜閑寂山に登り水に臨み韻詠絃歌して自から娛み衣食屢々空しきも晏如たり建保年中鎌倉に遊ぶ源實朝厚く遇すれど留らず後鳥羽上皇再び召せと和歌を作り辭して入らず最も和歌に長じ巧妙にして自から林下の風あり著述に富み方丈記無

名抄、發心集、四季物語、盤玉集あり其方丈記の如き行文精妙記事正實にして最も世に行はる外山の舊跡に大石あり方丈室の遺跡なりといふ岩垣彦明の文を刻せし碑あり

禰 之 禰 廟

禰宜永裕の子初名永春桂齋と號す寛文八年從五位下に叙し比良木河合兩社禰宜を経て本社權禰宜に轉じ禰宜に進み正三位に至る享保九年正月薨す年六十五寶永二年四月江戸に趣く九月二十六日將軍綱吉松平美濃守の邸に臨みし時命を受けて神代卷を講じ時服を賜ふ其著日本逸史、大八洲記、諸葉竹譜神記、與名草あり孫禰爲冷泉爲村の門に入り和歌を能くす

人情 風俗

京都に接近せるを以て大抵京都に同じ然れども差々儉樸にして古風あり舊時神領にして社家多く一時の風習ありしが今は亡し

松ヶ崎村志

本村の名は頗る舊代より顯はれる日本後紀に嵯峨天皇弘仁元年十月二十七日甲午松崎川に御禊の事あり又古歌にも多く詠出せり拾芥抄には靈所七瀬の内に加へたり蓋し山の出崎にして松樹の茂れるより起りし名なるべし古來獨立の一村にて以て今に至れり

區 域

北は西より東に延びたる小山と岩倉川を以て岩倉村と界し東は高野川を以て修學院村と東南は同川を以て田中村と界し南と西は耕地を以て上賀茂村と下鴨村とに接したり

幅 員

東西十六町五十間南北十七町二十間此面積二百三十六町一段十歩

郷 莊

賀茂郷に屬す中世賀茂六郷と稱するに及び岡本郷に屬するが如し

管 轄

寛仁二年十一月賀茂別當神社に寄せられし神領の内なり其後沿革詳かならず天正十七年豊臣氏大檢地の時更に禁裏其外の分領となり寶永二年二月禁裏御料となる舊時村高は千百八拾五石八斗七升にして禁裏御料仙洞御料准后御料の外靈華院靈鑑寺總持院慈受院各門跡及び九條橋本東園諸家長橋局新典侍局大御乳人今大路氏十四本所に分かれ外に十四石九斗八升は古來より氏神御供米修繕燈明料に充つる例にて天正十七年及延寶七年に出願許可せらるる以て明治維新に及び皆京都府の管轄となれり

形 勢

北方は岡阜を負ひ地勢高爽にして南に面して開けたり土地平行にして沃壤なり

山 岳

西北上加茂の山麓起伏高低して東に出で高野川に盡く山勢東南に亘る高約三百尺を出でず總稱して虎ノ脊山といふ蓋し其形に因るなるべし其内にて北西の峯を高野川に臨む所巖斷崖崖松多く景色頗佳なり

高野川

修學院高野より南流し本村の東界をなし下鴨村に入る延長十七町十四間田地百町に灌漑す

村北山間に在り寶曆十二年築造す周回十八町養水溜池にして田地八十町に灌漑す

道

大黒道

本村より南方下鴨村界に至る巾九尺延長十町

岩倉道

本村より北方山間を踰へて岩倉村界に至る巾九尺延長二十七町

修學院道

名區勝地道路として府費を以て明治三十四年開修上賀茂村深泥池部落より本村部落を東に進みて高野川を渡り修學院離宮に至る巾二間延長二十五町

里

本村元標より里程左の如し

京都府廳	一里二十二町	愛宕郡役所	一里十三町
上賀茂村	二十六町	下鴨村	二十六町
岩倉村	二十八町	修學院村	十二町
田中村	一里九町		

明治四十二年十二月末日調査

地籍

官有地

第一種

皇宮地同附屬地

御火葬地

鄉村社地

御料林野

御道

其他

寺院敷地

字

種

名

上

田

脇

町

内

所

雲

馬

按

皇宮地同附屬地	一	御陵墓地	一
御火葬地	一	官國幣社地	一
鄉村社地	四三二〇	其他	〇一三
御料林野	二	國有林野	八、四七二四
御道	三、四九二六	河川溝渠	一
其他	四七二〇		
寺院敷地	四		
字	一、三八二九		

方位

段別

字名

方位

段別

東	三、八、二二〇	久	二、五、二四
東	一、三、五二九	中	一、八、四一七
東	三、六、一〇三	杉ヶ海	二、四、八一
東	一、九、〇一五	海	二、二、二二
東	三、六、八一六	壹	二、二、五二六
東	二、九、一〇九	理	二、一、七二四
東	三、〇、六一三	式	二、三、〇四
東		手	
東		細	
東		横	
東		手	

百三十九

丈九ヶ	子ヶ	大ヶ	狐ヶ	深泥池	西山	林山	東山	小井	三井	今反	芝海	井手ヶ	六ヶ	平ヶ	御所	木本	正田	橋上		
同	北	北	同	同	西	西	北	東	東	同	同	西	西	南	南	中	東	東		
七二、八二二	七三、一一五	三六、八一五	八一、七〇六	三〇、四二九	六八、七〇三	一〇六、五〇九	八六、〇二四	一一三、五〇一	五〇、九〇六	二二、二〇三	二七、六一〇	二九、七〇六	三八、四二八	二二、三三〇	二二、五〇三	二二、四〇三	二二、二〇六	一八、五二四	三一、七二六	三〇、六一三
木籠	笹ヶ	板ヶ	高ヶ	南ヶ	東ヶ	堀ヶ	中ヶ	西ヶ	呼ヶ	泉ヶ	千ヶ	木ヶ	丈ヶ	北ヶ	總ヶ	西ヶ	村ヶ	柳ヶ	森ヶ	堂ヶ
北	北	西	西	同	同	同	中	西	同	同	同	東	同	北	同	同	同	同	南	西南
五二、二二二	八〇、四二七	五九、九〇三	八九、一二四	一八、〇二八	四、五二〇	二七、四〇五	一一、四二〇	一六、八二〇	二四、七二一	一〇、七二一	八、七〇一	九四、七二八	四二、二二二	一五、二二六	一六、二〇一	一六、二二三	一六、二二三	二五、三〇三	二八、四一六	二二、九二〇

城山 東北 四十年 九七、五二九

租稅	民有地	村稅	郡稅	府稅	國稅	租稅	畑地	宅地	山地	原野	民有免租地	學校敷地	墳墓	溜池	堤用	鄉村	惡水	塘路	
北																			
六六、八〇〇	一一、一七〇	八四、二二〇	二、三二一	五、五七二	一一八、八五二	二、〇〇二	一〇、六六〇	一六、一一二	五三、〇〇〇	八〇、二八〇	三、〇六四	二、六九九	二、八一九	二、二六〇	二、二四三	一、一六〇	一、二二六	五五	五九、〇〇八
城山																			
東北																			
四十年																			
九七、五二九																			

百四十一

明治四十一年末現在

井溝 一、一六〇〇
 役場敷地 ?
 運河地 ?
 道 病院敷地 八二八
 其他ノ公用地 一七〇〇

官

松ヶ崎村役場
 明治三年初めて妙泉寺内に設け同十三年上賀茂下鴨鞍馬口四ヶ村聯合して下鴨村に設け同十六年一村獨立して舊地に復し十七年下鴨村に移り二十二年町制實施に及び獨立の役場となれり

格知尋常小學校

本校は明治四十一年三月從來の松ヶ崎一乘寺修學院高野の四尋常小學校を廢し松ヶ崎村修學院村二ヶ村の學校組合を設け格知尋常小學校と改稱したるものにして舊來の一乘寺高野の二校は分教場につつ明治四十一年度在學兒童數男二百五十九人女二百四十九人計四百九十九人職員正教員男五人女二人准教員男一人代用教員男二人計十人本年度經費は參千貳百拾九圓參拾錢尙ほ附設女子手藝學校ありて經費六百貳拾五圓四拾貳錢の豫算なり

郡立農林學校

明治四十一年四月一日の創立にして乙種程度詳細は郡誌にあり

避病院

明治三十三年本村下鴨修學院白川の四ヶ村組合病院として松ヶ崎村字森ヶ本に設置せしが同三十六年其組合を解き更に本村下鴨鞍馬口田中修學院岩倉八瀬各村の組合を以て此に建築し組合各村の避病院なり

物産	米	一、一八五	四十年	一六、六九五
	麥	五八九		四、九四八
	蕪	二、〇〇〇		一、〇五〇
	蕎麥	一四、〇〇〇		一、二二〇
	茄子	二〇、〇〇〇		八〇〇
	瓜	六〇〇		九〇
	瓜	一、二〇〇		二、〇〇五
	其他	?		二六、八二八
民計	其		明治四十一年末現在	
職業別	農	七二	人口	四〇二
	林	一		一
	工	一		一
	商	一		一
	交通	一		一
	日稼及勞働者	一		一
	雜業	一		一
	公務及自由業	一〇		一〇

無職及職業不詳 計 九五
百四十四
九〇
六三九

村民は本村土地を所有するもの多く他村人の所有は一分に過ぎず其地租を納むるもの左の如し

百圓以上 二
拾圓以上 四〇
參圓以上 一八
五拾圓以上 四十一
五圓以上 一七
九

明治四十一年十月關

車 七五
荷馬車 一
乙牛車 一
中牛車 一
自轉車 四
家畜 一
大甲牛車 一
人力車 七
自人力車 二
乘人力車 一
四十一
四十一
四十一

明治四十一年末現在

本籍人口 六七六
土族 男 一 女 二
計 三
甲牛車 一
大甲牛車 一
人力車 七
自人力車 二
乘人力車 一
四十一
四十一
四十一
明治四十一年末現在

平 現住人口及戸數 三五〇
男 二九五
女 三二五
計 六二〇

人 口 男 二九五
女 三二五
計 六二〇

戸 數 九五

宗 教 (在任人) 六三九

神 道 一

佛 道 一

基 督 教 一

宗 教 未 詳 一

新 宮 神 社 小字林山

祭 神 猿田彦神

村社 舊大比叡大明神と稱せしを徳治元年一村政宗の時日像の嘗せし法華經を合祀し妙泉寺の僧に托し祭

祀せしが明治の初之を止め白鬚神社と號し祠掌を置きしも明治二十年に至り社號を復舊せり境内千三百

十坪官有地第一種祭日十月二十三日氏子百七戸

末 祭 神 八幡宮 祭 神 八幡大神

八 幡 宮 祭 神 日月星

三 光 社 祭 神 日月星

岩 上 神 社 小字林山 祭 神 日月星

受谷郡志 秋少崎村

祭神 不詳
社殿を設けず大石を祭れり口碑に昔兵庫の海中に光物あり其高僧其光を探り此石を得岩上大明神と號し此に祀りしに始まりといふ舊時は漁獵又牛馬の神とて參詣多かりし由なり境内百五十坪民有地第一種寺

妙泉寺 小字堀町

本尊 尊 題 目 釋 迦 佛 多 寶 佛

日蓮宗立本寺末相傳ふ松崎寺の舊跡なりと松崎寺は捨芥抄に中納言賤利創とあり賤利といふ人傳なし日本紀畧に正曆三年六月八日中納言源保光卿供養松崎寺號圓明寺とあり外の書にも同じ記事あれば賤利は誤なるべし蓋し延曆寺に屬する寺院にて本尊は觀世音菩薩なりしと云ふ其後永仁年中日蓮宗の名僧日像上人此地に來り法華弘通の時本寺の住職實眼大に之に歸依して改宗せり乃ち本尊以下皆日像の點眼せし佛像を安し寺名をも改めて妙泉寺と號したり一村の住民遂に隨喜して改宗するに至れり時に徳治七年なり松ヶ崎題目踊此より始まる此後寺運年を逐て盛んなりしが天文五年山徒日蓮宗の寺院を亂妨するに當り本寺も焼亡を免がれず天正三年に至り中興する所あり今の本堂は聚樂邸の厨庫を豊公より賜ひしものなりといふ舊と實成、寶泉、玉禪、大乘、止靜の五院ありしが明治九年本坊に合併せり境内八百九十六坪内六百二十九坪官有地第四種其他民有地なり本堂庫裏客殿等備はれり檀徒百軒餘あり

境內佛堂

妙見堂 本尊 尊 妙見大士

七面堂 本尊 尊 七面天女

開山堂 本尊 尊 開山碑石

妙圓寺

本尊 尊 題 目 釋 迦 佛 多 寶 佛

日蓮宗立本寺末元和二年本前寺能化本覺院日英隱退の所なり日英法徳あり歸依者多く松ヶ崎東部の者之が檀家となり一ヶ寺となし妙圓寺と號す元化年中本堂庫裏を建立せり境内に大黒堂あり勇猛庵主日址の遺佛にて傳教大師の作なりといふ信仰最も多く甲子の日遠近參詣群をなす松ヶ崎大黒天とて其名尤も高し境内九百一十一坪民有地第一種檀徒百二十五人

境內佛堂

大黒堂 本尊 尊 大黒天

境外佛堂

鬼子母神堂 本尊 尊 十羅刹女

本涌寺 小字東山

本尊 尊 題 目 釋 迦 佛 多 寶 佛

日蓮宗立本寺末天正二年教院日生の開基する所にして日蓮法華一宗學林の濫觴なり日生此地に法華を講談せしに門徒四方より雲集し遂に教林となれり日生飯高寺を下總國に開らき再び本寺に歸り遂に立本寺に出世し後此に隱退して終れり日生最も法華の奧義を究め本宗に於て之を稱して講經の鼻祖と爲せり當寺門前に法華宗根本學室の石標を立つるは之が爲めなり承應三年の春女院御所新造の餘木を賜ひ講堂を建つ今の本堂是なり爾來繼續明治の初めに及び之を廢し學校を毀撤せり然れど明治二十九年九月更に日蓮宗第七教區小檀林を此に設置せり境内三百六十三坪同三百五十四坪は官有地第四種なり本堂客殿庫裏等備はり寺産は地所三町餘を有す信徒二十餘人

境內佛堂

鎮守堂 本尊 尊 護法善神

開山堂 本尊 尊 開山上人

妙見堂 本尊 尊 妙見大士

愛宕郡志 松ヶ崎村

名勝舊跡

松ヶ崎

古來和歌に詠せし名所なり皇城の北にありて賀茂に連り秀麗なる地なれば早くより著はれしなるべし

松ヶ崎川

嵯峨天皇即位の年大同四年十月二十一日松ヶ崎川に御禊の事あり是は十一月に大嘗祭行はるゝ爲めなり拾芥抄に靈所七瀬の内に加へたり蓋し高野川の西涯なるべし

氷室 舊跡

舊跡は村の北なる丈ヶ谷の奥寶池の東に在り山州名跡志には古昔其室に架たる材木土中より近來掘出たるよし記したり朝野群載に松ヶ崎氷室南北にありし由を記し古歌にも多く詠じたり

木列坂

本村より岩倉村に踰ゆる坂なり岩倉村大雲寺古文書に其四至を記して南限木列坂とあるは此所なり今狐坂といふは訛なるべし

日輪月輪瀧

妙泉寺境内七面天女の祠畔谷間より出づる細流なり岩石に懸りて瀧を成す高十尺許今は荒れたれど猶存せり

大黒天 絲櫻

大黒堂の邊に大樹の垂絲櫻多し花時遊客頗盛んなり近年其後山を開墾し亭榭を設け大に景致を添へたり

城山

村の東北の山の名なり城趾の如き所あり天文の亂に砦を構へし所といふ

御所ヶ谷

狐坂の良の方又村の西の字に在せり是多く貴顯の別業などのありし跡をいふ

櫻井

岩上社の下狐坂の右に在り淺き山の井にて其上に題目の碑立り早魁にも汚れず枕草紙に擧げし櫻井なりといふ櫻井僧正の事を傳ふれど確かならず櫻井の里と古歌に詠しは此には非ざるべし

經塚

虎山の内にあり今僅に遺れり口碑に一村政宗の時舊來用ひし物を埋めし所なりといふ或は古墳にやあらん

椀谷

今の本涌寺の地なりといふ百鍊抄に後鳥羽上皇の事を記して御幸鴨社禰宜祐綱二座椀谷之東西、此間渡御邊土、令尋勝地給ふとあり建保六年にて後承久大亂の一年前なり

古墳

虎の脊山の内城山の上に四個あり其頂上に在るものは現存し隆然たる圓塚にて周圍三十餘間外に濠の在りし如き窪地之を周れり今は陸軍省標杭其上に立てり西山に五個東山に三個皆小にて周濠の痕なし且多く發掘せし者の如し明治三十四年妙泉寺大黒堂を改築する時山土を取るとて地を掘りしに古墳に掘當れり山石にて石窟を築き其口南に向ふ上は大平石三枚を蓋とす素焼の皿一枚の破れしものあり其皿に菊の紋の如き模様ありしといふ又他の古墳の側より壺の如き物を取り來りしに皆破れりといふを聞き其破片を見るに埴輪なり愛宕郡に埴輪古墳の無きは嘗て怪みしが果して之有るを知るべし此邊は關縣主の住せし所に近ければ或は其人の墳墓にやあらん本郡にも埴輪古墳有るは大に考證の資となるべきものなり

逸事

仙洞御所御田植の事

仙洞御所御田北の隅に在りし也 仙洞御所内の内にて東に松ヶ崎村の農民が年々此田植を爲す事は何年に始まりしを知らず天保十一年以來中絶せしが明治十一年大内保存係より舊式により御田植致すべき旨命せられ此より二十三年迄

は年々執行せり然るに御田か苗木養成所となりしを以て其後は廢せらる舊式は天保以來中絶久しく古老も其事を記するものなし然れど遺聞を集めて之を記するに當日馬二疋を以て御田を鋤き返し畦を作り田植の用意已に成れば公卿構への御機敷に著坐仙洞御所出御翠籬の内にて御覽あり先づ苗取より始めて御田を植る始め事終れば十一歳より十三歳までの女子八人紺の單衣に白の小手白足袋草鞋菅笠を被り御田の中央の道にて踊るなり音頭

ヨイヨイヨイヤサ、めしてうれしや、いまこゝへ、

花の都の八重ざくら、花は色々多けれど、あいこの花に二首の歌、よんでつけたる其こそえ、文もどいかず、顔も見ず、それさへいまは、其花も、やかたをいで、ひらくぞや、常に見なれし花ならば、手にとるやうに、たもへども、つい一枝や二枝を、たもひたをれ糸櫻、

縁を結ぶは、神さんまかり、水のたる様な前髪さんと、あいたなやハテいやらしや、

御所の御庭に千代萬代の

こひの色香や、うたゝねの、思ひの君の夢まくら、中略

鶴と龜とが舞をまふ

萩のしほれに、かじかりないて、いつも空さへさえ景色、たゞさへなげきの露の音、末はしら川高野川、うれし涙の泉川、せみの小川のなる瀬にたちて、たもひかなふた貝川で、さがくかつら川、笹のせんで気がういた、梅と櫻はどちらがよいか、梅がよいぞや、中略

長ひ事にはたそれがござるチャンと引きましょ我宿へ

踊り終れば小判形の饅頭七つ粽一把短御強飯并に御膳を下されて退出す馬には轂頭粽二人分下さる

按に今の仙洞は大畧藤原忠仁公染殿の邸の舊址に當れり染殿拾芥抄に正親町今の中の南京極今のの西忠

仁公家とある所なり類聚國史に清和天皇貞觀六年二月二十五日、車駕幸太政大臣東京染殿第、觀櫻、

幸花亭、親王以下侍從以上並侍局、中山城國司守從四位下紀朝臣今守、率郡司百姓、於東垣外、行耕

田之禮、欲令帝覽之、知農之有事也、自晨至暮、極觀而罷云々、此天皇觀耕の地は即此仙洞の地にし
人情 風俗
て近年迄田植敷覽の式此にて行はれしは誠に奇と謂ふべきなり

本村は古來廢合なき一小村なるも村民能く協力精勵團結力に富み近時農事改良及び村治蹟の上に於て漸次に開發の風あり

鞍馬口村志

本村は小村なれども舊來獨立して變更なし

區域

西北は上賀茂村と耕地舊堤防道路を以て界し東は鴨川を以て下鴨村と界し西南は京都市上京區に接す

幅員

東西五十八間南北約二十五町許面積零方里〇三四なり

郷莊

古代蓋し出雲郷の内なるべし

管轄

維新前は京都所司代の支配に屬せり

形勢

平坦にして東は鴨川に沿ひ北上賀茂村に界し西南は京都市に接し地味膏腴菜圃に適せり

河川

賀茂川

上賀茂村より東南して本村と下鴨村の間を過ぎ京都市に入る延長十九町十九間常に水に乏し大雨の時汎濫決の憂あり

道路

鞍馬街道

京都市出町葵橋西詰より堤防に由りて上賀茂村に至る延長二十五町廣四間

堤防

賀茂川堤防

即ち鞍馬街道の由る所にして延長二十五町馬踏五間根敷八間高二間此堤防は寛文十年徳川幕府京都所司代に命じて新築せしもの也當時板倉内膳正宗重其事を奉行せしにより世に板倉堤といふ其後修營あり又安政二三年の頃當時の町奉行淺野中務少輔長祚奉行して高三尺の置土を爲し更に完堅となれり西屋敷の與力三浦締太郎其事を監したりといふ

鴨川舊堤防

上賀茂村誌にあり

字地名

字地名	方位	段別	字名	方位	段別
松立	北	二二、四一二	内河原	北	六七、六〇七
立本	北	二八、八三二	野原	北	三三、〇一八
神樂	南	二一、四三三	野原	南	

里名

本村元標より	京都府廳	三十三町	愛宕郡役所	九町
下鴨村	八町	上賀茂村	接	十八町
大宮村	二十九町	京都市	馬場	四十一町

民有地

有租地	一六、六八〇三	地租	二六三、三二〇	同増定	一一一、三七〇
田		租		同増定	一五、九四〇

畑

一、四八〇五

同

一八八、三〇〇

同

一〇五、七八五

宅地

二、二二〇七

同

五八、六六五

同

一八三、三五〇

山林

二、八三一〇

同

一六、二五五

同

四〇、三二五

原野

二四一一

同

九〇

同

八七、三九〇

民有免租地

五、六一三

同

九〇

同

五四、〇〇〇

學校敷地

〇、二二七

同

二八、二二

同

八一〇

用悪水路

三三二

同

八二〇

同

二八、二二

井溝

二七

同

八二〇

同

二八、二二

運河地

一一二五

同

八二〇

同

二八、二二

公

鞍馬口村役場

明治五年四月日長役場を開設し同二十二年四月一日より村役場となれり

學

鞍馬口常小學校

明治十七年創立下鴨村小學校の分校なりしが同二十二年に至り獨立せり明治四十一年度在學兒童數は男六十八人女四十三人計百〇三人職員正教員男一名専科代用教員女一名經費參百四拾圓七拾五錢なり

物産

麥

七二

羅 藤	三六、〇〇〇	二、九〇〇
馬 鈴	三五〇	二四五
忍 薯	八〇〇	一二〇
牛 芣	一三〇	七五〇
里 芋	三〇〇	二一〇
胡 瓜	二、〇〇〇	一七五
南 瓜	六、〇〇〇	五〇〇
茄 子	二、〇〇〇	一五〇
薤 子	二、〇〇〇	二五〇
合 計	二八〇	五、三五〇

備考 本村は耕作地少なく僅かに畑地を有するのみにして産物も僅少なりと雖も能く耕作に努め今や羅藤牛芣、薤の如き年々收穫増加しつつあり

明治四十一年末現在

農 業	二五	六三
工 業	二	五
商 業	九	三八
交 通	一	一
日給及労働者	四〇	五五八

民 職 業 別

戸 數

人 口

公務及自由業	二一	一〇三
無職及職業不詳	九	七七〇
計	九	二

民 力 本村は土地狹隘細民多く民産ただ薄く其直接國税を納むるもの左の如し

四 十 一 年

拾圓以上	五
五圓以上	六
參圓以上	七
車 八〇	
荷馬車	
大七車	
本籍人戸	六三
平 民	九九四
現住人口及戸數	四八〇
男	五二四
女	四八〇

甲 牛 車
中 小 車

明治四十一年十月調
一
一六
明治四十一年末現在

宗 戶 計	九六八
教 (在住人)	九九

佛

神 社

一村上御靈神社氏神なるを以て村内神社無し

寺 院

西 光 寺

本 尊 阿彌陀如來

人情風俗

淨土宗金戒光明寺末天明七年運譽和尚創立境内四百八十坪民有地第一種權徒百七戸

京都市に同じ但し差々卑陋なり

上賀茂村志

賀茂の名稱は神代より起る即ち賀茂健甕見命より起れり此地は命の鎮座ありしより賀茂と號せしなり賀茂又鴨とも齊けり下鴨と合稱するときは下上鴨と齊き別ちて記す時は上賀茂下鴨と記す建甕見命の事は神社の部に記す古代郷里を定めらるや其舊名に仍りて賀茂郷と稱す郷制廢れしより村となりしなり明治二十年町村制實施の時南方なる小山村と聯合となり遂に小山村を合併して上賀茂村となれり其部落及び其後増加せし土地左の如し

上賀茂 本村の中部にして數町に分かる

小 山 本村の南み一部落を成せり

柘 原 本村の北に在り寛文二年本村より開發して支村となりし所なり

深 泥 池 本村の東にありて一部落を成せり開發年代詳かならざれども鎌倉時代已に其名稱有り

十三石山 明治三十一年雲ヶ畑村と訴訟の上全く本村に屬す皆山地なり

區 域

北并に東北は靜市野村市原岩倉村木野幡枝と山林田畑と若狹街道を以て界し東及東南は松ヶ崎村下鴨村と山林田畑を以て界し南は京都市上京區市街及び鞍馬口村と相接し西北は雲ヶ畑村と十三石山大宮村西賀茂の山林田畑并に鴨川及び道路田畑を以て界せり

幅 員

北は靜市野村市原界より南本村小字大野にて京都市上京區滑藏口界に至る一里五町東は本村深泥池にて松ヶ崎村界より西は大宮村西賀茂小字上の境界に至る十町此而積約百八十六萬六千坪餘なり而して東南下鴨村界より西北雲ヶ畑村界には二里十餘町に及ぶ

郷 莊

賀茂郷なり其後河上郷と別れしといふ賀茂郷は其區域蓋し栗栖、大野、出雲、藁倉、小野諸郷の間に在り其北部の境界考がへ難し

別雷神社の御崇敬厚きにより此所にて神封を加へられしより其關係益々深く寛仁二年賀茂郷外三郷と共に神領となり本村は全く其本部たり且其大部分は社地に屬したり爾來數百年他郷は有名無實となりしも本村は然らず豊臣氏神領を定むるに及び更に神社の領地となり徳川氏も之に仍り所謂守護不入地となり以て明治の變革に及び上地の時より京都府の管轄となれり

形勢 北は神山本山の靈山を負ひ西は鴨川の清流を控へ南は京都に接し東は遙に叡山に對し地靈に水清く京北の勝地なり

山岳 所謂賀茂の神山にして本社に在る最も神秀なる山なり高約六十間周廻二里餘松樹鬱然たり本社之舊境内なり

本山 神山と相併び其東南に連屬し神社の東北に在り高約五十間周廻一里餘松樹滿山蒼翠滴らんとす本社の上地官林なりしが近來更に境内に編入せられたり片岡山太田山等此山と相連なれり

計志山 本山の東に在り高約五十間周廻約十町許東南西三方は本村に屬し北は岩倉村幡枝に屬する松山なり十三石山 宇修野の北面に在り小野川を跨り西は大宮村西賀茂北は雲ヶ畑村東北は鞍馬村二ノ瀬靜野村市原に界

河川池溝 高約八十間周廻約三里餘雲ヶ畑村と交訟の上本村に屬せり

賀茂川 鞍馬村より出づる鞍馬川雲ヶ畑村より出づる中津川と本村の西北にて合流し賀茂川となり本村を貫通し東南下鴨村に入る延長二里十四町廣十五間流水常に乏しく大雨多く溢れ堤防橋梁を損する事あり別雷神社の流水并村内灌溉多く之に資す

中津川 雲ヶ畑村より十三石山の山峽間を下り賀茂川に入る延長三里十町廣五間

楠溝 本村字毛穴井より賀茂川を分水し賀茂社境内及び村の中央を過ぎ南流泉川に入る延長三十一町廣二間田七十餘町の用水となる

毛穴井溝 本村字葛ヶ淵より賀茂川を分水し楠溝に入る延長十二町廣二間田十一町餘の用水となる

大野溝 本村字大野より賀茂川を分水し字小山を経て京都に入る延長二十餘町廣一間田十町餘の用水となる

阿禮ヶ池 本村の北本山の間に在り周廻五町段別四町八段四畝歩

小池 同所に在り周廻四町段別三町六段七畝餘歩

深泥池 本村の東に在り段別八町一段三畝事は名勝の部に在り

道

山國街道

本村南端京都市上京區清藏口界より北上し賀茂川堤防に上り西北して御園橋を渡り又西北に進み若狹街道と分岐し賀茂川を渡り十三石山の溪間に入り雲ヶ畑村を経て山國に達す延長六里餘廣二間

東道

本村南端京都市上京區鞍馬口通長乘西町界より北上し賀茂川堤防に上り假橋を渡り賀茂部落の東部を過ぎ大田神社に至る延長二里餘廣二間半

鞍馬東街道

本村東南下鴨村界より本村に入り深泥池部落を過ぎ小坂を踰へ岩倉村幡枝に入る延長二里半廣二間半

同西街道

本村上賀茂部落字朝露より山國街道と分岐し右折して杉原部落を過ぎ字二軒茶屋に至り東街道と合し市野村市原に入る延長一里二十町廣二間半

此道路は往古よりの本道なり

修學院に達する名區道路

本村御園橋より起り東北深泥池部落に至り松ヶ崎村に入り修學院離宮に達す延長一里餘廣二間半明治二十七年より名區道路に編入せらる

橋

御園橋

賀茂別雷神社の西南賀茂川に架す木造の土橋にして延長五十二間廣二間五分高一間二尺明治二十二年地方税を以て架設す舊時に於ては常に廣四尺高三尺の假橋を架したるのみにて時に流失を免がれず毎年四月葵祭の爲め長五十間廣二間五分の板橋を架する例なりしが明治十五年に至り始めて常設の新橋を架せ

られ二十二年に至り改造ありしなり

大橋

本村西北部十三石山内中津川に架す延長十三間廣二間高九尺五寸明治三十六年流失同年九月再び架設せ

高橋又葛ヶ淵橋

本村西北上賀茂川に架する橋梁にして延長九間五分廣一間五分高二間廣二間應年開始めて架設爾後明治二十五年に至り橋材腐朽に付改修し其後同三十五年に至り橋板張替を爲せり

堤

東堤

賀茂川東岸の堤防にして上は杉原部落小字毛穴井に起り下は下鴨村界小字今河原に至る徳川氏時代の遺築なり天保年間迄は猶存せしが其後出水毎に破壊して明治六年洪水の爲め其形跡を亡へり

賀茂川堤防

又西堤とも云ふ本村御園口に起り川の西岸に沿ひて東南に下り下鴨村界に至る延長三十一町馬踏五間堤敷八間高二間堤上行松有り徳川氏の初め寛文十年所司代をして新に造築せしめしなりといふ此新堤の内なる舊堤をも修理して二重防水とせしや其後大修營を施し又安政二年淺野中務少輔町奉行たりし時三尺の置土工事を成したりといふ

内堤

鴨川の舊堤防にして王代の時造築せられ防鴨河使の司どりし所なりといふ戦國となり荒廢せしを足利時代細川氏をして修築せしむ故に細川堤と云ふ豊臣氏の時又修補せり徳川氏の初め板倉勝重所司代の時更に修營を加へたるにより板倉堤ともいふ其後新堤新築ありて舊堤は不用に屬し年々荒廢し今は耕地の間に繼續存在せり

愛宕郡志 上賀茂村 百六十四

里程

本村元標より各地里程左の如し

京都府廳	一里二十四町
大宮村	二十二町
鞍馬口村	二十八町十九間
岩倉村	一里五町
雲ヶ畑村	二里十八町
深泥池	六町

愛宕郡役所
 松ヶ崎村 一里一町
 下鴨村 二十六町三十一間
 静市野村 三十二町
 移原村 一里二十七町
 小山 十八町
 十二町四十間

字地名

本村より京都及び近村皆道路平坦運輸至便なり但し山國街道は雲ヶ畑村部落迄車輛を通ずるのみ

字地名	方位	段別
花中	南	四九、七二四
大野	南	三九、六二五
懸中	南	五九、七〇六
惣下	東	三一、六〇九
惣烏	東	五三、六〇九
惣柏	東	七五、二〇四
惣辻	東	五七、〇〇六
堀池	東	三八、三〇五
字地名	東	六〇、四一四
蟬ヶ垣内	東	二一、五一八
東荒草	東	一五、〇二三
東藪田	東	一〇、六二七
東御持	東	一九、〇〇四
東高細	東	二〇、七二一
東榎手	東	一九、八〇一
東向細	東	三三、一〇七
東同本	東	二二、九二〇
東豊田	東	二一、三三三

字地名	方位	段別
鳥帽子ヶ垣内	東	三〇、九一四
忌田	東	一一、七一五
西荒草	東	一一、五一四
土門	東	一七、〇〇〇
石坪	東	一一、五〇〇
二股	東	一一、八〇一
一松	東	一六、〇〇五
松田	東	一六、三二八
榎田	東	二一、三二七
中石	東	二〇、二二四
櫻井	東	二八、七二四
下櫻	東	一三、一二九
櫻松	東	二六、九一〇
東本	東	一三、七二九
西本	東	二四、五〇六
梶本	東	一三、三〇五
萩内	東	二七、七〇六
狗子垣	東	一四、八〇九
南神田	東	二六、九一〇
神殿	東	二〇、四二〇
梁田	東	二一、八〇四
峠東	東	一九、七一五
穂根	東	二〇、九二六
石内	東	一九、三二二
岩ヶ垣	東	一八、五二二
五反ヶ垣	東	一八、七二九
窪田	東	二一、二二二
辻鼻	東	二四、四二二
池尻	東	一八、五〇五
風木	東	二二、七二三
黒田	東	一六、六一四
大原	東	一五、〇二四
茶芝	東	二〇、九〇三
天井	東	一一、六〇四
長芝	東	一一、七〇九
御屏	東	三三、九二一
北野	東	二四、七〇二
池浦	西	二六、七一〇
葛園	西	一五、五〇一
中圃	西	三九、四〇六
南大	西	一四、四一七
藤木	東	一四、四一七

愛宕郡志 上賀茂村 百六十五

夜光	河原	竹本	神在	鼻格	横田	御本	山本	葵田	備田	上原	下原	赤尾	東藤	西藤	東段	西段	坂口	中阪	六反	茨谷	
南	南	南	南	南	南	南	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北
二六、〇二〇	二四、二一九	一八、八〇二	二〇、五二七	四二、六二二	二九、五三三	一六、四二一	二四、一九	一六、〇〇三	三三、〇二二	二〇、三二六	一八、五一九	三七、六二〇	四二、七二二	三〇、九二五	四八、二〇三	二八、二二八	三八、一〇〇	四五、九一七	一五、三二二		
北	東	東	東	東	東	北	北	北	南	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	
二一、〇〇〇	一九、〇二一	三三、二〇六	一七、四二一	八、〇〇九	三三、二二三	三六、三〇一	六、九二二	四五、五一六	一五、三二六	五〇、八一五	七八、九〇八	一九、四〇三	二一、二二八	二〇、二二八	一八、二二二	一八、二二二	一三、九一九	三六、九〇七	二二、一一九		

朝露ヶ原 瀬見河原 船馬之中 西河原

明治四十二年十二月末日調査

地籍
官幣社地 第一種 四六〇〇八〇六
官幣社地 第二種 五〇、八六二二
官幣社地 第三種 三八五、五七二七
國有林野 三、八五、五七二七
京都府師範學校敷地 四、九七二二
民有地

有租地	田地	畑地	官幣社地	國有林野	京都府師範學校敷地	民有地
四七八、四二〇五	一九一、八一三	二八、九三〇〇	五〇、八六二二	三八五、五七二七	四、九七二二	
租	租	租	其	道	其	道
七、七九三、五六四	六、〇〇〇、二九二	四四五、二二五	七、六三二五	一一、〇二二〇	七、六三二五	
定率	同	同	同	同	同	
三、三九三、二九三	二、七二七、四〇五	二、二一三、一五七	七、六三二五	一一、〇二二〇	七、六三二五	

愛宕郡志 上 夏茂村

宅地	二六、七九二四	地	租	一、二一九、四八七	同	三四九、八四〇
山林	一三〇、〇〇一三	地	租	二二八、五一六	同	七六九、六四七
原野	八七一五	地	租	二四四	同	一一〇二、七八〇
民有免租地	一九、九〇一八			二四四	同	一二五、七三六
學校敷地	五一一九		墳墓	地	同	一一一
用悪水路	二五〇五		溜池	地	同	一、三六一五
堤	七七一四		井	溝	同	一三、三六〇六
道	?		役場敷地		同	三、一七二八
運河地	一一〇三				同	
租稅					同	
國稅	九、二二〇、七三四				同	
府稅	四、四七六、六九二				同	
郡稅	九二三、四五五				同	
村費	七、二三七、〇一八				同	
官公衙稅					同	
上賀茂村役場	上賀茂	小字藤ノ木			同	

明治四十一年未現在

現在地に移轉せり
上賀茂巡査駐在所 同所

上賀茂村役場 上賀茂 小字藤ノ木

明治二年初て役場を上賀茂村四百五十番地に設立し六年六月同所小字南大路十八番地に移し同三十六年現在地に移轉せり

京都府裁判所上賀茂出張所 藤原大路
 東京帝國大學所屬磁氣觀測所 同本山
 上賀茂三等郵便局 同池殿
 京都小林區署出張所 同所
 府立師範學校 大字小山

舊と京都市上京區寺町通荒神口松蔭町に在りしが校地狹隘なるを以て移轉の必要を生じ明治三十一年此地を購入新築に着手し三十二年四月を以て移轉式を行へり地坪一萬四千八百七十六坪敷場八百九十坪其他建物三千九百三坪に一切整理せり其土地買収及建築費金拾參萬六千圓を要し以て現今に至れり
 因に從來男女の生徒を收容したりしも四十二年四月大宮村字東紫竹大門に女子師範學校の創設開校により男子生徒の専校となれり

上賀茂尋常小學校 同南大路
 農業補修學校
 女子手藝學校
 明治六年二月一日の開創にして上賀茂學校と稱し古屋を使用し上賀茂村内に在り同十六年四月十八年三月二回に之を増築し二十年七月十五日上賀茂尋常小學校と改稱す二十七年四月八日新築落成式を舉ぐ學童増加せしを以て本府制定の規則に準し改築せしなり三十七年九月農事補修學校を併置し三十六年七月より女子手藝學校を附設せり明治四十一年度在學兒童數は男二百二十三人女百八十九人計四百十二人教員は正教員男六人女二人代用教員男一人専科代用教員女一人計十名四十一年度經費は貳千九百參拾壹圓なり

洛北水力電気株式会社 上賀茂小字南大路
 明治四十年十二月の設立にして電燈の供給を目的とし資本金七萬圓なり且つ近時株主間に於て増資し業務擴張の計畫ありと云ふ

工場としては規模の大なるものなし然れども製綿、伸銅、鋳出し、撚糸、製材等の工場ありて何れも水力に因れり

工業にありては著しきものなし近年織物業に従事するもの漸次増加せんとす

牧畜 牧場 牛乳搾乳高 四 三〇八^円 六、七七六^円

物産 牛 六〇^円 六、七七六^円

米 三、七一九^円 五、四二二六^円

大豆 三、一〇七^円 三、四八七三^円

大豆 六、八二六^円 八、九〇九九^円

大豆 三、四^円 四、〇〇〇^円

大豆 二、九〇^円 二、九〇^円

大豆 一、〇^円 八、五^円

大豆 三、〇、〇〇〇^円 一、五〇〇^円

大豆 六、〇〇〇^円 四、八〇^円

大豆 三、〇〇〇^円 三、〇〇〇^円

大豆 三、〇〇〇^円 三、〇〇〇^円

大豆 三、〇〇〇^円 三、〇〇〇^円

大豆 三、〇〇〇^円 三、〇〇〇^円

大豆 三、〇〇〇^円 三、〇〇〇^円

大豆 三、〇〇〇^円 三、〇〇〇^円

愛宕郡志 上賀茂村

百七十一

大豆	三、〇、〇〇〇 ^円	一、五〇〇 ^円
蘿蔔	一、〇〇〇 ^円	九、五〇〇 ^円
蕪菁	六、〇〇〇 ^円	四、八〇 ^円
酸漿	三、〇〇〇 ^円	三、〇〇〇 ^円
葱	三、〇〇〇 ^円	三、〇〇〇 ^円
西南瓜	三、〇〇〇 ^円	三、〇〇〇 ^円
胡瓜	一、八〇〇 ^円	五、七〇 ^円
茄子	三、〇〇〇 ^円	三、六〇 ^円
甘藷	三、六、〇〇〇 ^円	四、五〇〇 ^円
牛蒡	六、〇〇〇 ^円	四、二〇 ^円
藍葉	二、〇〇〇 ^円	六、〇〇 ^円
其他	六、〇〇 ^円	二、〇〇 ^円
計	一、四、一三三 ^円	八、三二 ^円
林産		
丸及角材	一、三〇〇 ^円	八、五〇〇 ^円
竹材	一、五〇〇 ^円	一、〇六五 ^円
苗木	五、〇〇〇 ^円	五、五〇 ^円
薪材	一、二五〇 ^円	四、一三〇 ^円
松茸及諸菌類	六、五〇〇 ^円	三、〇一〇 ^円
其他	一、〇〇〇 ^円	一、六〇〇 ^円

工 計

織 物

絹 地 子

緞 地 子

傘 地 子

絹 織 子

女 帶 地 類

絹 綿 交 織

綿 綿 子

リ 綿 子

綿 子

綿 子

綿 子

綿 子

九六	九九	一〇二四	四五	六二三	五八〇	三三〇〇	九六〇〇	七六八〇	一二〇〇〇	八四〇〇〇	一〇〇〇	三九五〇〇
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?

備考 酸莖菜及び茄子は本村に於ける特産物とす

本村は農業を主とし間々兼業を爲すものあり商業之に次ぐ工業又日務人も少からず其概略左の如し
明治四十一年末現在

職 業 別

農 業

林 業

工 業

商 業

交 通 業

日 務 及 勞 働 者

雑 業

公 務 及 自 由 業

無 職 及 職 業 不 詳

計

備考 従蠶業専業一兼業一計二戸人口六は農業欄に挿入す

民 力 最近直接國税を納むる者左の如し

百 四 以 上	六
五 拾 四 以 上	二八
拾 四 以 上	二二三
五 四 以 上	一三三

受宥郡志 上 賀茂村

戸 數 三、五五四

人 口 六四

農 業 七四

林 業 五六

工 業 一五

商 業 六五

交 通 業 二五

日 務 及 勞 働 者 四八八

雑 業 四一六一

公 務 及 自 由 業

無 職 及 職 業 不 詳

計

備考

車	參圓以上	九六	甲牛車	四十二年十月開
車	荷馬車	三五四	大七車	三三
車	乙牛車	一六	自用七車	二八〇
車	中牛車	一八	人力車	四
車	人力車	二	計	四十二年未現在
家畜	牛	六五	計	二九
家畜	馬	一	計	二九
本籍人口	華族	一三	計	二九
本籍人口	士族	三二〇	計	二九
本籍人口	平民	三三〇	計	二九
本籍人口	計	四二九	計	二九
現住人口及戸數	計	四二九	計	二九

明治四十一年未現在

大賀茂山

人口	男	二、〇九三	女	二、〇三七	男	五九六
計	口	四、一九四	口	四、〇七九	口	一一五
宗敎	道	六二〇	道	五九六	道	二四
宗敎	未詳	三、八七三	未詳	三、八七三	未詳	二八八
宗敎	社	二八八	社	二八八	社	二八八
宗敎	未詳	二八八	未詳	二八八	未詳	二八八

賀茂別雷神社

本社祭神は下鴨神社と同じく古來種々の説あり考證せし者も少からず今已に官幣大社として祭神を定められしかば論ずるに及ばず神典國史に附て見るべし

延喜式神名帳に亦名若雷、名神大、月次、新嘗、相嘗とあり名神祭二百八十五に加はり二十一社を定めらるゝや上七社に列せられし大社にして舊來山城國の一宮なり明治四年五月官幣大社に列せらる其創立由緒は鴨御祖神社と同じく國史神典に載られたるを以て此に記さず

神階祭禮齋院奉幣行幸御幸行啓及び攝關賀議詣は兩社ともに同事に行はる例にて其月日事實異なる所なく已に下社に記したれば此には略せり

社地は上古の區域知り難し承和十二年十二月二十日太政官符を以て鴨御祖神社と共に社地四至を定めらる

東限路井井百姓宅地 南限路井井百姓宅地公田 西限鴨川 北限梅原山

受宕郡志 上賀茂村 百七十五

とあり梅原山は今も神山の北界市原の間に其名存せり鴨川は即ち今の地と變動なし東南は地形上より察するに舊境内と大差無きが如し元慶八年七月賀茂神山に狩獵するを禁せらる其後沿革詳かならざれど戰國時代も諸人崇敬の大社の境内として妄りに横領するもの無りしが如し天正年間豊臣氏大權を行ふに及び更に境界を正し朱印地とし舊に仍り守護不入地たり元祿四年五月の舊記に

上賀茂社境内

東西二十一町

南北三十五町

社 三十七個所内

但山林共

佛 十八個所内

本社一個所攝社八個所
末社二十九個所
社領配當寺八個所
境内寺庵十個所

社 殿

創立造營とも大抵下社に同じ但し本社は太古に於ては今御阿禮と云ふ所に於て神籬を建て、祭事を行ひ其後社を建て更に今の地に移したるもの、如し中古以前沿革詳かならず朝廷崇敬益々深く其式殆ど伊勢皇太神宮に次ぐにいたり社殿の造營も伊勢に準し廿一年を式と定めらる足利兵亂の時或は其式年の延期となりし事もあれど甚しき荒頽には至らざりし寛永五年徳川氏にて一切古式に準し造營し其後延寶正徳の間に下社ともに造營修理行はる當時の舊記に

一上賀茂社堂舎

御本社御拜共

祝言屋

權之社御拜共

御所之屋

御料渡屋

神事料屋

祝方御料屋

高倉

神事料屋

直會所

曲廊下

土之間

幣

殿

西渡り之屋

右之外小社十九個所大小鳥居井垣板橋所々門并番所廊下所々堀板木柵井戸屋形雪隠等并に取置假殿舞臺等之略中

右に賀茂社堂御修葺費永七寅年より正徳元卯年十一月迄に御造畢

御本社御造替其外御修葺

右御入用

銀六百貫四百十二匁九分一厘 但大阪御殿銀相渡る

金に仕壹萬六兩參分と銀九分一厘 但壹兩に付銀六十匁替

とあり其後本殿に式年造營ありて現在の建物は孝明天皇行幸に付御造替ありし者にて文久三年の造營なり其他は舊來の建物時々修理ありしなり現在社殿其他建物左に列す

○本殿

○權殿

○同取合廊

○屏重門

○本殿若宮取合板塀

○祝詞屋

○透廊并昇唐戸

○東御供所

○東渡廊

○西御供所

○西渡廊

○樂所

○日供門

○唐門

○中門

○御藉屋東局共

○直會所

○哀門

○神寶庫

○幣殿

○忌子殿

○高倉殿

○神門

○同東西回廊

片岡橋一名唐破

○舞殿

○拜殿

○土屋

南神饌所一名酒殿

○外幣殿

○校倉

○北神饌所

新木屋

社務所

土藏

御水井舎

拜殿

舞臺小屋

土居

廐舎

受寄郡志

上賀茂村

土ノ屋

樂ノ屋

外幣殿

北神饌所

細殿

○樓門及廻廊

○御新屋

但園點は特別保護建造物なり

神領は其初め下社に同じ寛仁二年十一月愛宕郡八郷を賀茂神社に寄せらるや上社には賀茂、大野、錦部、小野の四郷を神領とせらる下社よりは更に廣大にして北は郡界を極め殆ど本郡の三分の二以上を占めたり然れども其歳入は幾許有りしや詳かならず中古已來其四郷を分ちて川上、岡本、小野、中村、大宮、小山の六郷とし之を賀茂六郷と稱す又諸國にて數十の庄園を寄進せられ四十餘ヶ所に及びたり王政衰へ武人專横に及び院宣又鎌倉室町副府の教書を以て督責せらるも多行はれざりしが如し然れども上社に傳ふる寶徳三年の社家檢地帳に六郷の事を記せし條あり

六 賀茂郷と河上岡本の二郷とす

元寶茂、小野、錦部、大野也寛仁二年官符

一川 上郷 河上、田尻、仙尾、水室、二瀬、中畑、段畑、此田六十八丁六反三百廿歩

二岡 本郷 橋枝、龜枝、市原、野中、二瀬、長谷、花園、岩倉、此田三十六丁四反半二千歩

三小野郷 三十四村高六十七石九斗六分

東小野十村 田中、一乘寺、藤里、修學院、高野、矢野、小原、小出師、出中、瀬下

西小野十四村 中川、杉坂、下小野、眞号、餘野、中小野、東河内、西河内、瀧、中細川、宇津、秀山

北小野十村 靜原、鞍馬、別所、八升、奥瀬、久多、キナ子、岸生、辰谷、山谷

四錦部今中村と改む 下四里、中賀茂里、松ヶ崎、深泥池

大野郷を大宮小山二郷に分つ

五大 宮郷 紫竹里、大門里、露林院、北野村、大宮村、此反別六十五丁一反四十歩

六小 山郷 沼津口安藤小路東新より柳原經日賀茂川迄下は一線大路の北類を限る、此反別四十七丁七反三百四十歩

右文書は頗る詳細なれど田中、矢野、下鴨及び葛野郡北郡桑田郡秀山宇津等を加へしは甚疑ふべし然れど

今參考の爲に之を記す縦令之を領地とするも寶徳は足利氏の時なれば已に有名無實とならんとするの時に當れり此より兵亂相踵き京都は戰區となり神領は武人に奪はれ文明の一社争亂より祠官も散亡少からず益々衰微に陥れり豊臣氏大權を執るに及び大に檢地を行ひ舊來有名無實となりし社領は之を廢し更に西賀茂に三十四石六斗上賀茂に二千五百三十七石四斗合二千五百七十二石を社領として天正十九年九月十三日朱印狀を給せられ境内山林竹木諸役免除せられ徳川幕府之に仍り外に柘原新開地百三十石深泥池百六十四石一斗六升を殿舎修葺料として加増せらる社家配當は社領の田地を以て分配す受給人員百六十一人を定額とし一人十二石より八石に當る但神人以下役人は役料あるを以て之に加へず滿員の時は死亡あらざれば其次に當るものも受くるを得ず年輪は凡三十歳に至らざれば受くるに至らず之を廻給田又往成田と稱す又舊來公武寄附田あり貴船田と稱す氏人惣納五十八石四斗社僧中惣納九十五石一斗一升七合柳芳軒、海藏院、竹林庵、祖芳院、四ヶ寺領合九十六石九斗四升餘合二百五十五石四斗六升五合餘あり社職料は本社神主十五石禰宜權禰宜祝各十三石權祝片岡貴船兩社禰宜祝各十二石新宮太田若宮奈良深田氏社六社禰宜祝各十石宛とす即ち給料なり外各高八石七斗三升二合餘を梅辻富野二氏に給す別朱印は高百一十一石八斗岡本氏四十一石松下氏二十石林氏同森氏同三十石鳥居大路氏同三十八石三斗岡本中大路二氏の領地なりしが廻給田と共に廢祿の時公儀に引換へられたり別に下行米あり賀茂祭に現米五百五十一石八斗臨時祭に三百六十五斗なり此米は二條藏より下渡され祭專社頭の使用并に神職の下行に充つる例なり

社

明治七年社祿を廢せられ經費年額四千貳百拾四圓を給せらる但七年四月より十二月迄の經費を配す其後増減變革を経て明治三十六年の經費は貳千八拾五圓其積立金は貳萬參千圓なり

禰社八座舊來沿革次第あり明治維新の後改正ありて名稱の改りしものあり八座の内五座は式内社なり

片岡御子社 式内 祭 神 專代 主 神

愛宕郡志 上賀茂村 百七十九

片岡の西面樓門の前に在り
 太田社 式内 祭 神 宇細女命
 太田山の下に在り
 若宮社 祭 神 本宮に同じ
 本宮の東側に在り
 奈良社 祭 神 宇迦御魂神
 三の鳥居の側に在り
 賀茂山口社 式内 祭 神 保食神
 深田社と稱す片岡の南に在り
 久我社 式内 祭 神 建津見命
 氏社と稱す大宮村西賀茂小字竹殿に在り村志に詳か也
 諏訪社 式内 祭 神 建御名方神
 片岡の西面に在り
 新宮社 祭 神 貴船神社に同じ
 本宮の東に別に區域を爲せり貴船の神と新に勧請せしにより新宮と稱す中古貴船神社と葛藤を生せし時の事なるべし
 末社 祭 神 經津主神
 棚尾社 祭 神 玉依彥命
 土師社 祭 神 不詳
 山相社 祭 神 大山津見神

賀茂競馬の事

外に小森山森流木の三社あれど他村に屬す
 藤尾社 祭 神 大國主神
 川尾社 祭 神 國象女神
 橋本社 祭 神 衣通姫
 岩本社 祭 神 住吉神
 梶田社 祭 神 瀬織津姫命
 藤木社 二座 祭 神 高麗船神
 箕里社 祭 神 高麗船神
 白鬚社 以下四社文
 鎮守社 祭 神 猿田彦神
 白大夫社 祭 神 大國主命
 福徳社 祭 神 船玉命
 宇迦御魂神

賀茂競馬は上社にて行はる是儀は上代禁衛の武藝買馬の良否を檢し講武の務とせられし式にて延喜式に四月二十八日武德殿に行幸御覽駒式あり五月五日に行幸買馬の簡定せられしを御覽の式あり同六日に行幸禁衛の競馬并騎射御覽の式あり皆所謂治に居て亂を忘れざるの意にして其儀甚だ盛んなり荒手番真手番等の事あり賀茂競馬社傳には堀川天皇の寛治七年此式を社に移されしものなりといふ之が爲め美作國倭文庄加賀國金津社を寄せ其料に充てられ毎年買馬を簡定して十番の競馬行はれ車駕臨幸上皇女院に行幸啓の事あり一年の盛儀なり天下騷亂買馬は絶へしも此式は能く繼續せられたり徳川幕府時代に及びては京都所司代より馬一頭を出すを例とす明治五年以來社領は廢せられしも一社私費を以て執行せしが同二十年に及び舊儀の行事廢れんとするを惜しむ朝廷より騎射裝束二十領其他用具一切御寄附あり同二十

名勝舊跡

神 山 本 山

賀茂の神山なり承和十年定められし社地にして本社北二帯の山嶺なり其後北を神山南を本山と稱す其内に御生山、二乗山、龜山、片岡等の名あり全山峰巒蟻起伏青松蔚々林を爲し翠色瑤すべし明媚温秀なる名勝地なり古歌に多く詠せらる

片 岡 片 岡 山 片 岡 山

本山の南に面せし小阜にして本社東に在り山城名勝志の注に片岡山本宮東南片岡森同前とある所なり山高かりず矮松叢生す御手洗川其麓を回りに流れ片岡社諏訪社岩本社其間に在り

御 手 洗 川 御 物 忌 川 櫛 の 小 川

御手洗川は賀茂川の分水にして柘原より別れ本社北より入り社殿の背を回りに榎門の南に至り御物忌川と合し片岡の麓を過ぎ東して南に折れ一の鳥居の東に流れ本村に入り更に東に流れて田地の用水となる御物忌川は山後の蟻ヶ池より溪間を出て御阿禮より南流して神林の間を過ぎ榎門の前を流れて御手洗川に合す櫛小川は御手洗川の岩本社北の邊より南に折れ奈良社の前を過ぐによりて號く老樹蔚蒼天を覆ひ危岩磊落漣々堆し清泉涑々玉を或し其間に流る清景點塵を見ず尤も三伏納涼に宜し櫛小川は六月菟を行ひし所なり

御 阿 禮

又御産に作る本殿より約一町餘の北神林の内小高き所に在り其地稍平かにして人工を施せしもの、如し今は灌木叢生すれど約一段餘の所老樹無しと相傳ふ賀茂大神初めて生の所降故に號くとつきねふに曰く此御生野に毎年四月中の酉の日葵祭を行ふまづ午の日御生所に神にて假宮を構へ天孫來現の儀をなす祭禮あり當日葵を六十四本本宮にたきむとあり其古儀を行ふ例なりしなるべし上代は本社も此邊に在りしといふ然もあるべし今も清淑にして神左備たる所なり俗に御旅所といふ此所の事なり又神代の浦舟著なといふ所あり是は天降の説より出でし地なるべし

御 戸 代 田

山城名勝志の注に加茂御戸代は馬場の北なる神林の邊に在りしが如し續日本紀承和十五年二月の條に御祖社の奏陪により別雷社に準し御戸代一町を加増せられし事あり則ち別雷社には早々より御戸代田ありしなり又曾根好忠が御安れ川かものみどし引うゑて今は近年の神を祈らんとといふ歌ありつきねふに御戸代方十間二月晦日細殿にて早苗の種をまきこれに祭禮とて御戸代に種をまきこれを土解の祭と號す卯月葵祭の翌日深田にわいて苗代をみる祭あり田植祭といふとあり古代の式の遺りしなるべし

齋 院 跡

齋院の事は下社の所に記せり院は一條大宮の頭にあり此の齋院といふは祭事の時祇候せらるゝところなり其舊跡は馬場の北詰の西なる林の中に在りて俗に三本松といふ

神 館 跡

本社北二町に在り齋院の祭事の時入らるゝ所なり式子内親王祭の日神館に宿りて詠じ給ひし歌あり假寝の野邊

御 阿 禮 の 邊 といふとぞ

神 野 の 原

本社北今の柘原邊の一帶を稱すとぞ寛文以前開拓せざりし頃は廣き野原にて遊覽の地なりしよし多寶塔跡

深田神社の東片岡の南に在り其礎石遺れり百練抄永久四年六月二十日壬午是日公家供養賀茂上社多寶塔今上懷孕之時御願也、但馬守家保朝臣造立之とあり鳥羽天皇御願の爲の創立なり

經 所 跡

今の社務所の地に在りしなり山城名勝志の注に在本宮西南二鳥居内とあり文明七年九月三日社司氏人爭亂の時本尊以下紛失せしを數日經て尋出せし事親長卿記に見ゆ供僧願經の所なりしが明治變革の時取毀ちたり

經 藏 跡

東北に在り參議爲隆の建立にて金字大般若經と四大天王像を安せしよし

聖 神 寺 跡

一の鳥居の内馬場の西南隅にあり延喜式七寺の中に列せし官寺にて三代實錄元慶三年四月、一百座仁王經を説かしめられし内に在り山城名勝志の注に土人云、元左衛門村、此村別名號聖神寺村とあり寛文五年此所に移したり明治改正の時廢して古道館と號し學校となし又少教院となりしが明治二十二年に至り毀撤せり其地に在る貴船社は當時の鎮守なり

孝明天皇御愛櫻

一の鳥居の西にある八重櫻なり文久二年三月十一日天皇攘夷御祈願の爲め兩社行幸の時此櫻の正に満開なるを愛で給ひ社司四品山本多氏に仰せて手折らせ風箏の内に入れて還幸なりし櫻なり此行幸は五百年來の盛典永く記念すべき事なれば此櫻は能く培養して標石をも立て世に知らしめたまものなり

御 園 跡

御園橋の東詰の東南に在り續日本後紀承和元年太上天皇雲林院御幸の時の記事に北郊有四園云々と見ゆ此園も其一なるべし其南に菅浦池といふ地あり

御 園 橋

御園の在りし所に架るによりて號く昔は大橋なりと見えつきねふに文祿の頃迄は橋杭のわたし二尺ばかりのもの残りとなり其後久しく假橋となりしを文久三年孝明天皇行幸の時更に架設せられ近年常設のものとなれり

酒 殿 橋

一の鳥居を東に進む所の石橋なり舊と板橋なりしを元祿八年後藤行忠寄進して石橋となし銘を刻せり曰

邦畿之鎮

賀茂之流

運濟利涉

宛轉虹涉

玉登沈影

不朽千秋

金匠伐石

式答神休

(伊藤長胤撰文)

講 學 所 跡

酒殿橋の下川の南に在り創立詳かならず神職の學問講習所なり文明の争亂に燒亡し古來の圖書鳥有とされりとあれば其より上代より始まりしなるべし慶安の初九條關白幸家公より其の松ヶ崎にありし松殿を贈られ之を移築し元祿八年徳川家及び諸大名より書籍の寄附あり又今井似閑の藏書を寄附せしより藏書も多かりしが明治の初神職と共に廢せられ圖書は散亡し建物は買却せり今井似閑の書籍のみは本社に存せり

附 記

今井似閑は契沖門人にて和書を多く藏し且契沖及自身の遺著少からず其部類冊數別に目錄あり永く本社に存せしは誠に幸といふべし

井 關

酒殿橋の下流にあり

太 田 山

太 田 澤

本山の東の一峰を太田山といふ太田神社其下にあるを以てなり太田の澤は社の前にあり昔より和歌に詠みし名所なり

岡 本 神 社 跡

岡 本 堂 跡

受宥郡志 上賀茂村

岡本社は式社にて攝社の中にて尙來殊に重んぜられ早く禰宜祝を置き崇敬せられしが中古より其所在を亡へり岡本堂は續日本後紀、天長十年十二月癸未朔、道場一處、在山城國愛宕郡賀茂社以東一里許、本號岡本堂、是神戶百姓、奉爲賀茂大神所建立也云々とあり中古賀茂郷を分ち川上、岡本二郷と爲せしよしにて川上は今の西賀茂邊に在り岡本堂は賀茂社以東一里とあり當時の一里は約六町にして宛も今の深泥の邊に當れり大約今の太田社と深泥池との間なるべし太田社の邊を今も岡本と稱すれば必ず此邊なるべし中山神阪は其北の山に在り其間にいはば稱する舊地あり其地に神木として昔より伐らぬ木ありいは齋場にして此邊岡本神社の舊跡にやあらん岡本堂も蓋し此邊に在りしものなるべし山城名勝志の注に岡本謂太田社邊、今有藥師堂、是岡本堂領とあり
佛光山塔尾石水院跡

建保六年賀茂能久が明恵上人に歸依し此堂舎を建立し上人を延請せし所なり其坊を石水院といふ其後上人の爲め石水院を榎尾に移したり近年其腐朽せしを以て更に改築せしが今特別保護建造物となれり其舊跡は字塔尾に在り太田山の北にて本社より二十餘町正に幡枝八幡社と相近し今も礎石所々に遺れり或云ふ其地水に縁無くして石水と號せしは八幡宮と相近きを以てにやあらんと云ふ
美曾呂池 美泥 關跡

美曾呂池又美土呂、深泥、御警森池等に作る全く古代に於て用水の爲に造築せしものなり關は足利氏の頃賀茂の神領なれば隔ひ出で、設けしもの、如し幡枝に踰ゆる阪の上に建てたりしを其後全く廢したり大乗寺跡

今村内の町名に遺れり片岡の下なり山堰に影堂の角といふ所あり古き淤池の中心に圓形の地あり祈雨に靈現ありとて來り祈るもの多し
梅原山

承和十一年社地四至の官符に北限梅原山とあり延暦二十二年桓武天皇行幸ありし所なり和歌には詠すれ

ぞ知るもの少し

細川高國曲水宴跡

太田神社より小阪を踰へて蟻ヶ池に至る東の谷にあり字を婁が懐といふ四山合抱するを以て此名あり大永六年春細川高國時の文人を會して曲水宴を行ひし所なり高國一武人を以て此風流あり其雅懷を見るべし文明の争亂には氏人方の家族此に隠れたりとぞ

賀茂社家族別資格

賀茂社は神魂命の後賀茂建身之命の後裔にして初めは祝部として別雷神宮に奉仕し其後に賀茂縣主の姓を給ふ同姓一列格別の種姓を混せず系統連綿左京神別として姓氏錄其他史上に顯然たり上古補職の次第文符に詳かならずと雖も平安朝以前より祝禰宜勅補の事史上に散見し天曆九年在實を神主に補せられ祝禰宜次位となる爾來子孫嫡庶の別なく其器を簡擇し社職に補せらるる故に子弟父祖伯仲を越て神主職を拜する事少からず此社職を稱して社司やしろつかさど云ふ其餘は悉く氏人と稱す社職欠員の時も氏人中より擢任して別に某家と稱するものなく十數戸に分居するも皆一家に等しく平等の資格なり建保年中時の神主能久大池と號す後築紫の神主と號す後鳥羽天皇の恩寵淺からず遂に末の御子氏王を賜はり子として氏久と稱し賀茂姓を冒さしむ後神主從三位を拜し且昇殿を賜さる其四子も亦父の例による茲に於て松下、森の兩家起り世襲職の端緒を生し子孫多く上職に補せられ上階を拜す天承以後成平鳥羽大將院の長者とし公卿の間に重用せられ子孫彼の二家と交々上職に補せられ足利三代の初に祝重俊林家子重家前三家と職禰道を以て宮廷柳營に出入し公武の眷顧を蒙り神主禰宜祝等に襲補せられ互に親屬となれり足利氏の末造に至り武門の庇護至らざるなし文明の擾亂に右四家に加勢の軍兵を派する等其一斑を徴するに足る又傳奏甘露寺親長卿も此輩を保護す這回騷亂彼等か暴慢遂に神殿を灰燼とす罪萬死に當ると雖家名存在子孫等上職に補せらる應仁以來社人の氣概ある者神領諸國の庄園に分祀の賀茂社在番の儘其地を占有し武人と成り近郷をも武力を以て押領し風雲の到るを待つ豊臣氏の末に至り歸來する者多く元和偃武以來生齒繁昌す

寛永四年に至り氏人古來の如く次第轉補の制に復せん事を請ふ彼四家僞謀を陳し双方の争論一再ならず明暦二年幕府古制に復せられ氏人岡本保可一社惣代として東武に到り氏人の論旨正當勝欲と爲りしときの一にして職任しも後松下、森、島居大路、林等に加増し遂に七家の列に加へらる氏族其言非行を感むと云ふ

山本氏之、林重榮等を以て社職の欠を補はる後寛文四年に松下、森、島居大路、林等次第轉補に復せは自家爲めに沈淪するを憂ひ密に各方面に裏腹内訌し其計策至らざるなし遂に其前裁を變更し前四家の松下の分流梅辻、森の分流富野共なり新を加へ猶彼保可をも加へて是を七家と稱し五官及片岡、貴船兩攝社の福宜、祝を以て交々世襲し新宮以下氏神の社迄六攝社の福宜、祝等は自餘の家々より撰出補職せしむるの制となる茲に初めて家格なるもの定まる然るに享保六年林、岡本を除き五家は遠勅を以て家名斷絶せしも幾年なく再び稱號を復せられ七家依然たり明治二年此の制を廢し次第轉補となり五年正月八日に至り悉く神職を解かれ十族に編入せらる又別に預職、贊殿、別當、歌役、陽陰役等は嘉承以前より漸次社司以外に家格となる其遷宮祭祀の方式古來其器により授傳せしも後には某々の傳と稱し統一を欠き間に本旨を失し浮屠の説をも時として施行せられんとす享保以後祭事の絶廢せるを繼與し兩部に近き行作を廢し古法を稽考して一生面を開きたる岡本清茂を師として事大小輕重となく祭事行作皆其教示を受く茲に師家の家格起り襲世以て明治の初年に及びたり師家は一社古實の専門にして其式を專習傳授し一社の神職皆に傳習せり故に今に至るまで其家には一社古實の秘傳多しと云ふ

賀茂一社職制

古來祭政一致の地にして中古より守護不入地伊勢八幡と併て三社と稱せらる神主職惣理し社司氏人諸般の事務を分掌し賀茂社政所の名稱の下に祭事行政を處理せしも足利の中頃より神主の命令十分に行はれず殊に文明八年以後は益威信なく實權氏人に歸し陰然互に仇意を含む寛永正保以來互に上奏陳訴止ます寛文四年政府古來の慣例沿革等を斟酌稽考し社職を世襲と撰定補職とに分ち七家を以て神主職以下片岡、貴船兩攝社の社職九に交補し七家の社司と稱し氏人百四十人中古來其職を撰出せし神職は氏人より撰出

の内より撰出奏請して新宮以下六社の福宜祝に補せらるる之神宮以下の社司と號し七家社司と併せて二十一人之を二十一職と云ふ

社司二十一職

一本 社	神主	一人	福宜	一人	權福宜	一人
一片岡社	福宜	一人	祝	一人		
一貫布福社	福宜	一人	祝	一人		
一新宮社	福宜	一人	祝	一人		
一太田社	福宜	一人	祝	一人		
一若宮社	福宜	一人	祝	一人		
一奈良社	福宜	一人	祝	一人		
一澤田社	福宜	一人	祝	一人		
一氏神社	福宜	一人	祝	一人		

右二十一職とす外に氏人百四十人あり之と互に参加して事務を執り一社政事を取扱ふ事とす其長は惣官と稱す神主職之に當り祭祀行政の事を總ふ其雜役甚多し一々列擧するを得ず

一惣 官 社務と神主常職し祭祀行政を總理す

一評 定 四十人 内社司二十人氏人より撰出二十人とす此四十人互撰して左の諸役に就く評定專任者二十人也

一沙汰人 三員 七家社司新宮以下社司氏人より撰出の評定各一人宛以下の諸役員三名の定員特之に同じ二名以下の諸役員は氏人より撰出の評定就職す

一訟 訴、戸口、庶務、會計及上司の命令社則等社家及郷民に通告等の事を掌る

一雜 掌 又一社惣代 二員

公武に上奏申請の事宜旨其他の命令を受け沙汰人に傳告し凡て一社代表の任に當り參朝公署に出入

の事を掌り其文書に署名す此署名出仕には必ず七家の社司一人加入す蓋し内奏情願の宿弊を防ぎ相互の確執を豫戒するの本旨なり

一 執筆 一人

一 上奏申請其他の文書及諸記録に従事す

一 蔵年番 三員

一 貢米の收納諸役米下行米の支給を掌る

一 修理方 三員

一 神殿以下諸建造及び建營物の修繕を掌る

一 附工匠には正大工權大工棟梁權棟梁等ありて世襲し苗字を免す

一 山奉行 三員

一 境内營林及祭用材採伐等の事を掌る

一 川奉行 三員

一 河川を管理し祭供の魚漁をも掌る

一 造作方 二員

一 社家以下郷民家作の許否を掌る但過分の造營新造等を節制す

一 月番 四員

一 月交代を以て前諸役員の外七家の社司自餘の社司氏人より撰出の評定各一員日勤諸役の事務を監し且補助す社司は實際日出せず故に常役三員也

一 若 役 人員定めず百四十人外の氏人十六歳以上凡三十歳迄

一 沙汰人の補助役として社家人別帳を總括し會議開催及諸通告を掌る

一 郷民には各部に年寄一人乃至二人行事三人乃至五人あり部内民戸、通告人別帳取扱の事を管し毎夕

沙汰人の私邸に参り通告其他の要件を承合す
會議は老若參會三手總會の二様あり

老若會は毎月會計及事務の報告公武の命令披露重要事件の協賛を受け且建議の權を有す前記若役以上の營局及七家を除き評定及氏人等參會す三手總會は七家を除き社司氏人百數十人并十六歳以上無息の氏人も總會し社家身上に係る重事を議評す六十一歳以上は除く

三手とは東西中の三手に組合せたるによる
又小寄合と稱し諸役より報告の結果により社司は評定以下役員と評決し事後承諾を老若會に求むる事もあり

會議の種別性質權力は頗る整然と存立せり月番より召集する事あり又其役員の意見ある時は何時なりとも評定會を開く事を請求するを得此時評定所は役員に通告し時日を期し會議を開らく發意者主として其議題を出し説明す又月番出席辨明する事を得るも議決の權なし又出席辨明を請求せらるれば辭するを得ず議決の件は評定所より直に傳奏に出し傳奏より勅裁を仰ぎ判決せらる其事恰も方今の會議法に似たりと云ふ舊時は社司自邸又は他所に開會せしが其後社廳を設け事務所とする事となれり
此他雜職數十員あれど煩雜なれば之を畧す

神事と佛事の關係

佛法渡來より朝家崇信せらると雖とも敬神尊祖報本反始の大義は嚴然として確守せられ賀茂祭其他臨時の朝世派遣には前後共に僧尼服者の内裏に參入を止められ致齋尤も至れり況んや神社社家に於ては清淨潔齋至らざるなく佛に關する言語をも忌みたり然るに中世より上下一般崇佛風を爲し次て本地垂迹の説行はれ神社本來の定儀一變せるは他社に同じ弘に十一年以後豊神寺神宮寺の創立あり一條天皇は舍利奉獻諸經所經藏を神殿の近傍に設られ治暦元年五月二十一日天台の僧徒來て仁王經を讀みて雨を祈り堀河天皇寛治六年供僧を置き諸經所神宮寺に佛供せしめ屢八講三十講行はる鳥羽天皇御宇多寶塔を建て供養

あり近衛天皇康治二年神宮寺供養久安三年一切經會を行はる神主は重保櫻會を起し重繼佐々木野に最長壽寺を創し民寺とし能久は神光院を創し石水院を明恵の爲めに建つる等敬神の心崇佛に移れる時潮の然らしむる亦止を得ざる歟後相原天皇宸筆の法華經奉獻其他竹園公卿の舍利經卷佛軀を寄するもの少からず供僧は神主の補任によりて供入し其執達に依り權大僧都法印勅許あり天台眞言二宗にして本寺なるものに屬せず繼嗣は師承實子等あり皆社家の猶子たり祭儀葬儀に關せず祭前より讀經撞鐘、社邊往來を禁し各所の薨を御さしむ平日も中門内に入る能はず近代迄廿一員あり祿米一人五六石給與す如上の慣行にて祭儀其他に佛法の混雜せる跡なく寺院建塔續經は別途に行はれ舍利は經所に安置せられたり兩部の儀式に混入せし跡あるも延寶以來洗滌せり然れども禪宗の勢ひ大なりし時代より之を學習して寛文の未迄は自家安心立命の要旨とせしは或行爲及辭世の詩偈語詠及古則公案等の舊文書に殘留するを以て明なり葬儀は現時の神葬式なるものと大差なしと雖必ず日没後に非らざれば行ふ能はず埋植りて氏寺の僧侶墓前に燒香念佛を爲し日時又之を行ふ諸家米幣を施與して其勞とすと雖ども門内には入らしめざるなり死者を寺門に托して後に喪を發す是れ自家死穢を忌むの故なり社司は除服葬參を禁す故に女人僧徒等之を行ふ其土民も畧同義と雖ども各部に惣堂ありて住持の僧尼葬後に讀經する社人と同じきも出入混同す社人の忌服者は脇門より出入して其所に清薦を垂れ居室も服の輕重に依りて異にす其忌服中は一般網笠を冠る社司の門には潔齋也或は神僧尼輕重服凡不淨之穢不許入門内矣の節を掲ぐ祭日のみ奉仕の輩は時に及て掲く明治の初年に廢佛の令に接し神宮寺聖神寺經所は文久三年其他の寺院淫祠を破却し佛軀經卷器具等燒却或は域外に出せりに破却せらる

一 社特殊の慣例

社家幾多の戸別あるも人員百六十一人に限定し社司廿一人氏社司は職祿を給し氏人は往來田を給す往來田とは總員に缺あるとき員外より補充し次第轉領するより名つくこと云ふに因給田故に一家にして數人之を領し猶

父兄の職祿あるもあり總員中年長者上十人十歳以上には老者田を次の年長者三十人に貴船田を増給し賀茂又者細職の期なれば七戸にして九職交補なるを以て斯る例は稀なり七家の末子氏人等賀茂以外の家に入り賀茂姓に改めたるときは苗字改正一戸分立として位置舊の如し而し舊家の職位祿を兼有す其他姓を冒すときは社家例を解く朝家皇族攝家清華の職を兼帶するも資格變せず二者及一般も他住せば給田以下給與なし祭事の席次は社職の順位自餘は位次により公會には社司格順餘は位次別に定むる席次等により私會には年次に從ふ二百餘戸社家他姓を養子する事を嚴禁す近時數家他姓の私會は年次に從ふ二百餘戸社家他姓を養子する事を嚴禁す人相續せらるあり

文明一社燒亡社家氏人爭亂の事

賀茂の社人は社家氏人の兩族あり共に賀茂縣主の一流にして社家は本家氏人は庶流なり初め神主能久材能ありて後鳥羽上皇の寵愛を被りて勢力あり神光院及び石水院を建つ其系譜に據るに能久の第三子氏久は後鳥羽上皇の御子にて能久に賜ひし事を記したり上賀茂舊社家傳來の舊記に其事あり曰く能久皇子を賜はり其子と爲し祝宴を開らきし時能久の弟貴船禰宜久時獨賀せず曰く後來此皇子の統のみ獨勢を得て他家は自然に下風に立ち必ず一族の不和を生じ爭亂にも及ぶ事ありて之を思へば俄に賀すべきを見ずと述べしが氏久遂に神主に補せられ特に正三位に昇り此より勢力増長して遂に他年社家氏人の爭亂となれりとあり

應仁大亂後文武の領地は互に掠奪せられ訴訟屢々起れり文明五年吉田社より其領地を氏人が横領せしを訟ふ神主勝久命を傳ふるも氏人は元來賀茂領なれば返すべき理なしとて從はず社家は朝廷幕府の勢に依りて之を壓せんとす氏人益々怒りて爭亂の用意を爲す社司神體を禁中に假りに移さんと謂ふ許されず社家は氏人の首謀を刑すれば其餘は赦さるべしとて遂に二人を捕へて河原に殺す氏人益々恟々或は云ふ武家來り伐んとすと氏人遂に連署盟約して社家に當らんとするもの九十一人に及べり文明八年に及び軋轢益々甚しく神事も動もすれば行はれ難し氏久已來社家は氏人を蔑視し已に二人を殺し更に憚る所なく社

入を私し神木を切り別荘を西賀茂に造り日々遊蕩に耽り神事益々荒めり氏人屢々諫むれど聽かずして大に怒り其黨を拉かんとし五月十九日神光院にて明朝急に氏人を襲ひ其疾むところを殺さんと密議す供僧間光坊之を聞き急に氏人に報ず氏人大に驚き正祝重則の家に會し評議區々にして決せず雅樂助満久膽勇あり逆襲の策を建て即夜七十餘人を分ち二十人を遣はし密に神光院の背後竹林中に潜ましめ五十餘人田尻より神光院を襲ふ社家驚愕二十人背後より亂入し松下延久竹内榮久鳥居大路遠平市敏平久用久道等を斬る勝久通れ免る真久危を知り早く京に在り直ちに上變す朝廷大に驚く氏人已に勝て賀茂に歸る宿老及び黨外の氏人大に驚き相議して曰く先に二人を罰して平和を得しに今此大事に及びしからは定めて武家を向けられ一社の大變となるべし元來今度の事は去年殺されし二人の子弟か首となり其父兄の仇を復せしなれば其情を量りて宥恕あらん事を願ふに若かしとて甘露寺親長卿によりて上申せり朝廷にては彼れ父の仇を報ひ又之を處分せば遂に相仇する事窮りなげん其黨のもの退散せば其罪は問はざるべしとの内議あり六月十二日氏人八十八人連署して社頭に祈願を行ふ十三日宿老の願を許されしかば各々契約状を與へ退散せしむる事と定りぬ然るに勝久は神光院にて其子の殺されしがため深く氏人方の勝平満久を惡み必ず之を除かんとす氏人恟々安んせず更に死生を誓ひて連署する事となれり勝久其黨と謀を回らし公武の間に通じ此二人を首謀として誅罰せば其他は宥めらるべし然らずは遠劫に問はるべしと相達したり氏人黨之を聞き誓約を破り社家に通ずるものあり氏人相集りて評議すれど決せず二人曰く今社家と戦ふも勝算なし勝久惡謀已に深し我等生き残りては事治らず我等已に死するも猶惡計を逞くせば相共に社頭に立籠りて以て訴訟に及ぶべし然れば冤罪始めて白し一社の權氏人に歸せん是れ禍を轉じて福となすの道なりといふ此時社家は武家と西賀茂に屯し相迫る益々急なり於て是勝平満久刺違へて斃る宿老涙を揮ひ其首を取り葬状を添へて西賀茂に送る社家黨大に喜ぶ勝久等更に策を立て詐りて和し急に襲ふて氏人を亡さんとし平和の連判状を送り其心を懈らしむ時に八月二十二日也勝平繼平更に社家を煽動し二十三日朝急に武家と兵を進めて氏人を襲ふ氏人相共に社頭に據り防戦し大に大鳥居樓門の邊に關ふ殺傷過當

享保年間社家流罪の事

社家軍入る能はず遂に火矢を放つ會々雨風烈しく火焔殿社に及ぶ氏人急に神體を奉じ神山の奥に移す神殿已に焼け氏人大に敗れ或は戦死し或は自殺し死者永顯孫壽丸富顯胤顯等合三十六人社家已に勝ち三十六人の首を斬り山本町に梟し神光院に旋り更に殘黨を殲さんとす氏人即夜神光院を襲ひ社家を殺す勝久其事を奏せしかば朝廷大に驚き社家流罪のため三日の廢朝行はれ社家以下亂動者は其々罪せられ勝久は神主を罷め彌久を神主に補せられたり然れど此より社家は更に勢力を削られ氏人更に權勢を得る事となれり

一社職五官神主 祝部 禰 禰 禰 缺如の時片岡社職代理し其者故障の際は氏人中より代理し片岡以下八辨社々職缺員等の際は亦氏人中より代理神事奉仕の事

一七家及一般子孫共位袍は社職未補 從五位下宣下の時及び元服當日社參の外着用不可致事

一叙爵は七家の子孫は九歳より其他は十五歳より宣下の事

下常久權禰宜梅辻郡久井岡祝鳥居大路佐平の男實は選久命を奉せず私黨を樹て屢々違法驕僭の舉動を爲したるを以て同五年六月十三日皆職官を免じ位階を奪ひ閉門を命せらる六年二月十五日選久佐平は隠岐に郡久は豊岐に流罪せられ致久常久等は追放に處せられ家族は流浪し家名斷絶し其傳來の舊記文書は社頭に沒收せらる之を享保社家流罪の一件とす此時岡本清茂藤木直恒最も力有るといふ即今社頭に存する舊記古文書は此時に沒收せられし者なり其後幾年ならずして特に其家名再興氏族中舊別の子孫にて繼承者をして爾や清茂直恒其事に周旋し繼承者の前定より諸般の事に當たり五ヶ條の誓約を立て其繼承者をして兩家に對し謝狀を呈せしめ以て家名再興を得たりと云ふ

人物

本村は賀茂縣主系圖完存し且其遠裔の家も存するもの少からず其内には傳ふべき行事ある人物少からず今左に抄録し補ふに他書に載するところの記事を以てす

賀茂忠行の子心を文學に潜め自から姓を改め慶滋と稱す菅原文時に從ひ聲名當時に冠たり具平親王と文を論ず大内記に任ず六條に亭を構へ其記を作り平安京の盛衰を傳ふ深く佛を信じ薙髮して寂心と號す日本極樂往生傳を著す東山如意輪寺に終る

賀茂能久

賀茂縣主正系にして神主に補せられ正五位上に叙せらる後鳥羽上皇に仕へ寵あり系圖によれば上皇の皇子を賜ひ其子とす即ち神主氏久なり承久の役能久官軍に加はり宇治に向ふ七月二十七日六波羅に捕へられ遂に築紫に流され貞應二年六月十日配所に没す築紫社務と云ふ能久の二妹共に上皇の宮に仕ふ美濃局讚岐局と云ふ

從三位季子

賀茂神主能直の女にして能久の孫なり左大臣實雄の女となりて伏見天皇の宮に入り寵あり但馬局と稱す

花園天皇及び御平門院延明門院の御生母也從三位に叙す花園帝即位の後顯親門院と號す然れど大日本史には其事を記せず賀茂系圖により之を記す

賀茂重保

賀茂縣主氏にして神主に補せられ從四位上に叙せらる和歌を善くし千載集以下七代の撰集に入る治承二年三月十五日別當社前に於て三十番歌合をなす當時の歌人平氏一門多く會す藤原俊成判者たり歌卷世に傳はる又尚齒會曲水宴を開らく其集を月詠集と云ふ建久二年卒す其子重政も神主に補せられ歌人なり

賀茂氏久

神主能久の三男にて家傳には後鳥羽上皇の皇胤なりとあり賀茂系圖に氏久氏王文曆二年若宮禰宜建長二年貴布禰禰宜同六年正禰宜弘長二年八十四補神主建治二年十月二日神主上表弘安九年三十一十六神主再任同日叙從三位此上階始也同年十二二十一上表正應九六龜年七十八とありて皇胤云々の事は無し社家の説にては系圖には謹みて記入せざるなりといふ氏久は後鳥羽上皇に非常の恩遇を受け御内翰を賜ひし事屢なり其家は松下氏と稱す今猶數通を相傳せり其文章を見るに父子骨肉の間にあらざれば期はり難き文句少からず其中このあきは、かまへて、まいらせらるべきよし、京へも申たれども、きこえ事を、おぼへてあるや、さのみたなじすがたにてあるもそれしもいよく、たはつかなくたはゆるもせんなければ、ことしのふゆはたごこになるべき也中略ことしこれへまいる事、えあるまじくはとくたごこになりてもしやともまつべし、ついにたもひとをらすして、このくにて、くちもはてぬときかは、そのわり出家をもすべし、かつは權中納言がもとへもこのよしを云ふ也信成がもとにて元服はすべき也あなかしこ六月一日又此外にも此様の文句多し尋常の間とは思ひ難し氏久は末子にて神主に補せられ古來例なき從三位に進み其家獨り榮えて勢力を擅にしたるを見れば自から困る所有るが如し黒川道祐が遠碧軒雜記に松下は後鳥羽院の官女の腹に懷妊めいたるを松下に被下てその王孫なりと云へりゆへに後鳥羽院の宸翰の物多し尤も懷紙もあり後に隱岐國へ遷幸以後をきより松下に被下た宸翰もありめいよの物ども多し今に

一つもちらす間あたるをほへてしめかざりしてたく七夕に出して虫はらひをするなり先年法皇より叙覽ありたきとあれども終に門外不出の物にてある間御所へは上げ申すまじきことと記したり然れど大日本史には他に證無しとて取らずして疑を存せり總て貴顯の落胤の傳説は所謂證據不充分の事多くして何とも判じ難きものなり思ふに後鳥羽上皇の御時は宮壺崩ならず白拍子より皇子女を誕するものあり此時能久の二妹も上皇の侍女たれば或は此女幸を得て家に下り産みし兒を能久に賜ひ其末子となさしめられしには非ざるか當時に在りて能く有りし事なるのみならず後來氏久に賜ひし宸翰を見ても其故あるべしと考がへらる

賀茂清為 通稱甚助

後陽成天皇の皇弟智仁親王宮と云ふに仕へ從四位下肥後守に任ず歴長五年七月石田三成の細川幽齋を丹後田邊の城に圍むや親王古今和歌集傳授の題詠を歎かれ甚助を遣し旨を諭し自重せしめらる幽齋感喜し傳授の書卷に古も今もの和歌を添へて奉答し甚助に馬具等を贈りて款待す大阪の困益々急なり親王歎惜奏請あり三條西實條鳥丸光廣を遣し和解せしめらる天保年中甚助の子孫馬具等を桂宮に獻す

賀茂氏譽

醫術を以て徳川家光に仕へ友仙又は道照と號す正保五年三月東福門院異例あり命を受け拜診大に驗あり七月院宣に因り參院勸賞を蒙り直叙の法服を拜す門院特に御手製の香合を賜ふ今尙家に藏す

賀茂重助二女

共に白河天皇の宮人となり姉を宇禮志支妹を祝緒と云ふ祝緒賀茂女御と號す花燈を作る

賀茂成平

神主なり蹴鞠に妙なり天承二年鳥羽上皇御幸の時上ヶ鞠をなし名譽を揚ぐ難波飛鳥井兩家の蹴鞠成平より出づ又和歌を善くす

賀茂定久 又作其久

建武二年五月十一日神主に補せらる此時尊氏亂をなし神官改補の事あり大平記に「中にも賀茂の社の神主職は神職の中の重職として恩補次第ある事なれば尊無して改助の沙汰も難有事なるを今度尊氏卿貞久を改めて其久に被補任被眉を開く事僅に二十日を不過天下又反覆せしかば公卿の御沙汰として貞久に被返付」とあるは此人の事なり定久は始終勤王の志を懐き氏人を率ゐて賊軍を防ぎしが延元元年六月二十三日賊軍賀茂に亂入せんとするや定久之を拒むと雖ども賊軍聽かず定久馳て叡山の行在所に登る賊軍亂入氏人防戦すれども衆寡敵せず賊軍火を社殿并民家に放ち亂妨を擅にす供僧承忠氏人經村疵を被り死者多しといふ

賀茂成定

正五位下駿河守藤木彌右左衛門と稱す勇武にして細川幽齋に客たり戦功多く一人當千と稱す京に歸り厥狀を燒く書を幽齋の弟妙佐に學び其法を賀茂敦直に傳ふ賀茂の書博士此より始る又鍼法を善くし駿河流と稱す中和門院の病を治し其子成祥後水尾天皇に奉仕し世々鍼博士となる

岡本保望

從四位下宮内少輔豊太閤に仕へ藤百餘石を賜ひ家に傳ふ幟十本吹貫一本を豊公に獻じ謝狀を賜ひ子孫に傳ふ

賀茂元久

從四位下神主松下氏慶長五年九月細川幽齋田邊に籠城の時三條西實條鳥丸光廣を勅使として下さるや元久之に隨行せり

賀茂敦直

從五位下甲斐守賀茂成定に太師様の書法を受け書博士と爲る明正天皇即位の時萬歳の旗を書す賀茂の書博士此より起る

賀茂虎子

美濃守清國の女岡本氏關白秀次の侍女となる秀次敗るに及び夫人衆姫と同じく三條河原に斬らるる年二十四辭世の歌を作り従容及を受く

賀茂満子

賀茂弘之の女會津城主保科正之の室となる後聖光院と稱す正之は一世の明主其正室となりしかば定めて賢夫人なりしなるべし

賀茂季應

山本氏正四位下安房守和歌を能くし殊に狂歌に長ず其家を雲錦亭と號す其著雲錦集、みあれの百くさ、萬葉集類句、富士日記、正誤かなつかひ等あり

賀茂直兄

松田氏正四位下伊豫守嘉永七年卒す其著藤園歌集、言葉の直路、千秋錦獨の記、貫の八十船、長歌考、萬葉歌意、硯の海等あり

賀茂直一

蔭池氏四品上賀茂社家氏人確執の起因を考へ其事實を記し南柯記一卷を編次す

梅辻規清

從五位上飛彈守天保五年より東北諸國に遊歴し又江戸に出て復古の説を唱ふ又町毎に學會を立て子弟を教育する事を論ず又醫藥に精く曆數に通ず印幡沼治水の事を論ず四方の士其門に集る弘化三年四月寺社奉行召して之を幽閉す其日本紀解の事を答むるや一社の總代を召して對決せしむ屈せず遂に入丈島に流さる三宅島に漂着し島民に尊敬せらる明年八丈島に至る土豪其徳に服し教育文筆の事を托す規清時世を慨し胥法により支干を推し政道の事に論及す故に幕府の爲に罪せらる然れど近年遺書東京に行はれ其支干教會の如きは多く此學派に基けり三宅島の人爲に其紀念碑を立つ其著に日本魂復古酒房、太平の船歌、神道大意、國史義解大意、日本紀解注、東雲秘事考之文神曆、壬寅曆、性質變化論、和訓考等あり

戸田保遠

舊社司從四位下紀伊守たりしが明治變革士族に編入せらる上賀茂神社禰宜となる明治二十二年死す學を好み和漢を兼ね考證に精し其著和漢合律疏、律令釋義、古俗字典書記、人物考、山城八郡考、賀茂史畧及び田家文稿等あり

賀茂山殖林計畫

殖林經濟は財政の要務にして近年頗る進歩せし如きも古人早く已に心を此に注ぎたり上賀茂神社の事を記せし南柯記といふ舊記の舊神官の家に有りしを見るに賀茂神社經濟困窮を歎して神山に殖林する案を記せり此書は四品賀茂直一の著也直一は蔭池氏を稱す享和文政年間の氏人にて考古の士なり其記事頗る正し其案は今日より之を見れば其事幼稚なれども當時に於て此に注意せしは頗る取るべきものあり因て其原文を左に抄録す

情今の一社中の形勢を案するに中驛者次第に彌増居宅衣食音信送答に至り量入製出の古語を用いず分限相應せざるに依て自然と困窮に至る是全く其人の不經濟にあらず天下の時勢如何ともせん方なし雖然兎やせん角やせんと評議のみにて年月を送らば借財廣大に成て本錢は勿論足物まで延延し銀主より出跡に及ぶべし是れ一社一流の恥辱のみにあらず然れども今急に濟之は難成緩々可計之此經濟を案するに當山境内之荒地に不如植木、寛保正保の比までは毎年社家百姓等十六以上兩三日惣出にて松杉檜等を植し山なれど今は其事絶て奉行を定め人夫を雇ひ年々被植候へ共雜費多く其上少分の事にて廣大の境内行届き難きは往古の如年年に惣出して被植度事にや將又此木植場所新原多葉粉原其外山麓荒地の所にて幾くなく植度事なり其大概を積り見るに新源一所にて凡二萬坪とし一坪に二本宛植惣木數四萬本十三四年を経て伏る時一本一束積りにて四萬束十束一駄にして四千駄一駄六文目積りにて二十四貫目是より八年目毎に伐拂ふ時一株に付二束或は三束平均二束半積りにて十萬束駄にして一萬駄代銀六十貫目是を伐留と號し八つに割一年に二ヶ所宛伐拂へば年に七貫五百目の物成り次第に伐廻り九年目に再び初めの場所に戻

逸

り伐る此外多葉粉原以下所々の木伐拂ひ此代銀を合せ年々御常用不足を相補は御持所不足無く永く相續可無滞將又この木植入用は結講有餘銀の内より出すべし中伐島興立し置時は御益と云勸功未伐に残るべし入用を厭はるれば先其半を植殘る所は二三段ハカリ令新開實を蒔き其苗を以て年々新植或は植拓の跡等へ被植付は雜費も減少すべし云々

賀茂踊謠

其始めは詳かならねど一種の盆踊なり其曲數十にして各其譜あり其歌は多く賀茂の神職の作りしものにて頗る優美なるものあり舊時は宮中御内儀及び公卿の間にも賞せられ祠職を召されて音頭を取り謠ひし事ありとぞ其中の一首を抄出して以て概畧を示す

花の傍

照りもせず曇りもやらぬ春の夜の徒然なりし折からに中筆とりてそこなく下まつ花の品定め先雪間よりさきそむる梅のしづ枝にほつそりと三日月眉のうす霞櫻の笑顔えもいはぬ中とかく浮世はうの花とたもひ定めて氣散んじにそふてすてたるけしの花今は道のはなからて外に願はなつたけてはや文月の夕ぐれや小萩にそよとふく風の手に手をひきて朝がほの朝ひらきて晝しほむ中とへぞこたへぬ玉たれの内に影見えて鳴くは霜夜の小夜千鳥

人情風俗

京都に接近するを以て大抵京都に同じく別に記すへきなし庭家は稍醇素なるのみ

大宮村志

本村は大字東紫竹大門、大字西賀茂の二部落より一村を成せり

東紫竹大門は舊と大宮郷と號し其内に雲林院、門前、新門前、上野、三筑、開、薬師山、大門、大宮森、紫竹の十小村あり雲林院は本村の南部に位し門前新門前紫竹大門大宮森と南より北に連なり明治五年合して一村となし東紫竹大門村と稱し同八年西南部なる千本廻を合併す

西賀茂は舊と細別して川上、今原、鎮守庵、總門、田尻の六小村をなし明治四年氷室村を合併し同五年林田尻に合し竹殿と稱し以上八組を合せて西賀茂村と稱す各部落の距離一町又二三町に過ぎず門前鎮守庵の如きは明治二十二年二月町村制施行に及び京都府令第二十六號を以て東紫竹大門、西賀茂兩村を合せ大宮村と改稱せらる

區域

愛宕郡の西南に位し北は上賀茂村十三石山麓ヶ峰村勸諭山の峰を界とし東は賀茂川及新町通の街道を以て上賀茂村と界し西は紙屋川船岡山千本通り及び耕地山嶺を以て鷹ヶ峰村野口村及び葛野郡衣笠村大北山と界し南は京都市に限る

郷莊

南部は大野郷に屬し北部は栗栖郷に屬せし者の如し栗栖は類聚國史に延暦十四年十月辛卯遊獵栗栖野、又續日本後紀に天長十年九月戊子なりは天皇幸栗栖野、遊獵とある所なり大野は日本後紀に延暦十三年八月癸卯、遊獵于大野と見へたり此邊は宮郊の原野にて西北の連山より舟岡山に及び大内裏の正北に近く披陀延曼の狀をなし歷朝御獵の地たり又栗栖野は馬寮の秣料の地となれり寛仁二年十一月官符を以て下上鴨神社に寄進ありし八郷の内にて栗栖は下社大野は上社の神領となれり山城名勝志の註に賀茂氏人注進記を引て大野郷今大徳寺領とあり又栗栖郷愛宕郡鷹ヶ峰東有御栗栖野、今西賀茂南とあり今に大宮通と鷹ヶ峰の

間に畑地に粟栖野と云ふ字地あり又上賀茂村の南部小山部落の邊は總て大野と稱し其間に大野と稱する字地あり是れ二郷の名の儘に存する所なり其後大宮郷と號す是は大宮通に當れるより此名起りしなるべし

幅員 東西約二十五町南北約二里五町餘面積は未だ實測を了らざれども約一方里餘と云ふ

管轄 古代は蓋し宮北の御料なりしが如し寛仁二年愛宕郡八郷下上鴨社に寄進せらるゝに及び栗栖は下社大野は上社神領たり但し大宮通を限りて東は神領西は大嘗會畑氷室馬草料等有るを以て神領に入らず王制亂れしより沿革詳かならざれど上社六郷の内に在り仍神領なり然れども大徳寺創立に及び東紫竹大門は多く其寺域又寺領に屬し西賀茂は多く禁裏御料地たり其本所三十餘に分割せられたり其區別大略左の如し

- | | | | |
|-------------|---------|---------|------|
| 東紫竹大門 | 禁裏御料 | 大徳寺領 | 吉見家領 |
| 柳原家領 | 三條西家領 | 西洞院家領 | |
| 千本廻り交配地本所不詳 | | | |
| 西賀茂 | 仙洞御料 | 會津上知領 | |
| 禁裏御料 | 里村昌春領 | 徳壽院領 | |
| 本阿彌平十郎領 | 二條殿領 | 金剛王院領 | |
| 角倉伊織支配所 | 藤波家領 | 寶慈院領 | |
| 大聖寺領 | 相國寺領 | 正受寺領 | |
| 建仁寺領 | 正傳寺領 | 上賀茂社領 | |
| 大徳寺領 | 岡本下野守給知 | 松下講肆守給知 | |
| 岡本越後守給知 | | | |

中大路甚介給知

上賀茂供僧領

千手院領

右の如く領主數多にして其地各所に混在す就中大徳寺領の如きは一千石以上なるも其他は百石或は五十石小なるものは僅かに十石に充たざるものあり明治維新の後悉皆京都府の管轄となれり

形勢

西北は連山壘重し東は賀茂川を帯び南は平垣にして京都市街に連り道路四達して運輸便利なり地味は概ね膏腴にして概別すれば四分は耕地如三分六分は山林なり耕地は稻菰に適す東南は賀茂川を控へ釜水自由を得て頗る便なり西北の山麓に接する地は溪水動もすれば涸盡し往々旱に苦むことあり又山林の地味は植樹に適し木材良竹等の産出夥し

山岳

氷室

本村の北方字氷室に在り蓋し氷室の舊址なり

船山

字鎮守庵に屬し高さ十丈周廻五町餘山面船形を畫す舳より舳に至る八十餘丈船底より橋檣に至る四十三丈毎年八月十六日晚に炬火を點す其壯觀東山如意嶽の大火字と伯仲す山脚の丘陵を鐘打山と云ふ點火の時村民今原鎮守庵總門の人齊しく鉦太鼓を叩き念佛するを例とす

城山

船山の後方に屹立す傳云ふ明智光秀の築ける城址なりと山上今尙石垣等の古形を存せり

尾沙門山

字鎮守巷に在り山上に古堂を存す京都市街を瞰下し眺望頗る佳なり傍らに稻荷の社あり

釋迦谷

西方連山の總稱なり

船岡山

本村の南方に孤立し其形舟に似たり別に記事あり京北の名勝地なり

河川池沼

賀茂川

其源を貴船鞍馬雲ヶ畑等より發し本村の東北上賀茂の界を流下し下鴨に至り高野川と合し京都市に入る幅三十間乃至五十間あり常時は砂礫のみ流水僅かに五六間許其深く淵をなすものは一丈餘淺きは一尺餘に過ぎず最も駛流にして清冽なり霖潦洪漲するときは全川盈溢して堤防を破壊すること往々あり

堀小川

賀茂川の支流にして本村字山の森より分流し東部の田間を南下して京都市街に入る市中に於て堀川と稱するは即ち此川の下流なり本村過半の田畠は此川に取る川幅は二間乃至三間なり

若狭川

本村の西方摺鉢池より發し三筑、上野を経て今宮神社前に至り繞りて大宮頭に出て東に折れて堀川に合す川幅僅に一間餘の細流なり

有栖川

紙屋川の支流にして葛野郡衣笠村字大北山より分岐し船岡山の南方の田圃を潤し南流して市街に入り堀川に合す

尺八堀

村の西北に在り周廻凡四町平水深さ一丈餘あり田養水に供す國史に綿子池とあるは是なるべし

摺鉢池

村の西方に在り周廻凡三町三十間平水深さ四尺許なり田養水に供す

六兵衛池

道の南方船岡山の北麓に在り周廻凡三町餘平水深さ五尺許なり

道路橋梁堤防

大宮街道 又は雲竹街道とも云ふ

京都市大宮頭より門前紫竹を通じ大宮森を経て西賀茂に達す此間人家接續し小市街をなす西賀茂字竹殿に至り兩岐となり左は雲ヶ畑街道にして右は鞍馬街道とす延長五百九間廣三間八分

大宮街道の支道にして字雲林院より船岡山の北を過ぎ鷹ヶ峯村に至り丹波街道千本通に合す延長四百一十二間幅二間七分

上野街道

大宮街道の新門前より西北に通ずる支道にして上野を過ぎ字倉ヶ坂に至り兩岐あり左は三筑を過ぎて鷹ヶ峰村に出て丹波街道に合し右は西賀茂字鎮守巷に通ずるなり延長九百三十四間幅二間三分

雲ヶ畑街道

字竹殿より林を過ぎ川上を歴て車坂を越へ雲ヶ畑村に達す延長千八百七間幅二間

鞍馬街道

字竹殿より上賀茂村に出て鞍馬に達する道路にして本村に屬するもの僅かに六町餘に過ぎず

金閣寺街道

船岡山の南方に在り下鴨より金閣寺に通ずる街道にして明治三十五年の新設なり延長七百六十間幅三間

門前南橋

大宮街道に屬し若狭川下流に架す石造長一間幅二間半

門前北橋

南橋の北二町許に在り石造長一間中二間半

御與橋

御與街道に屬し若狹川下流に架す石造長一間巾二間

菱屋橋

鞍馬街道堀小川に架す木造長三間巾七尺

賀茂川堤防

本村に屬する分は河の西邊にして其内民有の分は僅かに百六十間餘は官民區分判明せず

里程

本村元標よりの里程左の如し

京都府元標	一里三十三町	愛宕郡役所	一里十二町
京都府廳	一里三十三町	京都市界	十里
上賀茂村	二十二町	雲ヶ畑村	二里二十五町
鷹ヶ峰村	二十一町	葛野郡衣笠村	三十三町
東紫竹大門部落中央	五町	西賀茂部落中央	十町
氷室部落	一里三十町		

運 本村は京都市に接続するを以て北方鞍馬、雲ヶ畑等より市街へ木材薪炭等を運搬するの要路に當り運輸便なり

地 東紫竹大門部落

宮字	名	方位	段別	下字	名	方位	段別
宮	の	後	東南	五、九一三	柳	東南	四、四六一

下	御所田	同上	三、四一九	鳥	柳田	同上	三、九六二
中	御所田	同上	三、〇九〇	小	尻	同上	二、五三九
上	芝田	同上	四、〇五五	佛	前	同上	五、四七二
堂	の	東	三、四三〇	門	南	同上	四、三三六
梅	才	東	三、〇二〇	紫	竹	同上	二、三二〇
口	本	北	三、六〇四	紫	竹	同上	四、一三二
上	本	上	二、八三〇	紫	竹	同上	三、九二七
下	本	上	四、八三二	大	門	同上	二、六五〇
桃	本	上	二、七五〇	紫	竹	同上	五、三二九
八	重	上	四、四〇九	中	筋	同上	四、五二五
高	手	上	二、七五〇	堂	谷	同上	四、一七二
辻	内	上	三、二八二	三	野	同上	三、七八四
石	田	上	三、一〇一	三	野	同上	五、一六〇
龍	名	東	三、五九〇	開	野	同上	二、二〇一
横	ヶ	南	八、八二二	小	壱	同上	三、八五〇
雲	林	上	三、三三二	龍	野	同上	二、四一〇
藥	山	上	五、四九一	上	野	同上	九、五四〇
藥	山	上	五、二二七	蓮	野	同上	六、四九〇
箱	の	上	二、六二四	上	野	同上	二、二〇〇
三	北	上	四、四六一	山	東	同上	四、一二七
三	筑	上	四、五六〇	藤	森	同上	四、八〇二

愛宕郡志 大宮村

三筑	西山	倉坂	丹山	中島	今宮	泉堂	上野	下野	釋迦
南	西	西	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
五二、二〇一	二八、九一九	三二、八〇四	二九、〇〇一	五六、三〇八	五〇、九一五	四九、五二二	三六、八二四	三三、五〇七	七、一一三

釋迦谷山、秋葉山、二ノ坂、萩原西北合三十八町

神字名

神院	中社	角社	丸川	田尻	上木	櫻岸	森上	大森	山森	川上	今原	蟹原	樋原	中島	西室
中央	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二九、二一八	二九、〇二一	二九、八〇八	二七、一〇四	四五、五〇九	二三、六一六	二七、一一五	四二、六〇七	六二、八〇九	六五、六二二	八六、七一九	二九、三三三	二三、二〇四	六九、六二三	三〇、〇一一	五一、六九二

總字名

總口	林裏	山林	山前	舊居	竹殿	長目	水室
南	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
五二、九一二	七一、五一四	二九、九一〇	八六、六〇三	一七、一一八	六七、七二四	五一、八二六	六七、九一九

西室	中島	樋原	蟹原	今原	川上	山森	大森	鎮守	水垣	傍尼	山向	小峠	檜谷	西岩	烏岩	蛙谷	間峰	妙見	尾山	岩門	
北	北	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
七、三二四	一六、八二二	一三、四二九	六二、八〇九	六五、六二二	八六、七一九	二九、三三三	二三、二〇四	六九、六二三	三〇、〇一一	五一、六九二	三三、四二二	六〇、八〇六	五八、八〇六	二五、八二七	三三、六二八	五〇、三一一	一九、九二七	六四、四七〇	一七、三一八	一八、三六六	

下庄	上庄	井田	山崎	勸野	松島	谷中	谷尻	嶺谷	萬壽	二坂	宮山	檀山	蓬萊	笠松	鏡岩	宮谷	西尾	卯谷	尾横	
北	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
四二、七〇六	五八、四〇二	四二、一〇三	一四、五〇三	六七、六一五	一七〇、五一八	一六三、三一八	二七、四〇一	三〇、〇一一	四三、六一八	一五、六八〇	一一、三一一	一一、九〇〇	一〇、四七五	一四、四二〇	七、一五二	六三、七二九	三〇、四一八	三〇、四一八	三〇、四一八	

明治四十一年十二月末日調査

地籍原西 四二、七三三

官有地 一〇七、六〇一

第一種

御陵墓地 一〇三三三

別格官幣社地 二、四五二五

郷村社地 七〇二七

第二種

御料林野 七二、二六二

御道 七二、二六二

其他 七二、二六二

第四種

寺院敷地 一八、三七〇七

民有地 一八、三七〇七

有租地 一、四四三、一四二六

地

田 一九一、八六〇〇

畑 八五、九六二八

宅 二九、一四〇二

租 九、八〇六、八〇〇

租 五、七九六、八三〇

租 一、六七五、〇二四

租 一、二八一、九三一

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

租 一、〇三三、九四五

愛宕郡志 大宮村

租 一一、五二四、五二一
府税 五、三四九、三八六
郡費 一、二〇〇、三五三
村税 一七、四七一、三二四
官公衛

大宮村役場

村立待鳳尋常小學校舎内の一部を以て之に充て來たりしが明治四十二年四月村會に於て決議し舊位地より少しく南方に新築し事務の敏捷を計る爲め電話機の設備を爲し大に治蹟を擧げんとするに至れり

四十年

四十六年
四、二七三、三二九
五、五三三、四七一
三、一六三、八四〇
七、六一、二七四
九、一三、七五〇
八、八〇、八四〇

警察署敷地 一八二七
病院敷地
隔離病舎敷地
運河地
其他ノ公用地
井
保安林

警察署敷地
病院敷地
隔離病舎敷地
運河地
其他ノ公用地
井
保安林

地

地

山 林 一、三二一、七六二九
原野 一、三五一九

民有免租地 八、八七二九

學校敷地 五、四〇三

郷村社地 六、〇二二

墳墓地 四、八〇二〇

用悪水路 二、二八〇〇

溜池 三、六二九

堤塘 八二八

役場敷地 八二八

租 一一、五二四、五二一

府税 五、三四九、三八六

郡費 一、二〇〇、三五三

村税 一七、四七一、三二四

官公衛

大宮村役場

學 校

待鳳尋常高等小學校

東紫竹大門字紫竹西北四十八番地に在り本校は明治六年一月二十日の創立にして當時字紫竹東南の地に在り東紫竹小學校と稱せしが明治十二年十二月現今の地に建築移轉し待鳳小學校と改稱す爾來學制の改革に伴ひて幾多の變遷且つ校舍の増築又は改築等ありて現今の校舍となりしものにして明治四十一年度在學兒童數は尋常科男百九十三人女百七十七人計三百七十七人高等科男七人女十人計十七人合計三百八十七人にして教員數は正教員男八人女一人專科正教員女一人計十人なり

愛宕郡第二高等小學校

待鳳尋常小學校の北隣にあり上賀茂、大宮、雲ヶ畑、鷹ヶ峰、野口五個村の組合にして明治二十五年の創立なり因に明治四十二年四月より京都府女子師範學校の開始と小學校令の改正實施とに伴ひ村立小學校を廢止し其の附屬小學校となれり

病 院

私立船岡精神病院

船岡山の南麓に在り明治二十年の設立にして岩倉精神病院と共に其名高かし

工場及び牧畜場

工場は雲林松糸合資會社、京都織物會社紫野工場、西陣織物模範工場等あり其他は畧す

雲林松糸合資會社

字雲林院小字横路に在り明治二十九年四月の設立にして資本金壹萬圓西陣織物に用ゆる生糸を撚るを業とす

京都織物株式會社紫野工場

字雲林院小字下御所田に在り明治二十八年十二月の設立にして縵子織物を専業とす

西陣織物模範工場

字雲林院に在り明治三十六年の創立にして資本金拾萬圓主として絹綿織物を業とす

牧 畜

搾乳場數

三

四十一年

搾乳用牛

四二頭

搾乳高

二三五

價格

六、三二五

物 産

本村は特産物なし普通産物は米、麥、菜種、茶、野菜類、藍、木材、竹、薪柴、松茸等にして其産額并價額は概ね左の如し

農 産

米

四、三〇七

六二、五五五

四十一年

麥

一、七二〇

一一、九三〇

計

六、〇二七

七五、四八五

大豆

四〇

四七〇

小豆

一一

二七四

蠶豆

四九

四二〇

豌豆

一八

一七〇

菜種

五、二八五

一、八五〇

茶

三三三

二、五八四

芋

二〇

一〇〇

蕨	八〇,〇〇〇	四,〇〇〇
蕎麥	四,五〇〇	三六〇
葱	一七,五〇〇	一,七五〇
葱頭	三,六〇〇	四五〇
胡瓜	五二五	七八
西瓜	八,七五〇	七八八
南瓜	三,〇〇〇	三〇〇
酸漿	一四,〇〇〇	一二五
牛蒡	三,六〇〇	一,八二〇
苜蓿	一,三五〇	三六〇
其他	三〇,〇〇〇	二五〇
計	三〇,〇〇〇	一,五〇〇
林	三,三〇〇	一八,七二九
九及角	三,〇〇〇	三,四〇〇
挽材	三,〇〇〇	三,〇八五
竹材	一,六〇〇	二,四五〇
苗木	五五,一五〇	八二七
薪材	六〇〇	一,三六五
松茸及諸菌類	八〇,〇〇〇	三,〇〇〇
其他	?	?
計	一五,二四三	一,一一六

本村は従来農業本位なりしも近來京都市の發展に伴ひ各種の製造工場の設置あり殊に西陣に接近せるより各種の機業者年と共に轉住する者多く今や村の南部市に接近するもの恰も京都市街地たるの觀ありて漸次益々發展の趨勢あり今最近の調査に因る各職業別左の如し

職別

農 業 一七四 戸數 八七四 人口

林 業 一 戸數 二,二〇〇 人口 三,五五〇

工 業 三五〇 戸數 三五五 人口 三,五五〇

商 業 五五 戸數 二〇七 人口 二〇七

其他 一五,九一〇 人口 七,七二三

計 一五,八三〇 人口 三三,〇〇〇

其他 一〇,六六〇 人口 三,三〇〇

計 二三五,八九〇 人口 三四五,三四七

備考 其他製茶、蠶繭絲、畜産、家禽等の産出多少ありと雖も畧す

明治四十一年末現在

交通業	二百十八
日稼及勞働者	二八
雜業	三〇〇
公務及自由業	一五〇
無職及職業不詳	二〇
計	四六
民力	九〇五

直接國税を納むるもの左の如し

四十一年末現在

百間以上	九	甲牛車	四十一
五拾間以上	二七	大牛車	二一
拾間以上	一一六	人力車	二二三
五間以上	五九	人力車	二二三
參間以上	三六	人力車	二二三
車	二八六	自人力車	二
荷馬車	二		
乙牛車	一		
中牛車	二		
自人力車	二		

四十一年末現在

家畜	計	七七
牛	牝	三〇
豚	計	四
禽		一一

轉近養雞の農家副業として有利なるを覺り内外の種禽を選擇し斯業の發達を期す既に百羽以上飼養するもの四五に及び

古來土地の關係上より蠶業甚だ振はざりしが數年來二三の熱中者ありて大に斯業の發達を期せり今其一端を掲ぐれば左の如し

劉桑畑三町四反歩見積反別二反歩計三町六反歩此採葉約三千七百貫目

養蠶戶數三、楮立枚數二七、收購五石其價格參百圓

製茶は年々減少しつゝあるも本村に於ては尙左の反別と製産とあり

明治四十一年末現在

本籍人口	八八
華族(男)	二二
華族(女)	一七
士族(男)	二二
士族(女)	一七

平 民 男 二、二二六
 女 二、一三〇
 計 四、四〇二

現住人口及戸數

人 計	口	二、四六九	大 東紫竹大門	字 西 賀 茂
	男	二、三三四		
戸 計	男	四、七八三	女	一、八六七
	女	九〇五		
宗 教	道	一	道	三、六一三
	教	四、七六八		
神 社	未詳	一	神	一、七〇
	詳	一		

別格官幣社なり明治中興の隆運に際し信長の撥亂反正の偉勳を追賞せられ同二年十一月十七日其裔孫羽州天童城主織田信敏に勅して信長に健織田神社の號を賜ひ之を祭らしめらる明年十月九日天童の藩邸に祠を建て勅使少辨五辻安伸を差遣せしめ改めて建勳神社と號せられ同八年四月廿四日別格官幣社に列せらる

東紫竹大門 字舟岡山
 贈太政大臣從一位平朝臣信長
 從三位左近衛中將平朝臣信忠

れ京都府に命し神祠を舟岡山に新設せしめらる初め天正十年の變あるや豊臣秀吉一職其仇を誅し更に公の爲め大に葬儀を大徳寺に行ひ總見院を建て公の菩提を吊ふ此時新に巨剎を舟岡山に建て大徳寺より長廊を架し之と通し公の菩提寺と爲さんとし舟岡山を仁和寺より買ひ之を大徳寺に寄進し己に其工事を起し後陽成天皇宸翰天正寺の額を賜ひしか軍國多端其事を果さしりし云ふ此に及び當時の舊地なるを以て社地と定められしなり同十三年六月工事竣成同七月一日織田邸内鎮座の靈代を遷し九月一日勅使參向宣命を奉し其由を告げたり其翌日特に信忠を合祀せしめらる近年有志者織田公彰德會を設け社地拓展、神社改築の計畫中なり境内七千三百七十五坪

今宮神社 同 小字紫野

祭 神 大 巳 貴 命 稻 田 靈 命

府社なり初め一條帝正曆五年疫流行天下不靜之に由て六月廿七日疫神を舟岡山に祭り御靈會を修せしめらる木工寮神興を造る僧をして仁王經を講せしめらる俗人樂を奏し群參市の如し事終りて神興を浪華海に流す蓋し疫神祓の祈なり未だ幾年ならず長保三年五月九日疫神祭を紫野に遷し御靈會を行はる之を今宮祭と稱す此時藤原長能の奉納せし歌あり日本紀略に事を記して此非朝議起自巷説とあるを見ても當時の事情を知るへし此より歷朝及將家とも崇奉甚厚く上下士女相競て之を祭れり故に近衛帝の時には京中兒女風流を備へ鼓笛を調へ紫野館を爲す事甚盛んなりしかは之を禁せらるゝに至れり弘安二年に從二位を授け幾年ならず又正一位に進めらる其崇信此の如し故を以て足利時代戰亂相踵く時に於ても今宮祭は京都の大祭として大抵斷へず行れ奉幣神幸甚盛んなり京都荒殘の間に於ても甚しき衰頽に至らず徳川幕府の時代を経過し明治の維新に會し一旦郷社に列せられしが明治十四年六月九日更に府社に進められたり社地五千六百五十五坪官有地第一種神社宏麗舍殿相連れり明治廿九年四月五日燒亡せしが其後更に新築せり氏子は其近村及京都市上京堀川以西數百町壹万二千餘戸を有し稻荷、八坂、北野、御靈諸社と共に京都の崇敬社たり例祭十月九日神幸は五月十五日其儀太盛んなり四月十日に鎮火祭あり世に「や

すらひ祭ツルヒノマツル
境内 攝社

疫 神 社

祭 神 素盞鳥尊

社傳に正暦以前より此に在りし社なりと然れども詳かならず明治廿九年焼亡

若 宮 社 八 社 稻 荷 社 月 讀 神

宗 像 社 日 吉 社 織 姫 社 地 主 社

八 幡 社 右山緒皆詳かならず之を畧す

貴 船 神 社 同 小字紫竹西北

祭 神 高 雷 神

村社創立詳かならず境内九十五坪官有地第一種

總 神 社 同 小字紫竹西南

祭 神 天 天 神 大 日 神 天 日 神 天 日 神

村社創立詳かならず境内九十二坪官有地第一種 祭 神 天 日 神 天 日 神

八 坂 神 社 同 同三筑北 祭 神 天 日 神 天 日 神

祭 神 神速須佐乃男命 祭 神 天 日 神 天 日 神

村社創立不詳境内百七坪官有地第一種

玄 武 神 社 同 毘林院内

祭 神 惟 喬 親 王

村社社傳に惟喬親王の遺物なる劍を紀名虎の祭れるなりと云ふ社地九十二坪官有地第一種

小 森 神 社 同 小字下芝末

祭 神 水 分 神

久我神社の末社無格社舊社記に文永八年の記事に見ゆ中古廢せしを正徳以來本宮造營の時之を作る社地

十四坪官有地第一種

久 我 神 社 西賀茂 字竹殿 祭 神 健 津 見 命

舊と氏神社といふ賀茂の社人の氏神として仕へしにより是れ社人は此神の裔なれば社の本稱を擧げずして單に氏神と稱せしより舊名を失ひしなるべし釋日本紀引く所山城風土記に建角身命の此地に至り給ひし事を記して隨山代川下坐葛野河與賀茂河所會至登通見賀茂川而言雖狹小然石川清川在仍名曰石川瀬見小川自彼川上坐定坐久我國之北山基從爾時名曰賀茂也とあり久我とは此地の舊名にして命の川を上りて此所に来り其山川を愛して居を定め給ひし所なり北山基とある能く地勢に合へり伴信友の説に久我神社は當初建角身命御身に於て久我の北の山基に在住給ひしに殿舎の跡所にも社を建て久我神社と申して祀りしなるべしとあるは然もあるべし貞觀元年正月二十七日正六位上より從五位下に進められ延喜式に久我神社とあり右來攝社の中にて特別に崇められ氏人禰宜祝を置かれ第八位の攝社たり賀茂氏人註進狀に氏社祭四月神申日社司五官云々騎馬向于氏神社奉幣下向小森有舞樂とある所にて氏人の特に祭を成したるを見るべし明治五年更に考證ありて久我神社と改稱ありて攝社第六位と定めらる祭日四月一日十一月一日境内四百九十坪官有地第一種

大將軍神社 同 字總門

祭 神 磐 長 姫 命

村社創立詳ならず相傳ふ元と瓦屋寺の鎮守なりと境内二百五十五坪官有地第一種

境内神社八字之を畧す

山の森神社 同 宇川上

祭神 稻 茶 田 延 命 思 姫 命

賀茂別雷神社の末社創立詳かならず境内二百八十八坪官有地第一種一名浮田の森と云ふ

氷室神社 氷室 宇氷室

祭神 村社口碑に舊く伏原家の領地にて其勸附せし社なりと云ふ祭神并年代詳かならず其拜殿は東福門院の御

寺 密附なりとぞ境内二百七十五坪

大徳寺 宇東集竹大門 小字紫野

本尊 釋迦如來

禪臨濟宗大徳寺派の大本山にて龍寶山と號す後醍醐天皇の勅創にして大燈國師宗峰妙超の開基なり妙超大燈國師紹明に従學し後京都東山雲居庵に居る赤松圓心則祐之に歸依し爲に小堂を紫野に營す時に正和四年なり後醍醐天皇御眷尤も深く更に其地に就き廣大なる寺域を賜ふ其四至は東限舟岡鼻南限盧山寺西限鷹峰土手北限千足藥師山北道とあり殆ど本村の大部分を占めたり大に伽藍を營し號を龍寶山大徳寺と賜ひ御祈願寺と定めらる帝隱岐より還幸に及び本朝無双禪苑となし大燈の門弟相承け他門之に住するを許さすこの宸翰を賜ひ又南禪第一の上相并び聖躬億兆の寶位を祈り奉るべき繪旨を賜へり諸山之を猜む勅して法を清涼殿に論ず玄思法印儒者と共に之に當る皆伏す花園法皇御眷亦尤深し此より寺運益々隆に法燈益々輝けり享徳二年回祿に罹り未だ幾年ならず文明二年兵燹に罹りしか同五年一休禪師土御門帝の繪旨を奉し勸察して之を中興し天正慶長元和の際に徳川幕府及諸大名の力を以て漸く修興せり其寺域は建武元年五月繪旨を以て東限舟岡山南限安居院大路西限竹林北限内山後社とあり維新前には二十三町九反五畝餘を領し今は十五町一反四畝餘を有し官有地第四種にして其他は上地の後寺有又は民有とな

本 大雄殿と號す本尊釋迦如來即本寺の本尊也第三回の建物にして寛文五年京都の那波素願兄弟其亡父常有

の爲に再建せし者なり

法 堂 桁行十三間

演法堂と號す享徳焼亡の後寛永十三年小田原城主稻葉丹後守正勝の其嗣正則に遺命し再建せし所なり

山 門 桁行九間半

解脫門と號す文明年間柴屋軒宗長一休和尚の爲めに再建せしを天正年中利休居士其上の閣を加へし者なり

勅 使 門 桁行四間半

寛永十七年明正天皇の賜ふ所にて皇居の南門なりと云ふ

方 丈 桁行十六間半

元弘中北畠玄慧閉山に歸依し其宅に施し方丈とせしが文明焼亡後一休和尚之を再興す寛永十三年京都の

後藤益勝之を庫裏とし更に此建物を構造せりと云ふ

日 暮 門 桁行三間

豊太閤桃山舊門にて舊く山門の西に在りしを明治三十三年特別保護建造物に定められ舊來の明智門を撤

却し此門は南願寺修理移轉せり

井 門 桁行三間

梶井尊胤親王の舊門なりしを本寺微山に寄附せられ此に移築し享徳應仁の火災に免れしものなりと云ふ

境内佛堂
雲門庵

本尊 開山大燈國師

大方丈の後方に接す即ち開山國師の塔所なり
其他之を畧す

別院
德禪寺

本尊 釋迦如來

後伏見天皇皇子二品尊胤法親王は梶井門主にて本寺第二世徹山に歸依し其宮地を賜ひ本寺を創立せしめ
らる林泉の勝あり親王の影を竹影園に安せしが明治九年泉涌寺に移す此因縁を以て特に別院となせり
塔頭子院
一般寺院に於ては塔頭子院は之を畧すれど本寺は特別の名山にして塔頭の創立は其事實甚重きものある
を以て別に之に記す

養徳院

本尊 釋迦如來

眞珠庵

本尊 一休和尚

一休禪師の庵室にして舊と階驪軒と號す延徳三年再造今の名に改む寛永十五年今の堂宇を建つ通仙庵は
正親町天皇女御の御粧殿を侍醫半井瑞庵に賜ひしもの庭玉軒は永享年間一休の徒弟没倫の舊菴金森宗和
菴室を創立し頗る古雅なり東雲菴は陸室紹陸の庵室にして長祿年間の建物なり本菴方丈と庭玉軒は特別

龍源院

本尊 釋迦如來

大仙院

本尊 同上

永正六年六角近江守政頼其徒と之を創立す其子の僧となる者古岳を開山とす方丈の襖畫花鳥は元信筆林
泉は奇石を疊み之を築く相阿彌作と云ふ

興臨院

本尊 同上

瑞峯院

本尊 觀世音菩薩

聚光院

本尊 釋迦如來

大慈院

本尊 同上

三光院

本尊 同上

愛宕郡志

大宮村

本尊 同 上 天正十四年石田三成淺野幸長森忠次各資を授けて創立す

高桐院 本尊 同 上

慶長年中參議細川忠興之を創立す 正受院 本尊 同 上

天文年中關民部太輔盛衛之を創立す 玉林院 本尊 同 上

慶長三年曲直瀬養安院之を創立す 芳春院 本尊 同 上

慶長十三年贈從一位前田利家の後室芳春院及其子利長利常の創立する所なり玉室宗珀を開山とす吞湖間あり前田氏の靈厝なり 龍光院 本尊 同 上

慶長十一年黒田長政其父如水孝高の爲に創立し如水の法號を以て寺名とす黒田家靈塔あり聯芳堂と云ふ 又有栖川宮の御厝所なり境内四百七十四坪民有地第一種寺産として田畑三町六段餘を有せり 孤蓬庵 本尊 同 上

慶長十七年遠江守小堀政一小庵を龍光院内に創立し後更に此に移し堂宇を建て茶寮を設け其菩提寺とし政一の子江雲宗龍之を受く政一家の墓あり其後出雲國主松平治郷更に修理を加へ家厝を立て大圓菴と云ふ茶亭林泉其名最高し其茶室と方丈は特別保護建造物となれり寺産田畑四町餘を有せり 黃梅院 本尊 同 上

天正十二年小早川隆景毛利輝元と共に之を創立し其後隆景の塚塔を設く黃梅院とは其法號なり 大光院 本尊 同 上

天正年中豊臣秀長大和を領せし時郡山に創立す慶長年中藤堂高虎之を此に移す即ち秀長の菩提寺なり其墓あり 以上現存する所なり舊時隆盛の際には此外數十の塔敷子院を併へ門を連ねしが數百年の間興廢一ならず明治後廢止せし者少からず其中豊太閤の織田公の爲め創立せし總見院又太政所の爲めに創立せし天瑞寺の如きは堂宇莊麗寶器無數寺中第一の巨刹たり且其寺領も多く之が爲め本寺は數百年間其功德に頼りしに一朝廢撤沽却して其墳墓をさへ荒穢に委するは甚だ惜むべきなり本坊寶物の優等品は多く此二寺の遺物なり昌林院は蒲生氏郷の菩提寺にて其真墓あり是亦廢毀して荒蕪となしたり是等は國史に關係する所の惜むべき者なり又其法流に屬する松源院龍湖寺の如きも亦廢滅せり 大徳寺は朝廷御崇敬公卿武家の歸依特に厚く名僧の支那に學ぶ者多く又豊太閤の關係より什器文書の貴重品甚夥し維新の變大に散逸せしも今猶五山に冠たり其内にて國寶と定まりし者本坊にては後醍醐天皇開山大燈國師投機偈二幅元弘三年八月二十四日大燈に賜ひし宸翰絹本着色自贊大燈國師像、絹本中觀音左右猿鶴牧溪筆、水墨龍虎二幅塔頭にては光信筆百鬼夜行卷物、正信筆竹石白鶴屏風一隻、牡丹孔雀模様鑿堆朱盆銘張成、仙等なり此類を擧ぐれば宸翰古文書書畫工藝品の國史の證憑美術の模範となるべき

者敷ふるに違あらず又其建造物にて特別保護建造物と定りしは豊太閤桃山遺物の門真珠巷方丈茶室の庭玉軒、孤蓬菴の茶室方丈等なり
以上大徳寺及び塔頭子院とす

雲 林 院 同 小字紫野

本 尊 觀 世 音 菩薩

平安京の初め特に造營ありて嵯峨院に亞く離宮なり嵯峨帝は嵯峨院を淳和帝は此院を營み離宮と爲し給ひしものなるべし其國史に見へしは類聚國史に天長九年四月癸酉、嵯興幸紫野院、御釣臺、院可獻物、命陪從文人賦詩、御製和成、賜祿有差、新擇院名以爲雲林亭とあり其の紫野に在るを以て紫野院と云ひしを此に及び雲林亭と號せられしなり其大小結構は詳かならざれども山城名勝志引く所古今榮雅抄に東西七十三丈南北七十三丈也舟岡山の東からすれかはなの近所うちるといふ所なりとあるによれば其廣大なる地域を占めしと且其所在をを知るべし即ち今僅に存する堂宇の在る邊に當れり此院行幸は屢を行はれ文人詩客の作も少からず誠に莊麗なる禁苑なりしが如し仁明帝の時皇弟常康親王に賜ひ親王天台に歸依し此にて出家せられ貞觀十一年二月此院を僧正遍昭に附せられ元慶八年遍昭の奏請により官寺となし元慶寺は當時遍昭の住院なるを以て此院を其別院とし年分度者三人を賜ひ此より天台の巨刹となり歴朝の崇敬文人墨客の遊觀史書に傳はるもの少からず或は念佛寺を營み菩提講を興し寺運甚盛なりしが北條氏の頃より漸次衰頹せしを大徳寺建立に及び大燈國師に賜ひ此より殆ど荒廢せしが寶永年中寺名再興し一字の小堂を建て大徳寺の末寺とせり境内二十六坪民有地第一種堀川天皇中宮後三條天皇の皇女馬子内親王御墓は此内に在るべきも今詳かならず

寶 泉 院 同 同發林院

本 尊 神 變 大 菩薩

異旨宗三寶院末寛政年間創立境内八十四坪民有地第一種

常 徳 寺 同 同三葉橋野

本 尊 釋 迦 佛 多 寶 佛

日蓮宗妙顯寺末知足山と號す寺傳に知足院の舊地なりと云へど猶考ふべし明治の初迄は本堂其他備はりしが多く撤却して現況となれり知足院のことは舊跡の部に記す境内百五十三坪官有地第四種

來 光 寺 同 同門前

本 尊 阿 彌 陀 如 來

淨臨濟宗大徳寺末元和年間創立境内九十四坪民有地第一種

西 向 寺 同 同蓮登野

本 尊 阿 彌 陀 如 來

淨土宗知恩院末寛永年中創立境内四百四十五坪民有地第一種

招 善 寺 同 同西栗山

本 尊 阿 彌 陀 如 來

淨土宗一心院末寛永年中創立境内千四百六十坪民有地第一種近年大に修營を加へ寺運を興隆せり

光 念 寺 同 同上野

本 尊 阿 彌 陀 佛

淨土宗知恩院末寛永二年創立

一 樣 庵 同藥師山

本 尊 藥 師 如 來

禪黃葉宗萬福寺末正徳年間隱岩禪尼創立近衛基熙家久之に歸依し殿舎を寄進し其夫人光相院の祭料十石を付す一時尼の一叢林たりしが維新變革に會し祭料は廢せらるゝも依然存立せり境内三百九十三坪民有地第一種寺産耕地七段餘山林十町餘を有す子院三、長揚庵、淨心庵、長寧庵と云ふ

愛宕郡志 大宮村

清泰庵 同 同三城北

本尊 釋迦牟尼佛

西方寺 大字西賀茂 小字姥門

本尊 阿彌陀佛

淨土宗光福寺末裔と天台宗にて慈覺大師創立中絶せしを正和年中道空上人中興改宗す境内百四十七坪民有地第一種

慈源庵 同 小字田尻

本尊 地藏菩薩

淨土宗知恩院末慶長中創立境内五十七坪民有地第一種

神光院 同 字姥門

本尊 弘法大師

眞言宗古義派醍醐寺所轄一等格院寺傳に建保五年上賀茂社務能久氏松下社頭に奉籠し靈光と託宣とに感じ其光の照せし地に神殿を設け慶園上人を請して法樂を供せしに始まり其地は即死屋寺の在る所なり能久三男三位氏久醍醐金剛王院覺濟を請して院主とす其子孫永く楨越たり其本尊は舊と愛染明王なりしが中古弘法大師となし今は右に愛染明王左には舊と上賀茂神宮寺の本尊を安す此佛像は明治維新神佛分離の際現住職智滿僧正請て此に移せりと云ふ寺祿は舊七十石餘を有せしが維新後無椗家にて廢寺とならんとせしを智滿僧正拂下を願ひ同十一年新規則により之を維持し更に寺産地面を寄附し堂舎を造營し之を中興せり境内六百十八坪皆智滿の寄附地なり本寺は京都三弘法の一にして衆人參拜多し寺内の茶場は連月尼の舊栖なり

境内佛堂

開山堂	本尊	中興慶園上人
太子堂	本尊	聖德太子
辨天堂	本尊	辨財天
正傳寺	同 字鎮守庵	
本尊	釋迦如來	

禪臨濟宗南禪寺所轄初め弘長年中元庵禪師歸化す東岩宏覺禪師其衣鉢を嗣き法徳甚高し靜成法師深く之に歸依し一條今出川に於て一寺を創立し佛殿講堂を建つ山徒の爲に被却せらる此時蒙古襲來の事あり東岩深く之を憂ひ石清水八幡に祈る龜山帝深く之を賞し更に護國の二字を加へ吉祥山正傳護國禪寺と號し此地を賜ひ大に伽藍を建立す此より名刹となれり此地は舊と天台宗寺門派の寺院の有りし舊跡なりと云ふ後醍醐天皇勅願所の繪旨を賜ひ莊園を附せらる文明九年戰亂の際に於ても足利義政此に遊びしことあり豊臣以來朱印地を給せられ以て明治に至る子院は正芳寺南陽院瑞泉院ありしが今南陽院のみ僅に存せり廢祿後維持策なく本堂は沽却し其他撤却せし者少からず其方丈は桃山城の舊殿にて豊公の遺物也梁行四間半桁行七間檜造にて其襖畫は狩野山樂精密水墨山水金泥雲取の名畫五十餘枚なり大に荒殘すれど特別建造物たり寺寶は散亡すれど開山東岩禪師自筆文永七年同八年石清水神宮にて蒙古退治願文二通同十年本寺創立の時の記録東岩禪師行狀記東岩自芳聖賢一轍儀三再虎古畫傳王安石猛虎行双幅等あり文永八年の願文の卷軸卷込に極細假字にて末の世のするのする迄わが國は萬の國にすぐれたる國と云ふ一首の歌あり禪師の筆にて當時潛に手配せし者にて禪師の精神を見るべし此願文は本年七月東京帝國大學へ行幸の時天覽に入り敬感に預り其後國寶に編入せられたり希世の寶東なり舊境内十四町二段五畝十五歩現境内一町九段七畝十八歩官有地第四種也

境内佛堂 開山堂 本尊 開山禪師

八幡堂 八幡神 靈源寺 同 小字今原 本尊

禪臨濟宗相國寺所轄初め後水尾天皇佛頂國師一絲文守和尚の高徳に歸依し丹波國桑田郡千ヶ畑の草庵より延請し京都に迎へらる和尚の市廛に交るを厭ふを以て此地を相し草庵を結び名を靈源庵と賜ふ時に寛永十三年也時を召對禪要を問ひ恩遇尤厚し寛文五年十月帝御幸六年宸翰清涼山靈源寺の號を賜ふ又寺域を弘め一派本山の宸翰を賜ふ法皇の遺勅により法體香衣の聖像を造り其御胸中に準牙を納めらる靈元帝勅願所の繪旨を賜ふ佛頂は岩倉家の出なるを以て岩倉家の關係尤厚く明曆の變尙具卿此に隠れ其墓あり又贈丞相具視公も難を此に避て落髮隱栖せられ薨後其塔を立つ朝廷の崇敬厚く宸翰御賜物及禪家の遺墨多し現境内九百八十坪官有地第四種宮内省より特に年金百圓を賜ふ

名勝 菑野

古代は大野郷の内なり舟岡山東北一帯の地を菑野と稱す蓋し大内裏の北に在る廣き野原にて御獵又遊覽の地たり後世に及び漸く開拓せられ村家又耕地と社寺となりて今は今宮大徳寺邊を菑野と云ふ延暦十四年十月朔日桓武天皇御遊獵の事類聚國史に見えたり此より時々の行幸公卿の遊覽ありて洛北の名勝となれり淳和天皇の離宮菑野院即ち雲林賀茂齋院今宮白毫院知足院等皆此中に在り同融上皇菑野子の日御遊は一時の盛事にて大中臣能宣平兼盛清原元輔等の歌人扈從し兼盛は其記文を作れり其地は舟岡山と大徳寺の間に在りしなるへし又葵祭の時には此地にて御覽ありし事あり雲林院は古代の勝地なれと己に寺院の部に記せり

舟岡山

其形菑野の如く温藉にして正に大内裏の北に當り宛も御苑の中に在るが如し貞觀元年八月陰陽寮に命じて此山にて祭事を行はれし事あり國史に蓋擇清淨之處云々とあり菑野御遊の時には多く此邊にも及び王公貴人より風流酌士の遊覽地たり中古より茶屋所を設けられて上下の火葬所となり又墓地となり又は行刑場となりし事あり保元元年七月十九日源爲義の子賴賢、賴仲、爲宗、爲成同二十日に其幼弟四人を此にて斬首せしは實に古今の慘事と云ふべし天正以來豊公より大徳寺に寄附せしが明治の變革に上地となり擬に建勳神社を其東端に建造せられ満山の松樹櫻梅と相交はり風景明媚にして今猶洛北の一勝地なり大徳寺内の勝地

方丈庭園

寺傳祐天と小堀政一との作にて比叡鴨川の全景を利用し庭内には巨岩を疊み別に奇を弄せず宏壯雄大なる造築にて他に類少なし

眞珠庭園及庭玉軒

庭園は方丈と同じき造構なり庭玉軒は茶室の模範となる者にして特別保護建造物となり已に大修理を加へられたり

大仙院石庭

小室の庭に奇石椎岩を疊み之を造築す勢自然の如し傳ふ相阿彌作にて東山義政の愛する所なりと

芳春院呑湖閣

二重四阿の高閣にして林泉に臨み老林喬樹の間に兀立す

孤蓬庵の庭園并茶亭

小堀政一創立の寺にて庭園も其造築なり舟岡山を控き林泉を作り風致自然の如し茶亭は風流古雅にして茶人の欽仰する所なり

星の山

西賀茂小字今原の山にて靈源寺の上に在り三井氏の所有也明治二十三年十一月廿九日晃親王遊覽の時山を妙見山と云を聞給ひて左の御歌を賜ひしより三井氏之を星の山と稱す

三井高朝が領せる妙見堂といふ所に並狩しけるとき妙見は北斗星なるをたもひて
星の山夕の星の影も見ん仙人さひし今日の遊ひに
同廿四年十月十八日英照皇太后上賀茂より此に御遊覽あり御板輿にて御登山并狩し給へり御休憩の亭今
猶存せり

賀茂齋院舊跡

賀茂齋院は類聚國史帝王編年記等に曰く嵯峨天皇平城上皇と藤原藥子仲成の亂より御不快の事あるを歎
き時に皇女有智子内親王を始めて賀茂の齋院となし神宮の齋宮に擬し上皇と御平和の事を祈らしめ給ひ
し也と此時は大内裏の皇居にて賀茂には一條より大宮通を北に進む順路なれば其便を以て齋院を大宮一
條以北の地に置かれしなり其所在を考ふるに三代實録には紫野齋院とあり江家次第には擇吉日、臨流祓
訖、遷野宮也野とあり山槐記には紫野院とあり今昔物語には雲林院にて返りけるに齋院の東門の細目
に開きりければ云々とあり乃ち大宮大路の上雲林院より南にて大宮大路の西に在りしを知るへし又有栖
川は紙屋川の支流にて葛野郡大北山より別れ運藻野を過き市中に入り堀川に合する小川にて山城名勝志
に有栖川土人云有洛北大宮西、源出自舟岡東麓、經安居院北小路、至辰橋邊、合堀川とある者也古書に
有栖川は齋院の側を流るゝ由を記すれば大略今の大宮廬山寺通の西北の邊に當れるなるべし齋院のこと
は當時の文詞に多く詠出せり今昔物語の記事により其院内の林泉善美を盡せしを見るべし

栗栖野

延暦十四年十月桓武天皇の遊獵の地にて紫野の北賀茂川の東の山邊に在りしなるへし御厩馬草の地とな
りしことあり古歌に詠する名所なり今本村の西鷹ヶ峰に近き所に三栗栖野と云ふ字地あり

綿子池

穀日本後紀に天長十年九月戊子、天皇幸栗栖野遊獵便幸綿子池、令神祇少副從五位下大中臣朝臣磯守放
所調發牟那西宮、○按に(捉の誤か)拂はとあり今詳かならず然れと栗栖野より便幸とあれば近邊なるへ

く今の栗師山の谷合なる尺八池は今も頗る大にして舊栗栖野の内なれば或は此地には非るか猶考ふべし
大日本其國郡志の説も亦れ之に同じ

栗栖野寺跡

三代實録に出つ曰く權律師法橋上人位宗叔豫造御願寺、山城國愛宕栗栖野、堂舎願覆、佛像元在北山高
峰寺、貞觀十三年大雨水、自然以大巖石塞其道路、行人不通、去高峯寺、移立於栗栖野とあり此寺は外
に見えされは早く廢せしにや高峯寺亦知るべからず然れども之に因て鷹峯齋と高峯に作りしを知るへし

瓦屋舊跡

木工寮に隸し御用の瓦を燒く所にて其工人も此に住せしなるへし本郡には小野と小栗栖とにあり木工寮
式に凡自小野栗栖野兩瓦屋至宮中車一兩賃四十文とあり其舊跡は神光院の邊なりといふ

瓦屋二階堂舊跡

是も同じく神光院の邊なりといふ

白毫院跡

創立詳かならず山城名勝志割注には或云白毫院今大德寺之内總見院其地也とあり大平記には元弘三年梶
井尊胤親王が三四年間亂を此に避けられしことを記し園大曆には文和二年七月十九日四條隆資山名氏清
の軍の大德寺白毫院に亂入の事を記せり此より後應仁の兵亂に絶へし者か今引接寺に在る大石塔は白毫
院の舊跡なりと云ふ又河海抄によれば小野墓の墓より北にありし由に見ゆれば名勝志とは差東に寄れり

圓融寺跡

圓融天皇永觀五年雲林院中に創立し永觀五年天皇此に御落傍あり崩御此地に火葬を行れし由なれと其跡
詳かならず

知足院跡

創立詳かならず蓋延喜已前に開基せし天台の名刹なり拾芥抄異本に千葉菩薩創立の由見ゆれど確かなら

宇白川鳥羽の頃に至り益々隆昌なりしが如し古昔に雲林院知足院と并べ書きたれば其近傍に在りしなるべし久壽二年七月二十三日近衛天皇前御船岡山西に火葬し御骨を此寺に安置せしことあり中に不動堂丈六堂爲行堂女房播磨堂能積院林殿等あり女房播磨堂とは關白藤原忠實の家の女房播磨局が爲に仁平三年に建立供養せし堂にて最も莊嚴なりし事は兵範記に詳かなり保元の亂左大臣藤原賴長敗れて南都に走り死す忠實は其長子忠通を惡み賴長を愛し父子相善からざりしが此に及び恐れて奈良に走りたり後白川帝怒て遠流に處せんとせられしを忠通奏請して事無きを得たり忠通更に勸めて京に歸らしめしかば舊の女房の縁故によりて此播磨堂に隱居せり此より數年をへて應保三年六月十八日此に薨す歳八十五因て知足院關白と稱す壽永二年七月二十五日平氏が安徳天皇を奉じて西幸の日關白基通が七條迄扈從せしが後白川法皇の西幸なき由を開き俄に車を回らし姑く此に隠れし事あり知足院は足利氏の時迄は猶僅に存せしが其後荒廢せり今常徳寺を知足山と號し此舊跡なりと云ふも如何にや

西 林 寺 跡

創立詳ならず蓋し雲林院知足院の邊に相連りし寺の如し藤原氏の歸依寺にて仁安二年攝政基通の新に丈六堂を造營供養の事あり壽永二年安徳天皇西狩の時關白基通が乘輿に扈從せんとて七條迄下りしが後白川法皇の御幸無きを聞て車を返して其家にも入らず先づ知足院に隠れ更に此寺に遷れり仁治三年十二月猪隈關白を此等の竹林中に茶毘せしことあり其荒廢の時考ふる所なし

梶井宮舊跡

梶井宮は圓融房にして尊胤法親王の時聖ヶ鼻に宮院を設けらる親王は後伏見帝の皇子にて梶井門跡大塔宮尊憲法親王の後住なり大徳寺徹翁和尚に歸依し入室弟子となり傑山の號は徹翁の授くる所なり親王宮地北邊を割き大徳寺に寄附せらる竹影閣あり林泉最佳なり今の梶井門の邊の地なり名勝志の注に在聖鼻自元弘至應仁爲御所于今舟岡東、有梶井田字、云々雲林院と建勸神社の間に當れり應仁の兵火に燒亡せり應仁記の記する所を見ても其林泉の勝を知るへし

安 國 寺 跡

齋院の北に在りし由なれど詳ならず

天 正 寺 造 營 地 跡

天正寺は天正十年六月織田信長の變あり十月豊臣秀吉公大に其葬事を大徳寺に行ひ總見院を建立し猶織田公追福の爲め更に寺院を立んと欲し天正十二年十月新紫野天正寺敷地東西百間南北百二十間并舟岡山を古溪和尚に寄進し已に其工を起し大徳寺より舟岡山に連なり通するに長廊を以てし舟岡の上に堂殿を建立せんとし後陽成天皇は宸翰天正寺の額を賜ひしが事ありて果さず此より舟岡山の大半は大徳寺領となり明治の上地に至れり

舟 岡 山 茶 屋 所 跡

舊と舟岡山の北面に在り延壽堂其他建物あり或は天正寺を造營せんとせし地にやあらん京都七所の一なり元來此山は王代以來の火葬地墓地とし舊史に散見すれども區域は詳かならず此茶屋所は蓋し舊來の因縁より設けし者なるへし明治三年に至り廢せらる

牛 若 丸 誕 生 産 水 井 跡

字上野大源庵舊趾竹林中にある古井なり相傳ふ源義朝の別荘にて常盤植所となし牛若を此に産むと時に古瓦を堀出す事あり

常 盤 井

字雲林院御輿街道の北なる田間にあり堰埋して僅に残れり側に碑あり常盤井と刻せり口碑に常盤の用ひし井水なりとも云ふ

窟 堂 跡

西賀茂字田尻の竹林中にあり舊と西念寺と云ふ相傳ふ西行法師暫く此に栖みし所にて其庭の梅を賞し「とめこかし」云々の歌を詠せりと其樹は近年迄存せしか廢寺の後華族某遷家に移し後北野神社に奉納し

氷室跡

今に在り
氷室の山中にあるへきも今詳かならず式に見へたる愛宕郡氷室の一にて栗栖野とあるは此所なるべし

舟岡山古戦場
舟岡山は撥爾たる孤山なれど京都の北に屹立し京都を瞰下し頗る形勢の要害なり其戦場となりしは實に應仁二年九月七日なり此時細川山名の兩軍京都に對峙し互に其間を視ふ此日勝元龍成寺口に安富民部香川某芝薬師寺安居院口より進み山名是豊薬師寺與一浦上美作等成身院より向ふ舟岡山には西軍一色左京大夫義近山名相模守之に據り小鴨安藝守は山の乾位を守る浦上の所卒一若なる者五六十人と繞て西賀茂正傳寺より山の背後に出て濠を渡り築地を險へ壘に躍り入り火を陣屋に放つ一色の軍大に驚く三方の軍急に攻む一色大に敗れ走りて西軍に入る小鴨安藝守戦死せり之を應仁舟岡山の役と云ふ其後足利義植義澄の争に及び永正八年義植京都に在り細川政賢南海東國の大兵を率ひて京に入り義植を攻んとす義植大内義興の策を用ひて丹波に避け敵を誘ひて京都に入らしめ八月に至り義植島山政長、細川高國尹賢、大内義興と兵三萬を以て丹波より上り長阪山に陣す長阪山は鷹峰西北の山にして下りて幕府を攻んとするなり義澄之を拒かんとして舟岡山に陣し細川政賢、島山義英遊佐三好等と大兵を率ひて大徳寺、今宮、小川頭等に陣す澄元五百餘騎を以て小川の館に屯す已にして義澄の軍大に破れ攝州に走り義植京都に入る此後細川政賢、遊佐河内守等小川の館に據り戦死せり時に此月二十四日なり

陵
本村は大徳寺中に墳墓甚多し然れども崗髮塔影塔多くして眞墓は甚少なし名士の墓は多く碑文あり一々抄録するあたはず
堤子内親王墓
舟岡山の北御輿道の南に在り北面す内親王は白川天皇の皇女なり堀川帝の華母となり尊ひて皇后と曰ふ

郁芳門院と號す永長元年崩す年二十一上皇鍾愛甚し於是大に悲悼し遂に薙髮し給へり
妙吉祥院聖輔義英墓
大徳寺中龍光院に在り後西院天皇御明子女王延寶八年七月八日薨す

清淨觀院墓

同院にあり後西院天皇の皇女諱誠子八百宮と稱す貞享三年十月二日薨す年三十三
大圓大禪師墓

同院に在り後西院天皇第十一皇女相國寺惠讓に具戒得度し通玄寺に主たり法諱宗悟寶永三年九月十日寂

年三十三瑞光禪師と稱す
中興通玄大成和尚大禪師墓
大徳寺中養徳院に在り後西院天皇皇女正徳二年十二月三日寂

前住通玄崇峯祝禪師墓
東山天皇皇女享保六年四月二十日寂

璽珠院墓
光格天皇皇女見管宮と稱す文政十年八月十九日薨

前住通玄關深秀禪師墓
後奈良天皇皇女元和九年二十五日寂

瑞岩聖與沙彌墓
後陽成天皇皇女文祿三年十二月十五日寂

前住通玄二品法親王玉配和尚大禪師墓
中御門天皇皇女寶曆九年十一月三日寂

右諸陵寮に管す

大燈國師妙超墓

大德寺本坊大方丈の後に在り雲門と號す碑版あり大德寺の開山なり

近衛信尋公墓

信尋は後陽成天皇の皇子出て近衛家を嗣ぐ大源自性院と刻す即應山公なり

近衛尙嗣公墓

妙有真空院と刻す

近衛家源公墓

豫樂院と刻す法統眞覺

織田信長公墓

五輪石塔高五尺六寸總見院殿爵大相國泰崇安大居士天正十年六月二日と刻す同年十月豊臣秀吉追薦佛

織田信忠墓

織田信雄墓

五輪石塔德源院故正二位内府實岩常真大居士寛永七年四月晦日と刻す

右六墓舊總見院内に在り織田公墓の事は所傳紛々未だ決せず史家考證中に屬せり織田氏の墓は此外に猶

在れど之を畧す

豊臣大政所天瑞寺墓

寶篋那塔高六尺三寸餘面に天瑞寺殿預修大功德主從一位春岩宗桂大姉船儀壽塔天正二十年壬辰二月彼岸

日と刻す按するに夫人は美濃國關の人木下彌右衛門の妻にして豊太閤の母なり豊臣公貴顯の後從一位に

叙せられ大政所と稱す公母に事ふる至孝最も心に盡す天正十六年大政所の病に罹かるや大德寺中に寺を

建て墳墓の地と爲さんと欲す公其意を承り大納言秀長に命じ此寺を建て壽塔を營し金風山天瑞寺と號す

此時征韓の役の爲め公は名護屋の行營に在り母の病を聞き急に歸りしも既に及ばず其薨日は實に此年七

月二十三日也八月八日遊臺野に火化し此に葬り大に佛事を脩む朝廷特に准三宮を贈らる天正二十年壬辰

は文祿元年なれど其改元は十二月二十日にして此塔は二月なれば猶天正二十年とある也墓上に舊と墓堂

あり方一間半寶篋造り完好精良なる古建物なりしが往年寺僧か賣却して全く荒墳となし果てたり

豊臣秀長墓

同寺大光院内に在り五輪塔大光院と刻す豊公の同母弟にて大和大納言なり郡山に封せられ七十萬石を食

む舊と大光院は秀長の法號を以て寺名とせし菩提寺にて郡山に在りしが藤堂高虎大和に封せらるゝに及

び院と共に其墓を此に移せしものと云ふ

蒲生氏郷墓

同寺舊と昌林院墓地にあり氏郷文祿四年二月七日京都聚樂の邸に薨す今飛騨殿町と稱す年四十遊臺野に火化

し此に葬り寺を建て其法號を以て寺號となす舊と非常の大五輪なりしが維新後廢寺となりしより其五輪

は賊に奪はれ現在する者は他の無縁の古塔なり聊の壽像は今黃梅院に藏す薨時寫す所にして大德宗賢の

贊あり又靈牌あり昌林院殿前參議高岩忠公大禪定門と題せり

小早川隆景塔

同寺中黃梅院に在り五輪塔黃梅院殿泰雲大居士越州小早川大江氏隆景在世六十五歲慶長二年丁酉六月十

二日と刻す遺髮塔あり又壽像あり

細川忠興塔

同寺中高桐院にあり一區域を占め石欄を繞らし一基の石燈籠を立て左右に石花立あるのみ別に石塔を設

けず相傳ふ此石燈籠は忠興の深く愛する所にして遺命により遺齒を埋め此を其上に建つと墓門に大石手

水鉢あり亦遺愛物と云ふ高桐院に遺像あり上に其傳を書せり

附記近年舊熊本藩士高見祖厚入道して僧となり小庵を聚邊に結び隠栖し此墓を保護せしことり
興津彌五右衛門外四士墓

皆忠興の遺臣なり忠興三年忌日に當り彌五右衛門は舟岡山上に四士は高桐院に追腹を切り殉死せしを以て此に葬りしと云ふ

黒田孝高墓

同寺中龍光院にあり初め孝高本院を此に建て其法諡を以て寺號となし別に墓廬を營す其後筑前崇福寺に葬り遺髪を此に埋め五輪塔を龍光院殿如水圓清大居士慶長九甲辰年二月廿日と刻す夫人遺髪塔と相併へり

黒田長政塔

孝高の塔の北に東面せり莊大なる輪塔なり興雲院前筑前都督古心道下大居士元和九壬癸年八月四日と刻す其他黒田氏歴世遺髪塔あり

附記此墓廬の扉は征韓役の分獲品にて山水詩籍を螺鈿にて書き頗る巧妙なり

吉川廣家塔

龍光院内黒田孝高塔の南に在り奈狀大石を立つ高丈許金光院殿前拾遺補闕四品中岩如兼大居士寛永元年九月廿一日吉川廣家公と刻す廣家長政と契合尤も深く生前相約する所ありしを以て特に之を建てしなりと云ふ

水野勝成墓

同寺中瑞源院にあり石碑高五尺八寸方二尺七寸表に大機院殿日州太守下太夫勝成壽碑と刻し其他は碑文を刻す碑は生前に建て歿後道春の撰せし文を刻せしなり勝重の墓も其側に在り

小堀政一墓

同寺中孤蓬庵にあり庵は政一の建つる所なり墓は一區域をなし小堀歴世の墓なり政一の墓は蓋石圓塔高

金森長近塔

六尺圓八尺面に孤蓬庵大有宗甫居士正保四年丁亥二月六日と刻す庵に遺像並に碑文あり其傳甚詳かなり

珠光墓

同寺中真珠庵にあり唯一の昔石を安するのみ珠光は文龜三年五月十五日寂す壽八十一其傳は人の知る所なれば略す

千利休墓

同寺中聚光院にあり石塔奇古中心空虛にして佛像を其中に安す此塔は舊と舟岡山火葬所の供養塔なりしを利休か其古雅を愛し引き來りて遺命して其墓表と爲したるものと云ふ

里村綱巴墓

同寺中正受院に在り五輪塔高二尺二寸臨江野紹近法眼慶長七年四月十二日と刻す

古田織部墓

同寺中三玄院にあり塔に金甫宗屋禪人慶長廿年六月十一日と刻す

石田三成首塚

同所にあり寺傳に三成鼻首の後義故か其首を竊みて此に葬りしものなりと云ふ

山中幸盛塔

同寺中玉林院にあり大阪藥商鴻池氏は山中氏にて幸盛より出つるを以て享保年間一族相謀りて此影塔を立て服部元喬に托し祠堂の記を作り之を掲けたり

片桐且元墓

同寺中玉林院に在り顯孝院殿東市令三英宗玄居士慶長二十年五月廿八日と刻す又靈牌あり此寺は片桐氏

の香華寺なり且元盛臣氏の爲に心を盡せしも行はれず遂に東軍に應せしも愛戀して病を發し元和元年五月七日大阪落城豊臣氏亡ふ其月廿八日遂に憂慚して死せり慶長二十年は乙卯にて即元和元年なり

平・康頼墓

同寺山門の西南に古樹叢生して隆然たるものを康頼墓と相傳ふ云ふ康頼還京の後此に隱栖し歿後就きて葬れりと石造地藏尊を安せり

紫式部碑

同寺内碧玉厩跡にあり厩は天正年中立花宗茂の創立なれと近年廢せり碑は寛政七年井後久米女五十川菅正齋等主となり文を如雜龍書を杜微に托し石碑に刻し其墓に立んとせしを故ありて此に建てしなり

小野篁墓

此外寺中には開山其他高僧の墓多し又瑞峰院に大友宗麟玉林院に佐竹義宣大光院に藤堂高虎碧玉厩に立花宗茂大源院に峰須賀義鎮墓ありと云へと今詳かならず困て之を略す

紫式部墓

招魂碑

三宅亡羊及一家墓

大德寺門前に在り明治三十五年本村出身軍人戦死者の爲め本村尙武義會の建つる所なり
大字東紫竹大門小字三筑東に在り應峰妙見堂の後山也亡羊以來一家の墓二十餘基あり備式にて馬楯封をなし前に石碑を立つ亡羊の墓其正中に在り願して處士三宅亡羊之墓と刻せり其他一字なし外に碑文有る者二三基あり亡羊名は島寄齋江南野水翁と號す和泉の人學問深博識見あり召辟就かす石田三成の厚幣を

斥く後關成、後水尾二帝敬眷厚く特召經を御前に講す御物を賜ひ且應峰に於て方四十間の墓地を賜ふ即此地なり慶安二年六月二日歿年七十墓は荒廢して墓樹も已に伐られ且大一株猶遺れり

野間玄珠同靜軒墓

小字玄澤舊檀林の側に在り京都の人醫業を曲直瀬正紹に受け御醫となり壽昌院の號を賜ふ東福門院を治療し効あり靜軒名成大字子苞三竹と號し又柳谷と號す石川丈山の碑文を作る著書多し

岩倉尙具墓

西賀茂靈源寺内に在り尙具右大辨に任す明曆年中山縣大貳藤井右門と朝權恢復を謀り事敗れ此に幽置す開山佛頂國師は岩倉より出てしを以て也嘉後寺中に葬る

贈太政大臣岩倉具視公齒髮塔碑
同寺に在り公幕府の嫌忌を避け落飾閉居の舊蹟なるを以て其嘉後遺命により齒髮を埋め塔を建て文を刻す

蓮月尼墓

西賀茂小字小谷の墓地に在り明治八年十二月十日蓮月神光院の草庵に歿す年八十五院主智滿此に葬る當岡鏡齋等碑を建て題して太田垣蓮月尼之墓と曰ふ

人物

本村より出てし人物の世に著しき者無し本村に墳墓ある人物の有名なるは多く歴史に灼然として世の知る所なれば記するに及ばず獨蓮月尼は近世に在るも其名甚高く蹟々世に稱せらる然れども事實家系に至りては知るもの極めて少く惜むへし山是其大畧を此に掲げ附するに當岡鏡齋の作りし小傳を以てす此文も祖にして遺漏多けれど鏡齋は壯年の時深く尼の愛顧を受けし人なれば特に之を取れり

蓮月尼

氏は太田垣と云ふ因幡人の子なり其家但馬の太田垣氏より出つ親の名は傳らず或云ふ其母懷妊して都に

出て尼を生むと云ふ嬰兒の時國を出てしなりと其父は藩の世家に仕へし人にて故ありて國を去りしなりとぞ太田垣氏は鳥取附近の古市村の資産ある農家にて尼の老後まで時々音信せりとも云ふ余も幼時は尼の話を聞しか今は故老凋謝して知るものなし富岡鏡齋一時深く尼の庇護を受く故を以て其中年以下の事は鏡齋が傳に在れと記して詳ならず又誤あるを免かれず尼は容儀妍美資性端嚴如として犯すへからざるの色あり和歌を善くし傍ら諧謔を綜へ難刀を善くす圍碁にも通せり其歌は獨詣自得にして古人に因らす清新にして妙思を發す而して性情を正を失はず別に一新機軸を出せり又和文を善くす大佛にて夏を俯めし記あり其筆跡輕妙他人の及ぶ所にあらず恬淡寡欲操守水の如し蓋し近世の奇尼なり其陶器を製する以て米資に供するのみ一點の匠氣なく高雅にして削致多し故に深く世の爲に賞せらる世人之を模する遂に及ぶなし其老後神光院の茶場に寓するや草瓢懸空しきも晏如たり三條公深く其人を重んじ就ひて見んと欲す固く辭して出てす京都府知事榎村氏其病を聞き醫を遣はして療せしめんとす尼固く拒みて應ぜず仕職智滿和尚深く之を眷し壽を以て終る其辭世に曰く

塵ばかり心にかゝる雲もなし今日を限りの夕暮の空
亦以て其爲人を見るべし逆月歌集有り世に行はる

逆月 尼 傳

富岡百鍊撰

逆月老尼太田垣氏其先出於足利氏臣山名持豊之麾下但馬竹田城主太田垣土佐守古朝也、遺孫米移于因幡鳥取、爲農、數世之後、至左兵衛者、有故携其妻名和氏來於京都、後仕東山智恩院、即尼之父也、尼以寛政三年生於三樹坡、幼名誠、幼而聰慧善和歌傍及武技、而家無男子母先父歿、父爲謀養近江彦根士藩古川重二郎爲婿、寛政六年、重二郎病歿、有子六人皆夭、因養同藩風見某子古敦者繼家、於是乎尼與父共別居、父號西心、尼號逆月與子古敦別居、尼時三十三歲自製陶器、々必彫所自詠和歌、禮以給焉、以器皆有別致、人爭賞之、蓋以此養親、天保三年、父亦病歿、享年七十八、尼哀痛以越年云、遂決然避世之噴窟、結茅於東山、或寄萬巖寺、一鍋一瓢晏如也、後遂住于西賀茂村神光律院之傍以終世、明治八年十

二月十日病歿、享年八十五、葬於村中之西隅、尼爲人謙遜、淡于名利、聰慧而若無能者、居常以賑救貧民爲樂、沒後不留一長物、世人呼爲陰德尼、良有以也、

風俗人情
本村南部は市街に連接せるを以て大抵京都市に異ならず西賀茂は稍々市街に離るゝを以て所謂京田舎の風を有せるのみ人情は市街に比し較質樸なるが如し

鷹峰村志

舊史或は高岑に作る明治二年三月西北方の村道に沿ひ散在せる小部落千束、一ノ阪、石拾と、堂ノ庭の四ヶ所を併せ西紫竹大門村と號し同四年十一月南方上京區二番組上之町、木畑町を併せ同八年又南方蓮臺寺村を併せたり千束等四ヶ所は徳川氏の初めは葛野郡に屬せしが其後本郡に入れり元禄年間蓮臺ヶ畑村を葛野郡より移し本郡に入れし時此地も分割なるべし明治二十二年町村制實施同二十五年蓮臺寺部落と分離し舊稱鷹峰村に復したり

區 域

北西は山嶺溪谷を以て葛野郡小野郷村と界し東北は山嶺岡阜を以て大宮村と界し東と南は田畑宅地を以て大宮村野口村と界し西は葛野郡衣笠村と山谷及紙屋川左涯を以て界を分てり

幅 員

南北二里十二町二十九間東西廣き所十七町二十間面積約七百七十八町四段二畝二歩とす

郷 莊

舊時蓋し栗栖郷の内にして西部は或は葛野郡に屬せしが如し

管 轄

寛仁二年十一月下鴨神社に寄られし四郷の内なり但其内に在る所の神社名刹御料に屬する地は此外たり馬寮の秣地も此中に在りし者の如し徳川幕府の時には本村の大部分は御料地にして一ノ阪、堂本、千束、石拾と等は金地院、悲田院、上ノ町、木畑町は蓮臺寺領たり上ノ町に藤林と稱する一部は幕府の藥園にして藤林氏世々之を管したり明治變革後京都府の管轄となる

形 勢

西北は連山疊香地勢高峻にして溪谷多く南東に向ひて傾斜狀をなし大宮野口二村に至る而して部落は其谷口に當り全村面積九分は山谷にして一分は耕宅地に當れり水田の如きは纔に五段に充たず全村水利に乏し

山

長阪峠

西北部に連亘せる山嶺にして大宮村字西賀茂葛野郡小野郷字杉阪に跨り其最高峰は直立九百尺ありと云ふ衆峰叢立一を記し難し

河

紙屋川

長阪山しらみ峠より源を發し溪谷の水を合し本村の南西を過ぎ山に隨ひ南流し葛野郡衣笠村字大北山に入る延長二十町餘

道

周山街道

野口村より北上し本村の中央を貫き長阪を経て葛野郡小野郷に入り周山に至る延長三里二十五町廣二間京都七口の一にて所謂長阪口なりしが近來間道となり荒廢に及べり

中川街道

字千束より分岐し葛野郡中川村に至る延長二里十五町廣八尺

大北山街道

字千束より分岐し葛野郡衣笠村字大北山に至る延長十八町廣八尺

里

京都府廳

二里五町

大宮村

二十一町

上賀茂村

一里七町

葛野郡小野郷村

三里二十五町

同衣笠村字大北山

十八町

運

同郡中川村

三里十五町

運

丹波國北桑田郡若狹國の北部及び葛野郡小野郷等より運輸多かりしが高嶺街道開通以來年を追ひ遺路荒廢運輸の便亦た昔日の如くならず

字

舟庭水

堂庭

長阪

一ノ阪

千ノ東

光ノ悦

北ノ應

南ノ應

在ノ天

黒ノ門

上ノ町

笹ノ地

株ノ地

八ケ所

方位

北北西

同上

西北

同上

西

西

西

西

西

南

南

南

南

南

愛宕郡志 葛峰村

字

藤ノ畑

木ノ畑

舊土居

冠岩

滑池

赤阪

牛首

東ノ谷

東ノ谷

奥ノ谷

奥ノ谷

皿ノ谷

大ノ谷

扇ノ原

長ノ尾

御藏ノ尾

西ノ尾

方位

南南東

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

二百五十三

逆二ツ岩	同上	二九六、三二五	堀	越	同上	二九二、九一二
燒尾	同上	一五〇、八二四	大	谷	同上	二九九、五〇八
地獄	同上	二四二、七二八	護	法	同上	三九三、八〇三
大地	同上	四〇六、六〇九	佛	山	同上	三八〇、四二一
菩提	同上	三三五、三二一	桃	谷	同上	四二二、七〇〇
西菩提	同上	二二六、三二一	山谷	西	同上	
四十二箇所	同上	七、六九〇、三二一				

明治四十二年十二月末日調査

皇宮地同附屬地	第一種	御陵墓地	御國幣社地	其他	河川溝渠	一、五二一八
御火葬地	同上	官國幣社地	其他	國有林野		
鄉村社地	同上	其他				
御料林野	第二種					
道路	同上					
其他	同上					
寺院敷地	第四種					
民有地	同上					

增定 四十年 四八、一、五八〇 六七三、九八〇

田	四八〇二	地	租	同	四、六三〇〇
畑	一〇、九二七	地	同	同	七〇、九八〇〇
宅	六、八八二八	地	同	同	八五、一八八〇〇
山	七五〇、〇七〇〇	林	同	同	二、九五九〇〇
民有免租地	五六一五		同	同	二、一、二五〇〇
學校敷地	一九〇九		同	同	三三〇、七五〇〇
墳墓	三七〇六		同	同	
溜池	?		同	同	
井溝	?		同	同	
保安林	?		同	同	
隔離病舎敷地	?		同	同	
其他ノ公用地	?		同	同	
租			同	同	
國稅	一、五〇三、五五五		同	同	
府稅	八五二、四〇七		同	同	
郡稅	一八一、九三〇		同	同	
官公衙	一、八七四、八二九		同	同	
鹿峰村役場			同	同	

四十年

學

應峰尋常小學校内にあり

應峰尋常小學校

明治六年三月創立同三十六年新築したるものにして明治四十一年度在學兒童數は男四十八人女五十一人計九十九人職員は正教員男一人代用教員男一人女二人計三名本年度經費は七百〇九圓〇貳錢なりとす

四十一年末調査

物産	九及角材	五、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
	挽材	三〇〇	四五、〇〇〇
	竹材	一、三〇〇	九七五、〇〇〇
	松茸諸菌類	三七〇	一、一〇〇、〇〇〇
	薪材	一、五〇〇	六二五、〇〇〇
	木炭	一、三三五	九〇〇
	竹皮	一、二二七	三九〇
	農産物	一五〇	
	養蠶		
	繭		
	茶		

本村は吾郡内に於ける商業盛んなる地にして北桑田郡周山葛野郡小野郷村中川村等より木材薪炭を京都市へ搬出する集散地なりしも近年高尾街道開通以來交通運輸の便變動し年々衰微となるの概あり今最近に調査せる職業別を擧ぐれば左の如し

職業別	戸數	人口
農業	一五	五八
林業	一六	六二
工業	四〇	一三九
商業	三六	二〇三
交通業	九	五六
日稼及労働者	一八	五五
雜業	七	二三
公務及自山業	四	二九八
無職及職業不詳	一四	九〇二
計	一四五	

備考 養蠶業一は農業欄に挿入す

民力 最近調査に因る直接國税を納むるもの左の如し

百圓以上	一人	五拾圓以上	四十二年末調査
愛宕郡志			二百五十七
應時村			二

五圓以上

八

明治四十年十月一日現在

拾圓以上
參圓以上

一七
一〇

車 輻

五四

甲牛車

四

荷馬車

二

大七人乘車

四一

乙牛車

七

人力車

一一

中自轉車

一

計

四十二年末現在

家畜

九

九計

牛

九

九計

本籍人口

一〇九七

九計

士族

七六

平民

五四六

現住人口及戶數

五三八

人口

五一八

戶計

一〇三四

宗教數

一四五

九計

神道 八九五

佛道 七

基督教 一

宗教未詳 一

神社

寺院

源光庵 字北殿

本堂 釋迦牟尼佛

神曹洞宗大乗寺末初め貞和三年大徳寺第二世徹應國師此地を下し草庵を結び閑居の所となせり其後四百餘年を経て衰頽せしを元祿七年三月大乗寺二十世山道白禪師之を再興し堂宇を建築し改めて曹洞宗となしたり先是山宇治興聖寺を再興し其老後此に隱栖せり山禪徳最も高く靈元法皇特に召命ありしも病を以て辭して出てす特に純綿の賜物あり曹洞宗寺院は山城には甚少くして本寺は興聖寺に亞く名利なり本堂方丈庫裏樓門鼓樓衆寮皆備はり本村第一の寺院なり境内佛堂には開山堂位牌堂あり境内千四十二坪官有地第四種檀徒百三十餘人明治十一年宇治郡花山村榎本寺同十二年葛野郡小野村福壽院を合併せり

讚州寺 字千束

本尊 地藏菩薩

福臨濟宗大徳寺末初め明應年間細川讚岐守一寺を京都二條西洞院に創立し祈願所となし讚州寺と號す今の讚州寺町は其舊址なり後竹屋園子に移る慶安五年板倉宗重の命により大徳寺玉林院第二世祥岳此地に移せり境内六百五十九坪官有地第四種檀徒五十人

吟松寺 字千束

本尊 阿彌陀如來
淨土宗淨蓮華院末寬永三年開譽吟松創立し其名を以て寺名とす境内四百五十二坪官有地第四種

瑞現佛堂

瑞芳寺 字簡慶峰

本尊 首題寶塔 釋迦牟尼佛 多寶佛

日蓮宗頂妙寺末頂妙寺第三世日珙慶長年中創立正徳五年再造境内二百五十二坪民有地第一種檀徒三十三人

常照寺 字北應峰

本尊 題目寶塔 釋迦牟尼佛 多寶佛

日蓮宗久遠寺末元和年寂照院日乾創立し講學所とし以て明治五年に至る京都六根林の一にして鷹峰椋林と稱す近年廢して普通の寺院となれり境内三千四十六坪官有地第四種

境内佛堂

開山堂 開山の墓堂

光悅寺 字光悅

本尊 題目寶塔

日蓮宗本法寺末元和二年徳川幕府此地を本阿彌光悅に賜ふ光悅日蓮宗の信徒なるを以て本法寺第十二世日慈を附して之を創立す大虛山光悅寺と稱す光悅此に住し大に此地を開きたりと云ふ明治十一年本村妙秀寺を合併す本寺は光悅の故を以て其名頗る高し境内六百九十四坪官有地第四種

圓成寺 字北應峰

本尊 釋迦如來 多寶佛 日蓮上人

境内佛堂

妙見堂

清正堂

名勝舊跡

太虛庵舊址

日蓮宗本滿寺末寬永七年本滿寺第十三世日住創立す境内九十五坪官有地第四種
光悅寺の内に在り光悅か此地を賜はり草庵を結び隠栖せし所なり板倉勝重林道春等來り遊ぶ風流瀟灑にして幽閑なる草堂なり道春鷹峰の記を作り元政法師太虛庵の記を作り庵は其後荒廢せしか目下再造計畫中なり其道春の記は其文集に在り元政の記は其眞蹟を保存せり共に高士の遺蹟を表すべき文なるを以て此に抄録す

鷹峰記

夫鷹峰之爲佳境也、九重之風城巍々於其南、一支之鴨河溶々于其東、連野紫野接鄰乎其前、若州丹州通塗于其北、或愛當隔在一峰之西、或比叡聳於寸眸之中、或拜雷社于長隅之靈鎖、或抱舟岡爲庭際之假山、若夫離外看梅則隔林彷彿開菅廟之暗香、況又長松鵬啼似移若耶之風物、霜後愛楓則薄晚想像寄雄峰之秋色、加旃修竹雲飛如借鐘阜之景氣、此乃鷹峰之四時也、林霏朝開山氣夕佳、花穿午靡月入紗窓、此乃鷹峰之朝暮晝夜也、且夫樵蘇唱於路、耕牧遊於野、行旅憩於坂、鳥集而不驚、獸馴而不畏、在洛外而人不遠、非市中而徑有媒、不江湖而有清流、此乃鷹峰之境致也、依境以思人光悅受蓋其人歟、叟嘗占數百弓之地以構小宇於此、自號太虛庵、今依人而亦可以見境、去歲一日太守源公赴鷹峰、時偶誘余、余亦從行、忽入佳境終日忘歸、其景殆如嚮所云也、叟體余記其所見、太守亦屢憇焉、奚得不言哉、於是思之古人論書法、以山川星雲草木禽蟲之類而比喻之、其間有如危峰沮日者、有如夏雲多奇峰者、有如鷹峙鳥震者、有如鷲鳥乍飛者、矧文字權輿自鳥跡乎、然則雖以鷹峰論之亦可也、世傳昔浮屠空海師來此、而擬斯山於

靈鷲、因名鷹峰焉。海師得香法三昧賜于本朝、今也叟心匠有功尤善能奇、自謂花鳥風雲得之心、而後倭字漢字應之手放心在筆前、自成一家法、人求者多繇紙盈戶、或獲者皆珍藏焉、嗚呼庶幾其人境俱得而香法與鷹峰齊垂於不朽也。

寛永七庚午年孟夏

太虚菴之記

羅洞道春記
深草元政撰

太虚菴乃光悦翁佳城之地也、翁嘗告乎官閑鷹峰之荒穢若于鬱成茂林、翁遂築居其間、以太虚扁焉、前京尹板倉氏與翁甚善、來服款致、乃令羅山子爲太虚菴記、依茲名愈彰矣、翁卒而葬乎此、因爲精舍、明曆中有山信春繼二沙門在常照講寺之中、始修唱題之行、講學之衆相助者多、寔乙未之歲十月八日也、於是乎又二人行議、欲結社於太虚菴之地、翁之曾孫光傳素篤佛、仍分其地喜捨焉、明年三月已移居、各隨地之高低參差締廡、佛殿齋堂具體而微、入社者十二人、二六時中唱題之聲綿々不斷、又早晚午時社中咸集、共作讚誦之行、正助相稱無有懈倦、嗟乎二子其常唱題之濫觴乎、夫未法要路莫過乎唱題一門、所謂本化薩埵直於巖山親承此法、乃衆生之大本諸佛之達道也、其曰圓融焉、曰中道焉、曰直如焉、曰實相焉、曰一相無相焉、皆證此法之詞耳、如其所證是妙法蓮華、名外無體、體外無名、若以文竟之、以義取之、則非其所證妙法也、吾祖曰今至未法餘經法華俱無用矣、惟此唱題而已、此徹上徹下之語、乃行者之頂門鉢也、或以此語爲未後指南之義者、吾竊不取焉。

愛宕神社舊址

本村より周山に赴く山路の登り口二町許の所に突元として双岩の直立する所あり天應元年以前愛宕社の在りし地なりと云ふ

高岑寺舊址

三代實録に貞觀十六年八月廿四日官符の中に佛像元在北山高岑寺貞觀十三年大雨水自然以大巖石塞其道路行人不行去高岑寺移立於栗園野云々と有り舊跡詳かならず

善提瀧

寫野郡花園村山中に在る池の谷と稱する池水西下し本村西部の山谷に入り瀑布となる更に西流して瀧川の水源となる瀧高二丈餘廣四尺景致甚佳なり

附記先年此水を引き本村に落し灌溉に資せんとする計畫ありしも成立せざりし由

藥園舊址

字藤林に在り舊と南北に別かれ西に面し各南北八十三間東西七十五間方形を爲し南は藤林氏北は土岐氏之を管す徳川幕府の藥園にして内外の藥草花木之に充つ中に藥師堂あり老樹多く幽雅の所なりしか明治變革の廢園となり賣下の上開墾して畑地となれり今は唯老樹兩株を存し鷹峰の二本杉と云ふ

墳墓

本阿彌光悦墓

光悦寺墓域の東南隅に在り側に古塔あり板倉勝重の光悦の爲に建てし供養塔なりと云ふ

本阿彌光悦逸事

本阿彌光悦の人物事蹟は世に顯著なれど此地は其隱栖開拓の故にして又其墳墓地なれば爰に其傳の概略を記さんに光悦は本阿彌第七世光心の養子光二の子なり光二は田賀豊後守高忠の孫片岡宗春の子なり光心の女妙秀を妻とす本阿彌家は菅原氏にて五條長經より出つ長經の子長春雅授して妙本阿彌と號し足利尊氏に仕へ刀劍の事を學ぶる之を本阿彌の祖とす光悦養子たりし後光二の男光利生れしかは即て其家督を譲りて別家を立たり妙秀實母にして諸子皆克く樹立せり長女は尾形道柏に嫁す光琳乾山は其五世の孫なり二女本阿彌光徳の妻たり弟宗智も能く其家を立つ光悦人物高尚學問淵博にして深く皇室を尊び徳義を重んじ靜悟を娛めり其家業なる月劍鑑定磨勵拂拭とも其妙を極め傍ら百技に達したり書は尊朝親王に學び一家を開らき書は狩野海北等を折衷し高雅簡妙なる一派を立つ宗達光琳等是其流より出つ詩繪を能くし新機軸を出し陶器を造り茶事に通し皆後來の模範となれり最も佛法に歸依し法華を信す聲譽一世に高かりしも名利を貪

らす瀨間に處り道を楽しみ晏如たり徳川氏物興の時に當り東照公の眷顧厚く江戸に召さるれと辭して出て
す其時公其志を奪はず所司代板倉勝重に命じて鷹峯の地を賜ふ廣袤數町光悅其勝地を相し草庵を結び又
其地を分ちて親故に與へ草庵に閑居して風流を楽しむ板倉勝重林道春等一時名流時々相訪ふて其樂を同く
す道春之が爲めに鷹峰記を作れり光悅の傳に

權現様大阪御歸陣の御時板倉伊賀守殿に御尋被成けるは本阿彌光悅は何としたりとぞ仰ありける存命に
罷在候異風者にて京に住居あき申候間邊土に住居仕度よし申上ければ近江丹波などより京都への道に用
心あしく辻切追はきをもする所あるへし左様の所ひろくとせ候へ在所をも取立へきものなりとの
上意なり此旨還御なされて後伊賀守殿より仰渡され奉仕合に奉存なり其拜領の地は鷹峰の麓なり東西二
百間にあまり南北六七町の原なりしみつなかれ出る所を光悅か住居とさめむ道春記をかゝれたりその外
數々にわけて一類朋友ひさしくめしつかひの者までもめいゝにわかちとせける未だ新寺御法度の御
沙汰もなき時なればしかるへき寺地四ヶ所まで見たて一ヶ所は嫡子光達か才覺にて法華の護所を建立す
常照寺これなり又一ヶ所は光悅の母妙秀か菩提所にて妙秀寺と名つけ又一ヶ所は天下の御祈禱次に
本阿彌か先祖の菩提所光悅寺なり又知足庵には八軸の讀誦彌以てたえず云々

鷹峰は王城の乾にあたり丹波に通ずる道なれども樹木茂り人家なき故盜賊群居して行人を憫ましゝに光
悅か此地を賜はりて家居せしより家康の言れし如く盜賊悉く逃去り一の在所となれり
されは光悅しつかなる夕暮にこゝかしかなめありきて思ひけるはいかなるゆゑにかゝる大なる野山を
領し申なにかのたもふ事なくあかしらす事の忝き今生一世の事にはよもあらしとたもひけるに若年の
時母妙秀かたりける事をふと思ひ出し扱は疑もなく我親の善心のむくいなりと肝に銘しける
此文によりて其鷹峰を賜ひし事光悅か此地に於ける事實の大略は知らるへし其年度は元和の初とも寛永の
初ともあれど元和の方真なるか如し光悅は太虚庵にて老を養ひ寛永十四年十二月三日此にて歿せり年は八
十一歳なりとぞ又八十とも八十六ともいふ近來考證して七十歳といふ説あり光悅の工藝に妙に風流高古な

る事は人の能く知るところなれど其尊王の大義に厚かりしは左の一節にて見るへし行狀記に

當時關東御憐愍我々親家共殘らず毀り奉るといへどもいつまでも王城に住居して御用向の節は出府可仕
候江戸表へ引越しの義はゆめ／＼有へからず足利御代より禁裏様の御級を清め愨ての御用を勤め來りし
事何程か難有事にて候關東の御憐愍も厚く御恩は海山深くといへども權現様當代にて漸く二代なりゆめ
／＼禁裏の御用を庵末に思ふへからず日本國中は神の御末にて皆々禁裏様の物なりこれをあらはに申せ
は禁裏様の御先代の事まで恐れ多くも罷出詮なき事也只吾子孫のものはこれを心にわするへからず殊に
先祖代々墓地も王城にあればこれを自然江戸表に引越し候得は庵末になり申へし是非引越被仰付候は、
嫡家は御階別家の衆一兩人引越可被申説同しくは是も好まぬ事なり云々

此一節を見ても光悅の卓識時輩に超越せるを仰くべきなり此時に當り徳川氏海内を一統し勢威顯赫朝野を
傾倒す天下の人誰か媚を呈し意を迎へ其鼻息を仰かざるものぞ光悅は一の刀劔家のみ獨り此言あり公明正
大にして忠孝兩全正理の在るところ天地に愧ぢず之を林道春か一世の碩儒を以て覇府に倣效し大佛の鏡銘
を曲解し辱を世界に遺したるに比すれば何管管壞の差のみならんや其工藝に妙にして世の貴重するところ
となるも其技藝に秀てたるにあらず其人物識見の卓越なるに基くものなるを知るへし今や工藝の奨励甚切
なるも其技倆の古人に及はざるものは其人物識見の一點に在ることを忘るへからざるなり

人情風俗

大宮村に比し較々質樸なるか如し別に特記する點なし

野 口 村 志

本村は舊と上京區盧山寺の北木瓜原町に接する地に在りしが寶永五年同町に住せし妙玄尼なるもの所有地を買得し今の所に移轉せりと云ふ明治六年鷹峰村と合併し西紫竹大門村と稱せしが町村制實施の後兩村協議の上分割して一村の自治となれり

區 域

北は耕地道路を以て大宮村鷹峰村と界し東南は舟岡山及び耕地を以て大宮村と隣し西は大土居を以て葛野郡衣笠村大字大北山と界す

幅 員

東西四町南北七町二十間餘面積一方里の八分の一に過ぎず

形 勢

鷹峰の地勢東南に傾斜し本村に至り東に舟岡山あり地域南北に長く人家は其西北部に一區域をなし其他は寺院と畑地なり

郷 莊

古代大野郷に屬せしが如し其後大宮郷の内に屬せり

管 轄

舊時は蓋し賀茂神領の内なるへし其後多分は上品蓮臺寺の領地たりしか上地の上京都府の管轄となれり

道 路

周 山 街 道

京都市千本通より北上し鷹峰に入る延長七町二十間廣三間

御 輿 道

里 小濱街道より分岐し東南大宮頭に至り延長三町餘

本村より里程左の如し

京都府廳	一里二十七町	愛宕郡役所	一里十町
大宮村	二十町	鷹峰村	十四町
葛野郡衣笠村界	十町		

運 京都市に接し至便なり

字 地

方位

段 別

字

方位

段 別

十二坊	南	一一、九一七	内	畑	中央	四二、〇三五
東寺	東	三〇、八〇七	逆	臺	同	二〇、九二六
御與	東	四六、八〇三	花	の	野	八、四〇二
木ノ畑	北	一三、七二二	土	居	西南	一九、五二三
官有地		二、四〇三	舊	居	西	一九、五二三
御火葬地	第一種	一一〇三				
御火葬地	第三種	一、〇八三				
其他		八二八				

河川 溝渠 七二一

明治四十一年十二月末日調

第四種

寺院敷地 一、〇四〇八

民有地 一九、五一〇四

田 八、八六二六

畑 二、六六〇八

宅 七、八九一五

山 五二六

原 二、〇八二二

民有免租地 二一九

學校敷地 九〇〇一

墳墓地 一、〇八〇三

溜池 九

道 路

租 稅 三九七、三二三

府 稅 四七〇、二〇五

愛宕郡志 野口村

四十一年 定率 一四、〇三〇

同 同 二一〇、一三〇

同 同 五七、五〇五

同 同 六九、〇〇〇

同 同 四一、一〇〇

同 同 九〇、四七〇

同 同 五〇、三九〇

同 同 四一、九五〇

同 同 五〇、〇〇〇

同 同 九〇、〇〇〇

同 同 五〇、〇〇〇

同 同 七二〇

同 同 七二〇

二百六十九

郡 費 六五、七五七

村 稅 八二七、七四八

十年

公 衙

野口村役場 小字遊遊野
沿革は卷首にあり

巡查駐在所 小字遊遊野
舊と鷹峰村に在りしも數年前現今の處に移轉せしものなり

學 校

樂只尋常小學校

病 院

私立益井療眼院

物 産

本村は耕地少なく農産物随つて少なり加工物としては靴下駄盤を主とす其他とも産額概價左の如し
四十二年未調査

靴	三、〇〇〇	六、〇〇〇
下駄	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
竹	一七〇	六二、〇〇〇
藍	一〇〇	五〇、〇〇〇
大根	九、〇〇〇	四五〇、〇〇〇

本村は主として日稼労働を以て糊口を凌ぐもの多く一面製靴其他下足類の製造并に修繕を爲すを以て業とせり今最近調査職業別を擧ぐれば大畧左の如し

農 業	四 五	二 八
工 業	一 二	七 五
商 業	二 〇	八 三
交 通 業	九 〇	八 〇
日稼及労働者	三 五	五 一 七
雑 業	一	一 〇
公務及自由業	一	四 六 一
無職及職業不詳	一 七 五	一、二 五 九
計		

車 輛	二 九	四 十 一 年 十 月 調
荷 馬 車	一	
乙 牛 車	一	
中 小 車	一 四	甲 牛 車
自 轉 車	一	大 七 車
		人 二 人 乘 車
		人 一 人 乘 車
		二 二

拾圓以上 三
五圓以上 七
參圓以上 三

本籍人口

一、三四一

平民

六七五
六六六

現住人口及戸數

口

六五四
六六九

計

一、三三三

戸數

一七五

宗敎 (在住人)

一、二五九

佛敎

一、二五九

上品蓮臺寺

本尊 地藏菩薩

新義真言宗智積院末別格本山格なり寺傳には聖德太子母公の爲め三國の土を合せ此本尊を造り母公遺身の舍利を其腹内に納められたりと謂へど其據を知らず日本紀略に天徳四年九月九日權僧正觀空供養北山蓮臺寺とあれば之を正とすへし或は此時中興して真言宗と改めしか未だ知るへからず或は香隆寺と同じと云ふ説あれど香隆寺は葛野郡小松原にありし事古書に明らかに記したれば蓋し訛傳なるへし香隆寺も

明治四十一年末現在

真言の名刹にて觀空の關係あれば其事を訛りしや知るへからず村上天皇上品蓮臺寺の勅額を賜ひ寺運旺盛子院十二を有す故に十二坊の名あり寛和二年二月齋然上人宋國より釋尊瑞像十大弟子像十六羅漢畫幅一切經を奉し歸朝するや勅して道樂を備へ本寺に迎へしめらる往時は境内二十餘町に及び寺運甚盛んなりしか應仁の兵饑に罹り大に衰頽せしを文祿年中豊臣氏より更に寺地を附し寺祿七十石を附せられ以て明治維新に及びたり現境内三千八十五坪官有地第四種堂宇完備猶一方の名刹なり然れども總門已に廢撤せられ寺域大に舊形を變したり國寶には因果經一卷あり其他重寶には寛空僧正自畫贊像地藏菩薩文殊大士畫像等あり子院は舊と十二坊有りしか近年廢絶して福藏院、真言院、大慈院、玉藏院、寶泉院のみ僅に存せり

境内佛堂

鎮守堂

今宮大明神

大師堂

本尊

弘法大師

遺生寺

字蓮蓋野 阿彌陀如來

正覺寺

字蓮蓋野 阿彌陀如來

本尊

阿彌陀如來

真宗本願寺末寛永五年敎團創立其開創の來由は定覺上人の靈瑞に據り此地を下し蓮臺野に蓮生寺の一字を建立すと云境内百三十五坪民有地第一種

後冷泉天皇御火葬所

墓

本村小濱街道御興道の南舟岡山の西北に在り西面す圓丘の上松樹を植う面積百五十六坪周垣石門制札を

立てらる

近衛天皇御火葬所

小濱街道の西字内畑にあり方形にして内に圓丘あり南面す松樹を植う面積百七十七坪周垣石門制札を立てらる

右舊來荒廢せしを近年大に修營せられ諸陵寮の管轄に屬す

源頼光墓

上品蓮臺寺内眞言院に在り地域方九尺五輪塔を立つ世に蜘蛛塚と云ふ由緒詳かならず

大佛師定朝法橋墓

上品蓮臺寺内照明院墓地にあり五輪塔を立つ定朝は佛師中興の祖にして卓絶の名手なり

富士谷成章父子墓

上品蓮臺寺内大慈院墓地にあり成章は皆川淇園の弟にて和漢の學に通し歌を善し語格に精なり淇園の撰

せし碑文あり御杖の墓も之と相併へり

賀茂敦直墓

上品蓮臺寺内玉泉院にあり敦直は書博士にて斯道の名手なり此他賀茂氏古墓有り

後藤養庵墓

上品蓮臺寺内佛眼院墓地にあり養庵は享保年間の名醫にて門人香川修徳の碑文あり

名勝舊蹟

蓮臺野

京北七野の一にして古來著名の地なり蓋し古時は此邊一帶の名なりしも今は本村人家の在る所に其字を存せり山城名勝志蓮臺野の注に蓮臺野北千本通西惣土手内今日蓮臺野とある所なり其の名稱は定覺上人が法華念佛の功德によりて蓮花の化生せしより起れりと言傳へたり

地藏院址

今廢す遺跡は十二坊の中に在り文正元年十一月二十五日畠山義就が南國より歸洛して暫く此に宿れり此時細川山名の争已に熟して未だ幾月ならず遂に應仁の大亂とはなりしなり

蓮臺野廻地藏堂

源平時代に西光法師が京都近傍に七ヶ所地藏堂を設けし一所なりしが早く廢絶せり源平盛衰記に平重衡の幼兒を捕へて源氏の殺せしは蓮臺野奥峰堂と云ふ所なり其母は藤原通憲の子櫻町中納言の女にて新中納言局と稱す一世の美人なりしが其事を哀み阿澄房上人によりて此所の地藏堂にて落飾せしとあり今其跡詳かならず

人情風俗

本村は京都市に接近し古來種々の世評もありしが晩近雞鳴會なるものを組織し専ら風俗の改善に力めつゝあり

雲ヶ畑村志

本村は中津川出谷中畑の三村を合併せし者なり愛宕郡の西北隅に在り舊時は葛野郡小野郷に屬し中畑中津川出谷上村下村東河内西河内杉坂眞弓の十ヶ村に分かれ之を小野郷と稱せしが元祿年間に至り今の三部落の一谷を削ぎ本郡に編入せられたり故に元祿以前の古書には皆葛野郡と記し其後の書には本郡に收めたり然れど古來よりの小野郷との組合は依然と存續せしが明治七年に至り三村を合併し雲ヶ畑と稱し一村と爲したり但し雲ヶ畑の名は舊時より有り口碑には此山谷薬草多く之を望めば彩雲の如くなりしより起りし名なりと云ふ三部落の所在左の如し

中津川區

本村の東南中津川の右涯に沿ふ南北九町東西一町餘

中畑區

本村の中央小野川に沿ふ東西九町南北二町餘

出谷區

本村の北部東西十町南北一町餘

區城

北は丹波國北桑田郡黒田村山國村に山嶺を以て境界を分ち東は鞍馬村貴船二瀬と山嶺を界とし南は上賀茂村大宮村西賀茂氷室と鄰し西は葛野郡小野郷と機敷ヶ岳岩屋山を以て界とす舊時は十三石山も本村に屬せしが明治二十三年十月上賀茂村に編入せられたり

幅員

東西一里強南北約二里半面積約一方里許但し未だ實測を経ず

郷莊

愛宕郡志 雲ヶ畑村

往古の事詳かならず或は云ふ丹波國山國郷に屬せりと其後葛野郡に屬せしがため本郡の郷莊には入らざりしが如し其南は栗栖の内に入りしにや詳かならず

管轄

舊來御料地にして仙洞御在世の時は仙洞御料となれり元祿年間より小堀氏の支配地たり明治維新の後に京都府の管轄となれり

地勢

西北隅に嵯敷ヶ岳の高嶺あり山景連亘峰勢層層小野川其溪間に曲折し村落は川に沿ひ其間に散在せり山谷深阻地勢狹隘にして全村落皆山なり

山嶽

嵯敷ヶ岳

本村の西北隅に在り北面は丹波國北桑田郡に屬し西面は葛野郡に屬す郡内の高山にして高さ約二千尺周廻約三里餘樹木多く小野川出づ登路出谷部落の北端より岩屋谷に入り山嶺に登り更に北に進む山中鷹の水羽著と稱する涌泉あり常に登出して活るゝ事なし本村の水源なり

岩屋山

出谷區の西北にあり西北嵯敷ヶ岳に連り西は葛野郡小野郷に屬す高約千尺周廻約二里金光峰寺志明院の在る所にして全山奇岩巖層奇景多し詳細は名勝の部に記せり

河川

小野川

又雲ヶ畑川と云ふ源を嵯敷ヶ岳の山谷に發し一村諸溪の水を合し深谷の間を曲折し東南流して上賀茂村に出で叫川となる延長約三里深き所五六尺所々急瀬多し水淺けれど活るゝ事なし明治の初十餘年間は鐵路を開らざしが近年絶えたり舊時朝廷の御用川にして八月中は制札を立てられ毎日點を捕りて禁裏に納

めたりといふ

中津川

中津川部落の北山より發し本村の中央に至り小野川に入る延長約一里水少けれど活れず

岩屋谷川

源を岩屋山に發し約十八町にして小野川に入る細流なり

森林

本村は全部殆ど山谷にして最も森林に適せり其材は杉檜松を主とし其他各種あり舊來殖林事業の進まざりしがため良材乏しけれど近來村人大に此注意し増殖培養の道を講ず數十年の後には最上の物産となるべし今や本郡に於ける有数の林産地の一つたり

道路

丹波街道

大宮村字西賀茂より小野川に隨ひ本村を貫通して丹波國北桑田郡山國村に達す此道は舊道なれど變更多く舊と車坂より坂路を登り滿樹峠を踰え一の瀬に下り本村の部落を過ぎ岩屋谷に入り尾嵯敷を経て山國に至りしが數百年前岩屋口より祖父谷川に沿ひ峠道を開らき文政五年一の瀬より小野川に沿ひ車坂に至る道を開らき明治十三年十二月車坂道を附替へ所々の谷を夷らけ新道を開修せしより本村より以南は荷車を通ずる事となれり即今の道路なり明治二十八年始めて府費の補助を受け工事を起したり道路延長約三里廣二間經費金五萬圓を要したり
此外間道四線ありと雖も皆險路なり

松屋峠道

中津川より東北溪間に入り松尾峠を踰えて鞍馬村貴船及び丹波國北桑田郡黒田村岸生に至る延長三里

持越道

中畑より字持越を踏えて葛野郡小野郷眞弓に至る延長十五町

藥王峠道

岩屋山より藥王峠を踏え葛野郡小野郷大森に達す延長一里

出合橋

小野川に架す字中ノ町に在り明治三十六年改造木製長七間

里程

本村元標より里程左の如し

京都府

四里二十一町

郡役所

三里二十町

鞍馬村

二里十三町

上賀茂村

二里十八町

大宮村

二里二十五町

葛野郡小野郷村

二里十八町

葛野郡中川村

二里十三町

丹波國北桑田郡黒田村

四里

丹波國北桑田郡山國村

四里十一町

運

本村より南方京都及び其他は道路開修の爲め車運の便あり然れども車行の頻煩なるが爲め時々道路の損壞を免がれず人力車も稍通行を得べし北方は山路險惡牛馬の外車運を得べからず其間道は皆險惡にして荷擔を通ずるのみ

本村は中津川中畑出谷の三村を合併せしを以て三區に別かれ小字之に屬せり

字地

中津川區

方位

段別

小字

方位

段別

小字 東南 一〇〇〇七

小字 同

段別 一六一三〇〇

奥谷八升町	中間	一四、六〇〇	中ノ町	北	一五、三一六
大谷廻	同	一八、八〇〇	香掛	同	一八、八〇七
香掛	同	一〇八、七二四	向ガゲ	同	一〇八、七二二
寺森兩谷	東北	一三八、二二四	南奥兩谷	同	一五二、九二五
釜ヶ谷	同	一〇八、九〇五	椿源海兩谷	同	二三四、四〇六
蛇良ノ口松尾口續	同	二九二、〇二〇	善田明幾居	同	一四七、五〇九
割善明兩谷	同	一九四、四二四	淺ヶ谷	同	二〇七、二二八
蛇良兩谷	同	一四九、六二三	松尾ヶ谷	同	二二七、二一六
梨直兩谷	東北	二八五、七〇七	向ガゲ	南	一六八、二二二
熊ヶ谷	東西	二二七、八一四	宮本	北	一三、二〇七
宮ノ向	中央	一一、〇〇四	島本	北	九、〇〇〇
九山谷	北	一四、五〇〇	薮ヶ谷	北	二五四、一六
横成山	東南	二七、八一四	白木ヶ谷	南	一一〇、一一八
横成	南	一一、四七〇	森ヶ谷	南	一〇九、八〇七
持越朽木谷	西南	六二、九一二	白梅ガエ	南	一〇二、五〇四
出合ヨリ裾野續キ	西	一一五、〇〇三	總谷	北	九六三、八一〇
炭燒谷ヨリ冥加谷續	東	一四四、〇一四	岩ノ奥	東	一〇、七〇七
出谷南	西北	六三二、八〇四			
出谷南	南區	一三、六一七			

米石ヨリ榕谷	南	一〇七、五一四	南ノ向	西南	一五四、三二〇
岩屋谷	西北	八五二、一二三	伊勢谷	西北	四二一、九一六
渡ヶ瀬割砂古積	西北	八七、八一五	草原川向龜ヶ砂古	西北	一〇八、五〇五
足ヶ谷	西北	三四〇、五一一	小機	西北	六九、六〇三
龜ヶ砂古小柏口	西北	一〇三、七〇五	草原	西北	一九二、六〇〇
上ノ和田西原	西北	一三三、七〇〇	久世	西北	二四六、九一九
冥加谷	西北	一三九、〇二一	瀧谷	西北	一四九、六二七
打トチ	東北	一一九、八〇四	大エ祖父谷峠迄	東北	三三八、〇二〇
小梅本谷	東北	四四二、一二三		東北	三三四、七二三
夫婦石	東北	一〇六、〇二八		東北	一一二〇、七〇二
魚ヶ谷	東北	二〇六五、九一四			

明治四十一年十二月末日關

民有地	一、五〇〇、四二六	地租	五、一五、〇五六	定率	四、一、二二
河川溝渠	九、七二四				
道	一〇、五三二				
寺院敷地	九、四一五				

田	六、六八一	地租	一一〇、五二五
畑	三、四八二	同	二〇、二六〇
宅地	三、〇八二	同	七八、九四〇
山	林一、四八七、一二〇	同	三〇五、三九〇
原野	三二六	同	〇、〇一一
民有免租地	六〇〇四	同	同
學校敷地	一三六	同	同
墳墓	二〇八	同	同
溜池	?	同	同
井	?	同	同
保安林	?	同	同
隔離病舎敷地	?	同	同
其他の公用地	?	同	同
租税	六三七、〇二七		
國稅	三八四、四一九		
府稅	六九、五〇八		
郡稅	二、八六七、三〇九		
村稅			

二百八十三

四十年

官公衙

村役場 中畑 字宮ノ本

明治七年二月中畑中津川出谷三村を合併して雲ヶ畑村とし戸長役場を設く同十二年五月本郡第五組に入り下鴨村に聯合役場を設く同十三年東紫竹大門村外三ヶ村と聯合し東紫竹大門に聯合役場を設く同十四年十二月一村獨立となり町村制實施後之に仍る

巡査駐在所 中畑 字宮ノ本

學

雲ヶ畑尋常高等小學校

中畑小字宮ノ本に在り明治六年四月六日創立にして明治四十一年度在學兒童數は尋常科男四十五人女二十三人高等科男十八人女十五人計百〇一人職員は正教員男一人準教員男一人代用教員女一人計三名本年度經費は九百八拾六圓四拾錢なりとす

鑛

銅鑛にして今廢止す岩屋鑛山と稱す岩屋山志明院の山に在り天保年内採掘せし由明治の初再度開坑せしも成功せずして廢せり

物産

本村は山間に在りて耕地少なく四圍皆山にして木材と薪炭とを重なる物産とす普通物産は甚だ少なし今最近の額を左に掲ぐ

麥	七二	四一十一年
米	七二	一、三三七
計	七二	一、〇三九

林産

丸及角材	一、七八〇	六、二五〇
挽材	三、三〇七	四、〇〇〇
車輪材	一四	八〇
竹材	二〇	一一
苗木	一〇、〇〇〇	一五〇
木炭	五七、〇〇〇	七、〇〇〇
松茸	一、〇〇〇	一〇〇
薪材	五、〇〇〇	一〇、四四〇
其他	一	三五五
合計		二八、三八七
其他菜蔬、柿、等あるも僅少にして物産と稱するに足らず		二九、四二四

民業

本村は耕地乏しきを以て農業者は最も少なし木材薪炭に富めるにより山稼業最も多し

農業	戸數	人口
林業	(二戸六人あるも他は兼業)	
工業	六〇	一三九
商業	一	二
商業	一三三	八五
受宥郡志	雲ヶ畑村	二百八十五

職別

明治四十一年末現在

交通業
日稼及労働者
雑業
公務及自由業
無職及職業不詳

九 | 八 | 七 |

民力 最近の直接國税を納むるもの左の如し

百圓以上
拾圓以上
參圓以上

五拾圓以上
五圓以上

四十一年

荷馬車
乙牛車
中牛車
自轉車

甲牛車
大七人乘車
人力車

明治四十一年十月間

牛 一社
一計

四十一年末現在

本籍人口 五一〇

明治四十一年末現在

士族(男) 九四
民(男) 二二五
民(女) 二四〇

現住人口及戸數

人口(男) 二二四
人口(女) 二三五
戸數 四八四

宗教(在住人)

神道 四八三
佛道 一
基督教 一
宗教未詳 一

神 嚴島神社 大字中知 小字宮ノ本

神社創立詳かならず然れども頗る舊社なり社地は小野川の東北山麓に在りて古樹多し其後に數丈の巨岩對立して門の如し此一村は元祿年代までは葛野郡に屬し同郡の式社天津石門別種姫社今所在詳かならず此社は舊時は葛野郡なりしのみならず女神にして且社地に天然の石門あり又維新前には辨財天とのみ稱

して祭神も確かならざりしかば式の天津石門別稚姫社は即ち此社なりと考證して即今社名訂正出願中なり其説に維新後神佛改正の時辨財天なれば佛なるによりて廢社となるべしとて村老等が協議して社名を殿島となし又社名により祭神をも定めしものにて別に據るところなしといふ蓋詮議中に係れり天津石門別稚姫社は延喜式の大社にて名神大月次新嘗とあり貞觀七年六月庚戌朔二十二日辛未山城國從五位天津石門別稚姫神列於官社とある神社なり後來神社及び地理書にも多く載せたり元祿年度より舊時の書には葛野郡に掲げ其後の書には愛宕郡に記せり社地一段十三歩民有地第一種社殿拜殿あり境内に八幡稻荷高橋山神等の小祠あり皆村内各所より移したるもの也祭日四月巳の日氏子五十一戸

惟喬神社 字出谷 小字岩ノ奥

祭神 惟喬親王

村社口碑に據るに惟喬親王貞觀九年此山中に御隱栖の後高雲宮といふを造りて御住居あり其後御落飾ありて同十五年二月二十日御年二十六にて薨し給ひしかば供奉の人々御靈を此に鎮め奉りしなりといふ社地一畝三步社殿拜殿あり祭日春秋二度氏子十九戸親王の御事蹟は大原村誌に詳かなり

志 明院 出谷 字岩山

本 尊 不動明王

眞言宗古義派救王護國寺末岩屋山金光峰寺志明院と號す舊と獨立の勸願所なりしが明治の初め所屬を定めたり本寺は千有餘年前創立せし名山にして京北の靈場なり舊記散逸して傳らず今存する所の縁起に據るに孝徳天皇の御宇役小角此山の靈異を見て巖岩を攀ち修業せし時不動明王の示驗を祓り自から其像を刻して之を石窟に安せしを開基とし其後天長年中弘法大師登山し更に巖巖に感じ又不動の像を刻し之を安せり嘗公も亦手刻の不動像を寄進せらる宇多天皇の御感に預かり勸願所と定められ寺運大に隆興せしが天徳二年四月回祿に罹り更に再造あり承久の亂に再び荒廢せしを北朝貞和五年住僧雲曉僧正幕府の歸依を得て所屬を附せられ堂宇を再造せり觀應元年足利幕府丹波國小川莊を給せり後奈良天皇大永八年天下淨土の御祈願行はれ志明院の勸願を賜ひ後陽成天皇慶長十三年修理料金百兩を御寄附あり同二十年六月敕願成就の御慶として南無不動明王六字の宸翰を下し賜ひ東山天皇は櫻樹八百本御寄附あり後櫻町天皇以來御歴代御遺物御下賜あり然るに天保二年參籠者火を戒めず一日回祿に罹り一山殆ど焦土となり僅に靈像と二王門鐘樓のみ幸に免がる此より別の建物を以て堂舎となし數十年を経過し明治の變革に會し上地處分の上任職破産し殆ど荒廢せんとせしが村人信徒相謀りて周旋する所あり明治三十五年上地岩屋山官林拂下を得て寺産を整理し一の本坊を建築し維持の方法を立てたり境内二千八百三十五坪官有地第四種本坊二王門鐘樓等あり寺産は畑二段六畝餘山林五十三町六段七畝餘を有し全村皆信徒にして外に二三の講社あり佛像には古靈像少からず後奈良天皇後陽成天皇宸翰其他歷朝御下賜品あり其縁起は元祿時代住職宗恒が撰にて寶鏡寺宮德巖尼王の御筆なり其名勝舊蹟は別に記あり

高雲寺 字中如 小字里

本 尊 釋迦如來

禪臨濟宗永源寺末寺傳に據るに貞觀年中惟喬親王此山中に御隱遁閑室を造りて高雲の宮といふ其後御落傍ありて九龍山高雲寺と號せらる是れ本寺の創立也故に親王を本寺の開山とし今に其御靈牌を奉安せりといふ舊時は祈禱寺にて正五九月には村人群參式後諸曲田村の切りを賭ふを例とせり宗旨初め眞言宗にて岩屋山志明院に屬せしが後改めて今の宗たり境内九十七坪官有地第四種堂坊一字檀徒二十五戸

一惟喬親王御尊牌

表面 惟喬親王御尊牌

裏 人皇五十五代文徳天皇第一皇子法諱素覺

貞觀十五年二月二十日壽二十六

城州小野郷雲端九龍山高雲寺

一大般若經

六百冊

世に所謂惟喬般若なるものにて染紙墨書の折冊にて古寫なり村人の最も貴重する所にして村内第一の寶物とす相傳へて親王の時の舊物とす問々補充の冊あり全く數人の手に成りし者の如し其與書には北條時代の年號多し舊と別に經藏有りしが近年此寺に藏せり

谷 寺 字中津川 小字中ノ町

本 尊 釋迦如來

福藏院 淨土宗知恩院末寺傳に延曆年中忍空阿闍梨開基天台宗なりしが文明五年改宗す明治六年知恩院に屬す境段餘檀徒二十八戸

本 尊 阿彌陀如來

名 勝 齋 殿 字出谷 小字岩ノ奥

淨土宗知恩院末寺傳に延曆年中忍空阿闍梨開基天台宗なりしが文明五年改宗す明治六年知恩院に屬す境段餘檀徒二十八戸

名 勝 齋 殿

金光峰寺志明山の舊境内にして志明院の上に在り金山殆ど推石巨岩にして巖々巍峨懸崖奇窟相望み古樹飛瀑清流斷橋あり幽清深遂にして奇勝なる靈地なる舊時は其間に伽藍建て連なり高閣長廊相接せし由なれど今は唯其舊趾を存するのみ山城國にて名山の巨岩を以て稱せらるゝ笠置鷲峰大悲山等なれど此山最も奇絶なり唯其僻地にあるにより來遊の人少なきを以て世に顯はれず今其最もなるものを左に録す
二王門 中古の建築にして天保の回祿に免がれ今に存せり寺傳に小野道風の書と稱する岩屋山の額を掲ぐ
靈洞山 木堂の舊趾の右の山なり其趾に巨洞あるにより號く

神降石窟 靈洞山の斷崖の半腹に在り岩窟深く窺みて巨窟を爲し其中空洞清泉滴々四時流れず石佛を安す天神示驗の處なりとて此名あり之を香水と號し舊時は正五九月に禁裏に奉りし由今も巡拜の徒擲歸りて御符の水となすと云

方丈谷 窟の下の谷間を云ふ舊時方丈此に在り巨岩大石の間を石磴危廊にて相通せりと云ふ

金光山 寺傳に弘法大師登山の時神光の發せしより此名ありと云ふ

嶮塔山 山勢突兀として寶塔に似たるより此名ありと云ふ

莊嚴開址 舊時虚空藏堂のありし所なり寺傳に覺鑊上人求開持法を修せしに靈驗の現せし所なりと云

座禪石 役行者登山の時座禪を修せし所なり

眼巖 巡拜の徒此巖上に登りて深谷を覗く故に號く

飛龍 巨巖相倚磊々として飛行するにありされば渡るべからず

飛龍深 寺傳に弘法大師入山行法の時神童出現し飛龍となりて瀧谷に入る大師其靈を此に祭りてよ

號く

藥王姫 寺傳に役行者藥王菩薩に際會せし所也と云ふ其地最も幽深なり

石經洞 弘法大師佛經を石に寫せし所なりといふ

護摩石窟 弘法大師此内にて護摩法を修せし所なりとて今も大師を祀れり

志明塔 山頂にある古き石の塔なり蓋し經冢なるべし

右は岩屋山に屬せり

棧 敷 ケ 狀

山岳の部に記せり山嶺高く登へて眺闊雄嶺なり口碑に惟喬親玉頂上に登りて京都を遠望し給ひし所なりと傳へたり山内に天狗の土俵場等の稱あり又故老の傳に山中にて時々器物を掘出す事あれど家に持歸れば必ず崇有るにより又其地に埋むと云ふ又鷹の水羽著と云ふ所あり清泉涌出して活るゝ事なし口碑に親

一の鳥居趾

王の鷹の水を飼ひ給ひし所なりといふ

岩屋山千本櫻の齋址

一の鳥居より岩屋山に赴く道の左右數町の間に合抱の櫻樹の切株數百朽遺れるあり此道は古來櫻の並木有りし上に東山天皇御寄附にて數千株の櫻を道を挟み河に沿ひて植ゑしめられ其盛時には花雲香風山中に滿ちしが其後漸く老枯せし上明治の初め一時に伐盡して今は二三の朽木のみ空しく當時を回想せしむ夫 婦 岩

村北なる山國道の奥に在り巨岩屹然道を挟みて相向へり故に號く小野川其間を流れ風景清奇なり

惟喬親王齋趾

中畑高雲寺の地を云ふ口碑に惟喬親王此地に御隠栖あり其御殿を高雲と云ふ御落傍の後佛寺となす即ち高雲寺なりと親王の事は大原村誌に詳かなり

雲 照 寺 趾

中畑の北部にあり往古本村を開墾せし人老後僧となりて草庵を結び雲照法師と號す其後一寺となりしが明治十四年高雲寺に合併せり

判 官 阪

満 樹 峙

車 阪

大 岩

雲ヶ畑御獵場

逸 事

芥葉菖蒲献上

治改革までは年々古式によりて献上せりとぞ其式とて傳ふる所左の如し

献捧芥葉菖蒲之式

辰刻、著素袍烏帽子、献捧之―風關或涼若有時穢之刻、芥葉菖蒲献捧―内侍所、當役之時自恒例致清淨

毎年献捧芥葉菖蒲、前七日外懸門戸七五三、内爲事清潔淨、齋然而捧兩種、至―帝城一宿、而翌四日至

刻、著素袍烏帽子、献捧之―風關或涼若有時穢之刻、芥葉菖蒲献捧―内侍所、當役之時自恒例致清淨

車 阪 西賀茂より小野川に沿ひて北上し本村に入る小阪なり口碑に惟喬親王此所より御車を下り給ひしより此名ありと云ふ

大 岩 小野川の東崖夜泣峠の入口にあり一大巨岩屹然孤立路側にあり高數十尺大之に稱ふ道其下に由るに行人宛も蟻の石下を行くが如し蕪羅之が衣となり清流其下に奔り頗る奇景なり

雲ヶ畑御獵場は明治三十八年九月十三日を以て設置せられたり本村の地たる山谷深阻溪流縱横北は丹波の深山に界し野獸の栖息する所なり且つ京都より里程も遠からず頗御獵地に適せるを以て明治二十年一旦御獵場と定まりしが三年を経て遂に中止となり村民は甚以て遺憾とせしが此に及び再び設置せられしなり其地は北は丹波國北桑田郡黒田村山國村東は本郡鞍馬村靜野村南は本郡上賀茂村大宮村西は葛野郡小野郷村に界し面積二千六十五町を占む本村山林千四百九十三町七段餘耕地十四町八段餘上賀茂村山林三百七十五町餘餘耕地四町監守長監守等職員を附せらる明治三十九年三月十日英國皇族「コンノート」殿下の一行及び接待官黒木東郷兩大將伊集院中將并に主

獵官の狩獵ありしを初ての御獵とす此日黒木東郷兩大將に乞ひ稚松を村立小學校に手植せられたり

逸 事 五月五日の節旬に内裏に蓬芥菖蒲を献上するは古來の恒例なり口碑には天長年間より生まれりといふ明治改革までは年々古式によりて献上せりとぞ其式とて傳ふる所左の如し

献捧芥葉菖蒲之式 毎年献捧芥葉菖蒲、前七日外懸門戸七五三、内爲事清潔淨、齋然而捧兩種、至―帝城一宿、而翌四日至辰刻、著素袍烏帽子、献捧之―風關或涼若有時穢之刻、芥葉菖蒲献捧―内侍所、當役之時自恒例致清淨

潔齋甚嚴密也、其嘗人掛門戶七五三、於門前建置札、書証不可爲當役人、潔齋中不言語于諸人、且獻捧兩種日、於道路不經一宿、而五月五日辰刻直昇一禁闕、自南門之東道喜門令參入、獻捧內侍所矣、とあり蓋當時の式なり此外貼獻納又黒木炭を納めし例あり

軒別株附

本村には明治以前には株附といふ事あり中津川出谷中畑の三ヶ村に分立せしも毎戸の宅地は皆村持の名義にして個人の私有にあらず又毎戸に付屬の山林荒地あり家格に應じ古代より分配する例あり擅に買賣質入するを得ず戸數の増加あれば一村の評議により村有地所を分配す若し絶家又は他に移居する時は其家の株附は村に返納するを例とす年貢は家株の大小により各等差ありて之を上納せり故に村有財産の基礎鞏固にして村内協同に厚く且地所の他村に所有せらるゝ憂なかりし明治の初地租改正の際其株式を其家の地券とせしより此組織全く破れ私に地所買賣を爲す事となり舊來の慣例亡びたり

村民の墓所

本村は皇居の上にありて其水の御所御用水たるにより汚穢を避くるため死屍を其流域に葬らず中畑部落の西北なる小畑を踏へて葛野郡小野郷大字眞弓部落の地内に葬る例なり此地は清瀧川の水域に屬せり此慣例は何頃始まりしや詳かならざれども本村と鞍馬村靜市野村各部落も御用水上流に屬するを以て其水域へ葬らぬ例なり

人情風俗

本村は山谷の間に介在し世間の交通疎なり人情質實にして風俗儉樸なり

岩倉村志

本村名稱の起因は詳かならざれども古傳に據るに延暦建都の時平安京の四方に石倉を築き佛經を納め鎮護とせらる本村は其北方の石倉の在りし所なるを以て此稱ありと其字は岩藏又石座とも書けり中古以來今の字を用ふ

本村は舊時は數村に分れ岩倉、木野、幡枝、長谷、中、花園の六村なりしが明治二十二年地方制度改正の時合併して岩倉村の一村となり舊村は大字となれり

木野字 本部の南西に在り本部落の住民は舊と葛野郡嵯峨村深草里に住し野宮社愛宕社の神職となり土器製造を業とし朝廷の御用器を調進せるを以て其原料土を隨所に掘採する事を許されたり應仁年間大字幡枝の内小字福枝に良土を發見し此に移住するもの多く元龜年間に至り此地を拜領して開拓し元龜年間より移住して一部落を成せり

幡枝 木野の西に在り口碑に舊と鉢枝と稱せしが寛平六年男山八幡宮を勸踏せしより幡枝と改むといふ或は畑枝に作る鞍馬道に當り古き地名なり

長谷 本部の東北位に在り古代には名刹ありて其名早く聞えたり

中 其中央に位するを以て此稱あり里傳に住民は中古下鴨社領栗栖野○下鴨社領四郷の一にして今のより移れり故に下鴨社の神人として葵祭御蔭祭に奉仕し維新前は公儀人夫傳馬等を免除せられ男子生出すれば終身年米五斗宛手當米を下されしとぞ

花園 本部の東に在り左大臣有仁花を愛し百花を其園に栽て花園といふ當時は洛西に在りしが其裔孫良枝に至り此地を賜ひしにより花園と名づくといふ

區域

本郡の中央に位し東は山嶺を以て大原八瀬村に界し西北は山嶺邊府其分水嶺を以て靜市野村に界し西南は

山嶺を以て上賀茂村及び松が崎村に界し東南の一隅田甫を以て修學院村と接す

員

東西廣所一里二町八間二尺三寸五分狹所十七町二間二尺南北廣所一里七町二十五間一尺狹所三十一町五十間四尺にして面積は零方里八分二厘なり

形

勢

其大形は宛も心臓狀を爲し北には山嶺連續横斷し其山脈互に相延ひて左右より抱きて高野に至り又西より抱きて上賀茂の山嶺きになり更に東に延ひて松ヶ崎に盡き青山殆ど環合して僅に其巽位の一方を缺き田甫を以て修學院村に接し地勢北を負ひ東南に臨み諸川の細流南下して高野川に入る中部は平坦にして耕田相連なり別に一境を開き農作に適し灌溉に便なり

管

轄

寛仁二年賀茂神領に寄進せられし八郷の内なり但し其區域は詳かならず其後の沿革徴すべき無し各村御料仙洞其他に分れしが明治四年に至り全く京都府の管轄となる

岩

倉

中古以來御料となり寛文年間女院及仙洞御領に分かれ其後高三百八十石幕府領となり文久年間守護職領となりしなり

木

野

近衛家領地なり

轄

枝

中古以來高二十石九斗御料あり其他東寺安井門跡大炊御門家中院家法然寺竹田慶安領に分たれ高七百十五石なり

長

谷

中古以來典議院領たり其寺の在りしに因るなるべし

中

耕地は御料にて宅地は餘餘地なり

花

園

御料高百三十二石餘安井門跡寶鏡寺宮伏見官展幡家及中院今城西洞院の諸家相國寺光雲寺壬生地蔵院養命坊非蔵領等に分かれたり

山

嶽

箕

裏

嶽

大字岩倉に屬し本村の西北に屹立し高百七十九間周廻一里二十三町山脈左右に分かれ東に走るものは長谷諸山に連り北境を繞り西に走るものは澗市野村と山嶺を以て界を爲す樹木多し

天

狗

谷

大字幡枝に屬する飛地山林にして鞍馬靜市野二村の間に峙ち其右に鬼谷山あり亦本村飛地なり

出

龜

山

本村の中部田圃中に在り隆然たる岩村の小阜にして其狀大龜の南首するものと北首するもの、如し故に此名あり

河

川

池

沼

岩

倉

川

源を大谷山に發し長谷岩倉を経て杉谷山繁見谷の深流を合し木野橋に至り長代川と合し東南流して高野川に入る延長二千五百間餘廣五間に及ぶ深平均六尺常水二尺餘耕地九十餘町に灌く旱時枯渴の憂あり

長

谷

川

長谷寒谷峠より出て岩倉に至り岩倉川に合す延長八百五十間廣一間深三尺水少し耕地三十餘町歩に灌

花園川

大字花園の大谷山より發し南流して高野川に入る延長八百六十間廣一間氷乏し耕地四十餘町歩に灌ぐ

長代川 静市野村大字市原より來り大字幡枝を回り岩倉川に入る延長千二百間廣二間半深七尺平時水少く大雨忽ち溢る耕地四十五町歩に灌ぐ

金井谷池

大字岩倉小字金井谷にあり廣袤千八百五十六坪明治十年贈太政大臣岩倉公本村幽隱の因縁を以て金蔭百圓を惠與せられ之を資金とし造設せりと云ふ

飛驒池

大字長谷小字飛驒にあり廣袤二千二百二十八坪文政十年の造築なり

池

大字花園小学奥海道に在り廣袤千八百五十五坪鳥井ヶ谷池は幡枝に一の古池二の古池新池は花園に飛驒上池小松一の池二の池三の池は長谷に在り皆田養水の爲めなり

道

鞍馬街道 京都より鞍馬を経て丹波國北桑田郡及若狹國に達する道路にして往來頗頻繁なり本村幡枝を通過し静市野村市原に入る延長九町四間廣四間古時は庄田繩手より檜峠を踰へ迂道にして不便なりしが貞享年間村民主唱力を致して新道を開らき上賀茂村深泥池部落より直に幡枝に踰ゆる改路を通じ圓通寺の性通碑を立て之を表せり碑は左に記す近年地方税補助を以て更に車道を開く大に交通の便を得たり

切通碑銘

山城州愛宕郡御泥池者、舊隸賀茂也、去村不遠、而有數十步高坂、兩峰角立、僅容正馬、振古稱通備者、槍木峠是也、然里人懲其迂遠、近世鑿開此山、呼曰切通、爾來取道於鞍馬者、無貴賤、靡不市於此、蓋爲此坂也、山不高而石出、地不卑而水涌、樹林陰翳、盛夏無乾、若夫朔風嚴至、堅氷忽結、則石巖之崛起、牛馬爲之顛蹶、泥塗之凝滯、男女到此跌踣、可謂此土之小蜀路也、時有買炭夫名吉三郎、世住御泥池、性好修葺、歸心淨邦、生計枯淡、家無餘石之儲、雖風雨霜雪、自追馬跡往來于此者數十年矣、嗟辛喫苦、不知其獲許、常謂若力足則我與此險途也、雖然未能果其宿志、今茲貞享乙丑之夏、密語同村生次郎右衛門勘三郎二人、乃戮力再助資於邑人、於是遠近小民、展轉隨喜、捨錢布鳩石工及傭夫、鏟去石巖、芟荆棘、或左右決溝、或運土鋪濕、幡枝至下賀茂、其途蕩之而、來往永免險澁之患、若是舉者、雖諸州之收伯、所爲難也、然微渺一夫、起志而終全其功、被列御冠所謂北山愚公孀妻弱子之說、蓋不誣乎哉、予徒入此山、星霜既久矣、行路難實能知之、是故每經過此地、必詣村之地藏堂、默禱是事、嗚呼向之所難、今也則安、因是觀之、則時緣之冥合、願王其共有感乎、可以嘉尚焉、方今國建一堂一塔、以爲有功德者、比々皆爾、雖然三子之於事、何啻一鄉一時之幸而已、抑後世不朽之殊勳也、予歡喜之餘、立石記其事、且刻地蔵尊於石上、以備四方之瞻禮焉、冀乎見聞之徒、相與隨喜、閱卷之間、各行一善、千歲之下、豈少益乎哉、
貞享第二歲次丁丑臘月良辰

名區道

京都より大字岩倉に通ずる道路にて明治二十八年遷都紀念祭の時府費を以て改修せらる延長二十町廣二間車道となり爾來本村の本道となれり

岩倉より松ヶ崎を経て京都に達する道路
舊時本村の要路なりしが名區道を開きしより往來少し延長十四町二十三間廣一間半

寓居 圓通寺性通立焉

其他里並敷條之を畧す

橋

十王堂橋 岩倉

岩倉川に架す土橋長四間廣二間橋畔に舊と十王堂あり故に名づく

木野橋 同

岩倉川に架す土橋長二間半廣一間

目無橋

岩倉川に架す土橋にして府費工事なり長四間廣二間明治三十四年改造
此他石倉橋木野橋有れど之を畧す

堤

長代川堤防

長代川は舊來堤防孱弱河川曲屈水害多く明治三十四年洪水に破塼數十所に及び大に改造せり工費金參千
百餘圓を要せり

里

元標岩倉十王橋西詰より各所里程左の如し

京都府	二里十二町	郡役所	一里三十二町
田中村	一里三十二町	修學院村	三十五町
下鴨村	一里十二町	松ヶ崎村	二十八町
上賀茂村	一里〇五町	靜市野村	一里十九町
八瀬村	一里二十五町	大原村	二里二十九町
鞍馬村	二里十二町	長谷	十里二町

中野	七町	花園	六町
木倉	九町	幡枝	十七町

運

本村は山岳圍繞に其巽位の一方平坦なるのみにして舊時は運輸最不便其京都に通する多く峻坂を踰へざるべからず甚困難を感せしが近來京道鞍馬道のみならず村内各所も皆車道となり運輸の便大に開けたり其北部は猶險なれど獨り鞍馬道は車輪を通すべく米穀の如き鞍馬以北に輸送するに至れり

岩倉

大字	方位	段別	門名	方位	段別
大木	東南	九四、二二三	門田	東南	二六、二〇六
木下	東南	五九、一一七	落合	極南	六四、八二〇
藪田	東南	三七、二二五	西原	中央	二四、九一四
金井	西南	五一、六二六	御旅	中央	四〇、六二四
廣内	北	三七、五一〇	湯口	中央	四九、五一四
下町	中央	三五、一〇一	中在	中央	四二、〇一一
宮田	西南	六二、六〇五	上藏	中央	三八、一一三
桑原	西南	六七、四一八	大田	西南	二八、四〇八
大鷗	南	二八、〇一二	芝本	西南	四四、一〇五
石倉	南	三二、八一九	大浦	北	二五、八〇一
東川	北	四五、三二八	大開	北	二五、〇〇五
大東	北	二八、七二七	大鷗	南	四〇、六二九

東浦	三養	西武	花	耳	谷	今	嶽	鳥	佐	與	御	鎌	奧	三	武	川	山	戒
東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東
浦	保	廠	園	口	井	部	前	多	道	谷	谷	山	宅	藏	田	田	田	田
一六、五〇八	一九、一〇〇	一三、三二六	八、四二六	三一、一〇七	三九、一一三	五三、六二五	二〇、二〇八	三一、〇〇八	九、四〇四	一四、〇〇六	一一、六四一	一四、七二〇	三三、八八〇	二六、一二五	一八、四〇七	一八、一二五	三二、九二六	八九、七二七
西	下	山	下	木	浦	在	本	三	浦	地	山	谷	中	岡	岡	谷	山	葉
西	西	前	前	東	東	東	東	西	西	東	東	東	東	東	東	東	東	東
浦	浦	田	田	木	浦	在	本	三	浦	地	山	谷	中	岡	岡	谷	山	葉
二六、六二八	二六、四〇六	九、七〇九	二八、〇一七	一四、二二八	一三、三〇二	一七、八二六	三〇、三一	二九、三二	二四、四二五	一四、〇一〇	一六、八七〇	二〇、四一六	三三、五二	一一、一〇八	九五、〇一〇	二六、一二〇	二六、一二〇	二六、一二〇

下	平	南	石	北	大	元	北	鳥	南	官
東	東	北	北	中	中	北	東	北	中	東
岡	岡	水	清	庄	庄	池	井	庄	田	籍
五八、六一〇	六〇、九二七	六三、八〇〇	一一、九四一	二九、四一七	九一、七〇七	五一、四〇〇	四七、一一〇	二八、五〇一	七五、三一	一八、八四一
南	池	田	田	田	田	田	田	田	田	田
東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
四五、二二一	四八、六一五	三九、二一五	六三、七〇四	二五、〇一四	七一、八〇六	一一、〇七八	三三、〇三三	二七、一二七	一四、二二一	一四、二二一

明治四十一年十二月末日調

皇宮地同附屬地	御火葬地	鄉村社地	御料林野	田	道	其
一、三八二九	一、三八二九	二、種	八、一三三九	八、一三三九	八、一三三九	八、一三三九
御陵墓	官國幣社	其	畑	國	河	其
〇、三〇五	〇、三〇五	〇、三〇五	六、〇二八	六、〇二八	六、〇二八	六、〇二八
墓	地	地	野	林	溝	地
〇、三〇五	〇、三〇五	〇、三〇五	六、〇二八	六、〇二八	六、〇二八	六、〇二八

愛宕郡志 岩倉村 第四種

三百六

寺院敷地 三、二五二四

明治四十一年末調

民有地	有租地	田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	民有免租地	學校敷地	墳墓地	溜池	井溝	租國
	地二、二四、一五二四	二六九、七八二七	九、一一二〇	二八、六六二五	九三七、四九二五	七〇七	一〇〇	三二、三三二六	二七〇九	二、〇二二六	三、八二二一	三、八三〇二	九、二四五、四七九
	地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	租八、七五三、〇七七	七、三五八、四七〇	八五、一八〇	一、〇三〇、一八〇	二七九、二二〇	二〇	一七	同	同	同	同	同	
	定率	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	三、八三三、三三七	四、九二〇、三七七	三、三四八、〇〇〇	四、〇一三、六七〇	三、三二一、九五〇	七〇八、二三〇	一一二、六九〇	一、二五〇、八	一、七〇八	二、五三二、六	一、七、四六、二六	四、十	
	増率	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	三、八三三、三三七	四、九二〇、三七七	三、三四八、〇〇〇	四、〇一三、六七〇	三、三二一、九五〇	七〇八、二三〇	一一二、六九〇	一、二五〇、八	一、七〇八	二、五三二、六	一、七、四六、二六	四、十	

府 三、八一四、七二二
 郡 九〇〇、八四〇
 村 七、二四七、七四六

官 役 場 大字岩倉小字忠在地町

明治二十二年五月十日町村制實施に伴ひ岩倉村外五ヶ村を合して一村となし岩倉村と改稱し大字岩倉小字湯口町第二十七番地に設置したりしが明治二十五年十月十二日同第九番地に改修移轉したるも執務の便ならざるより明治三十二年三月二十九日三度び改築して現今に至れり

學 校 巡査駐在所 大字岩倉小字下在地町
 明治二十五年三月一日設置せしものなり

明治二年三月九日岩倉、長谷、花園、中、幡枝、高野六ヶ村を學區域と爲し岩倉村小字門前町に於て京都府より下賜せられし賃相院斎庫裏を以て小學校と爲し岩倉小學校と稱す其後通學不便を以て高野に分教場を設く同八年三月許可を得て分離し岩倉、長谷、木野、高野の四小學校を開く同二十年學制の變更に因り更に尋常小學校を設く二十二年村内三小學校を併せ岩倉尋常小學校と稱し木野、長谷に分教場を置く二十五年三月二十七日再び分立し兩校と爲し來たりしも明治四十一年四月より更に一校に合併し明德尋常小學校と改稱するに至れり明治四十一年度在學兒童數は男百七十二人女百六十八人計三百三十二人教員數正教員男五人女二人計七名にして本年度經費は貳千參百四拾圓貳拾四錢外に女子手藝學校の附設あり此經費貳百參拾四圓四拾貳錢なり

病 院 岩倉病院 岩倉村大字岩倉小字上藤町第五十九 第六十番地
 愛宕郡志 岩倉村

三百七

舊岩倉癡狂院にして明治三十八年一月改稱して岩倉病院と號し精神病神經病脊髓病を専門とす本村にて精神病者祈禱療養するは最も古くして近年交通の便開けしより益々盛なり遠く病院の古事を尋ねれば長くも八皇七十一代の聖上 後三條天皇第三の皇女は風姿端麗而して妙齡二九の御頃御舉動常ならず髪を亂し衣を裂き帳に隠れて言ふ事なく言へば謔語にて心全く喪なふ聖慮憐ならず以て神佛に告ぐ一夜靈告あり勅して岩倉大雲寺境内不増不減の靈泉を日毎に汲ましめ之を皇女に賜下せしむ幾許もなく患疾癒へ聰明に復し給ひたる御事ありと此水は三井寺關御井の源にして跋難院龍王佛法興隆衆生濟度の觀音薩埵の爲め守護して湧出せしむる所なりと以て古來より治療上に適するの地たる一端を知得するに足らん乎舊時觀音堂前の籠り堂に於て療養し日夜參籠して飲食品は附近の宿屋より供給せり然れども其不便なるにより漸次宿屋に寄宿するもの多く或は農家に下宿治療するものあり明治十一年京都府立癡狂院の設立に及び該病者の本村に滞在を禁せられ一時跡を斷ちしが未だ久しからず其舊に復し益々盛なり其療法は別に醫藥無く唯觀音堂の關御井水を服用し或は溲布に冷却し樹蔭に靜息し田圃に散步し徜徉自適して精神を靜養するに在りて時に其平癒の効を見るを以て一時二百餘人の集合せる事あり明治十七年有志者岩倉精神病院を創立し規則により醫療を加へ其粗暴者は病院に收容し沈鬱者は宿屋に保護せしが其後規則の發行により皆病院に收容せり患者は近畿地方は更なり遠く關東關西より來り加療を受くる者多し三十二年五月新に建設し設備完全にして全國有數の精神病院となり三十八年二月更に岩倉病院と改稱し院務を擴張し別に普通病室を増設せり四十年九月回祿の災に罹り建造物全部烏有の厄に遭ひしも幾許ならずして在地の地を距る西南約二丁の地にトし更らに病舎の改善を企圖し四十一年一月起工し日夜工事を急ぎ今や全部竣成し益々業務を擴張しつゝあり今四十一一年中の入院患者数を擧れば左の如し

精神病患者	入院	退院	通計
普通病患者	一四二	一二九	二七一
	六二	五一	一一三
			三八四

計 四十一一年
 尙ほ私立看護婦學校を設立し已に其筋の認可を經一層業務の擴張設備の完成を企圖せんとす殊に院長土屋榮吉氏は斯病専門家として令聲あり日夜孜々として院務に従事ありとのことなり

物産	計	計
米	四、一三二	六、一一八
麥	二、〇〇八	一、六〇八
木	六、一四〇	七、七二六
九	九〇	五四〇
挽	一〇〇	一〇〇
薪	二二八	二八〇
竹	?	一一二
其	?	三四〇
土	?	一、三八二
繩	?	三〇〇
果	八、三〇〇	六、〇三三
茶	?	七二〇
蘭	?	三八
蘆	?	七〇七一
計	一、二〇〇	六〇〇

米	種	一六二	石	一四五八
粟	豆	一〇〇		一〇〇〇
蕎麥	豆	四八		五二八
甘藷	他	一七〇〇		一三六
其他	計	?		一六四一
合計	計	?		五、三六三
合計	計	?		二、五四二

考備 本村の製製品種類の産額は多大ならんも其一端を記す特産物土器に關しては後に記しあり

民業 一般民業は農業及林業を専とし副業としては男は商工を營み又は京都市内へ出で、運送賃引其他の勞働等を爲し女は總て荷造繩を編ぶ事を業とす木野部落は多く土器の製造を業とせしも今は其産額多大ならず

職業別

農	業	三五二	戸數	一、五六二
林	業	一二		三六
工	業	一八		六五
商	業	一		一三
交通	業	一		五
日稼及勞働者		一		四九
雜業		七		
公務及自由業				
無職及職業不詳				
計		三八九		一、一一四

直接國税を納むるもの左の如し

百圓以上	二七	五拾圓以上	四十二年未調査
拾圓以上	一七八	五圓以上	五一
參圓以上	六三	參圓以下	七八

村民所有資産は土地千二百四十五町一反九畝餘步建家四百二十一棟建坪一萬千七百八坪土藏三百十七棟建坪三千九百六十五坪五合納家二百四十六棟建坪千五百九十六坪餘なり個人の資産は中産以上十中の四強に當り甚しき貧富の懸隔少なく衆議院議員撰擧權を有するもの多く本郡の首位を占めたり (三十八年調)

民業	無職及職業不詳	計	三八九	一、一一四
直接國税を納むるもの左の如し			二、八四四	
百圓以上	二七	五拾圓以上	四十二年未調査	
拾圓以上	一七八	五圓以上	五一	
參圓以上	六三	參圓以下	七八	
車	輛	二八六	四十二年十月調	
荷馬車	一	甲牛車	五	
乙牛車	一	大七車	二六六	
中小車	一	自用人力車一人乘	二	
家畜	計		四十一年未現在	
牛	一七			
馬	一五			
本籍人口	六二			
愛宕郡志	岩倉村			
明治四十一年未現在				
三百十一				

士 族男 六一
 族女 五五
 平 民男 一一三
 民女 三九二
 計 二、八四八

現住人口及戸數

人	口		大		字		中
	男	女	岩倉	長谷	花園	幡枝	
計	一、三八八	一、四六〇	男八三七	女二二二	男二六七	女一九八	男八七五
戸	二、八四八	三八九	女八五八	女三二五	女二八一	女〇九八	女〇九八
宗	四四一	二、三三二	一、六九五	四三七	二四八	二〇七	一六二
佛	七	七	二二七	六三	五一	二九	一九
基	七	七					
宗	七	七					

神 教 (在住人) 四四一
 佛 道 二、三三二
 基 督 教 七
 宗 教 未 詳 七
 石 座 神 社 岩倉 小字門前町
 西 社 祭 神 天御中主神 外十二柱
 東 社 祭 神 天照皇太神 外七柱

村社口碑に天祿二年間融天皇の創立なりと云ふ社殿は東西一字ありて頗る宏壯にして完備せり境内九百二十五坪官有地第一種にして大雲寺に接し殆ど其地域を同くせり或は云ふ三代實録に元慶四年十月十三日祭已授山城國正六位上石座神社從五位下とあるは此社なりと果して然れば天祿以前の舊社なるべし但祭神の甚多きは中代よりの事なるべし或は又云ふ此社は舊と其北なる小岡の上に熊野神社と俱に在りしを萬年ヶ岡に御茶屋の造營ありし時其前の地に此神社を移し熊野神社を御茶屋のある萬年ヶ岡の鎮守とせられしなりと此神社は岩倉一部落の氏神にて氏子二百餘戸神事頗る賑はし

境内攝末社
 一言主社 祭 神 一言主神
 寛文八年東福門院御創立
 猿田彦社 祭 神 猿田彦神
 東向社 祭 神 稻荷神 外四柱
 西向社 祭 神 熊野神 外四柱
 山住神社 岩倉 小字西屋谷
 祭 神 御 年 神 外三柱

無格社創立不詳天祿以前は此社を氏神とせしが石座神社創立に及び變更せりと云ふ此社は建物無く大石の上に自然生の檜有り之を神籬とし其前に拜殿あり境内百五十一坪官有地第一種氏子石座神社と

八幡神社 長谷 小字宮の下
 祭 神 惟 仁 親 王

村社創立詳かならず口碑に天安元年惟喬親王の御願にて惟仁親王を祭りしといへど其無稽尤も甚し改正を要すべきものなり社殿頗る完備す境内三百三十五坪官有地第一種氏子百三十七戸

境内神社
 蛭子社 祭 神 疫神
 稻荷社 祭 神 春日社
 陰山社 祭 神 藏王社
 梅宮合社 祭 神 山王社
 受寄郡志 岩倉村 三百十三

八幡神社 應仁天皇 神功皇后

祭 村社口碑宇多天皇寛平六年男山八幡宮を梓枝に勧請し改めて幡枝と稱す其後小松内府社殿を再造せしと

社地社殿頗る宜し境内六百四坪官有地第一種氏子は幡枝部落なり

境内神社 岩倉 高良社 厄神社

多賀社 金刀比羅社 白山社 愛宕社

針社 岩倉 針社 針社

對右祭神之を畧す由緒詳かならず

愛宕神社 岩倉 字木野 外六柱

祭 村社文祿年中創立と相傳ふ境内二千四百四十三坪官有地第一種氏子三十八戸

境内神社 稻荷社 八幡社

對右祭神之を畧す由緒詳かならず

祭 天照皇太神 豊受皇太神

無格社創立由緒詳かならず境内十二坪官有地第一種信徒百八十人

實相院 岩倉 字門前町

本尊 不動明王

天台宗園城寺所轄の本山にして門跡寺院なり開基は智證大師の法孫淨基といふ淨基は關白近衛基通の孫
應司大納言兼基の子なり攝家の出身なるを以て門跡に準せらる初め京都油小路今出川上今の實相院町
に在りしが應仁亂に東西兩軍の間に挟まれ戦争の初め兵火に災したり其後岩倉大雲寺は同宗にして塔頭
多きを以て其内なる成金剛院を選みて此に移り久しく年を経たり當時大雲寺も非常に衰微せり慶長寛永
の際義尊僧正の門跡たるや、道晃親王と異父同母兄弟なるにより大に寺運を挽回し大雲寺をも兼務し主
客勢を異にし大雲寺は反て其支配に屬する事となり其後靈元天皇の皇子義延親王初めて皇子を以て入
院あり此に及び寺運頓に開らけ享和五年齋院の御殿并に四脚門を賜ひ之を移築し寺祿も六百十二石五斗
に増加し子院も其下に相連なれり寺域は山林を合して十六町五反五畝四歩を占め洛北の巨刹となり明
治維新に及び一般の處分を受け同四年殿宇は療病院に寄附せしめられしが住職更に其排下を願ひ之を保
存し近年に至り大修理を加へたり境内三千三百二十二坪官有地第四種特別の由緒を以て宮内省より金
六百九十圓七拾八錢を給せられ門跡の稱號を許さる舊時塔頭子院二十八寺ありしが漸々廢絶せり然れど
其方丈は享保五年朝廷下賜の禁中御殿の舊物書院は先代宮門跡の舊物にて今猶存せり寶物古文書猶多く
後陽成後水尾二帝の宸翰智證大師將來鏡鏡鈴大雲寺園城寺古園大雲寺に關する古文書證光寺舊物辰輪舊
記文書遺像等少からず

大雲寺 同

本尊 十二面觀世音

天台宗園城寺派實相院所轄なり初め天祿三年開融天皇の勅願により中納言藤原敦忠が藤原時平より相傳
せし十一面觀音を本尊とし地を此に相し佛刹を建立し大雲寺と號し文慶和尚を別當に補し寺域並に莊
園を附せらる此像は延暦の朝内道場に在りしものなりといふ其寺域は當時の文書に限東安禪寺阪野岡直
道限西條阪大道西端直道限南木列阪時限北靜原氷室山とあり其四至より見る時は岩倉は殆ど其全部寺域

受宿郡志 岩倉村

となりしもの、如し冷泉天皇の皇后昌子内親王歸依尤も厚く寺中に就き観音院を創立し餘慶僧正をして此に住せしめ大に堂宇を造營せらる寺運猶是甚盛なり正暦四年此より先き山門には慈覺智證の門派黨を立て相争ひしか此に及び智證の黨千有餘人相率みて叡山より下り本寺に入り相共に是王寺福泉寺を建て一山三塔と爲し大に其法義を唱へて慈覺の徒と反抗せり此時山上山下堂宇相連なり僧侶數百人一時の盛を極めしか中古以來漸々衰微し天文十五年細川玄蕃頭國廣か細川黨として此地の豪族山本修理山本修理に佐渡守作らるか小倉山の城に據るを以て來り攻む山本大雲寺に防く十月二十八日交戦細川火を放て寺を燒く堂宇灰燼本尊僅に免かれしも頂上の十一面焼失し今は僅に一面を止むといふ其後同二十年九月四日三好長慶兵を以て本寺に屯し山野を掠め假堂も又崩壊せり其後又堂宇を築きしか天正年中叡山攻の時織田氏の爲に燒伐せられ全く荒廢せり文祿年中假に厨子を作り本尊を安置せしか是より先き實相院か塔頭成金剛院に移りしより自然其所屬の如く成り來り寛永寺中より全く其兼帶寺となれり實相院門跡義尊と道晃法親王と異父同母の兄弟にして恩遇尤も深く本寺の荒廢を歎き爲に本堂を再建す現在の建物是なり此際に當り觀音院は再建に及はすして全く廢絶せり明治變革に及ひ大に衰微せしか近年保存會を設け維持法を講せり境内は舊時に山林を併せ數十町に及ひしか現境内は二千三十七坪餘にして官有地第四種なり本堂七間四方地蔵堂三間半四方と庫裏あり鐘樓は後水尾天皇の御再建なり鐘は高三尺一寸五分口徑一尺八寸三分龍頭の下より直きに張大にして直下し筒形を爲したり其鐘銘は左文字にて陽鑄せり

比叡山延曆寺西賢壇院鳴鐘天安二年八月九日至心銘顯
 とあり天安二年は文德天皇の御宇にて今より千五十年に垂んとす京都屈指の古鐘なり寺傳には染殿皇后の御寄附なりといふ近年國寶に指定せられたり外に縁起あり檀徒六十三人信徒千餘人

境内佛堂
 地藏堂 本尊
 法華堂 本尊
 地藏菩薩
 四菩薩

關伽井堂 本尊 十一面觀音
 新羅堂 本尊 新羅明神
 不二房 同

大雲寺の掛所にて大平記に見へたるは不二房の舊跡なりといふ石座神社の東にて山の麓に在り天文兵火に燒亡して廢絶せしを寶永年中一庵を結び其名稱を存す明治變革の後掛所となし之を維持せり地域百八十坪官有地第四種事は舊跡の部に在り

正行院 同 小字大開
 本尊 阿彌陀如來
 淨土宗極樂寺末天文元年創立境内二百四十九坪民有地第一種檀徒百五十人

來迎院 同 小字湯口町
 本尊 阿彌陀如來
 淨土宗極樂寺末慶長年中創立境内百七十四坪民有地第一種檀徒二百二十五人

心光院 同 小字下在地町
 本尊 阿彌陀如來
 淨土宗知恩院末正保二年創立せし尼寺なり境内三百四十五坪民有地第一種信徒六十人

專修院 同 小字上藏町
 本尊 阿彌陀如來
 淨土宗報恩寺末文祿四年創立境内百二坪民有地第一種檀徒六十四人

淨雲寺 同 小字下在地町
 本尊 阿彌陀如來

淨土宗淨蓮華院未創立不詳境内二百九十八坪民有地第一種檀徒百九十人

淨念寺 同

淨土宗信行寺末慶長二年創立境内二百十坪民有地第一種檀徒百二十人

是心院 同 小字湯口町

觀世音菩薩 淨土宗相國寺末文祿年間創立境内二百三十一坪民有地第一種檀徒百六十一人

西來寺 同 小字今井

淨土宗靈雲院末萬治年中黃蘗僧某創立後曹洞宗となる境内五百八十七坪民有地第一種

長榮庵 同

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を

本尊 十一面觀世音

受寄郡志 岩倉村

ひ候事にて候ことさらに此菩薩はたひの靈験もあらたなる事にて自餘に混せざる次第も御入候上に故院後水勅額をも賜り候事にて候得は祈願所に定めたまき候事にて候此寺の事は子孫にいたり候ともたろそかなるましく候まゝ末々まで心やすかるべく候也

延寶八年十月二十六日

御 華 押

圓光院様 尼へ

按に尼は此年十一月十一日に七十二歳にて寂す此二十六日は其十五六日の前に當れり其重病につき特に賜ひしなるへし

女房 奉 書

仰として申入候ないし申上候御祈願所の事則ち 勅筆をも染められ候て下され候まゝ幾久しく寺に残され候やうに申上りてさて寺領の事も只今ふけへあらまじ仰いだされ候はんづれどもかへりて寺のため圓光院殿の御ためよろしからぬやうにたはしまし候へばとたはしめし候まゝ然るべきたりふし御沙汰もたはしまし候へば左候得者寺領のこぬうちは僧侶のすまらぬなりかたき候やうにたはしめし候まゝ少の事にては候へども寺領の事のひ候まては御なるしやうより三十石つゝ下され候まゝ寺のしゆりなごのたりふしは外に御沙汰もたはしまし候へばかへすし寺領の事もやがてしゆびよくとくひ候やうとたはしめし候又普ぞうす事幼少より御ざりたて候てふひんにたはしめし候へく候いよけんごに修業をもどげゆく住持になり候やうにとたはしめし候性通も圓通寺の事萬心にいれ候て御よろこび候よしひとひと御申上候てきこしめされ候まじなる事とたはしめし候るん光院殿御後にも寺のためいよく陳畧なきやうによりし申きかされ候へく候寺法以下の事はかたてより禿翁和尚に御たのみ候つるよし是又陳畧なく圓通寺の事よろしくはからひ申され候やうに御たのみ候てよく申入候なをくは敷事ともは圓大納言殿御申へく候此よし心得候て申入候かし

えん光院殿

よろしく

大悲山圓通寺記

延寶辛酉秋八月或生魄、余偶呼杖、自東山溯潤于鴨川、將訪通公於幡枝、抵平安城外五里許、奇峰競秀、沃野披青、隨步惟有白沙淺流茂林脩竹之勝、徐而至菩薩池畔、植杖而憩、時有老樵、肩如雪、馳蹻而立、就詢大悲圓通寺在何許、樵曰、而北陟嶺下坡一箭道、回首東望、竊窺脩林竹影陰森者圓通寺也、遂迨巔、碧杉有秀色、苾芻有古風、戢々出迎、揖而坐之、從容四顧、嶺巒東峙、雲坊蜂窩、群峰羅列、如朝如拜、南山風晴、白雲滌汗、萬松卷霧、老鶴巢霞、西背賀茂、神明羽化、峻岡巖翠、毓秀鐘靈、北嶺岩峴、金鷲涼然、寒雁簾空、綠野凝碧、繩繩布芳、醴泉噴玉、窩雲上巖、餘波及物、風況無恙、收拾不盡、轉身昇堂、三快兜堪大士儼然、電光射人、欽醉而坐、廻問斯寺權輿、通公曰、山名大悲、寺扁圓通者、蓋有必播揚音開教證者也、此地本爲文英大師甲第也、大師號瑞雲、圓光其院名也、圓亞相公左大臣兼任第三女也、大師少時、嘗侍中和皇后、既長、承命出嫁雲列刺史忠高、及公薨、從公族、遷居幡陽立野、未幾、有所感、歸洛、當聖皇帝在襁褓、承太上皇暨皇太后命、代育之、後卜城於幡枝山中、經營第宅、以爲歸隱之所、聖皇在東宮時、方九齡、將登極之際、御幸斯宅、駐蹕與六抽萱莢、示親睦也、即位後、大師宛擬榮膺繁譜之封、寵賜供給如不及也、大師篤信西來之道、厭登攝普門、泰吾祖隱老和尚、親問法要、有所默契、速隱孤寂、後復依花園禿老禪、諸益不無省力、遂欲報佛飯僧、垂芳於無窮、捨宅爲寺、以圖禁放、使京尹代募武陵閣下、以延寶六年蒙允可、移易隣嶺妙泉舊寺、改今號、太皇上法皇親染龍翰、永鎮寺門、然不題山寺者、蓋有故也、因請隱老租別費今額、衆頒賜白金、鑄蒲牢、以警昏衢、大師遂剛髮爲尼、精修梵行、別創白華庵、以爲行道之所、蓋分二衆也、青松翠竹、竹椅蒲團、怡々然申々然、不知春秋代謝、可謂處富貴中、不被富貴之籠單、誠有大丈夫之氣概也、乃至桑榆暮影、身纏風志、知風燈將息、尋囑小子永普、使總院事、遂合掌念佛而逝、實延寶八年十一月十一日也、壽七十有二、全身瘞寺之東南

隅、大師所自定也、今上皇帝、於大師不忘撫鞠之勞、大恩不能已、每歲例賜僧糧、庸充香火之辦、以免勞呼庚癸也、於是每過月之十八日、特修懺法、以祝皇圖、原夫諸佛菩薩、所有行願成佛、國土者莫不感、是等慈之所被、嗚呼如大師、創建接提、而弘法之志切至耳、至如拂雲、晴月之砌迎、燕養素之屏、景象亦不爲少、願爲文以記之、余不克辭、不揣匪才、喚起毛錐、緒氏、紀所聞見、兼定二四景目、各係以詩、以錄諸後云、昔延寶九年、歲在重光作遷、南呂殿且、嗣祖沙門式盧山主別傳往誼識
圓通寺八景

台嶺朝暎 賀茂積翠 北山暮雪 白華松月
南嶺晴雨 竹塙蓮沼 圓苑雜華 玉阜檻泉

潮音閣

舊境内にして今は城外所有地松林の中にあり近年大に荒破して殆ど風日を支へず性通禪人が全國を巡錫し三十三所觀音を模し之を刻して一堂に安せんとする由聞食され靈元天皇潮音閣の號を賜ひ仙洞女院より公卿武家に至るまで各々其資を助け大佛師弘教をして之を刻せしめ仙洞の御覽を經妙心寺萬福寺等の名師を請じて開眼式を行ふ各々働を作り之を讀す又其記文を作り銅版に刻し篆額を加へ其堂下に埋む時に元祿元年なり其文は之を略す

附記

性通禪人は氏名傳なし蘇州名族なりしが中年仕を致し禪門に入り戒行謹嚴識見卓異なり圓光尼の附託を受け本寺創立の事を幹し善を勸め化を弘めて忘る事なし又新造開修の碑を建て其事を傳ふ海内を周遊し十度高野に登り五度熊野に詣つ而して一寺に主たらず生涯頭陀を以て終る蓋奇人なり其傳は黃葉遺述之作り大瓦磚に刻し潮音閣に埋めしもの今寺に在り

專修寺 幡枝 小字福枝
本尊 阿彌陀如來

淨土宗釋林寺末寬永年中創立境内三百七坪民有地第一種
雙林寺 幡枝 小字石清水

本尊 尊 宗 旨 三寶宗祖像

日蓮宗本隆寺末境内九十六坪民有地第一種

名勝舊跡

觀音院舊跡
大雲寺内にあり觀音院は冷泉天皇の皇后昌子内親王の創立なり皇后大雲寺の觀世音に御歸依厚く其院内に觀音院を創立あり講堂には六觀音五大堂には五大尊灌頂堂には普賢菩薩真言堂には金胎曼荼羅を安じ餘慶僧正をして此に住せしめらる事は扶桑客記諸門跡傳其他諸書に在り長徳五年十二月皇太后昌子崩御ありやがて遺旨により此院内に奉葬し山陵國忌を置かず圓融天皇此院を御祈願所と定めらる寛仁の頃より漸々衰頽し其後多く年月を経て終に荒廢せり今昌子皇太后御陵の邊なるべし
是王寺福泉寺舊跡

大雲寺縁起に正暦四年八月八日、於叡山、慈覺智證兩流有教文淨也、仍智證門徒一千餘人、退大雲寺、中大雲寺爲本寺、建立二個寺、是王寺福泉寺是也、中大門者大雲寺、南大門者是王寺、北大門者福泉寺也とある者なり山城名勝志に是王寺、今在大雲寺西方、有高山、號是王山とある所にて今の證光寺舊址の上の山に當れり今も是王山と云ふ又福泉寺舊跡、在大雲寺東北、又勳上水在福泉寺舊跡、大雲寺東北二町許、池今爲田、長谷川西山際也とあり今も福善寺森と云ふ萬年岡の山續きに當れり是當時南北兩大門の跡にして其間に大雲寺の子院の在りしなり
勳上水跡

前に擧ぐる所の山城名勝志の文にて其所在を知るべし今不二房の下を山に沿ひ北に上れば道の右の方地卑く窪みたる所あり蓋此地なるべし

不二房舊址藤原藤房遺髮碑

不二房の事は先に記したり創立傳無し大雲寺の子房也建武元年十月五日權中納言藤原藤房朝廷批政多
人心離畔せるを憂ひ朕を直諫すれど行はれず天下再び亂れ中興の業更に敗れんとするを察し此夜退朝よ
り家に歸らず直に都を出て此房に入り知る所の僧に托し雜染入道して嘉遁せられし所なりといふ太平記
に父宣房驚き車を急ぎ奪ね行きければ庵室の障子に一首の歌を残し諸國修行の爲めに足に任せて出でた
る跡なりし

住すつる山をうき世の人とは、あらしや庭の松にこたへん

とあるところなり寛政二年有志の徒の建てし遺髮塔と稱する石碑あり文は妙心寺の僧祖芳の作なり但し
藤房を以て妙心寺三世宗弼授翁となすは誤傳にて近年史學家の辯論せるところなり其文を左に録す

髮塔銘

山城州北巖倉大雲教寺封境不二房舊址、有一基石浮圖、傳言藤房髮塔、往昔建武甲戌之冬、藤房掛冠
遁隱岩倉、禮於不二房法一、蓬髮自稱、體彩烟之居無之處、此塔久歷星霜、古貌巋然、髮髮銅筒、安塔之
中央、竊惟法一退感藤房賢德建立乎、藤房東修西鏡、後登洛西正法山、受關山國師衣法、遂爲妙心圓寺
第二世、諱宗弼字授翁、救諭神光寂照禪師是也、今恐荆榛荒涼不可識、彫刻片石、記其概略以爲後標、
寛政二年庚戌三月二十八日祖芳焚香謹誌

大雲寺塔頭子院

大雲寺朝廷及び權門勢家の歸敬甚深かりしを以て其塔頭子院由緒あるもの甚多し然れども數百年來皆廢
して存せず今其の重なるを左に掲ぐ

中 大門
成金剛院

本尊不動毘沙門金剛童子山本供奉建立今の寶相院の地に在り

定 林 院

本尊六觀音後三條天皇御願備前守朝棟建立

寶 塔 院

善惠大師成尊建立成尊治曆三年三月十三日入宋英宗熙寧元年三月勅して善惠大師の號を賜ふ入唐僧大師
號の始なり

圓 樹 院

本尊阿彌陀如來宇治大納言隆國建立

尊 光 院

同上

南大門に屬するもの

平 等 院

本尊尊星王兵部卿致平親王建立後入道圓稱と號し此寺に住せらる 榮花 物部

理 智 院

本尊阿彌陀如來式部卿敦義親王建立長元三年九月十三日出家悟覺と號し此に住せらる又乘を坊といふ

新 御 堂

本尊釋迦佛治部卿 親王建立

北大門に屬するもの

淨 雲 寺

本尊聖觀音善惠大師建立

願 成 寺

本尊阿彌陀佛善惠大師建立
如來寺

本尊阿彌陀佛宇治關白顯通建立

此他塔頭子院三門の外内に相連なり一時の盛を極めしか戦亂の爲め漸々減ひたり
萬年岡御茶屋跡

後水尾法皇東福門院岩倉へ御幸の時此地に清雅なるを御賞愛ありて明暦年間御茶屋を營み萬年岡と號し女三宮昭子内親王に賜ひ其御料となりしか女三宮薨去の後林丘寺は御姉妹の間なるにより其建物をは林丘寺に移し其地は村人山本某か世々預かりしか維新後官林となり近頃不要存置林として處分せられんとせしを更に舊跡地として保存せらるゝ事となれり石座神社と不二房の北なる小阜の小松原なり小字中在地町の山手に屬す

證光寺舊跡并三位局事跡

證光寺は後水尾法皇の三位局の爲めに創立し給ひし所にて法華宗の寺なり局は法華信心の厚きにより特に其宗旨と定め給へるは敬眷の深を見るへし寺は維新後廢絶せられて形跡をも止めず唯局の墓の荆棘の叢に埋れたるのみ此事實は史誌にも細に記されぬ逸事なれば舊記遺物によりて更に實地を探り之を畧記する左の如し

三位局は近衛龍山前久公の外孫女なり初め前久の女某陸光院可性と號す元和二年十二月一日亡大和國古市城主古市播磨守胤榮に嫁し女子を生む即ち三位局なり足利義昭の子南都大乗院門主となり義尊といふ後遷俗して足利義廣と稱す然れど足利氏將に衰亡に墮んとし義廣京都に入る事あたはずして大和に居る胤榮女を以て之に嫁す二男子を生む足利氏亡ひ義廣も亦死す一家零落倚るところなし遂に縁を求めて宮中に仕ふ時に局年正に盛んに才色共に秀つ後陽成天皇の幸を得て二皇子一皇女を生む三位局といふ其皇子は聖護院門跡道晃親玉なり其他早く薨す帝局の先に子あるを聞き召して宮中に入る其秀發を愛し道晃親玉の異父の兄に當れる

を以て深く之を敬み共に三井寺につき僧とならしめらる後に實相院門主三井長吏最法院前大僧正義尊大和尙圓滿院門主定尊大阿闍梨と聞えしは此二孤なり三人とも世の名僧となり友愛尤厚し三井寺は豊太閤の兵火に災せしを定尊之を中興し實相院は天文兵火以來荒廢せしを義尊之を中興し道晃親玉學徳世に高く文藝に通し其名今に高し皆此局の生みし所なり初め後陽成帝の崩御あるや局は年三十六七なれど夙く佛門に歸し菩提を修るの願尤も切なり 後水尾天皇深く其志を憐み此地を相し新一寺を建立し給ひしなり是は義尊の實相院門主にて其孝養に便なるか爲めなるへし其山號寺號は天皇之を憐み長鞠を樂て賜ひしもの今實相院に存せり其寺は實相院の南の山續き二町許の所に在り堂房山林田園皆備はり法華僧を住職とし格式は十六本山に準せられたり承應明曆寛文の頃は法皇東福門院明正上皇も御幸啓ありしよし局は萬治元年六月二十七日七十六歳にて薨せられ即ち其寺の後山に葬り今も七尺許の石塔儼然として存在せり其後數世を経て寛政年間其寺大に衰微せし時岸駒が資を投して買得し大に修營を加へ其寺院門廊支那風に摸し清雅を盡し又家廟を建てたり岸駒歿後其家衰へ寺も荒廢せしを明治改正の時無檀無住にて遂に廢せられ其物は多く實相院へ引取れり今存するもの、中に局の剪裁の肖像あり墨漆塗金の箱中に納む高一尺二寸許錦緞絞羅を裁ちて淡合して之を造る垂髮の立像にて雲鬘豐頰明眸秀眉細帶長袖綽約滯婉宛も仇英の美人の如し東福門院の御手製にて證光寺に賜はりしもの也といふ局は佛門に歸するも終身宮裝を改めず飛行護嚴人之を敬懼せりとそ像は四十歳前後と見ゆれは其山入時代の姿にやあらん又一尺許の木像あり此剪裁の像を摸せしか如し背に法督院殿之尊像三宮御寄附也十八世嗣法義維時天明四稔甲辰三月開眼之也御所大佛師左京刻房に書き誌したり

藤原公任山莊

朗詠谷

四條大納言公任卿老後隱栖して和漢朗詠集を撰ひし所なりとて朗詠谷といふ山城名勝誌に土人云、舊跡今日朗詠谷、聖護院山莊より八塘岡を寺に見て長谷川に傍て北入山中五六町許、有解脫寺跡又一町許、至北、有平地、是則彼卿幽居舊跡也とあり公任の解脫寺にて出家の事は日本紀略にも見ゆ扶桑略記に長

久二年正月一日、入道前大納言公任薨、^{十六}先是出家多年、住解脱寺念佛とあり其出家は六十一歳にして其年は七十六歳なれば其間十六年は此地に閑居ありしなるへし村誌に宇上の町の東にありとあれと今は地勢變更して何れとも定め難し此卿の長谷に閑栖の事は後拾遺集に世をそむきて長谷に侍ける比入道中將のもとより云々申たりければ谷風になれすといかたもふらん心はやくすみにもをといふ公任の歌にても知るへし

解脱寺舊跡

扶桑略記に東三條禪定太后、爲國家護誓所建立也、山郷叡岳之西頭とあり又長保四年七月常行堂供養の事あり公任卿は萬壽三年正月四日此寺にて六十一歳にて出家せし事日本紀略にあり天台宗三井寺派にて聖護院の屬寺なりしなり舊跡は大字長谷の山手にあり

普門寺舊跡

創立詳かならず蓋藤原氏の創立にして天台宗の寺なるへし山城名勝志の註に土人云、長谷聖護院山莊、則其跡也、西側有澤川、云普門寺井手、又山莊南面田地字曰大門、是曰普門寺大門遺名也云々今猶然り此邊其舊跡なるへし

聖護院長谷坊舊跡

聖護院の別坊にて長谷の内に在り舊跡詳かならず蓋普門寺の舊跡の邊なるへし文明十三年の冬足利義政か此に通れし事あり横川和尚は壬寅正月十五月初謁長谷御所といふ題の詩に綠髮將軍省父回といふ句あり壬寅は文明十四年に當る義政は十三年の冬より此に在りしを其明年正月足利義尚か京都より此に省せし事を謂ふ也綠髮將軍とは義尚を指す此時其年十八歳なり長谷御所とは即ち長谷別坊の事なり

花園

花園の部落は蓋其地なるへし初め右大臣有仁右京桃花坊の邸に百花を栽え花園を作る故に花園大臣と稱す其孫某に至り家を此に移す因て花園といふと

八 鹽 岡

長谷の東北御所谷の内にありて別に小阜をなす古歌に紅葉を詠せし所なれと今は勝景を認めず

花 岩 倉 舊 跡

平安京西方にある岩倉の内なる北岩倉なり山城名勝誌には在長谷村西にありとあり其趾詳かならず内大臣具守山莊

兼好の歌にはり川のたほいまうち君をいはくらの山莊、たさめ奉りし云々の詞書あり則ち其山莊も墓も此にありしなるへきも今詳かならず岩倉家の此地に縁故あるは此人より始まりしなり

岩倉殿太政大臣具視公幽居舊跡

岩倉小字門前町の南側に在り當時よりは稍修營を加へし由なれど狹隘にして最も質素なる構なり公は初め西賀茂靈源寺に隠れ祝髮せられしか此村は内大臣具守の舊地且つ公の幼時乳里なりし縁を以て更に此に隠栖して靜に天下の大勢を察し其計畫を建て延應三年十二月九日直に起て禁内に入り大政復古の偉業を立てられし所なり公既に大勳を立て幸輔に任せられ時々來京せらるゝや此地に遊び當時を回想し父老を招き舊時を語り倦々の情甚厚く其邸を以て別莊とし素樸にして舊より加へず公薨後遺髮を埋め石碑を建て井上毅の撰みし文を刻す此地前には藤原卿遺髮塔あり後は又此碑あり名公の遺跡双美といふへし其碑文左に縁す

癩 髮 碑 文

岩 倉 村 癩 髮 碑

參事院議官兼圖書頭從四位勳三等 井 上 毅 撰

岩倉村者故右大臣岩倉公所栖息之處也、公被謫、幽居于此者數年、時事方急、公志未嘗一日不在于朝廷、茅堵蕭然、足不出門、而達觀天下之大勢、待察世變、密伺合忠義之士、當此時、今太政大臣三條公在于大宰府、遣間使求朝神中心之人、二公之交始合、而故參議大久保廣澤諸公、亦與公相往來、巒商最熟、

公既知諸藩之情勢、進疏畫中興之謀、密旨由中付公、大計既定于禁掖之間、而人莫知之者、及丁卯十二月九日之事起、公懷文書一囊、冒曉入禁內、大號宣布、廢攝關將軍以下之職、新命文武諸官、命出如流、一時機務倏儻、大久保公以下、多奔走于闈外、公居中當局、事無稽失、蓋皆岩倉村間居之時所豫計畫也、大烈東駐、公躬荷台寄之重、暇時談及前日事、未嘗不以岩倉村爲言、如其山川風物、宛然往來于眼目者焉、每以事往西京、乃至岩倉村、集父老飲宴叙舊、父老往往有流涕者、公晚年與子弟論世故、以權勢之易帖、而名節之難全爲戒、浩然欲以躬爲人臣進退標準、及病革、上表乞解官、有誓心執節不以進退貳臣子之義之語、天子愍其至誠、姑允所請、公感泣謝恩、如病頓已者而遂以其明日逝矣、朝廷特命史臣、撰叙公之助德、將勒石其墓男具綱等、與岩倉村父老謀、更遷遺孀于前日栖息之地、建碑爲記表公之眷戀此土、終始不忘之意、又以融元功偉勳始于屯困之時也、嗚呼後之慕公者、可以觀于此碑焉
明治十八年七月

小野 暇

正五位、日下部 東作 書

小野橋を渡りて山に沿ひ西の方木行阪にいたる小路なり古歌に詠める小野の秋津は是なるへしといふ
慈雲庵跡 岩倉 小字中在地町

帝釋堂跡 同 同湯口町

寛弘元年創立明治年間廢す

阿彌陀堂跡 同 同西河原町

西蓮寺跡 同 同御旅町

本村は寺堂の非常に多かりし地にて此外足利氏時代より已來建立せし寺庵四十餘ありしか明治改正の際廢止し又は同宗の寺に合併せり其遺跡は大抵知るべきも歴史上の關係少ければ之を記せず

小倉山城址

岩倉の東北大雲寺の良位に當り孤立せる小阜にして山上に城砦の趾僅に遺れり山本佐渡守尙親か近江國山本より此に移りて更に築きし所なり是より此附近を領し足利氏に屬し細川三好の間隙を職を経て若狹守尙親に至り足利義昭を助け織田信長の爲に誘殺せられ其子尙治に至り城廢す

附記

山本 氏

山本氏は清和源氏新羅三郎義光より出づ義光の孫義定近江國山本に居る山本冠者と稱す其義經源平の間に名あり其二子義弘繼ぐ其より九代を経て佐渡守從五位下尙親に至り文明年間山城國愛宕郡岩倉に移り小倉山に城き之に居り足利氏其附近の地を領せしむ其孫對馬守資幹細川政元と戦ひ武名あり其子佐渡守尙利に傳る細川高國と桂川に勇戦す將軍義隆別に地を丹波に賜ふ天文十五年十月二十八日細川玄蕃九國廣來り攻む尙則大雲寺に據り交戦す寺兵火に罹る同二十年三好長慶來り大雲寺に屯し野を掠む其子若狹守尙俊足利義昭を奉す織田信長招げとも應せず元龜元年高島郡に誘殺せらる其子修理大夫尙治明智光秀に屬し天王山に戦死し山本氏大に衰ふ弟尙則大阪に屬し武功あり尙俊の女孫主殿助三郎彌十郎關白秀次に仕へ高野山に殉死す尙俊の子盛尙歸て岩倉に居る其子尙高後陽成天皇の恩遇を被り家を興す其子保宜伊豫守と稱す御使番勘使役となる此より先き後水尾天皇第三皇女の爲め萬年岡の御奈屋御造營あり寶永五年保宜其支配を命せられ其職を世々にす尙材尙紀尙芳尙備尙文を経て尙定に至り世々從五位若くは從六位に叙し任官受領し御使番御奏者衛府官等となる尙定明治變革を以て更に士族に列し今猶岩倉に住す尙親の墓今猶岩倉山に在り家に尙親武裝古畫像武器後陽成天皇御賜辰輪後水尾後光明靈元三帝宸翰尙芳從五位の位記宜旨其他古文書及御賜器物を傳へたり其盛時には近郷數村を領し小倉山を本城とし淨原にも別城有りといふ萬治年間山本泰順なるものあり山本氏の族にて家衰へしより醫となり學問を好み圓滿院の侍醫となる洛陽名所集十二卷を著し上木す其書畫皆自筆なり今猶存せり

陵

受容郡志 岩倉村

冷泉天皇皇后昌子内親王岩倉陵

岩倉 大雲寺内

大雲寺内に在り別に一區を爲す皇后は大雲寺内に觀音院を創立せらる崩後其中に葬れり觀音院早く廢し其跡不明なりしか近年考證して此に定まれり諸陵寮に管す

義延法親王墓

同

靈元天皇皇子にて實相院皇族門主の第一世也是より寺門再興せり御墓は山内に在り諸陵寮に管す

餘摩僧正墓

同

天台座主第二十一世にして法德世に高く昌子皇后の歸依を得て觀音院の開基たり正曆二年壬二月九日寂す年七十七此山に葬り餘を智辨と賜ふ

義尊大僧正墓

同

足利義昭の孫にて義廣の子なり其母三位局法賢院尼の緣故を以て僧となり實相院門主となり大雲寺を中興す墓は同所に在り

三位局法賢院尼墓

同

近衛前欠の孫女にて古市榮胤の女なり後に後陽成帝の宮に入り寵あり道晃親王を生む事は證光寺の記に在り墓は證光寺の廢址中に在り燦然たる石塔なり

圓光尼墓

輔柱圓通寺門前

圓贈左大臣基任の女なり靈元帝を鞠養せし緣故を以て圓通寺を創立せられ圓寂後其山内に葬る黃檗の道達之が碑文を作れり

圓光院瑞雪文英大姉塔銘并序

大姉姓藤原、諱文英、号瑞雲、國亞相贈太僕射基任公之女也、少侍中和皇后、有旨、配前若州刺史、小女有内治之德、及葬、今上皇帝在襁褓、太上法皇皇太后召視育之、大師奉養盡其道、後營弟子當山、遂

落髮爲苾芻、時闍宗匠、扣以直指之道、皇帝潛龍時、嘗幸觀於茲者六日、延寶戊午六年夏四月、告京尹移妙泉、舊刹、寺名圓通、山号大悲、法皇特賜二扁宸翰爲鎮寺焉、因立本如實性禪師牌位、尊爲開山祖、囑僧永普爲住持、別創白華菴以爲禪師逸老之所、皇帝不忘其鞠育之功、特賜僧糧若干、充鑄蓮香火之帶、庚申八年冬十月治疾、途病革、遂屏絕人事、緊念觀音大士聖号、合掌而逝、寔十一月十一日戌時也、壽七十二、越日、瘞全身于山之東南、遊治命也、嗚呼大師爲人端懿、生平奉大士甚篤、嘗刺血書經、復印變相普門品、領鎮本國三十三所大靈區及支那經山植良因也、如其事實、具載寺碑記、永普号照岩、越州廣島人、出家于攝州佛日禪寺、後爲法山禿翁和尚之徒、天和癸亥三年春正月廿七日遘疾而寂、先是大師遺囑普暨性通日尙不幸、須臾真干塔之側、故卜其日寔普于其左、茲拜書者、客臘管托余以大師塔銘之事、未及上石而寂、故有所感而識焉、謹爲之銘

銘曰倚歌大師、貴爲皇嫡、内外榮顯、其盛孰弟、配賢守法、淑德四馳、捨第建刹、委僧創規、棲心研寂、東耳昆尼、收因結果、穆々有照、作銘鑄石、以示來茲、偉哉極蔭、終古弗遺、

天和三年癸亥春三月清明日

藥山龍興沙門道運香國謹撰

當山知事小比丘徹源性通勒石

山本尙親墓

岩倉山に至り傳に記したり

岩倉燒并木野土器

岩倉燒陶器は本村の製作にて頗る高雅なるものなり久しからずして廢棄せり木野の土器は卷首に記したる如し葛野郡嵯峨の土器工人此地に良土を發見し移り住せしものなり木野は山本氏の領地にて元龜中其許を得て此に其業を開き今日に至れり其古文書山本氏に藏せり

領知之内きの野芝へ可居住之由得其意候然者土器土の事存分次第可取も不可有諸公事者也仍狀如件

受容郡志 岩倉村

元龜三年十月十八日

土器衆中

小字木野村

此地の居住民中榎木藤木藤井藤田の五姓なる家は山城國葛野郡嵯峨愛宕神社及野々宮神社兩社の舊神官なり常に土器を製造す依て 朝廷より御代々御給旨を受け土器製造の埴土を隨意至る處堀取り特權を許され又諸公事を免せらる

右の中榎木丸太夫と云家は往古より 皇室へ土器を献納し且つ御由緒有之により明治維新後に至る迄

皇室より種々の恩賜受け居れり
右等の家は皆應仁年間嵯峨小倉山の麓深草の里より愛宕郡幡枝の内福枝と云地へ移轉し元龜年間今の木野村へ移住す

一御給旨御文言之寫

文明元年四月の分

御文言畧

姉小路殿

右御給旨に付御下知狀

土器師申土器土之事於當社領所々無其煩可令取之之旨堅可被下知候由被仰出也仍

執達如件

文明元年十二月三十日

鴨社彌宜殿

爲 信花押
元 信同

嵯峨土器師申所々に可取土間之事并諸公事免除候文證紛失可有之所詮古來之儀不有相違其旨可令取役候由可被下知旨仰下之狀如件

文明六年四月二十八日

右大辨御押

慶長二年四月十六日

御文言畧

右大辨立豊

万里小路中納言殿

岩藏土器師申於所々可取土間之事并諸公事免除不可有相違之間可令下知之狀如件

奉

權右中辨資宗

弘化三年午六月三日

進上 中山中納言殿

文明元年より御當代迄御給旨都合十七通

榎木丸太夫

朝廷より左の恩典を受け居れり

一 孝明天皇より格別之御思召を以て永世扶持米下賜せらる

一 往古より皇室御代々御即位之節御祝米下賜せらる

一 往古より毎年々頭五節旬其他佳節には御祝酒及御祝肴下賜せらる

一 往古より年頭には雛子焼き菱池及御曆等下賜せらる

一 往古より苗字帯力及菊の御紋章提灯使用するを許さる

一 住居の屋敷地下賜せられ賃租等赦免せられ諸公事課役等總て免除せらる

風俗人情

本村は一谷内の敷部落より成りて天然の一區をなし其風俗人情も大に相似たるものあり勤儉にして克く其業に勵み甚しき富豪窮民も少なく能く其生活を保てり其婦女尤も職業に力め岩倉中村長谷花園等は其夜業に荒繩を紡ふを常職とし貧富老若を論せず寒暑を厭はず必修の職とし倦む事なし田家夜業の風大に古代の様を存せり其小女か夜々稼きて貯へし金を積みて嫁装と爲すものありといふ最近の統計によるに一年製造

愛宕郡志 岩倉村
約八萬貫目價額六千四百餘圓に上るといふ

八瀬村志

里傳に往古は矢脊と稱せり天武天皇大友皇子と位争の時此所にて御脊に矢を負ひ給ひしより矢脊と號すと云ふ是説は大和本紀に出でたる説にて矢脊といふ文字より附會せしものに過ぎず壬申の變に天武天皇は大和より伊勢に出で美濃に駐まり給ひ此地には更に關係なければ此説は取らず延喜年中より今の字に改めしといふも其據を知らず思ふに八瀬川此山峽を下り急瀬の多きより此名有るなるべし今も七瀬、餘瀬、美濃瀬等瀬の字を用ゆる所少からず村内に八ヶ所の瀬ありて名づけしか又は八は國語のいやの義にて數の多きを稱する所より起りしものなるべし

區域

東は八瀬官林を以て近江國滋賀郡と叡山を界とし西は岩倉村と山嶺を限り南は修學院村高野と接し北は大原村戸寺に鄰す

幅員

東西三十五町南北一里十五町餘周廻三里十餘町面積約三十七萬二千九百六十三坪

形勢

東は叡山の山脈を負ひ西は岩倉村界の山嶺に逼り溪谷深阻なり八瀬川南北に貫通し人家耕地川に沿ひて散在す京北幽閑の地なり

郷莊

古代は小野郷に屬す高野より大原を包ねて皆小野郷の地なり中古より八瀬庄と稱せり

管轄

古代は延曆寺領たり中古以來御料地となり維新後京都府の管轄と爲れり然れども古來朝廷の關係深く今に至るまで特別の例あり

山 比 叡 山

愛宕郡志 八瀬村

三百三十九

四明ヶ嶽より四分し西面は本村及び修學院村に屬す延曆寺境内は本府と滋賀縣と兩廳の管轄地に跨れり
登路は本村東北字扇谷より登る三千餘町にして頗る峻なり深水一條字八町谷より出て北流して八瀬川に
入る

高祖谷山

村の東南にあり叡山西面の一山なり高約千五百尺樹木多く溪流一條八瀬川に入る
御所谷山
村の東北に在り叡山西面の一山なり其麓に天満宮社あり此所より横川に登路有り

國有林

八町林

叡山の西に有り段別六十町六段七畝一步延曆寺の上地なり
大黒林
同上段別十一町一段八畝十五步延曆寺の上地なり

此國有林は叡山の西面本村の東方に在りて古來本村の永代請所と稱し中代より年々米一石四斗銀五百
四匁三分五厘を延曆寺に納め來りしが寺領土地の後京都府の所轄となり年々米一石四斗金八圓四拾錢
五厘を府廳に納め舊來の慣例を繼續せしが明治九年七月返納せしめられたり(四十二年八月延曆寺有
となる)
民有林は三百五十三町餘にして杉檜を主とし雜木多し

河 八瀬川

北方大原村字戸寺より來り山嶽間を屈折南流し修學院村字高野に入り高野川となる延長一里二十八町餘
深き所三尺淺き所一尺廣さ約六間清くして急なり田地十八町餘に灌く

道 路 橋 梁

數 賀 街 道
修學院村字高野より本村に入り八瀬川に沿ひ北上して大原村字戸寺に入る延長一里十五町餘廣さ約二間
近年大に開修せり

里 本村元標より里程左の如し

京都府廳	二里二十五町	愛宕郡役所	二里十町
修學院村	一里十三町	田中村	二里十町
大原村	一里四町	岩倉村	一里二十五町

滋賀縣滋賀郡阪本村界 二十町
附記 本村より叡山に登るを便道とす其登路左の如し
長谷口 釋迦堂二十四町四十八間横川一里二町頗る峻なり字たい阪の北氏神天神森より登る山裾の便あ

運 輸
舊時は道路險惡救險なりしも近年大に開修行はれ運輸利便となれり
本村字地左の如し

愛宕郡志 八瀬村

三百三十九

字名	位置	段別	字名	位置	段別
花尻	東北	一八〇〇〇	谷山	西北	一七二〇三
美濃	同	六一一六	西野	中央	一四九一二
扇原	同	一八一〇四	南野	同	一八九一〇
脇谷	同	一、二九〇二	川筋	同	一、五二二〇
矢谷	同	一五七〇三	上田	同	一、五一一八
蛸谷	同	四〇〇八〇七	宮田	同	二、六〇二八
丹住	同	一〇、一六二一	御所	東	七、八三二二
神出	同	九、二〇五	猪谷	同	八、四六二二
八瀬	同	二、四六一四	北谷	同	四、八五一五
西原	同	一三、六二二	和所	西南	五、一〇五
岩山	同	一、二、三三〇二	カケ	同	六、四一九
七瀬	同	一五、八一二九	妙見	同	一、一、三二二五
七瀬	同	七、九〇五	方便	同	一、六二二〇一
余瀬	同	一、五八二五	植谷	同	五、九一一
雌鳥	同	三、一八二七	高祖	同	一、三、五〇三
大谷	同	五、二七二九	青谷	同	一、三、〇九〇〇
大野	同	二、一、三三七	橋詰	同	一、三、〇九〇〇
藤野	同	三、四〇〇一	南橋	同	一、〇、五〇〇
野瀬	同	一、五二〇九	甲賀	西南	一、二、二〇五
清川	同	四、三二九	小路	同	一、二、二〇五

明治四十一年十二月末日調

地名	官有地	民有地	租稅地	田	畑	宅	山	民有免租地	學校敷地	郷村社地
北田	一、八九一〇									
修谷	三、六七一九									
水井	二、二五〇二									
善谷	一、七五〇九									
地籍	七、九八五、一六									
官有地	三、種									
國有林野	七、一八五、一六									
河川溝渠	六、四〇〇〇									
民有地		三、九〇〇、三、一七								
租稅地		二、八、四九、二二								
田		二、四〇、二五								
畑		六、一六、一八								
宅		三、五二、九六、二二								
山		一、六九、〇七								
民有免租地		二、三三								
學校敷地										
郷村社地										
道										
路										
神子ヶ淵	二、八一									
大岩	九、一一九									
谷山	四、六、七〇、一七									
定率	四、一、一									
增率	四、六、五、一、五									
四十年	四、九、二、三、二、四									
三十五年	三、〇、七、二、八、五									
三十年	一、〇、二、二、五									
二十五年	一、一、七、九、一、〇									
二十年	一、一、七、九、一、〇									
十五年	一、一、七、九、一、〇									
十年	一、一、七、九、一、〇									
五年	一、一、七、九、一、〇									
一年	一、一、七、九、一、〇									

受岩郡志 八瀬村

一、四六二六

墳墓地
井池
役場敷地

用無水路
堤塘
道路

三百四十二

租稅

九六三、八八〇

四十年

國稅
府稅
郡費
村稅

七四一、一九三
一一九、四〇七
三、五八二、二九七

官公衙

八瀬村役場 宇川原筋

明治三年迄和尙支配同三年迄庄屋支配となり同五年に本郡第七區六年に第三區となり戸長役場を置く十二年より聯合役場となり十四年より村役場となりて二十二年町村制施行せらる

學 校

八瀬尋常小學校 宇川原筋

明治十年八月創立にして明治四十一年度在學兒童數は男五十四人女四十八人計百〇二人教員は正教員男一人女二人計二人本年度經費は六百貳拾九圓五拾錢なり

物産 本村は溪谷の間にあり耕地太だ少なく穀類多からず其他林産を以て重となせり

四十一年

米 麥

四八八、五
一〇七

七、四〇五
九一七

木 材

五九五

八、三三二

丸及角材
挽材
竹材
薪材
其他

一、三五〇
四五〇
一一二
五〇〇

三、九五〇
一、〇八〇
一五六
二、〇〇〇

民業別計

七、四七一
一五、七九三

明治四十一年末現在

農業 林業 工業 商業 日稼及勞働者 雜業 公務及自由業

戶數 九八 五五 二〇 一三 一

人口 六三〇 五五 二二 一五 四〇 一三 三百四十三

受岩郡志 八瀬村

受宥郡志 八瀬村

三百四十四

無職及職業不詳

一三四

八二

備考 林業者の比較的僅少なるは農業兼業者多きよりして主たる農業者としたるに因る

民力 直接國税を納むるもの左の如し

四十二年未調査

五拾圓以上 二

拾圓以上 一四

五圓以上 一二

參圓以上 一二

四十一年十月調

車 七八

甲牛車 六

荷馬車 一

大牛車 七八

乙牛車 一

四十一年未現在

中小車 一

計 二五

家畜 牝 五

計 二五

馬 二

明治四十一年未現在

本籍人口 三二

平 民 四一六
計 女 八三九

現住人及戸數 四一六
計 女 八三九

人 口 三九七
計 女 四一六

戸 數 八一三
計 女 一三四

宗 教 (在住人) 一三四

佛 道 八一三

基 督 教 一

宗 教 未 詳 一

神 社 一

天 滿 宮 社 宇御所谷山

菅原朝臣道真

祭 神 菅原朝臣道真

境 内 神 社 祭 神 八 大 龍 神

山 王 社 祭 神 八 大 龍 神

岩 上 社 祭 神 天 武 天 皇

秋 元 社 祭 神 秋 元 但 馬 守 吉 朝

三百四十五

村社里傳に菅公幼時叡山尊意僧正に従學し登山毎に此に憩ふ其後村民公の威徳に感じ社を建て、之を祭る社地山に依り西面す老樹林を成す境内六百十八坪民有地第一種一村皆氏子たり

八幡社 同 應神天皇
 六折社 同 菰田彦神
 幸神社 同
 寺院 同

寺 傳 寺 宇田ノ宮

本尊 如意輪觀世音

天台宗延曆寺末元和二年三月叡山北尾大智院より此に移す境内九十五坪民有地第一種榎家一村なり

名勝 瀨川

大原村の界より本村の間八瀬川と云ふ深川深壑幽谷の間を曲折し奇岩老樹交錯點綴し飛流奔澗雷吼玉鳴
 洛北の奇景なり此川元と崩川と稱す植或は垣帖の名産なり舊時は朝廷の供御に進る例にて維新前迄年々獻
 納せり今も深魚最良なり又名所とし古歌に詠せらる

鬼ヶ洞 本村西山字岩山の半腹に在り登路五町餘險なり洞は南に向ひ高二丈深三丈餘入口廣八尺口隘く内廣し殆
 ど四帖敷許なり天然の岩窟なり口碑に八瀬童子の舊跡なりと云ふ今に至り毎年七月十五日洞の前にて念
 佛供養をなすとぞ

龍風爐 窟を築き石を納れ青松葉を焚き之を熱し鹽水を沸き蒸發せしめ蒸風爐とす舊時五六戸ありしが今一月在
 せり時々湯治の客あり天武帝のこゝを傳ふるも信じがたし

千東ヶ崎 高野より八瀬に入る八瀬川の西崖にあり西は山崖高く峙ち東は急流岸高く最も險要の地なり平治の亂源

兜ヶ淵 義朝東國に敗走の時叡山の侍兵此に扼す齋藤實盛が隨計を以て免れし所なり

春比石 千東の下八瀬川にあり立つ巖高く聳る碧潭藍の如し

御所谷并碑 天満宮社の入口に在り自然石にて高さ四五尺あり里俗辨慶が春比石と云ふ

御所谷 御所谷は氏神天満宮社の在る所の山にして其舊址は社より登る二町許に在り舊と山王權現の祠あり相傳
 ふ延元元年正月十日後醍醐天皇足利尊氏の入犯を避け俄に叡山に行幸の時此道に由り暫く風爽を駐め給
 ひし所なり當時村人與を奉じて供奉せり故に御所谷の稱ありと山王社は氏神の攝社にて遙に山上に在り
 しが不便なるを以て明治十一年京都府命じて本社に遷す村民舊址の煙滅せんことを恐れ碑を立て之
 を表せんとして其文を宇田淵に求む大勳位晃親王篆額を賜ひ之を其地に立つ其文を左に録す

御所谷碑 山城國受岩郡八瀬村御所谷 有山王祠、與氏神社相距二町餘、而爲其攝社、
 後醍醐天皇延元元年正月、足利尊氏入犯、官軍防戰不克、將幸比叡山避其鋒、取途于八瀬、駐蹕此祠、
 侍官軍之聚、村人防禦護視、遠延曆寺、勅復其租以賞焉、後稱其地曰御所谷云、八瀬在比叡山下、距
 京師二里、村人勞王事久矣、歷朝行幸、充祀輿丁、至今爲例、明治十一年、京都府令移山王祠于氏神
 社側、於是其地荒蕪、不修村人恐歲月之久、遂失其跡、晉謀建碑表之、附余文、余謂駐蹕之事、史乘不載、
 然其事確實有據可信、因叙其概畧、係以銘、銘曰、
 谷曰御所 龍駕駐蹕 歲月既久 民沐遺澤 維石峨々 斯表舊蹟

大勳位晃親王篆額

受岩郡志 八瀬村

西洋人避暑地

本村より横川に登る坂路の中に排庭屋敷と云ふ所あり深山幽静老樹蒼鬱炎氣の至らざる所なり近年西洋人此地を愛し夏日避暑の爲め來り住む者數十人假屋を構へ天幕を張り凡百需用を持して來る村人之に供給する者亦少からず皆欣々然として其清趣を樂む者の如し

逸事

八瀬童子年貢課役免除

八瀬童子課役免除は頗る古代よりの事にして其起源詳ならず口碑によるに延元元年正月十日後醍醐天皇叔山襲座の際瓜與を捧せし功勞に因ると云へり然れども八瀬村人の駕輿丁に役し且朝廷に縁故ある事は猶古く見ゆれば必ず此時に始るとは定めがたし今舊記に傳ふる所の文書は建武三年の繪旨を以て最も舊しとす

八瀬童子等年貢以下の事課役一向所被免除也可令存其旨者
天氣如此悉之

建武三年二月廿四日

山城國八瀬庄住人等被免年貢也得其意矣而可有下知旨

天氣所候以此旨可被申入座主宮給仍執啓

正月十三日

大納言僧都御房

山城國八瀬庄住人等年貢御免事 繪旨如此可令存知之由被仰下之狀如件

正月十三日

判

左 少 辨 判

右 中 將 判

八瀬庄住人等中

其後歷代此例に因れり足利中代戰亂の世となりては横暴を加へられしと見へて退新儀之妨等の文句あり以て其時勢を見るべし但し古來梶井宮に附屬せし者の如く其繪旨を賸願するも下附するも皆梶井宮の坊官院家を経由せし者にて先到大納言僧都とあるは蓋し梶井宮の院家なるべし此課役免除の事は地租改正の爲め一般の新制を實施せられしも地租は宮内省より特別に賜はる例にて村民は國稅の地租を納むる事を免がるべしと云ふ特典を長へに受くることゝはなれり之が爲め村民は今も人員を定め一年交替にて上京宮内省の御用を務めるの例なりといふ

八瀬庄與高野郷境論裁定

舊時は詳かならざれども天文十一年境界裁定の下知狀あり

城州八瀬庄と高野郷境之事

南限橋南限西限嶺東限川東阿於良谷水流爲庄内之條若背此旨令越境者可被處其科之段被成奉書於彼郷畢當所地下人等宜存知之所被仰下也仍下知如件

天文十一年十一月十五日

大和守三善朝臣在判

對馬守平朝臣 在判

諸商賈の儀任繪旨并御代々御下知之旨不可有相違付伐採山林竹木郷領所領等押執事停止畢仍狀如件

永祿十二四月五日

信長朱印

八瀬童子中

八瀬庄内山之事

南は川より東あをらの谷を限川より西は橋詰水流を限北ははな尻之鳥居を限東は嶺を限西も嶺を限爲御料所入木仕候條自然御普請衆へ人夫以下其外雖爲何方之者彼山へ入こみ於柴木伐採者爲郷中支置早

愛宕郡志 八瀬村

々此方へ可申越候急度可成敗候也

天正十六二月二日

民部卿法印在判

當 庄

此後寛永年間板倉勝重所司代の時高野村より山林盜伐の事あり八瀬村民は幕府に訴訟し審理の上寛永八年九月十日所司代板倉勝重より裁許状を下附し八瀬村の勝訴となれりと云ふ

八瀬童子與丁の例

八瀬童子は課役免除せられ與丁に充てらるゝ例にて其舊例の記録左の如し

一禁裏様御わたましの時御役者に童子十三人參上申候

一三門跡様於禁中爲天下太平之御祈禱年中に五ヶ度童子十三人宛參上申候

一公方様日吉山王へ御參詣の時御はしとのより御こしの役者として童子十三人餘

一於日吉之社に五月祭之時後白川院有御幸佐々木四郎殿やふさめを被仰付候時公方様御乗物役者童子十三人御用に相立候事

一公方様八幡宮へ御參詣之時やくつかより御前まで御こしの御役者に十三人參り申候事

一公方様伊勢大神宮へ御參宮の時中山之間童子十三人御役者に參上の事

一於山門大會法事之時役人に童子十三人宛罷上候

右條々の役者に罷立候間代々の天下様より諸役御免許に而御座候處後寂光院より御代々の御繪旨并御下知等之旨をそむかれ役發を被仰付候事一段迷魂仕候然者幾度も御繪旨御下知等の旨に由らせ諸役免除之御訴訟可申上候此旨可預御披露候仍申狀如件

慶長十二年壬卯月吉日

御 奉 行 様

八瀬村 申

八瀬村私領寺領土地御料となり課役一切免除之事

八瀬村舊時所領詳かならず徳川幕府の初めより寶永年間迄は村高二百八石七斗四升二合にして其分領は左の如し

一高百石

林 大學頭

一高六十五石六斗二升二合

施 藥 院

一高三十石

寂 光 院

一高三十三石一斗二升

長 岡 帶 刀

外 小黒木二千六百四十把

同村小物成

是は小物成として前々より御料に取立來れり然るに山門結界訴訟判決の月從來私領寺領一切上知せられ本村は全く御料となり六十三石二斗三升四合を收納するのみにて其他一切課役を免除せられたり由是舊來二條御城に年々寸竹百八十四本四寸 同百七十本三寸 小竹二十四束一尺八寸を納め來りしも是亦免除せられたりと云ふ

八瀬村氏神社内弓始

弓 始

毎年正月廿日天神の社に村中一同衣装して出で左座右座の兩座に分る大鏡餅十居一居 小鏡餅廿五居三合を神前に供へ惠方の方に檜薄板網代に組み五尺にして黒黒の的立て神主一手射る次に神主の子孫袍を著し本弓に鶉の羽の矢を取添て神主に渡す神主受取り倒まに一手射る次に村の子二人出で半弓にて一手射る其起は昔小たんだいと云ふ鬼神常に八瀬の人を惱す故に天照大神八幡大菩薩春日大明神此三社の神射さしめ給ふ由にて天下泰平の御祈なりと云ふとそ

花 の 弓

毎年三月躰躰の盛に天神の旅所南の方は檜の薄板を網代に組み三尺にして是白の的を立て年十六七の者

四人之を射る其後子供争ひて射る終りて的の釣糸を切落し的の表を十文字に切り鬼は川に流したと雖して川に流す正月の弓始めの的は射候めて是黒し花の弓は猶懸るとて星白しと云ふ是は蓋し八瀬の舊記に昔源平兩家の戦惡逆の武士禁中に狼藉し賣入んとする時良の方の御番に八瀬童子一人も不殘參上せし由申傳へ依之御弓を許さるとあるに起れる者にやあらん

八瀬童子献上物

八瀬村は古來繪旨を拜領し諸役免除の特恩を蒙り朝廷に御庭奉行はる、毎に献品を上り御用を勤仕し御酒肴を賜りたり天明寛政以來の事實は舊記に存せり大概近衛家に因りて事を願出で許可せらるゝ例なり女御入内皇子降誕、讓位、即位、大嘗の如き大禮は勿論離宮御幸非常御立除の時の如き必ず御用を勤め献上物をなしたり其物は柳梅一荷鹽鯛一折又は鯛一連或は小豆五升等を恒例とす又文化十五年^{元政}三月中宮御所御庭石大小五十七連接被仰付人足五百七十六人して運送し御褒美として銀子一貫大判形饅頭五百下し賜りし事あり又同年十一月二十一日大嘗會行はるゝに付如先例關進物御用として左の品を關進せし由舊記に見えたり

- 杉 丸 木 長二間目通一尺六寸廻 一本
- 竹 目通六寸廻 二十本
- 杉 皮 上節印 二十五間
- 垣 柴 一駄分目方四五貫目 一駄半

又献上の事は往古より近年に至る迄行はれたり其舊記左の如し

八瀬川の鮎むかしより今に禁裏へ春夏秋にいたり奉る鮎も參るものにはいつも御食を下さるまた献上のしるしに禁裏御臺所の役人より御代官小堀二右衛門殿役人へ今日鮎いくつうけ取候と書付出されその書付度々當村へなめ候八瀬村の内に禁裏御料あり小堀二右衛門殿支配につき鮎の書付も出る也山門結界訴訟并秋元神社

座主日光宮の願により更に書圖面を製し老中連署の裏書を加へ結界改定女人牛馬立入を禁せらる其文如左

山門結界之儀、往古者四五搦之内、女人牛馬制禁之處、近來西表風八瀬村、女人牛馬令往來、淨界之要地、依之山頂者、從銀馬場至元黒谷松生際并經塚南尾巖妖狗若者、山門之境内相加之、以石杭勝示定之、注繪圖墨筋引之、其内へ女人牛馬者勿論、惣而八瀬村之者一切不可入、山下白筋者、古來結界勝示の跡也、是又相改、以石杭定之、女人牛馬出入之儀、堅令停止之、并堂地藏谷者、雖勝示之内、屬八瀬村、惣而墨引之外者、八瀬村之者爲特分之條、柴薪伐採之儀者不制之者、墨筋各加印判、横目相移也、右今度相改、注繪圖黑白之筋引之、爲後證山門八瀬村双方え渡之基、堅可相守者也、寶永五年十二月五日

- 河内 印 兵井上
- 加賀 印 氏大久保
- 但馬 印 兵秋元
- 相模 印 氏土直

此より先京都町奉行郡代より八瀬村人を召し從來下附の繪旨並文を取上げ調査する所あり其後代官古川小島等八瀬山見分ありしが此に及び村人を二條役所に召し安藤駿河守より此圖面裏書を下附せらる八瀬村は耕地少く薪を生計とし且朝廷世家の需用に供し來りしを之が爲め其生活を失ふて以て明年正月より奉行所に歎訴すれども用ひられず同四月八瀬童子八人江戸に出候所奉行本多輝正少輔に願出で阿市せられ志を得ず然れども百折不屈頻に歎訴に及びしが同年七月老中秋元但馬守八瀬山巡見の事あり隨從哀訴意は八月又江戸に止り歎願すれども沙汰無き既に此網結界訴訟案宣將軍の爲る寶永七年七月廿二日

寶永五年十二月五日

童子を評定所に召され老中連座の上左の裁許状を下附せらる

日光准后御申の旨に就て去々年十二月山門の結界を改定めて女人牛馬等勝宗の中に入る事を禁断あり依之去年以來八瀬庄住人等訴申す彼庄の中禁裏の御料繪旨を被下往古より男女山に入り薪を採て商賣のたすけとす結界の後すてに其業を失ふと云々然るに繪旨は課役免除之事にして山門の境内に入る事をゆるさる旨はのせられずしかりといへども禁裏の御料繪旨重疊の上は懸訴する所も其謂なきにならず故に別に恩裁の儀を以て彼庄散在の私領寺領等を他所に遷替られ其地はすなはち御代官に附られ年貢諸役一切を免除せられ畢禁裏御料に至ては永く先規を守るべき者也

寶永七年七月十二日

紀 伊 河 内 列
加 賀 伯 耆 列
但 馬 相 模 列

於是祈願の旨を達し八瀬村一同は生計を立つる事を得る舊時の如きを得たり之に依て秋元氏の實見の恩に感じ其靈社を氏神社内に立て秋元大明神と稱し毎年十月十一日其祭事を行ひ今に至りて絶えずと云ふ

八瀬踊の事

毎年十月十一日の夜八人を一隊となし女官の用ひし上衣を着し各切子燈籠を頭に戴き大蠟燭を點し氏神境内に於て鼓を打て踊を奏す神社には百燈を點し各戸に大張灯を掲げ簀を焚く其式最盛なり其諸物の曲は左の如し

道 歌 花 積 踊 津 島 踊 家 方 踊 茶 摘 踊
白 糸 御 所 踊 忍 踊 獵 場 踊
此歌醇古致樸觀風の資と爲すべき者あり其内一二を抄録す
屋 形 踊

あら面白の家方の造日暮御門に頼を打ちいろく槍紋かやら見事ハアハイ家方踊を一踊

東のては春かど見ゆる梅の小枝に鶯が羽を休めて音をいたすハアハイ家方踊を一踊
南のては夏かど見ゆる洲濱に池をほらせつ橋の下には御座船が五色の糸でつなぎあるハアハイやかたたごりを一踊

西のては秋かど見ゆる菊と紅葉にたわむれてあれなる鹿の戀心ハアハイ家方踊を一踊

北のては冬かどみゆる松と常盤を相添へて其枝々に薄雪が白米の米と降かゝるハアハイ家方踊を一踊

さて見事な工かな四方四面費に大倉戒黒いはひこめハアハイ家方踊を一をどり

家方掛りを見物仕候御居もひさしきいつまでも御所踊

鎌倉の御所の御庭にうゑたる松は唐松ハットロト御所の踊を踊らふよ

さて見事な御所の御庭には唐石唐松唐榎ハットロト御所の踊を踊らふよ

唐松の一の御枝に御所の御庭の奥をかけた御所の踊を踊らふよ

さて見事な鷹の羽がイハ片羽がひは淺黄紅梅又片羽かひは紫きハットロト御所の踊を踊らふよ

さて今年御所の御たかや心も言もたよばしハアトト御所の踊を踊らふよ

さて九月になりぬれば八重咲菊に心たわむれ月かややきてたもしろやハットロト御所の踊はこれまでよ

人情風俗

家作は概ね茶葺衣服は木綿を主とす婚姻は親族二三人を招くのみ他村と縁組する時は此限にあらず氏神神主は村内老分上席者一年交代に之を勤むる例なり男子の頭は多く總髪なりしが維新後廢せし者多し人情は質朴にして最も禁裏の御用を重んじ常に忠義の心を存せり古來御與丁たりしが今日に至りても古式の風興出づる時は與丁に命せらるる例なり

大原村志

本村は舊大原の一郷にて戸寺、上野、大長瀬、來迎院、勝林院、草生、野村、井出の八ヶ村に分かれしが明治十六年八村を合して一村となし大原村と稱し同二十二年小出石、百井、大見、尾越の四ヶ村を合併せり故に今も十二部落に分れたり舊との八村は雞犬相聞へ互に近ければ小出石、百井、大見、尾越の如きは山谷を隔てし深山中に在り本部よりの方位里程は左の如し

大長瀬 大原の中心に在り西は野村北は來迎院南は上野に接す東西約三町南北粗同じ村役場小學此に在り

來迎院 大長瀬の東北に在り西は草生北は勝林院に接す南北約四町東西約十八町

勝林院 來迎院の北に在り北は小出石西は草生に接す南北約二十町東西約三町

草生 大原の西北部に在り東は勝林院南は野村に接す南北約十七町東西約八町

野村 草生の南來迎院の西に在り南は井手に接す南北約八町東西約四町

井手 野村の南に在り戸寺と界し南は八瀬村西は靜市野村に鄰す南北約八町東西約三町

小出石 大原の北二十餘町に在り小瀬街道に當る

百井 小出石の西約一里餘に在り

大見 百井より更に北方一里半の深山中に在り

尾越 大見より更に北方半里の深山中に在り

北は本郡の最北部久多村と界し東は滋賀縣滋賀郡伊香立、仰木、坂本の各村と叡山と脈を以て境を分ち西は本郡花青、靜市野の二村に接し南は八瀬、岩倉の二村に鄰す

南北約五里東西約一里半にして其面積二千三百二十二町二段一畝四歩なりといふ

郷 上代郷莊詳かなりされども蓋し小野郷なるべし古制の郡は大上中下小の五等ありて五十戸を里とし二十里より十六里を大郡とす本郡は大なれど二十里とすれば千戸に過ぎず其南部は延暦十二年京都に編入せられたり故に北部は戸口稀少にして南部は衆多なりしと見えて郷は多く南部に在りて北部は甚少し是れ自然の勢なり本村は南方高野の邊より此一谷を擧げて小野郷なりしものと察せらる其證は高野に小野毛人の墓あり小野社あり本村に小野山あり惟喬親王御隠栖の舊地比叡山の麓小野といふは即ち小野山の下にて親王の御舊址并びに御墓ありて此邊一帯は上代の小野郷なりしを知るべし但し其區域は今考がへ難し

管轄 上代詳かならず徳川幕府の時は勝林院、來迎院、大長瀬の三村は梶ね梶井門跡の領地上野、草生、野村、井手、小出石の各村は中東氏の領地にして百井、大見、尾越の三村は近江國朽木氏の封地なり其他細少のもの之を畧す明治維新京都府の管轄となり

地勢 本村は郡の北位に在る一區域にて北は山城時百井峠の分水嶺を以て久多村と界し郡内の高地なり其より比叡山脈を東に負ひ西は花脊より靜市野村に走る山脈を限り南は八瀬川の山峽を以て京都に通ず三面皆分水嶺に圍まれ地勢高峻にして險急なり其北は遠く伸びて山谷益々深阻大原川此より出て南流し本村の中央を貫き八瀬を過ぎ鴨川に注ぐ致賀街道之に沿ひ北上して近江國に入る大原は山河清淑幽閑にして京北の勝地たり

山岳 長谷山

字井出の南に在り高約百二十間周廻約二里

井出 字井出の西に在り高約六十間周廻約四町

江文 峠

字井出の西北に在り高約二十間靜原道之に由る

宮の谷山

字野村の西に在り高約百八十間

堂の谷山

字野村の西に在り高約百二十間周廻約八町

西の谷山

字草生の北に在り高約二十間周廻約一里

三又山

字草生の北に在り高約二十間周廻約三町

大原山

字勝林院の東北に在り高約百八十間周廻約一里二十町

柳ヶ谷山

字勝林院の東北に在り高約百二十間周廻三里

大原山

字來迎院の東に在り高約百八十間周廻四里又小野山と稱す右三山叡山に連り滋賀縣と界せり

平見山

字大長瀬の東に在り高約百二十間周廻十町

笹ヶ峰峠

受宕郡志 大原村

字上野の東に在り滋賀縣に界す

相谷山 山 大原村

字戸寺の東に在り滋賀縣に界す

見谷山

字小出石の北東に在り周廻約二里二十町滋賀縣と界す

小出石山

字小出石の東に在り周廻約二里滋賀縣と界す

高谷山

字小出石の西北に在り周廻約三里餘字大原の山と界す

山城

字小出石の東北に在り高六十間若狹街道にして近江國界に當る西南は小出石に屬し東北は滋賀縣滋賀郡

途中村伊香立村に屬す所謂途中險也此より龍華に出づるを以て龍華險とも云ふ

火打谷山

字大見の西に在り周廻約一里三十町字尾越百井の間に屬す

海老山

字大見の南に在り菅林有り段別計二町四段餘

釜谷山

字百井と小出石の間に在り周廻約一里七町

宮山

字百井の東に在り周廻二里二十餘町滋賀縣と界す

水無山

字百井の西に在り山脈鞍馬山に連なる

坪栗山

字尾越の東に在り周廻約二里八町滋賀縣に界す

河川

大原川

源を百井峠山城峠の分水嶺より發し小出石に出て大原に入り溪谷の水を合し八瀬の山峽より南流して高野川となり鴨川に合す村内の延長約二里許深き所三尺常水枯れず大雨も溢るゝに及ばず時に川涯の破損あるのみ舟筏通せず田二十五町許に灌漑す

草生川

字草生の谷合より出て東南に流れて大原川に入る

來迎院川

音無川

字來迎院の東山より出て西流して大原川に入り音無川は音無瀧の下流なり律川呂川音無瀧は名勝部に記す

小出石川

字小出石の山谷より出て南流大原川と爲る延長一里十五町

大見川

字大見の山間より出て東南して百井に入る末流湖水に注ぐ

百井川

鞍馬村界の谷合より出て字百井を経て滋賀縣に入る

尾越川

字尾越の南深ヶ谷より出て東北流して滋賀縣に入る延長二十三町

橋

花尻橋 大原川に架す小字花尻に在り長十二間木造明治二十七年十一月改造

和田橋 同上小字和田に在り長八間木造明治二十九年改造

高橋 同上小字新田に在り長六間木造

古知谷橋 同上小字古知谷に在り長六間半

井出橋 同上大字井手に在り長七間木造明治三十三年改造此他三間以下の者之を畧せり

道

大原路

八瀬村の入口小字花尻より三千院分岐に至る地方税皆支辨なり明治二十七年度より同三十二年度迄に改修延長六百二十四間四分經費貳千七百參拾壹圓九拾九錢七厘を要し今假令縣道敷賀街道の一部分となれば

敷賀街道

三千院分岐より以北山城峠に至り舊と地方税皆支辨にして明治三十一年より同三十三年度迄に改修延長二千六十九間八分經費金參千貳百八拾七圓參拾四錢九厘を要せり山城峠より近江國滋賀郡に入る即ち龍華險なり因に山城峠は文徳天皇天安元年關を設けられし所なりと云ふ

寂光院道

小字花尻より草生寂光院に至り舊と地方税二分の一補助道路にして明治三十三年度より同三十六年度迄に改修延長七百二十三間經費金四千四百圓を要せり

鞍馬口より大原に達する街道

小字宮川橋より以北小字和田に至る地方税二分の一補助にて明治三十二年度より同三十四年度迄に改修す延長九百二十七間五分經費四千圓を要せり

花脊より敷賀に達する街道

字大見小出石の區内に在り地方税二分の一補助にて明治三十四年度より同三十六年度迄に改修す延長一千十五間經費金千四百六拾圓を要せり

久多より京都に達する街道

字尾越百井の區内に在り地方税二分の一補助にて明治三十四年度より同三十六年度迄に改修す延長一千五百九十六間五分經費金參千四百圓を要せり

本村元標より各所里程左の如し

京都府廳	三里二十八町	郡役所	三里十四町
八瀬村	一里四町	岩倉村	二里二十九町
静市野村	二里二十六町	花脊村	三里二十六町
久多村	五里十九町	滋賀縣滋賀郡伊香立村	一里七町
同仰木村	一里十二町	同阪本村	三里十四町

本村は敷賀の本道に當り且久多村并に滋賀縣滋賀郡の西北部仰木、伊香立各村より京都との運輸は概ね本村に由れり舊時は道路粗惡甚だ不便なりしが近年開修せられ大に便利となり且つ人力車の通行も自由な

然れども北西の諸道は未だ開修を経ず車運通じ難し且冬季積雪の際運送を停むるに至る事あり

大原三等郵便局 大字大原
明治三十三年四月二十一日小出石より此に新築移轉せり

本村は大原八ヶ村と小出石、百井、大見、尾越の四村と合併せしを以て今猶各區として分れ違きは三里以上及びものあり今大字小字の概要を左に掲ぐ

小字	位置	段別
相谷	東南	二三〇、〇二〇
高瀧	西北	三、九〇二
堂尻	中央	一三、八二九
花原	西南	一二、五二二
中河	西南	一三、三二五
前河	西南	二八、八二八
上河	西北	八、〇〇九
南内	西北	七、二〇三
谷内	西北	三、四一一
俵の池	東北	一一、八二八
北溝	上野區	三二、七二六

小字	位置	段別
總甲	東北	四七六、九〇九
谷下	東北	八、九二九
水元	東	一二、五二二
下河	南	一四、八〇四
長谷	西南	一一、四二五
岸下	西南	一四、五二六
北内	西北	一五、〇〇三
湯内	西北	一五、〇〇三
北稻	東北	二、六〇三
北葉	東北	五、〇〇四
南出	中央	三九、〇〇六

大字	位置	段別
北出	中央	七〇、九〇二
關屋	西南	四〇、二二九
谷田	東南	一八、三二二
上山	東南	二〇、八一九
長谷	南西	三二、〇七二
大長瀬區		
芝原	北	三九、四二二
梅宮	北西	二四、一〇四
小川原	南西	二九、二一九
宮の前	東	二二、七二六
宮の田	中央	五七、〇〇一
庄田	西	三三、八〇五
來迎院南谷	東	二八、八〇七
東山	北	四二、六二二
見谷	北	七、二二〇
伊王谷	西	四九、八〇六
酒山	西	一〇、九四〇
森田	南	六、八二二
石折	北	三二、七〇三
上島	北東	六、三一
下庄	南西	三〇、二二六
南田	南	三五、三二七
高甲	東	二九五、四〇六
上川	東	三〇、四二二
中川	中央	八、六〇四
大長瀬	東	一九、五一〇
坊の上	東	二九、二二〇
坊の田	中央	三五、七〇一
和の田	北	一六、四一一
來迎院北谷	東	三〇、二二七
東津	北	八、五〇五
高津	北	五二、一〇九
古知	西	九、三二〇
飛山	西	三五、三三五
平田	北	七、二二三
本本	北	九、五〇四

愛宕郡志 大原村

三百六十五

久南勸岸	古井古瀧瀧	古中宮	ユ上社下太南	北
伊王保	出知知	尾ノ	川山田田	出野
北北北	北西北東北北北	西西南東東	南南中央	北東
一〇、三二五	四、二一六	二、九二六	一、八五二	二、二〇八

西杉北鉢	伊阿古瀧阿北堂	一	下大	上	畑	中
出谷堂田	王部知知	部部	長	山	田	出
中西北北	北北北北北北	西西南東	南西南	中央		
二七、〇二九	三、七〇六	二、四〇〇	三、五〇〇	五、九二八	一、一五六	四、〇七五

愛宕郡志 大原村

三百六十七

古伊小西堂森下茶上	來古向小上大	中聖北	内川
知王ノ	迎知の利	街	原
谷谷ヤ	谷谷裏瀧谷掛庄谷	手道	田
東北北北	西南東東北北	東東中央	北
一七四、四〇三	二、四八二	一、七二〇	二、二〇五

岩ア五水三土セ牛中	伊登柳瀧大尾上	古奥	芹
谷谷尾谷ツ蔵シ首	王路ケの	北知	生
西北北東	北北東東北北	東中央	北
四四九、〇一九	三、九〇六	一、四二二	一、〇八二

愛宕郡志 大原村

三百六十六

六人代用教員男二人専科正教員女一人計九人同年度の經費は貳千五百八拾七圓五拾錢外に實業補習學校の附設并に教員講習補助費あり合計貳千七百四拾九圓五拾錢なりとす

四十一年 開

搾乳場數 一
搾乳高 三
搾乳格 三
製綿工場 九〇

製綿工場 宇大原

京都市川橋鐵之助明治三十九年七月創立にして日本形水車二臺寶馬力十六の動力を使用し盛んに業務を擴張しつゝあり最近の調査に因れば常に約三十名の男女を使役し製綿脫脂綿の一ヶ年製産高は二萬貫以上ありと云ふ

物産

本村は山間に在るを以て耕地多大ならずと雖も區域廣大なるより比較的田面多く而して又山林に富めるを以て薪炭の産頗頗る多し普通農産は村内の需用に足らず供給を他方に仰ぐもの少からず今最近の産額を掲ぐれば左の如し

米	二、〇九〇	三、五〇三	四、一一年
麥	三〇〇	二、四二四	
木	二、三九〇	三、三、九二七	
計			
九及角材	一、二五〇	六、二五〇	
挽材	四、八〇〇	二、八八〇	
下駄材	四〇	四〇	

竹	三、四〇〇	二、三三四
其	?	二、一九九
果	一、六〇〇	九、七三三
薪	五〇、〇〇〇	八、〇〇〇
木	二、五〇〇	五、〇〇〇
茶	一、五〇〇	四、〇〇八
土	?	四〇
蔬	?	三、三六三
菜		二、九三八六
計		六、三、三三三

備考 外に製製品價格一、六八八あり

名産

柴漬(茄子、蕃椒、茗荷、紫蘇等の混合鹽漬なり)本村及八瀬村に製造するものにして一種の雅味あり茶人酒客の賞玩は更なり高貴の酒膳にも上ることありて其名亦高し

民業

民業を大別すれば大畧左の如し然れども專業者のみならず相兼ぬるもの多し

明治四十一年末現在

農	戸數	人口
林	二、三三二	一、一四四
林	一七	八二
工	五七	三二一

受寄郡志

大原村

商	業	四七	四二二
交通	業	三	一五
日稼及勞働者		二四	二六〇
雜業		六	五
公務及自由業		五	二一
無職及職業不詳		三九七	七五
計			二二九一

備考 再養蠶家百五火茶業八月三十八人は農業の内に併記す

直接國稅を納むる者左の如し

百圓以上	三	五拾圓以上	四十一
拾圓以上	一〇四	五圓以上	六三
參圓以上	四五		
車	一八五		四十二年十月關
荷馬車	一		
乙牛車	二	甲用牛車	四四
大七車	一三六	中一人力車	一一
畜		小車	一
牛	一七	計	四十二年未現在

本籍人口 一 |

士族男女 七六九

平民男女 一〇六二

計 二四二一

明治四十一年未現在

現住人口及戸數

人口	口	男	女	計
大原	一、二六	八七	七一	一、五八
小出石	一、三〇	八八	八八	一、七六
百井	一、三九	七三	八一	一、五四
大見	一、三九	七三	八一	一、五四
尾越	一、三九	七三	八一	一、五四
計	三、九七	一、三六	一、三六	二、七二

宗	教	數	宗	教	數
佛	道	一七九	基	教	二〇七八
神	道	一七九	未	詳	三一
江文神社	大字大原		稻倉魂命		
祭	神		大原村		

村社由緒不詳なれど頗る舊社なり本社拜殿神庫あり境内千六百七十七坪官有地第一種江文山にあり樹木多し

境内神社

級長津彦神社

祭

神

級長津彦神

外一柱

柯遇突知神社

祭

神

柯遇突知神

外二柱

満山神社

祭

神

愛宕神

外一柱

天満宮社

祭

神

菅原朝臣道真

外一柱

神明神社

祭

神

菅原朝臣道真

外一柱

祭

天照皇太神

豊受皇太神

村社由緒詳ならずれども舊社なり本社二字相併ひ境内老杉多し文明十八年六月十六日送別の宴を此に開らき歌詠み法樂しける事廻國雜記に見えたり境内九十坪民有地第一種

境内神社

八満神社

祭

神

八満宮

蓋入櫓の隅り

小野御登神社

祭

神

八満宮

蓋入櫓の隅り

祭

惟喬親王

無格社創立詳ならず然れど惟喬親王大原御隠栖の後遂に薨し給ひしかば其御靈を御草庵の邊に祠りしより始まりしなるべし御墓も御舊址も神社と相近し境内六十五坪官有地第一種

梅ノ宮神社

祭

神

木花咲耶姫命

無格社由緒詳ならず本社拜殿神庫あり境内百八十六坪官有地第一種

小野源太夫神社

祭

神

木花咲耶姫命

蓋入櫓の隅り

祭神 猿田彦命

無格社由緒詳ならず文花散の森といふ或花尻に作る境内五百十五坪官有地第一種

八幡神社

祭

神

八幡宮

祭

應神天皇

村社由緒詳ならず境内千七百八十九坪官有地第一種

境内神社

祭

神

保食命

地主神社

祭

神

保食命

山神社

祭

神

大山碓命

志古淵神社

祭

神

大山碓命

祭

龍

村社由緒詳ならず境内二百八十七坪官有地第一種

境内神社

祭

神

龍

平野神社

祭

神

龍

外禿社七座あれど之を畧す

志子淵神社

祭

神

龍

村社由緒詳ならず境内四百四十坪民有地第一種

境内神社

祭

神

龍

日吉神社

祭

神

龍

外二社皆祭神不詳

殿島神社

祭

神

龍

受宥郡志 大原村

祭神 殿島姫命
村社由緒詳かならず境内四百三十三坪民有地第一種
境内神社
稻荷神社 祭神 稻倉魂命

寺
三 千 院 大字大原 小字宮の前
本 尊 阿彌陀如來座像
脇 佛 觀音菩薩 勢至菩薩座像 同 定朝作

本院本尊は舊來藥師瑠璃光如來にて舊梶井御里坊の本室本尊なりしを明治變革の際本院に送置せられ之を本尊としたり明治二十九年境外佛堂往生極樂院更に境内に屬し本堂となりしより其堂の本尊即ち本寺の本尊となれり此像は古來著顯の名作にて國寶と定められたり

天台宗延曆寺所轄の門跡寺院なり初め延曆年中傳教大師叡山根本中堂創立の時東塔の南谷に假に一堂を築き本尊藥師如來(傳教大師自作)を安す是れ本寺の閉基なり之を三千院圓融房と號す其後貞觀年中承雲和尚清和天皇の勅を奉じ更に精舎を建立し東塔より阪本の梶井の里に移る因りて梶井門跡と稱す元永年中堀川天皇の皇子最雲法親王入室ありて本寺第十一世を繼がせられしより皇族門跡となり皇子皇孫聯綿が陣となりて兵燹に罹り其後此地に移れるものゝ如し(應仁以前既に大原に居られしと云ふ説あり)魚山は聲明の根源なれば梶井門跡は聲明業の事務の宮とし音律の闡明を司どり給へり此より先にも顯真承圓宮尊雲法親王にて元弘の國難に當り撥亂反正の大勳を建て給へり慈胤法親王後陽成天皇の皇子を以て入室あり天台座主に補せらる此時京都御車道廣小路に邸地を賜り殿舎を建て御里坊となし佛殿を營み門主

は概ね此に住せられ本寺は修業の故となり里坊の所在に因りて梨本宮と稱す徳川幕府寺祿千六十七石第五十世昌仁法親王の時王政復古に會し復傍ありて梨本宮と稱せられ里坊の佛像宸殿等を本寺に移したり明治四年門跡號を廢せられ一般寺院となり其後廢祿せられしも格別御由緒を以て宮内省より年金九百六拾六圓八拾錢貳厘を給せられ其後門跡號を許され以て今に至れり本院は千年の名寺京北の巨刹にして寺域高敞殿宇完備せしが往年宸殿は取毀れしを以て今再建計畫中なり方丈玄關の額は靈元天皇の宸翰(京都所司代巡檢の一也)にて蓋し特に賜ひしものなるべし境内一町一段二畝二十四歩官有地第四種此外上地となりし地は住職買得して之を寄附し全く舊形を失はず小野山を負ひ大原の郷に臨み律呂の川を左右に控へ最も清淨なる靈地なり寺産は畑宅地三段二畝餘山林六町餘を有せり

本寺は什寶多く其最なるものを擧ぐれば御懺法講の本尊阿彌陀三尊、胎髮胤親王御筆、御懺法講經卷後伏見天皇後陽成天皇靈元天皇宸翰、仁孝天皇御願文、孝明天皇御念珠、惠心僧都筆二十五菩薩、來通佛古畫、曼荼羅、託摩筆一字金輪、晁殿司筆不動明王、此外歷朝御下賜品多し近年梶井門跡傳來の大塔宮御籙刀一振梨本宮より御返附あり此時宮より歷朝御宸翰古文書御返しあり又舊來門主直封の古文書八函と稱して八函あり舊記古文書數百通なり其中に正中二年十一月二十五日の附屬狀あり先門主承雲法親王より大塔宮に附屬の本書之なり宮十八歳の御時に當れり希世の古文書なり其主文左の如し
件寺院本尊聖教山浴房舍庄園所領等式依相承知行式有由緒傳領各相副調度文書附屬禪定皇子尊雲如件

正中二年十一月二十五日

沙 門 押

本院第一の規模は御懺法講なり此嚴儀は天皇御親祭の式にして其儀最も重く後白川法皇の御時より始まり應安元年後伏見天皇三十三年御忌より定式となり清涼殿又仙洞御所にて行はれ梶井宮勅を承りて其導師を勤めらるゝ例なり其式には天皇御躬から行道し給ふ事なれば最も嚴肅莊重なる大儀なり其事は別に記録あれば此には略し明治變革より宮中の式は廢せられたれど文明八年京都室町の營中にて後花園天皇崩御ありしが應仁の大亂にて皇居にては其儀行れ難かりしかば御七回忌の御懺法講を魚山にて行れし

事あり導師は慈胤法親王にて親王自から其事を記し給へり其書を魚山のみのりといふ此例によりて英照皇太后の御一周忌に當り當院より宮中に其由を奏聞し明治三十一年一月十一日梶井門跡假辰殿に於て古來の式に基き御佛法講を執行せり宮内省よりも参向あり其儀最も盛んなりし

因に云ふ御佛法講は保元二年五月内裏仁壽殿に於て七寶御塔供養に行はれたりとの舊記あれば既に白川天皇以前に此事ありしとの説あり

本堂

本尊 阿彌陀如來三尊

舊と往生極樂院と號す梶井門跡此に在りし時境内佛堂たりしが明治變革境外となり明治二十九年特別保護建造物に指定せらるゝに及び更に境内に編入せられ以て本堂となせり桁行五間七寸梁行四間二尺七寸の入母屋造りにて妻を正面とする珍らしき古建築なり其内部は舊物にて佛壇天井柱等精密の繪畫を以て裝飾せり本尊阿彌陀三尊は惠心僧都の作にて靈像なり近年傳圓仁作不動尊像と俱に國寶に指定せらる寺傳に永觀三年花山法皇惠心僧都に勅して之を創立せしめ給ひしといふ(舊と一寺にて天文年中迄は住職ありしが梶井門跡の境内に入りしより幾變遷をへて又三千院の本堂となりしなり)近年大修理行はる堂内佛像にも古佛頗る多し

魚山

魚山大原寺とは聲明の本源を表したる名稱なり初め仁壽齋衡の頃慈覺大師台教の奥秘を究め更に入唐して天台山に入り聲明梵唄の秘蘊を受け歸朝の後此地を相し聲明の本源と定めしなり佛法宣明には音聞を攝化の巧便となし五明の一に備はり尤も之を重んず支那の梵音は魏の陳思王曹子建が濟州の魚山にて空良朝の季は既に亂れしかば梵音を正すべき旨の勅ありし事國史に見ゆ大師已に聲明を傳へ此地を本據と定め濟州の魚山に據り山の名とし大原の水を去りて大原寺と號す大原の名も此より起れり智證、相應、淨

藏、慈惠、源信、覺起、懷空、覺賢、相傳へて良忍に至り益々盛んにして顯密聲明の音訣を集めて大成せり承德中良忍來迎院を建て是より先寂源は勝林院を建て二部に分かれ各院之に附屬せり其隆盛の時は四十九院ありしと傳へたり其後兵亂相繼ぎ各院轉徙多し梶井門跡此に移るに及び門跡寺院の勢を以て自から本寺の如くなれり大原寺は明治維新の後多し其名稱を存せしが別に其寺坊の有りしにあらす唯其總稱のみ今は來迎院と勝林院の二部にして來迎院内には淨蓮花院、蓮成院、遮那院、善道院の四院あり勝林院内には寶泉院、實光院、普賢院の三院あり此諸院は舊時は格式普通の寺院に勝ぐれ宮中御佛法講には參勤の榮を荷へり今も特立の別格寺として固より三千院の附屬にあらず他宗の聲明傳授は猶此二寺に依る例なり

來迎院

大字大原 小字宮ノ前

本尊

尊

中 藥師如來座像

傳行基作

傳定朝作

天台宗延曆寺末三等二級別格寺なり仁壽年間慈覺大師の創立にして聲明梵唄の本源なり嘉保二年中興聖應大師良忍更に之を盛大にし音律の各派を一統し世の聲明學を成さんとするものは必ず當山に依る勢となれり天仁元年良忍鳥羽上皇の敕願により一堂を建立し阿彌陀釋迦二尊を安す即ち本院なり於是四近の諸院之を總本堂とす藥師如來は舊時別堂の佛なりしもの也といふ應永三十三年十月炎上し永享年中再建せしを天文年中に至り改修せり即今の堂宇是なり舊時は寺院多かりしが漸々轉退して今は四ヶ院となり本院も普通の一ヶ寺となれど他の四ヶ院より輪番として舊來總本堂たりし故例を失はず境内千十坪官有地第四種本堂桁行六間半梁間之に同じ背に經藏あり如來藏と號す良忍の遺書を納めし所にして今は建物も舊記も多く散亡すれど猶大國三つあり法報應の三字を以て之を別ち古文書其中に充ちたり聖應大師已來聲明に係る舊記太多し其中希有の寶書は傳教大師戒牒度牒なり此は異物魚山に傳れるよしに聞へしが往年舊記調査の時發見して一々臨寫せし事あり寶曆十一年十一月十日延曆二年正月二十日の國牒延曆四年四月六日の戒牒にて國牒は當時の勝本にて戒牒は原書也國牒は他に移すべきものなるにより

之を寫して副本を作り戒牒は其身に携帶すべきにより原書なり蒲副に僧綱之印といふ古印を押し賢瓊以下皆自署なり此牒によれば大師は滋賀郡古市郷月主正八位下三津首淨足が戸口にて其名を廣野とあり大師傳には其父を大藏卿正三位三津朝臣百枝とあれど之と違へり且其母を應神天皇第九の皇女といふに至りては荒唐も甚しといふべし國牒度牒とも廣野は黒子頭左一右肘折上一とあり當時の戸籍法を見るべし延暦四年は大師二十歳の時なり此時始めて戒牒を受け僧籍に入り延暦七年には既に根本中堂を山上に建て天台の基を開らきたり其年僅に二十三歳なり誠に非常の英才なりしを見まべし此文書につきては別に考證あれど文長して載するを得ず今其戒牒のみを掲ぐ

僧綱牒近江國師

今年受戒僧事

僧最澄年二十近江國滋賀郡古市郷月主正八位下三津首淨足戸口同姓廣野黒子左頭一左肘折上一

牒、上件僧、以今年受戒已畢、國師承知、經於國司、編附國分寺僧牒、今以狀下、牒到奉行、

延暦四年四月六日

從儀師常羅
威儀師明道
威儀師壽石

大僧都賢瓊
少僧都行賀

律師
律師玄憐

此他寶物云御僧法講本尊普賢菩薩像三尊來迎畫像後小松天皇御訶奪土佐行長菩薩通念佛大緣起等にて其中戒牒は國寶に指さされたり梵鐘は永亨の古鐘なり寺産は田畑四段一畝餘山林九町八段餘を有せり

境内佛堂

鎮守堂

淨蓮花院同 小字宮ノ前

本尊 阿彌陀如來

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

本尊

天台宗延曆寺末三等二級別格寺にして其創立沿革來迎院に同じく即ち來迎院内の一院なり境内六百十三坪官有地第四種本堂兼庫裏一宇寛永十八年改築にして其他雜舎あり寺産は田宅畑地合一町三段八畝餘山林敷地二十六町五段三畝餘を有せり

- 境内佛堂
- 鎮守堂 本 尊 托 枳 尼 天
- 辨天堂 本 尊 辨 財 天
- 林院 大字勝林院 小字上北手
- 本 尊 阿彌陀如來立像
- 勝 尊 不動明王 毘沙門天
- 脇 尊 土

天台宗延曆寺末三等二級別格寺にして其創立沿革は來迎院と同じく慈覺大師の入唐聲明梵唄を究め此地を其本源と定めしに開基せり一條天皇の時右大臣源雅信の子少將時信佛門に歸し名を寂源と改め此山に入り一堂を建立し常行三昧を修すること三十年毘沙門天の示験を被り其堂を勝林院と號し益々聲明を興隆せり時に長和二年なり寂源在世の時所領の土田を施入し寺産となせり寛仁二年寂源靈嶺の碩學を請じて法華八講を本尊の前に修し覺超遍教の兩僧佛果空不空の義を論せし時本尊其理證を示し中道實相の本意を現せしにより世に證據阿彌陀と稱し大に信向せられ朝廷御歸依も淺からず佛像は八尺の大像にて大原三大佛の一にて名作なり寺記によれば太宰帥藤原隆家と其子經輔との本願にて大佛師康成の作なりといふ世に名高き法然上人の大原問答も此にて行はれしなり現在の堂は安永年間の再建にて九間に八間惣規木造の宏莊完整なる建物にて前階の擬寶珠に其記事を刻したり堂内は猶大原問答の時の裝飾をなせり朝廷の御假法講は清涼殿にて行るゝ例なれど文明八年後花園天皇七回御忌の時皇居は應仁の大亂にて儀式の行れ難かりしかば特に此堂にて行はれし事あり此院は來迎院と同じく勝林院内三ヶ院の總本堂にて近年一ヶ院となりしかど別に住職を置かず三院にて輪番に之を預かれり境内二千六百二十五坪官有地第

四種寺産は田四反七畝餘山三段四畝を有せり本院は舊來後鳥羽順徳二陵境内に在りしを以て奉仕せしが今は宮内省に管せらる境内に佛堂五宇あり今は變遷して僅に其舊名を傳ふるのみなれど皆特別の由緒あれば其概略を記す

- 境内佛堂
- 法華堂
- 本 尊 普賢菩薩
- 勝林院本堂の東南後鳥羽天皇御陵に入る所にあり二間半四方の堂なり此堂は後鳥羽天皇の御骨を此山に納めしにより修明門院の御沙汰として梶井門主尊快法親王に仰せて木無瀬殿の建物を此に移されしなり事増鏡に詳かなり舊の堂は早く廢れて今有り云ふは本堂再建の時の假建なり又文明三年二月十一日後花園天皇分骨を此に納めし事あり
- 西林堂
- 本 尊 阿彌陀如來
- 法華堂の北にあり西に向ふ三間四方の栴屋の小堂なり此堂は梶井第十六世前天台座主承圓僧正の舊坊なり承久年間座主を辭して此に隱栖し自身往生の儀式の行へり大原の迎講此より始まりとぞ舊の堂は燒亡して現在の建物は安永年間の假建なり
- 觀音堂
- 本 尊 聖觀音菩薩
- 法華堂の右にあり方値に三尺の小堂なり慈覺大師の將來佛なりといふ
- 泉院 同 同
- 本 尊 阿彌陀如來
- 脇 尊 觀音勢至

天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり創立由緒詳かならず勝林院内三ヶ院の一なり他の二院と共に勝林院を總本堂とす客殿庫裏居間茶室等備はり園内に五葉の老松あり燐燐數丈且眺望最も好し寺産田畑宅地合三町四段餘山林五十七町三畝餘を有せり

實光院 同 同

本尊 地藏菩薩

天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり其創立由緒寶泉院に同じ明治十四年焼亡して再建せり寺産は田畑宅地合二町四段五畝餘山林四十七町九畝餘を有せり

普賢院 同 同

本尊 阿彌陀如來

天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり其創立由緒寶泉院に同じ近來無住にて大に荒廢せり寺産田畑宅地合七段八畝餘山林十二町三段四畝餘を有せり

般若院 同 同

本尊 地藏菩薩立像

本尊は八尺餘の大像にて著色なり寺傳には聖德太子の時の作なりといふ三四寸の地藏の小像其腹内及後光其他に充ちたり皆金彩を施したるが如し舊と六萬體ありしと傳ふれど何時しが散亡して今幾許なるを知らず

天台宗延暦寺末寺なり寺傳には聖德太子其母君の爲に創立ありし舊刹なりといふ建禮門院入院以前の事は傳らず寺は字草生の谷奥に在り小鹽山又の名は翠黛の山を負ひ東南に面せり境内四百七十二坪官有地第一種本堂は慶長年中流君の本願にて片桐且元が奉行して建立せしものにて其由を額に記したり方丈庫裏は大に傾頽せり建禮門院の御陵は方丈の上に在り舊と境内なりしが近年分割せられて諸陵寮に屬せり文治元年九月建禮門院吉田より此に隠れ給ひ同二年四月二十日後白川法皇の御幸ありしより大に世に顯は

れ小原御幸の巻となり平家琵琶に演せられ謡曲に歌はれ端なく海内の名區となれり今も大原御幸の巻に見えし舊名を傳へて翠黛の山緑蘿の垣行の櫻岸の山吹などあり阿伽の水は昔の飲きを湛へ不絶の香は其世の俾を忍はるゝ所なり事は名勝の部に記す又什寶には門院の遺物數品あり建禮門院御像一體建禮門院の高倉天皇宸翰の故紙にて手づから作り給ひしといふ張子の阿波内侍像三尊來迎佛畫幅善尊大師畫幅等あり又建禮門院の御遺髮にて繕せしといふ南無阿彌陀佛六字名號の幅あり其下に〇〇七年甲月日沙彌證道比丘尼妙心と繕ひ上には要文數十字を繕へり製作巧妙筆蹟も遺美なり按に七年にて甲申に當るは弘安七年にして宛も門院の御落傍より百年に當れば其御遺髮の猶存せしと取出て此二人が冥福の爲に刺繡せしものにやあらん刺繡名號は間に有れど年號人名の入りしはまだ見えず大に考證すべき者なり又應安四年三月十五日云々與書ある平家物語十二冊あり大原御幸縁起畫卷は慶長壬子清和寄附權中納言花あり詞書は飛鳥井雅望畫は後藤長乘なり

念佛寺 同 小字産生

本尊 阿彌陀如來

天台宗三千院末寺傳には大塔宮御建立にて本尊は宮の御持佛とあり其他傳なし境内七十四坪民有地第一種

攝取院 同 小字上畑

本尊 阿彌陀如來

淨土宗眞教寺末寺傳には正暦二年攝取院實翁鏡心創立し天正二年因州鳥取眞教寺近譽中興し以て今に至れりとあり境内百六十九坪官有地第四種此寺は俗に蛇同心と稱して信徒頗多く三百五十餘人あり

阿彌陀寺 同 同古知谷

本尊 彈誓上人

淨土宗知恩院末にして彈誓上人の創立せし所也彈誓は尾張の人深く淨土宗を信じ其門に入り法徳あり此

山を相し一寺を建立せんと發心し益々其業に力め滋賀郡南庄村の信徒の力を得て慶長十四年此山中に新寺を建立せり本尊の木像は自刻なりといふ境内三百八十一坪民有地第一種本堂方丈庫裏其他の建物あり且寺産山林二十餘町を有したり

境内佛堂

開山堂

本尊

彈誓上人

藥師堂

本尊

藥師如來

觀音堂

本尊

十一面觀音

桂徳院

本尊 阿彌陀如來

禪臨濟宗相國寺末延德年中石田和尚創立す境内二百坪民有地第一種

境内佛堂

行者堂

本尊

役行者

知藏庵

同

本尊 釋迦如來

吸江院 大字大見 小字寺谷

本尊 藥師如來

禪曹洞宗慈眼寺末菴と叡山三千坊の一にて早く廢絶せしを貞享年間慈眼寺久世大願自費を以て堂舎を建立し寺田を寄附し之を再興す此より禪宗となれり境内二百九坪官有地第一種本堂兼庫裏一宇寺産田四畝餘山林四十二町七段四畝餘を有せり

長 應 寺

大字百井 小字藤原

本尊 阿彌陀如來

真宗大谷派本願寺末天正元年創立境内百三十五坪民有地第一種本堂兼庫裏一宇のり

正 圓 寺 大字小出石 小字上馬

本尊 釋迦牟尼佛

禪曹洞宗源光庵末菴と天台宗の一坊にて廢跡となりしを敦賀の大鐘善四郎なるもの源光庵卍山の法子大機和尚に歸依し爲に之を再興し禪宗となし大機を請じて開山とせり境内六十坪民有地第一種本堂兼庫裏一宇寺産田畑二段九畝餘山林十六町一段六畝餘を有せり

後鳥羽天皇御陵

大原法華堂陵といふ小野山の下三千院の北勝林院法華堂の背後の林中に在り兆域百九十七坪十三重の石塔を建つ高二間許延應二年二月二十二日隱岐國にて崩御あらせ給ふ北面の土にて久しく供奉せる藤原能義法師が御骨を袋に盛り首に懸けて京に登りしかば此法華堂に納め十三重の石塔を建てたる往年修營の時中心より貴重の佛像を發見せしが更に納められたり此御陵も荒殘せしを近年修理せられたり

順徳天皇御陵

同所兆域の中に北方に相併びたり御標石あり後鳥羽天皇崩御より四年の後仁治三年九月十二日佐渡國にて崩御あり康光法師が御骨を齎らして京に登りしが明年五月十三日此に納めらる天皇は承久の敗に北條の爲めに御父上と同じく絶海の孤島に遷され終天の御恨を含み後鳥羽の御骨を此に納めしよし傳へ聞かせられて入月の胤の清水いかにしてついにすむべき影をとむらんと詠ませ給へり其後幾年ならずして崩

附 記

後花園天皇御分骨所

文明三年二月十一日後花園天皇御分骨を大原法華堂に納め奉りし事親長卿記に見る又其時詠みし歌に跡をこふ草の原こそ哀しけれ聞しにかはる露の身ながらとあり外の御分骨所は修理ありしも此には今に其沙汰なし其跡定かならざるにや

建禮門院御陵

建禮門院御陵は寂光院の上にあり近年大に修理せらるる舊と僅に石の五輪の有りしが今は圃土を築き松を植ゑ舊との五輪を安し柵を繞らし階を設け莊嚴なる御陵となれり門院は文治元年寂光院に入り建保元年崩せられ此に葬れりと此御陵は歴史に著しく人の知るところなり

惟喬親王御墓

字上野の東小野山の麓字龜甲谷の間に在り一區域をなし其内に五輪の石塔立てり高サ四尺三寸南に向ふ兆城東西四間南北七間半石垣を築く近年稍修理を加へられたり山城名勝志の注に土人云大原上野村東山際有二本杉云所其地有古石塔一惟喬親王御墓とあるもの也親王の御舊跡は其北の山下に在り

惟喬親王は文徳天皇第一皇子にして賢徳あり天皇深く鍾愛し太子に立んとし給ひしも藤原氏の出にあらずしを以て遂に嬰孩なる惟仁の皇子を立嫡あり之を清和天皇とす此より藤原氏益々外戚の權を專らにし王室衰微の基となれり親王は早く時勢を觀察し風流に事を托し世を避け佛に歸し遂に大原の奥に隱栖し給へり清和も聰明に在し、かば御長成の後深く御心に悔ひ厚く親王を待たせ給ひしも親王は深く謙讓して受け給はざりき其封戸を辭し給へる時允させ給はぬ勅答の文に王濼^ニ慮^ニ調水^ニ窳^ニ怨^ニ岩^ニ原^ニ代^ニ衣服^ニ以^ニ菲^ニ糲^ニ當^ニ烟^ニ電^ニ於^ニ餐^ニ飯^ニ、また朕異體同氣、昵愛之懷可知、一株連枝、榮枯之期相共^ニ、といふ句あり天倫の至情今猶抱すべきものあり清和の早く天位を去り水尾の奥に世を弄て給ひしも此等の事に基せるが如し親王の御舊跡は日枝の山のふもと小野といふ所とのみありて其地定かならざりしが頼阿正徹等の舊跡にて詠みし歌あれば足利時代には猶存せしなるべし此御墓より二町許の北に當り僅なる官有地あり小字を稻荷といふ舊來の除地なり御碑に親王の草庵の在りし舊趾なりと

いふ今は建物の墟の如き垣地少しありて雑木原なり宛も小野山の麓に當り御墓にも近ければ蓋し御舊趾なるべし客年大林區にて不要存置林として公賣せられんとせしを如此舊跡の墮没を惜しみ京都府にて種々交渉の上舊跡地として保存せらるゝ事となれり在原業平が雪を胃して參疾し忘れては夢かこそたもふの歌を作りしは定めて此地なるべし當時を追懐して感想に堪へざるところなり

慈胤法親王墓

後陽成天皇皇子三千院門主天台座主

承快法親王墓

後陽成天皇皇子三千院門主天台座主

盛胤法親王墓

後水尾天皇皇子三千院門主天台座主

右三門主皆皇子にて法徳高く欲山再興に大に功あり以上諸寮院に管す

承眞親王御墓

職仁親王の御子光格天皇御養子文化七年四月天台座主天保十二年薨す梶井門跡第四十七世なり大原山に葬る

聖應大師墓

(因に御墓は此外數箇所あるならんとのことなるも判然せざるに就き畧す)
來迎院の背後律川の上なる山麓にあり別區域を爲し大なる石の五輪塔を建つ古色蒼老敬すべし聖應大師名は良忍大に聲明を闡弘せし大徳なり長承元年二月一日圓寂し此に葬りしなり年は六十六歳なりき

阿波内侍大納言佐局墓

寂光院の南の谷間に在り小き五輪塔二つ相併びたり口碑に此二人の墓と傳ふれど何れとも定めがたし阿波内侍は少納言入道信西の娘にて門院に仕へ盛衰榮枯を以て其節を改めず始終忠貞を盡し大納言佐

名勝 舊蹟

局と共に心を一にし此にて往生の素懐を遂げし人なり内侍は博學多才尤も佛典に通じ和歌を善くせり
信西は一世の宏才博識其子皆俊才にて世に著はる參議俊憲少納言真澄中納言成範參議修範沙門靜賢成
賢成憲明遍尼西信の如き皆内侍の兄弟なり此父あり此兄弟あり其一世の名媛たるも宜なるかな特に感
ずべきは門院に仕へし忠貞にして之を古今に求むるも尠稀なる事蹟と謂ふべし然るに人の之を稱する
ものなきは何ぞや

大原は比叡の麓小野の奥に在りて自から一區をなし潤谷幽深山静に水清く自然の別乾坤たり故に千餘年名
卿碩士高僧逸人の其地に肥遁せしもの甚多く之が爲めに名勝舊蹟其間に偏く其名益々顯はれ京北第一の勝
區たり余往年其地に遊び大原名勝を編し詳かに其事を記したれば今此に其要を掲ぐ但し名勝舊蹟は多く寺
院に屬せるを以て各々其重きに從ひて之を記せり

小野山

來迎院部落の東方の山の名なり小野郷の小野山にして其名最も古し所謂日枝の山麓小野とあるは此邊を
謂ふなり

音無流

來迎院部落の東の谷奥三町許にあり谷迫り壁斷て瀑布懸れり高八尺許廣三四尺全崖峻に岩斜に低れて彫
鑿せるが如く飛泉其上に漲ぎ下る壁廣く水多からず純白なる千條の絲を繰るが如くにして其音極めて細
かなり故に此名あり古來より歌に詠せし所なり近年山途を開き橋を架け大に遊覽に便せり其水は谷間
を下り呂川となる

(因に音無澤は往昔聖應大師此地に修法せるに瀑聲喧響を極めたれば起て梵唄を唱へて水聲呂律に合
して遂に喧響爲し是より名くこの故事あることなり)

呂川 羅澤橋

音無瀧の流曲溪を西に下り苔岩老樹を穿ち潺々金石の音あり蓮成院に至り石圮架かる之を羅澤橋と名く
三千院林泉

庭園の内上下にあり上は極樂院の東北にあり舊梶井寢殿の林泉あり東の山を負ひ飛泉を作り其下に泉池
あり此山は聲明の本源なれば非必絲千竹山水有清音といふ句に取りて有清園と號せり下は方丈の林泉に
て石を疊み池を穿へ老杉森沈噴水飛騰頗る靜雅なり聚碧園と號す

(因に本堂を圍める庭園は聖應大師居住雲蓋園庭園なりと傳へ後に金森宗阿之を修理すと云へり)

涙の櫻

上下の園の間に老木の櫻の朽株あり今は植繼し木も大木となりて併び立てり昔頼阿法師が其友なる陵阿
上人が極樂院の舊栖を吊ひ手植の櫻をみて見るたびに袖こそぬるれ櫻花涙の種どうるやたきけんと詠め
るより此名あり古木は枯れて今は植繼ぎの木なり

蓮成院林泉

院の東南小野山を負ひ林泉を構へ躑躅花と楓樹を交植し開花の時また錦火の頭尤宜し其園を號して契心
といふ足利將軍親楓のため來遊せし舊址なり門外は即ち羅澤橋にて合抱の老楓行を成し其下に呂川流る
錦雲碧苔白水と相映じ景致尤も佳なり

惟喬親王遺跡

上野部落の東にて小野山の麓にあり小字を稻荷といふ雜木原にて廣五段八畝十歩あり地勢は山麓を切平
らしたる如く見ゆ相傳ふ親王小野の御隱栖の舊地なりと此地は古來除地にして今も國有林に屬せり親王
の御墓と相距二町許のみ親王の御事蹟は御墓の所に記すべし

附記

在原業平

在原業平が惟喬親王に隨從して風流を樂しみ榮利の外に逍遙し親王の此大原に隱栖し世に背き給ひし後

獨奮恩を忘れず風雪を冒し遙に參疾せしは其心情深厚にして恩愛甚深く其人の高尙なるを想見るべし此人を一種の遊治郎の如く論するは知言にあらざるなり

聞昭舊址

西宮左大臣高明の孫にして名を顯基といふ後一條天皇崩御の後悲哀の餘寂山にて僧となり圓昭と號す大原山に住し經論を究め練行怠りなし永承二年疽を病み醫藥を付け心神亂れずして終れり舊址詳かならず此人は宇治大納言隆國の兄なり

圓智舊址

桓武天皇皇子葛原親王十三世の裔にて左大臣範家の子なり名を親範といふ正三位民部卿となる承安四年大原に入り縁怒上人を戒師とし出家し圓智と號す初親王の家に傳教大師手刻して桓武天皇に奏し思沙門天を傳へたり圓智五世の祖親信尊重寺を五社に建立して之を祭りしが久して其堂倒れしかば圓智は魚山に堂を立て之を安置せり今の山科尾沙門堂本尊也圓智の大原の堂舊址詳かならず

顯真五坊舊址

顯真は美作守藤原顯能の子なり顯密の學を究め僧都を罷めて大原山に隠れ獨り其道を修めたり文治二年法然上人を勝林院に請し之に師依し又皇慶阿闍梨の舊跡につき性智鏡智妙智佛智勝智の五坊を建つ之を大原の五坊といふ後天台座主に補せられ一山の事を整へ著書多し山家要畧記比叡山靈所廻禮修業記等あり又大原問答の一人なり建久三年東塔間融坊にて寂し勝林院に葬る五坊は南北朝の頃は猶存せしが今は其舊址のみ勝林院の北に存せり五坊屋敷と云ふ藝今定かならず

藤原貞憲舊址

少納言入道信西の子にて從四位少納言に進み平治の亂藤原惟方が爲に流罪せられ其後赦されて都に歸れり信西の子は皆才學有り多く佛門に入り世に著はれ靜憲貞憲成賢明偏などあり貞憲も早く大原山に隠れしが其後高野に入れり法橋顯昭が此人の高野に入りし後其庵にておはれる事を障子にかきてはへりけるを見てよめるといふ歌あり其舊址詳かならず此人は建禮門院に從ひ大原に住みし阿波内侍とは兄弟にて辨脫上人の父なり

良選舊址

良選法師は百人一首の一人にて名高き歌人なり大原に草庵を結びて住みし事あり袋草子歌枕に醍清水の邊とあり良選が素意に答へし歌にも大原や廊の清水すむなばかりとあり藤原俊賴二世の歌人なりしが良選の學庵の趾を過ぐる時は馬を下りて歩行せしとぞ舊址詳かならず

藤原敏行紀貫之舊址

敏行貫之とも文行の名士にして古今の秀才なり此山水を愛して山莊を構へしよし舊史に見えたり然れど其址詳かならず或はいふ小野山の麓の邊なるべしと

藤原爲業兄弟舊址

藤原爲業は藤原氏の名族にて其弟を爲經頼業といふ俱に五位の國守となり政績ありしが大に悟るところあり皆世を棄て僧となり爲業は寂念爲經は寂照頼業は寂然と號し共に大原山に隱栖し其道を樂めり世に大原の三寂とて名高し爲業は特に文學に長じ才識に秀でしが深く世の事を憂ひ史乘の重んずべきを鑑み大鏡を著はし王朝の事實を直書し世に傳へたり和文を以て時事を記し所謂和文國史の一體を開き千歳の信を傳へたり此頃佛門に歸せし名士は多けれど概ね後生を祈り塵世を厭ふ徒なれど爲業は忠君の情愛國の誠猶忘れがたく史記を著はし其意を屬せしは其人物の高き見識の卓越なるを見るべし古人は若志を得ざれば閑寛の野に耕し寂莫の濱に釣り國家の遺事を求め賢人哲士の始終を考がへ唐の二經を作り之を無窮に傳へ妍映を既に死せしに誦し潛徳の幽光を發せんと欲すと謂へる志と能く合せりといふべし此人の高風を想起し其遺蹟墳墓を此地に求めんとするに得る所なし唯山空しく水流るゝを見るのみ然れども遺著は國史に備りて終古光を史林に放てる死して死せずといふべし

琳賢大原房舊址

琳賢は橋義濟の子にて芝法眼と號す大原に房を構へて住し事あり藤原俊頼が尋來て瀧の下にて歌詠し事夫木集に見ゆ舊址詳かならず琳賢は佛畫に長じ其名世に聞えたり

鳴長明齋址

長明は鳴の社人にて菊大夫といふ文學に長じ和歌を善くし古今の秀才なり早く感ずるところありて入道して僧となり風流を以て其身を終れり其方丈記に五十の春をむかへて家を出で世にそむけりもとより妻子女ければ捨がたきよすがもなく身に官祿あらず何によりて執をとめん空しく大原山の雲に臥して五かへりの春秋をむかへにけるとあり此記によれば長明も初め大原山に隠れしなり此人の眼識の高き文筆の暢達なる風靡に長じ隱逸に深き世の知るところなれば述ぶるに及ばず其方丈記を讀みても其人物を想見するに足れり其隱栖の舊址を求むるに今詳かならず例の方丈室にて輒く他に移りしより早く其傳を亡ひしなるべし

法然上人蓮生房齋址

櫻懸石 銘乘殿

法然上人が勝林院に通ひし時の腰懸石とて呂川の道に大なる苦石あり蓮生坊の銘乘殿とて三千院の門前の北律川の石橋の西に僅かなる竹林あり上人が圓宗より出て淨土宗を開らき勝林院にて大開答ありし時蓮生坊は若し上人の敗るゝ事あらば其敵を殺さんとて鉦を隠し持て隨ひしを上人が悟りて深く解説せられしかば忽ち悔ひて其鉦を投棄せしところなりといふ直實の人と爲りより思へば然もあるべき事なり

大原遊園

三千院よりは南蓮成院よりは西なる岡の北面に呂川に沿へる杉林あり近年定めて遊園の所とせり地勢高敞にして眺望好く幽邃を兼ねたり落成せば好き園なるべし

獅子石

來迎院本堂の東に在り苔蒸したる大岩なり良忍上人が文珠秘法を修せし時此石獅子に化して吼へしより名づくとも傳へたり

清和井の涓水

三千院の入口の東なり石垣の下の東側に在り方二尺深二三尺許にて清泉常に涸れず三千院移轉の時舊來の形を變じ僅に其跡を存せしなるべし

三千院門前の櫻極

三千院の門前なり南北の通に櫻楓路を挟み交植せり櫻は山櫻多し春秋の風光尤も宜し

光香庵齋址

梶井門主盛胤親王の庵室なり親王は後水尾天皇の皇子天台座主に補せられ法徳甚高し僧職の廢頽を歎き律義を修め天台律を中興し給へり草庵を結び一人の侍者と此中に住し勤修の時異香光明の靈驗に感じ此名を附け給へり天保年中承眞親王中興し碑文を作り給ひしもまた建つるに及ばずして止みぬ明治の變革に荒廢して存せず

川

茅穂橋

三千院の東の谷間より出て勝林院來迎院の間を下りて西に流れ大原川に入る呂川と三千院を南北に抱ひて流る大原は聲明の淵源なるにより呂川律川といふ其石橋を茅穂橋といふ

(因に是は音無瀑より下るなり近年五橋を架する事となり京都の名望家之を寄附す乃ち飯田家の養老橋、池田家の清玉橋既に成る蓋し維新後の新名勝なり)

寶泉院古松

寶泉院方丈の庭にあり五葉の老松にて磐屈院庭に蔚然たり方丈も廣く眺望宜し

賣炭翁齋址

古石佛

勝手神社の下法華堂の上に大なる石佛あり蓋し舊時大原寺隆盛の時の遺佛なるべし此邊を小野の炭竈の舊址なりといふ

小野水室齋址

山城國水室五百餘所の内なり小野水室は此小野山に在るべしと云ふ然れど高野邊も同じく小野郷にて其地に水室と云ふ字地あれば其舊址なるべきにや

供 水 清 水

土野部落の人家の裏にあり小き涌泉にて四時活るゝ事なし毎年陰曆の六月十六日に遠近の人來り酌み群をなす之を大原の水取といふ

正 徹 齋 址

正徹は即ち徹書記にて桐の葉たとせ秋のはつ風といふ歌よみて流罪に處せられし人なり其憤世の意言外に溢るゝを見れば其人物をも想見るべし此人惟喬親王の舊跡に草庵を結びて住みしは其歌にも見ゆれど其趾詳かならず

萬里正傳庵舊址

足利氏の亂を避けて漆桶萬里が此大原の正傳庵といふに隠れし時横川和尚が訪ひ來て花下に詩を作りし時亂離相逢日半願懷僧官寺其論文の句あり其趾詳かならず

廬 の 清 水

草生に赴く道の右にあり些かなる方池を作り清水其中に浮へたり古形は今存せず

翠 黛 の 山

綠 藍 の 垣

寂光院の上の山を翠黛の山といひ其下の谷の林を綠藍の垣といふ共に大原御幸に因みし名なり

汀 の 池

汀 の 櫻

岸 の 山 吹

阿 伽 の 水

共に寂光院の本堂の前に在り皆大原御幸に因みし處なり寂光院の記事に詳かならず

芹 生 の 里

草生の部内の字にあり詠に詠せし所なり

南盛風堂火堂江文寺舊址

江文山の内なり江文寺は拾芥抄に載せたる名刹なり治承元年九月十七日圓智が好法經を一日に寫して顯真に供養を求めし所なりといふ口碑に此山に自然の石窓三つあり火盛風堂雨盛といふ祈れば必ず應驗ありと如何を知らず

小 鹽 山

大原の西北の山を小鹽山と稱す是は大原野に小鹽山あり此も大原といふにより此稱を設けしものなるべし

人 情 風 俗

大原は山谷深阻別に一區域を爲し八潮の山峽其口を擁し所謂武陵桃源の形を成せり故に古來より一種の風俗人情を存したり明治以來世運に伴ひ變化せしも猶他と殊なるものあり所謂大原女の如き是なり此粧束の事につきては種々の説あれど據る所確かならず此郷の癖は昔より御所の御窻木に納むる例にて其婦女の古風なる粧束して薪を戴き京に出しや初めなるべし若きも老たるも髪をたとし髻といふ形に結びて其上に手拭を掛け鬘にて造りし小き輪様の物を戴き薪を其上に載するなり手拭は夏は有染冬は紺地に和歌など白の絲に縹ひ縷を附し衣は紺地木綿夏は紺地の帷子裾短じかに着なし白の木綿の脚絆を向脛にて合せ白の湯帷をあらはし帯は御所染の木綿を折て前にて結びたり此裝は其式ありて亂れず嫁入の時も此衣裝を第一とし其多少を競へり春秋のころ薪の上に花紅葉など折そへて最と右風なれば大原女が薪に花を折そへてなど歌に詠せられて古來世に名高くなりしなり

静市野村志

本村は静原市原野中の三村を合併して一村となせり三村本郡の中央山谷の内に鼎立せしか明治二十二年町制實施の時合併して自治の一村となしたり

野 中 本村の中部に在り南は市原に連り東北は静原に接す

市 原 本村の南部に在り舊と櫻原野と稱す

静 原 本村の東北の谷奥に在り

區 域

北は鞍馬大原兩村と山嶺を以て界し東は大原村東南は岩倉村と山嶺を限り南は岩倉村上賀茂村と山嶺又鞍馬川を以て界し西は上賀茂村と十三石山を以て界とす

幅 員

南北二里二十町餘

東西一里餘

面積一方里三十三丁七

郷 莊

古代は蓋し賀茂郷に屬せしなるへし又中古より小野莊の名あり

管 轄

古代は上賀茂別雷神社の神領の内なり中代管轄詳かならず徳川時代には静原は九條家金地院大光明寺市原野中は禁裏御料の外金地院疊華院相國寺油小路家等の領地なり明治維新後京都府管轄となれり

形 勢

四面皆山にして溪谷長位より坤位に蜿蜒として延び長四里許部落其間に分散す耕地は纔に溪流に傍へる部落の近側に過ぎず

山 岳

河合谷山

村の東静原部落にあり周圍一里三十四町嶺上より四分し其南は本村に屬す登路二里險なり溪流の一條静原川に入る

江文山

河合谷山の南にあり周圍四町其西北本村に屬す

向山

村の北にあり周圍一里嶺上より四分し其南本村に屬す樹木多し溪水一條市原川に入る

蛇谷山

村の南にあり周圍二十町許其西南本村に屬す溪水一條は市原川に入る

寺谷山

村の北にあり周圍二十五町其南本村に屬す松及雜木多し溪水一條二の瀬川に入る
其他之を翠す

河川

静原川

村の東北河合谷山より出て溪谷の水を合し西南に流れ野中小字打合に至り鞍馬川に合す延長二里餘廣所二間狹所五尺深所五尺靜原にて田地四十五町市原にて十一町野中にて一町に灌漑す舟筏の便なし

鞍馬川

北方鞍馬村二瀬より南流し本村西南野中市原を過ぎ山峽を西南に流れて上賀茂村に入る延長二千三百間深所二尺常水乏しからざるも河底太卑きを以て灌漑に便ならず舟筏通せず

市原川
鞍馬川靜原野中川の下流にして上賀茂村字出合に至り賀茂川に合す

野中川

鞍馬川の下流にして大字野中字打合に至り靜原川と合し市原川に入る兩川とも田地に灌漑す

道路橋梁

鞍馬街道

南方岩倉村界より北上し鞍馬村二の瀬界に至る即ち若狭街道なり延長二十二町餘廣二里餘

大原街道

大原より江文峠を越へ靜原を過ぎ野中に至り鞍馬街道に續く

橋梁

靜原部落鞍馬川に架る橋梁にして長七間廣二間明治三十六年府費經營に屬し新造せらる舊來は道路と共に村費にて甚だ完全を欠きしか此に及び新設となれり

里程

本村元標より里程左の如し

京都府廳	三里七町	愛宕郡役所	二里二十三町
鞍馬村	二十九町	岩倉村	一里十九町
大原村	二里二十六町	靜原	一里
雲ヶ畑村	二里二町		

運輸
本村は四面皆山にして唯鞍馬街道のみ運輸に便なり

字地

靜原	段	別	字	地	段	別
----	---	---	---	---	---	---

蛇谷 一三、三三八
柚木谷 七、八二二六

向山

六、六三二七

明治四十一年十二月末日調

官有地 第一種 一四、五〇一九

村社地 第一種 三四〇二

道川路 第三種 八、一三二九

河川渠 六、〇二二八

其他 第四種

寺院敷地 第四種

民有地 一、〇六〇、四〇〇七 地 租 二、七七一、二一三

田 一〇一、六八二〇 地 租 二、二二三、二七二

畑 二、四一三八 地 租 二〇、八〇七

宅地 九、七九二五 地 租 一、八七六、五七七

山林 九四六、〇二二一 地 租 二四〇、二四二

四十一年
定率 一、五二九、六三七
增率 二、〇二二、三三九
定率 一、九四五、八四九
增率 一、〇三三、二八五
定率 一、〇九九、二〇一
增率 二、三〇一、四〇一

原野 四七二三 地 租 一三三二

民有免租地 三、〇二一九

學校敷地 一三〇一

墳墓地 四四二九

溜池地 四二二四

井溝地 九六二六

保安林 九六二六

警察署敷地

隔離病舎敷地

其他ノ公用地

國稅 三、一〇二、二五二

府稅 一、四七九、〇六五

郡稅 三〇三、七三〇

村費 五、四六四、三〇六

官衙

静市野村役場 字野中

野中尋常小學校西隣に在り小學校と共に新築せしなり

静市野巡查駐在所 字市原

學校

明治四十一年末現在
七六〇
七二〇

四十一年

職業別

農	九三	人口	三六五
林	一五	人口	一八三
工	一〇	人口	二一
商	一六	人口	三七
交	三	人口	九四
日	三	人口	九〇
無	二	人口	一九八
計	二二	人口	四九〇

直接國税を納むる者左の如し

百圓以上	一	五拾圓以上	四十一
拾圓以上	四七	五圓以上	八
參圓以上	二		三四
荷馬車	一七		四十一

乙牛車 一 大七車 三七
 甲牛車 一 四十一

家畜 牛 一 四十一
 馬 一 四十一

本籍人口 三三
 平 族 女 三三
 現住人口及戶數 一三二九

宗	一〇四	人口	五九〇
佛	七	人口	六二四
神	七	人口	二二四
基	七	人口	二二
督	七	人口	二二
教	七	人口	二二

宗教末詳

龍田神社 字野中 小字四如

祭神 志那部比古命 志那部比賣命

社傳には仁徳天皇の御宇の創立なりとあれと據る所を知らず其後天文十三年大風の爲め社殿破壊同九月に再造ありて村社吉田家にて龍田の大神を勧請せりといへり境内百十七坪民有地第一種

境内末社 稻荷神社 祭 宇賀御魂命

大神宮社 字市原 小字姫谷 祭 天照皇太神

村社創立詳かならず境内五百三十五坪官有地第一種

境内末社

神明神社 祭 伊弉諾尊

片岡神社 祭 大山祇命

八幡神社 祭 應神天皇

殿島神社 同 市杵島姫命

村社創立詳かならず舊と粟積辨財天と稱す明治維新改めて殿島神社と云ふ境内百四坪官有地第一種

静原神社 字静原 小字眞路山 祭 伊弉諾神 天津彦火瓊杵神

醍醐兩天皇の繪旨鎌倉室町將軍家の教書等相傳せしを明應年中此地に山本對馬入道の戦争ありし時兵火に燒亡して今傳らずといふ社領も祠官も舊時は多かりしか豊臣氏の時は下鴨社領の内にて年々三十石三升四合を領受せりといふ境内八百九坪官有地第一種本殿拜殿神庫末社皆備はり村内第一の社なり

境内末社

若賣宮 祭 豐受比賣命

比賣宮 祭 春日四柱神

貴船神社 祭 龍神

天満宮 祭 菅原道真朝臣

大神宮 祭 大日靈女尊

太田神社 祭 太田彦命

肩掬神社 祭 經津主命 武甕槌命

八幡宮 祭 應神天皇

惣山神社 祭 大山祇命

天皇神社 同 同下山 祭 仲哀天皇 天武天皇

無格社社傳に元明天皇和銅年中創立といへと據る所を知らず境内二百十三坪官有地第一種

琴平神社 同 同堂ノ峰 祭 大己貴命 崇徳天皇

無格社社傳には崇徳天皇讃岐國にて崩御の後兵衛佐局か天皇の御遺旨により御遺物を集め京都に歸り此地を相し安仁年中創立せしものなりとあり未だ如何を知らず境内四百坪民有地第一種

境内末社

奥ノ宮 祭 神 兵衛佐局

稻荷神社 同 同稻荷山 祭 神 宇賀御魂命

無格社創立詳かならず境内五百二十坪民有地第一種

寺

專稱庵 字野中 小字中島

本尊 阿彌陀如來

淨土宗一心院末天文十七年僧稱念創立す境内三十三坪民有地第一種

普陀洛寺 字市原 小字篠原

本尊 阿彌陀如來

天台宗鞍馬寺末此寺は清原深養父か舊地なりといへど其實は然らず深養父の舊地は靜原の谷奥に在るを正しとすへし此地は此谷の各村の葬地なり舊來賀茂川の水源各村は其水皇居の御用水なるにより其流域に死屍を埋葬せざる例なり故に鞍馬貴船二ノ瀬靜原野中市原は必ず此地に葬る慣例なり此地本村市原と岩倉村幡枝との界にて小阪あり阪の北は其水西北に流れて鞍馬川に入り賀茂川に合す阪の南は其水南に流れて岩倉に出て高野川に入る故に其共同葬地を此阪の南部に設けしなり此慣例は何時に始りしや詳かならねど阪の南は全く養葬の地たり其中に大なる古石塔二基あり小野小町四位少將墓と云ふものなり是は固より訛傳なり蓋し養葬の供養塔にあらん山城名勝志の常壽院の分註に有二基石塔土人曰小野小町四位少將墓誤傳歟疑後冷泉院小野皇太后御塔歟又此小堂稱補陀洛寺是又可虛説とあり山州名跡志にも其事を辨して曰く古老云近世の新説也此寺は元來爲墓守建立する草庵也未見實説普陀洛寺の舊蹟賦下と云々當時已に普陀洛寺と号せしも其實跡にあらざるを証せしなり蓋し普陀洛寺は早く廢せしも其名の高きにより此墓守の草庵に其名を留せしなるへし普陀洛寺の舊蹟は別に記す

靜林院 同 小字西野

本尊 阿彌陀如來

淨土宗一心院末寛永十三年創立境内百四十六坪民有地第一種

阿彌陀寺 同 小字堂山

本尊 阿彌陀如來

淨土宗知恩院末延寶三年創立境内百一十一坪民有地第一種

境内佛堂

大日堂

地藏堂

善光寺 同

本尊 阿彌陀如來

淨土宗賢願寺末貞享二年創立境内六十三坪民有地第一種

惠光寺 同

本尊 阿彌陀如來

附記

本村各部落に於ては鞍馬雲ヶ畑諸村と同じく死者を土葬することなし朝廷御用水の源流たるにより其穢を避けて市原の小阪を踰へ其南にて高野川の流域に屬する地に葬る例なり何の年代より始りしを知らず

名勝舊跡

小野皇太后舊跡并常壽院

小野皇太后舊跡は未だ詳かならず或は今の普陀洛寺といふ所なりとし又續世繼にひえの山の麓邊のとい

ふ里とあれば必ず其方なるべしともいふ平家物語に普陀洛寺と續けて記したれば其順路にありしにや後
 は關白教通の第三女にて後冷泉院の女御となり治暦四年皇后に立てらる然れど此より先關白頼道女寛子
 入内ありし爲め後の兄靜圓の小野の山房に入り専ら佛乘に歸せらる天皇崩御の後皇太后と尊はれ奉て落
 飾して尼となり其山房を佛寺となし此に住せらる此山房は白川法皇雪見の御幸ありし所にて其記事を見
 て當時の光況を想見るべし康和四年八月十八日御年八十四にて此にて崩せらる故に小野皇太后と稱す
 て其寺は常壽院と號し丈六の彌陀を本尊とし天台宗にて太后の兄某僧正之を管す拾芥抄に小野皇太后御
 願奉寄白川院金剛立石とあり慈鎮和尚別當となりし事あり其名刹たりしを知るべし續世譜には其をの
 寺などは猶のこりて三昧をとまふ僧もまたかすかに侍べるにやとあれば此頃は猶存せしなり山城名勝志
 の分註に今市原村、有小堂、世稱常壽院舊址、有二基石塔、土人曰、小野小町四位少將墓、誤傳歟、疑
 後冷泉院小野皇太后御塔歟、又此小堂號補陀洛寺、是又可虛傳とあり試に此地を小野山莊の古跡とすれ
 ば其石塔を御塔といふも當れるが如し今小町少將の墓といふは小野といひ小町の名高きより訛傳せし
 のと考がへらる此小堂を常壽院といふは既に久しき事なれど何時より始まりしを知らず京都府の記録に
 は記されず猶考ふべし

普陀洛寺舊址

拾芥抄に千手本願延昌僧正清原深養父建立とあり延昌は天台宗の名僧にて惠亮僧正の弟子にて村上天皇
 の時の人なり延昌が此山にありし信心堅固なる修行者の事に感じて其由を奏聞して寺を建立し普陀洛
 寺と號せし由今昔物語に見ゆ天徳三年四月二十九日供養行はれ應和二年四月十七日宣旨を以て御願寺と
 定めらる此より名刹となり二百餘年を経過せしが如し治承年間陸奥の基衡が無越寺を建立するに及び東
 鑑に其佛像の事を記して曰く基衡建立無越寺内吉祥堂、本佛者奉模洛陽補陀洛寺本尊觀音生身之由有託
 語、爲殿重靈像之間、更建立觀音像其内奉納件本佛也とあり無越寺は奥州の亙刺にて基衡の國力を盡し
 て建立せし所なり普陀洛寺の舊址は靜原の山中に在り山城名勝志の分註に舊跡在江文明神與靜原間所々

在礎石或云、去靜原民村半里許、山麓有古樞一株是補陀洛寺舊跡也とあり山州名勝志には舊地靜原北端
 より五町許實の方に當る山間也谷を左に入る十二町許土人此所を出堂谷、其山上古木森々たり是其堂跡
 也、大なる岩あつて景色をなす其地傍に古たる石塔婆一重ありと記したり

標原野

即ち今の市原なり此地は鞍馬街道に當り古より著名の地なり源頼光鬼童丸等の事を傳へたり鬼童丸が隠
 れて頼光を狙ひし所とて山際に石窟ありといふ

惺窩先生市原山莊遺跡

市原小字札の辻の西方五町許の山麓に在り小字向山二十一番地にて山林一段なり先生儒道を明かにし以
 て天下を救はんと欲す然して遇はず此地の清佳を愛し時に隱居して道を樂しむ塵外に逍遙せられたる所
 なり後光明天皇御製先生の文集序に乃退廬市原、隱居放言、恣思丘岳、任情山林、沈吟小詩、作爲文章
 云々とあり林道春の撰みし先生の行狀に洛北市原山中、有百餘弓之地、先生欲與道春俱行遊市原、以有
 公務而不果、先生時々獨往、乘輿吟詠云々、又同人の作りし記文に北内山地爲洛水之源、後山前水、有
 松峰桂寮紅泉碧霞泉石雲烟之勝、高師惺窩先生卜幽居贊其志云々とある所なり先生其八勝を擇み雅號を
 附け各々其歌あり門人武田道安は爲に夕佳樓を建て石川丈山等は時々來り遊びたり今は全く荒蕪して廢
 墟となり僅に其跡を認るのみ一世大儒の芳躅なるに此の如く空しく荒廢に委するは誠に惜しむべきなり
 近年舊跡保存の流行するに此所にも一片石を建て、永く世に標したきものなり

甲寅中秋市原看月

殘生豈得幾回秋佳節月前宣髮頭清影轉處心亦轉四山帶光一川流
 青山高聳白雲透仄隱樵歌忘世情意足不教絲竹樂幽禽睡熟夢巖前
 市原の山莊にその景あるものこと八の名をつけ侍りて

飛鳥潭

とふ鳥のあすかとえやはいひあへんけふのふちせのなかれての代を

手 月 磧

いく世たれ雲のよそにやなかむらんわか手に結ふ水の月かけ

朽 斧 松

琴の音にくたすや斧の柄にあればこの山かつの軒の松かけ

巖 塔 水

いはかきや水のすたれのたれこめて世のありさまとへたてはてはき

北 肉 峰

心をやそかひにすらん人もわれも北のそかひの山のなかはに

流 六 深

谷川の水のまに流らん六のむなしきかたもまためす

洗 蜜 科

たかみそきいかにかくしてかくるらんみそか心は神もしらしを

枕 流 洞

うたゝねの枕なかるゝみつ草のみどりの洞は春秋もなし

山本尙治静原城墟

静原の北方城谷山の嶺に在り上下二郭をなし上郭は周三町下郭は周二町許石垣の跡僅に遺れり山本は岩

倉村より此邊を傾せし土塚にて足利氏に屬し功あり天正中明智光秀と戦ひ落城し光秀に屬し天王山に戦

死せり山本氏の事は岩倉村誌に在り

風俗民情

山間各村と大同少異にして別に記すべき程の事なし

鞍馬村志

鞍馬の名は鞍馬寺の稱號より起りし者なり今は貴船二ノ瀬二村を合併して鞍馬村となす

貴船は貴船谷の奥に在り元標より谷を回り貴船川に隨ひて上り三十二町餘

二ノ瀬は鞍馬川の下に在り元標より十七町

區 城

北は花脊峠芦生峠を負ひ花脊村丹波國北桑田郡黒田村字芦生と界し東南は大原村靜市野村と界し西は雲ヶ

幅 員

畑村と鄰す三方概ね山嶺を限り獨り其南西は谷を以て界とす

郷 莊

東西約一里南北約二里二十町面積約一千百七十二町三段餘を有せり

管 轄

詳かならず蓋し賀茂郷に屬せしものゝ如し

往古詳かならず寛仁年中本郡八郷を賀茂兩社へ寄せられし時も本村は鞍馬寺領として除かれしなるべし中

古以來鞍馬は鞍馬寺領貴船は貴船社領二ノ瀬は藤原儒富の領其後林家の領となり以て明治の變革に及び京

都府の管轄となれり

形 勢

二ノ瀬より入り兩谷に分かれ東を鞍馬西を貴船とす其狀又木の如く北部は高峰峻嶺相連り東西に分水嶺を

山 嶽

鞍馬山

本村の北東に屹立して北方花脊峠に連なり直立約二千八百尺周廻一里二十町蜂巒秀を競ひ老樹蒼蔚其上に鞍馬寺在り別に寺院名勝の部に記す

貴船山

本村の北西に屹立し北方花脊峠に連なる直立約二千尺周廻約一里山嶺險峻にして樹木多し貴船川之より出て南流して鞍馬川に合す貴船神社其谷底に在り

龍王ヶ嶽

鞍馬部落の東南に在り静市野村と境界をなす直立約千八百尺周廻一里餘樹木多し

河川

鞍馬川

本村北の花脊百井の嶺上より發し深谷の水を合し鞍馬部落を貫流し梶取に至り貴船川と西南流して二ノ瀬を経て静市野村に入る延長二里二十町深所八尺水最も清くして少なし大雨溢れ易し

貴船川

本村の北部花脊峠の嶺上より發し貴船部落を貫流し梶取に至り鞍馬川に合す延長一里二十町深所七尺

森林

官林 二百十五町二反九畝十一歩
民林 千百五十六町六反一畝十二歩

道路

名區勝地道路

鞍馬寺門前より二ノ瀬を経て静市野村に入る延長十九町廣二間明治廿七年開修
若狹街道

鞍馬寺門前より花脊峠を踰えて花脊村に入る延長一里二十町廣九尺明治二十七年より繼續工事として改

修

本村より貴船谷に入り花脊峠を踰えて丹波國北桑田郡黒田村に入り延長二里十八町廣六尺

二ノ瀬橋

二ノ瀬入口なる鞍馬川に架る長八間廣一丈土橋

十王橋

鞍馬部落鞍馬川に架る長六間廣一丈

梶取橋

貴船谷入口小字梶取に架る長七間廣六尺

里程

本村より里程左の如し

京都府廳

四里

愛宕郡役所

三里十七町

花脊村

三里廿一町

大原村

二里三町

静市野村

二十九町

雲ヶ畑村

二里十三町

丹波國北桑田郡黒田村

二里十八町

運

全村深谷の間に在り交通不便なり其京都に達する道路本村より以南は近年開修車運に便なり其他は未だ車道を通せず

字地

鞍馬區

中ノ町

方位

段別

中央

六八〇四

下在

中央

二五二二六

有租地	一、一七二、二七五	地租	六〇八、九〇三	定率	二三七、六八五
田	八六一	地租	一六、二〇一	定率	三七、二八一
畑	七〇六〇八	同	三三、九五〇	同	八、八三六
宅地	七四二二	同	二七四、二〇五	同	一八、五三〇
山林	一、一五六、六一二	同	二八四、一七六	同	一八、五三五
原野	一四二四	同	七七	同	一、二九、九四六
民有免租地	六〇二	同	四三、一三	同	一、五四、九四六
學校敷地	一七〇八	同	四三、一三	同	四三、一三
墳墓	?	同	?	同	?
溜池	?	同	?	同	?
井	?	同	?	同	?
保安	?	同	?	同	?
隔離病舎敷地	?	同	?	同	?
其他公用地	?	同	?	同	?
租稅	一、〇九八、七九一	同	八七三、七二六	同	八七三、七二六
府國稅		同		同	

郡 費 一三五、七〇三
 村 費 二、八三九、六二八
 官 公 街 大字鞍馬 小字中在池

鞍馬村役場 明治十七年迄は鞍馬村戸長役場と稱し一村獨立せしが同十八年二ノ瀬野中靜原市原貴船六村を合し二ノ瀬外五ヶ村役場と稱し二ノ瀬に設けたり二十二年野中靜原市原を合し一村を立つるに及び二ノ瀬貴船と本村を以て鞍馬村となし其役場を此に移したり
 鞍馬巡査駐在所 同上
 鞍馬郵便局 同上

學 校 鞍馬高等小學校

明治八年十月創立にして三十九年度より尋常高等を併置せり明治四十一年度在學兒童は尋常科男八十六人女六十九人高等科男九人女八人計百七十二人職員は正教員男三人女二人本年度經費は千七百叁拾壹圓七拾錢外に實業補習學校の附設ありて經費百貳拾八圓女子手藝學校費叁拾七圓あり

物 産 本村は山間に在りて田畑甚だ少なく物産としては薪炭を主とし鞍馬石は其特産品たり建築用又は庭石用として各地に貴重せらる穀物の如きは常に他より輸入需用に供しつゝあり
 商業は那の特産品たる薪炭の集散地にして京都市内との取引盛んなり一見市街の體裁を爲せり

林 産 丸及角材 一、一〇〇、〇〇〇
 四十二年

愛宕郡志 鞍馬村

挽材 一〇、〇〇〇
木炭 一、〇〇〇
薪材 一、七二〇
鞍馬石 四、〇〇〇
其他 三、〇〇〇
計 一一、六五二

備考 農産物として記する程のものなし林産物中木材并に薪炭は花脊村久多村大原村の内大見尾越及び北桑田郡等四時絶へず集散し本郡に於ける薪炭の元販賣地にして鞍馬炭の名高し尙ほ鞍馬石ハ本村の特産品なりとす

民力 直接國税を納むる者左の如し

百圓以上	一	五拾圓以上	四十一
拾圓以上	二六	五圓以上	二四
參圓以上	一九		
職業別		人口	四八
農業	一〇七		六一
林業	一〇七		一〇四
工業	二七		

明治四十一年末現在

商業	二八	一五〇
交通業	二	七
日稼及勞働者	五	四五
雜業	九	八五
公務及自由業	七	一一
無職及職業不詳	三六	三三四
計	二二七	一、三八六

備考 養蠶業四戸四十三人は農業欄内に併記す

四十二年十月關

車	八六	甲車	四
荷馬車	一	乙車	七
乙牛車	一	丙車	八
中牛車	二	計	五五
家畜			
牛	一五		
豚	四		
本籍人口			
士族	六五		
平民	六七二		
男	六九三		
女	三二		

明治四十一年末現在

四百二十七

計 現住人口及戸數

一、四一六

人口

男 女

七〇四 六八六

男 女

四四二 四三七

男 女

二八九 二八二

戸數

一、三九〇

一、四四

一、四〇

宗教 (在住人)

一、二二八

神道

一、二五八

基督教

一

宗教未詳

一

を以て更に今の地を本社と定めらる境内は東は貴船道又は貴船川を限り西は二ノ瀬の山嶺を限り南は鞍馬川と貴船川合流の所槻取社を限り北は丹波國界岸生時に至る四十七町餘に及びたりしが其後沿革詳かならず舊境内百三十町三段四畝ありしが現境内は本社境内六町一段三畝二十九歩奥宮境内七町九段七畝七歩官有地第一種なり

其末社は舊時は境内なりしも今は多く境外となれり社縁は往古由良庄を領せしよし其他詳かならず中代より別当社の攝社の中に加へられしよし其末印地は唯三石のみにて別當神社社領の内にて貴船田と稱せし者六十六石八斗二升あり其神職は舊來禰宜祝を證かれ賀茂の社家より之に任じ之を貴船の二官と云ふ一切神事祭式其他の事舊來皆賀茂の祠官にて執行せり之が爲め貴船と相争ひ訴訟を起し大に紛錯を極めしも寛文中徳川幕府は賀茂の攝社と判決し以て明治に及び祀典改正の時官幣中社に列せられたり

奥宮及末社

祭神

本社に同じ

右本社奥五町餘に在り

白鬚社

祭神

猿田彦命

鈴鹿社

祭神

大比古命

川尾社

祭神

賀牟良姫命

牛一社

祭神

木花開耶姫命

右本社境内に在り

吸葛社

祭神

味鋺高彦根命

日吉社

祭神

大物主命

鈴市社

祭神

五十鈴姫命

私市社

祭神

大國主命

林田社 祭神 少彦名命
 右奥宮境内に在り
 結社 祭神 磐長姫命
 右奥宮の南に在り
 白石社 祭神 宇賀魂命
 梅宮社 祭神 木花開耶姫命
 右貴船川の東涯に在り
 梶取社 祭神 下照姫命
 右貴船の入口鞍馬川の南梶取に在り
 由岐神社 大字鞍馬 小字鞍馬山
 祭神 大貴己命少彦名命外八柱
 村社舊と鞍大明神と號す天慶三年庚子歲の勅創なりと云ふ古傳に天子不豫或は三十間騒動の時叙を社前に懸くる例あるにより鞍社といふと鞍馬寺山内に在り蓋し其鎮守社にやあらん天正十二年慶長十五年豊臣氏より社殿興造あり天正十七年正一位を授けらる境内五百坪官有地第一種社殿拜殿頗大なり一村皆氏子にして祭日は十月二十二日なり其夜毎戸炬火を焚き青年男子は力を極めて大炬火を擔ぎ神幸に供奉し炬を點じ其儀頗る盛んなり世に鞍馬の神樂松火と云ふ本社棟札は豊臣氏再造の時物にて慶長十二年卯吉日片桐東市正且元華押あり
 境内神社
 岩上社 祭神 大國魂命
 冠者社 祭神 大物主命
 方谷神社 大字二之瀬 小字川東

祭神 惟喬親王

村社口碑に親王小野御隠栖の後山中にて薨去あり從臣之を哀しみ此に社を建て奉祀せり時に元慶元年三月二十五日なりと初め惟喬親王社と號せしを天文十三年吉田家より今の社名に改めしと云ふ親王の事は大原村志に記せり境内六十坪民有地第一種
 富士神社 大字二之瀬 小字川町
 祭神 惟喬親王母靜子
 村社創立由緒詳かならず境内五十八坪民有地第一種

鞍馬寺 大字鞍馬 小字鞍馬

本尊 毘沙門天王座像
 脇佛 吉祥天女立像 善膩童子立像
 宗旨天台宗延暦寺派にて從來無本寺なりしが明治改正後延暦寺に屬し准別格二等大寺たり（宗廟正其宗旨は創立の時は法相宗にして寛平年中真言宗となり天永年間より天台宗と爲れり初め遇海大師鑑真上人の高足鑑禪上人法徳世に高し光仁天皇寶龜元年正月四日寅時靈夢に感じ其地を尋ねて山脊國に至り遙に北方の山上に紫雲の霧くを見て其靈地を知り其山に登る未だ其地を得ず假寝中高僧の告により其翌早朝陽の中白馬寶蓋の瑞を感じ其下に至る果して靈地を得又毘沙門天出現の感應あり草庵を其地に結ひ毘沙門天像を安す之を本寺の濫觴とす故に寺を建立するに及び白馬蓋寺と號す鞍馬山の稱は此より起り正月初寅の日を第一の會式とするは此に基り延暦中從四位下藤原伊勢人勅を奉じ東寺を建立せり此人深く觀音を信じ靈地を相し一堂を營せんと欲す偶々靈夢の告に従ひ此山に登り鑑禪の毘沙門天を安せし草庵に至り大に感ずる所あり改めて精舎を營み觀音大士の像を刻して之を安す是れ本寺の創立なり其後朝廷崇敬益々厚く勅願寺と定められ京北の名刹となり其名海内に聞ゆるに至れり伊勢人の子孫檀那となり堂宇

を建て僧侶を置き益々盛大になりしが其後一時衰頽せしを寛平年間東寺の十師師延上人の中興し改めて眞旨宗となす鳥羽天皇天永年間延曆寺天台座主忠尊僧正更に之を興隆し是より天台宗となり以て令に至れり寺地は鞍馬山を領し堂宇子院山上山下に相連り輪奐の美を來し、か屢々回縁に罹り大治の災には重怡上人之を再建し更に阿彌陀堂を建て丈六の大像を安し融通念佛を弘め長祿の災には春盛和尚足利將軍の許を得て糾河原に能を興行し其收益を以て再建の功を奏す戦亂をへて幾分荒殘せしが文化十一年三月二十八日諸堂回縁に逢ひ再建を謀りしも遂に明治の變事に會し全山上地となり寺祿は廢せられ非常の困難に陥りしが住職晃秀和尚百方盡瘁し明治五年遂に本堂を再建せり第一の古建築なりし貞觀年中の建物と稱せし仁王門及蓮座作仁王像後白川法皇御幸の時の四脚門は明治二十四年火燒祭の夜不幸にして焼せり寺祿は舊來鞍馬全村及其他を領し住僧多く所謂衆徒なるものありて叡山大衆と號り兵を據し屢々軍事に従ひ一方に雄を稱し時に貴船社を賀茂社司と争ひ紛鬪せし事あり其寺祿は初は領地多かりしが豊臣氏以來鞍馬村一村及野中村にて合二百二十六石餘を領せり寺地は鞍馬全山一百九十九町三反九畝餘を占め守護不入地とて諸役免除せられたりしが上地の時七町六段六畝十五歩に削られ明治三十六年更に上地の内より増加して十一町三段五畝二十二歩官有地第四種堂宇は本堂の外不動堂地藏堂阿彌陀堂魔土堂御供所圓迦井堂本坊庫裏あれど昔の全盛に及ばず子院は徳川氏の時十坊九院と定められしが文化火災後明治維新に及び皆廢せり古代は法皇御幸公卿武家の参拜屢々行はれ今日に至るも遠近信向其法會の如きは終夜群衆間斷なし其最も著しきは一月の初寅三月華供養六月二十日蓮華會俗に竹切法會といふ其他融通會大般若會も最と賑はし

魔王堂

僧正谷の奥に在り二間三尺餘の祠堂なり延喜年間峰延上人が魔王大僧正の示驗に會せし所なりといふ牛若の兵法を習ひしは此地なりとぞ
奥院 不動堂

僧正谷に在り延曆年中傳教大師入唐の前此所に參籠し不動尊の示驗により其像を安せし所也といふ絶谷幽澗の奥にて人境を離れし地なり今に時々參籠修業の徒あり

此外猶有れど之を畧す

本寺は千年の名刹にして重寶古文書最も多かりしが舊來寶藏を設けず本堂の須彌壇の下に納めしがため回縁の爲め燒亡せしもの甚多し今存するもの、中にて重要品を擧ぐれば左の如し

國寶甲種二等毘沙門天立像木長五尺五分吉祥天女立像木長三尺善膩童子立像木長四尺國寶甲種二等鎮守夜叉毘沙門天立像木長五尺五分同四等乘觀音立像木長五尺にて其他名像猶多し其物品には天文中將野古法服の筆と稱する魔王大僧正遺像大幅あり古劍一口直及長三尺許革製鐵具の鞘の破損せしものにて之を天眞浦寶劍と號すといふ其製延曆時代の物に當山を信向し東夷征伐の後其佩刀を奉納せしものにて之を天眞浦寶劍と號すといふ其製延曆時代の物にして將軍の遺物として不可無きもの也又刀一口あり是も將軍の遺物にて藤戸寶劍と號す古銅方印福富印と稱す造崇福印とあり押して守護符となす蓋し崇福寺造營の時の職印なり光仁天皇の時勅創ありし名刹なり此外重怡上人の作りし銅製轉法輪器正嘉二年刻字密進人名ある銅大燈籠等有り其古文書記録は古文書卷物二卷あり其一には北條泰時下知狀將軍賴朝立願文新田義貞延元元年六月二十三日左中將押尊氏以下追罰下知狀名和長年八月十三日伯耆守長年押當山深依奉憑入云々狀等あり六月十九日左少辨押繪旨外十餘通有り多く建武延元年間本寺に宛てたる凶徒陳阿に係る文書なり其中新田名和二公の文書は名賢の遺墨國史の憑証として最も貴重のものなれば已に史微墨寶にも出でたれど其全文を此に掲ぐ

尊氏以下凶徒等追罰事以政泰所辨觸遺也得其意嚴密可辨致其沙汰狀如件

延元元年六月二十三日

鞍馬寺衆徒御中

右は此時後醍醐天皇叡山に蒙應し給ひ足利尊氏京都に據る新田公諸將と大舉して尊氏を伐んとするに先ち鞍馬寺に下知せられしものなり此月晦日大舉して京攻ありしに官軍敗れて名和公戰死せられしなり

當山深依奉憑入候使者進祐賢候之處御不審尤本望候就其當所之路次肝要候歟没落遊候者可許召捕候公
私用心候委細之旨但馬公令申候了恐々謹言
八月十三日

伯者守長年押

謹上 鞍馬寺衆徒御中

右八月十三日は元弘三年の事にて名和公船上山にて回天の偉勳を建て五月郷に扨して京都に入り専ら誓
固の任に當らるゝ時兵餘殘黨の反側するものあるを以て本寺に此狀を興へられしものなり
此外重要の文書有れど之を畧す

地藏院 大字鞍馬 小字向河原

本尊 地藏菩薩

鞍馬寺末寺なり境内二十二坪民有地第一種

稱名院 大字二ノ瀬

本尊 阿彌陀佛

淨土宗一心院末殿長七年創立境内百八十坪

名勝舊跡

鞍馬山

其所在大小は已に山岳の部に記す此山は京北の名山にして廣く海内に聞えたり其名は鞍馬寺の縁起に據
れり峰高く谷深く老樹怪岩幽怪凄絶神物の栖むところとして古來怪談頗る多し驛跡勝區其間に相交はり
春は雲珠櫻秋は紅葉の賞あり山上より遙に京洛を望むべし

其流域延長等は已に河川の部に記したり鞍馬山の東南を環りて西北に流れ鴨川の源流にて水尤も清く河
涯に鞍馬石磊々と相連り奔泉其間を下り淙然として鳴る清涼尤佳なり夏は河鹿を聽に宜し又盆景の奇石

を出し世に賞せらる

鞍馬寺二王門跡

鞍馬寺山下鳥居の南石階の上に在り寺傳に貞觀年中の建築にして二重樓門建坪四十三坪餘檜皮葺彩色に
て希世の古建物なり又四脚門は後白川法皇御幸の時の門なりしが明治二十四年の冬火燒祭の時共に南風
の爲に燒亡せり甚だ惜しむべし今有志相謀り樓門再建の舉あり

七曲坂

二王門跡より本堂に登る坂路あり谷間を曲折して羊腸たる坂なれば此名あり此間八町にして一町毎に石
標あり山上より見下ぐれば村里堂に在る如くなり清少納言の近くて遠きものは鞍馬のつゝら折とは此所
なり坂路左右に櫻楓最も多し

東光坊舊跡

由鞍神社の上なる櫓の老木の邊に廢墟あり之を東光坊の跡とす此坊は牛若丸が七歳より十五歳にて奥州
に下るまで居たる所にて平家物語に牛若は鞍馬山の東光坊阿闍梨蓮忍の弟子禪師阿闍梨覺日の弟子とな
り遮那王とぞ申しけるとあるは此所なりとぞ

涙の瀧

東光坊の跡より阪路を隔てゝ右の方に在り谷水の山畦にかゝりて小き瀧となれるなり牛若の涙の瀧の歌
とて傳ふれど取らず何れの頃より此名あるか詳かならず

衣の瀧

赤染衛門の鞍馬の衣の瀧といふ所にて詠める歌あれど何れの瀧とも定め難し或は涙の瀧の事にやあらん

川上地藏

衣の瀧の上にあり假建の板屋なり牛若の念持佛といへど如何にや

雲珠櫻

鞍馬山の名花なり鑑願上人が手植の一株より生ひ茂りし櫻にて鞍馬の名に因みて雲珠櫻と名づくところ本堂の前に數株の大樹枝を交へ其滿開の頭花供養とて法華懺法行はる遠近群參甚盛んなり徳川時代には所司代より花折取るべからずといふ木札を立つ大内と所司代とに花の枝を納むる例なりしとぞ

阿迦井水 本堂の後に在る山井なり寺傳に延隆上人が大蛇を呪して此水を湧出せりといふ

眞勝院跡

本堂より奥院に赴く入口の谷合にあり青蓮院尊朝親王暫く此に隱栖の事あり

講堂跡

奥院に登る坂の一町許の所に地蔵の小堂あり昔の講堂の跡なりといふ

雁金坂 屏風坂

同じ坂路の内なり其曲折せるもの屏風を立てたるが如きよりの名なるべし

半若脊鏡石

坂の畔の右にあり高四尺許半若が奥州に下る時に身の丈を鏡らべしとぞ

天狗杉

脊鏡石より南一町許に在り老幹圍四十餘尺蟻根龍の如く山崖に蜿蜒す數丈の上より三幹に分れ蓋々亭々雲に聳ゆる翠巒々人を寒からしむ分幹の岐する所摩擦せられて光澤あり物の來り栖みしが如し天狗の憩ふところなりと云ひ傳へたり

空也上人遺跡

天狗杉より一町餘の山中にあり空也上人修業の所なりといふ

不動坂

脊鏡石より西に下る坂なり頗る險し坂を下り谷に入れば不動堂あり

鞍馬寺の記事に在り

不動堂

差汲池

不動堂の前なる谷底の山崖にあり池にはあらで山の井なり清泉活るゝ事なし阿迦の水とて半若の古事を傳ふれど如何や差汲とは杓を差し入れて汲出すより名づけしにや

奥院魔王堂

鞍馬寺の記事に在り

半若修業場

魔王堂の在るところは深谷の底なれど別に小阜の形を爲し稍平かなり其間樹木多く大石錯落たり半若の天狗を相手に武藝修行せしところなりといひ傳へたり

半若硯石

魔王堂の邊は老岩奇石磊々相重なる幾百千なるを知らず其中に石面窪みて水の滴るものあり早天にも濡れず因て半若の硯石といふとぞ

經塚

山内所々に在り石を集め塚を築き其上に石塔を立つ明治十二年本堂の後なる山上の經塚より銅の八角の經筒松龜の鏡大小六面小金佛及硯石鏡鉄青磁の小盒小壺を出したる事あり其物は京都帝室博物館に在り

天狗谷

魔王堂より五六町の谷奥なり山溪益々壑まり老杉古木森蔚天を覆ひ奇岩怪石巖巖相倚り幽寂陰沈日光の照さざる所人跡の到らざる地なり昔は鞍馬寺の境内なりしが今は上地官林なり山逕全く絶え荆棘路を塞きたり此山第一の奥區にて天狗の栖む所とて人々恐れて往くものなし

大虫ヶ峯

大虫ヶ峯

大虫ヶ峯

寺より東南を望めば村を隔て、向に峙てる峯なり中興延家上人が修法の時大蛇出現して上人を呑んとせしが上人の法力にて段々となりて死せしを此に葬てしより此名ありといふ

藥王 峠 大虫ヶ峯を東南に馳へ靜原に出づる阪路なり頗る險し傳教大師の鞍馬にて藥王如來の像を造りて叡山に歸るとて此阪を險るとき藥王の形に現れしより此名ありといふ或は誤りて奴峠とも云ふ

奇風 鞍馬の入口なる川より北の山にあり昔は會式の時此上より奇風をなし種々の物を參詣の人に取せしと云ふなり

鬼一法眼 舊跡 奇風の下鞍馬道の北側に古き家の如き形をなし板の古木一株其上に生ひ木柵を繞らし小き鳥居を立つ之を見一法眼の墓なりといふ世に傳ふ牛若丸鞍馬山にかくれ鬼一法眼に兵法の秘書虎の巻を授かり之を學びて遂に平家を討滅したりと此より皆御姫などを假りて一駒の傳奇を作るに至れり鬼一法眼といふ人は有るが如く無きが如く如何とも定め難きが如く試に其人有りとするれば或は當時英傑の君子世を疾み能を頼めて深山に避隠し牛若の英才なるを見て隠に其學を傳へしものには非ざるか猶張子房の黄石公に於ける鬼國子の李斯に於ける趣有るを覺ゆ鬼國子と鬼一法眼と其名の相似たるも亦故無きに非るが如し

貴船山 貴船神社の舊境内にて今は官林なり山谷深阻北は岸生陸に連なり密樹叢も亦暗し真に高麗の祀らるべきところなり

貴船川 貴船山及び鞍馬山の西面の水谷川となりて南に出て鞍馬川と合す幽深深沈岩老ひ水清く山吹其間に點綴し花時景色尤も宜し和歌に多く見へたり

奉先堂跡

二の瀬の中部なる鞍馬川の北涯の山麓にあり二の瀬は林家の領地なり延寶二年風岡先生其色幸今江清長に命じて家廟を建てしめ道春先生遺像羅山全集及遺品等を納め奉先堂と號す又道春の子寂勝鷲峯の子慈風鳳園の子恩の爲めに祠堂を立て三哀堂と號す竹洞人見節をして奉先堂記を作りしむ其後大學頭林信曾奉先堂碑を立つ文化中道春以下五世の官位記及び歷世畫像を納め其後も代々之に遵ひ進齋以後に及びたり道春の像は唐服立像探幽筆にて自贊あり其外は五位朝服又直垂或は上下等あり自贊多し其建物は奉先堂觀鷲堂三哀堂土蔵番所等あり老樹森々として清穆なる家廟なりしが明治變革の爲め荒廢し今は唯奉先堂碑の廢址に屹立するのみ其畫像遺物神主宣旨位記碑本等は今江氏に相傳せり羅山全集鷲峰文集其他當時の寫本にて鳳圖の自跋押印あり道春先生京都より出て世々天下の文柄を握る三百年其奉先追孝の厚き家風を見遺徳を仰ぐに足るべし然るに其家廟の遺跡此荒廢に委するは誠に惜しむべきなり實て表石をも立て人に知らしめたきものなり果して然れば京北名勝の一を加ふべきなり奉先堂碑文左に掲ぐ

奉先堂碑

奉先堂者、延寶二年甲寅、顯祖鳳岡子之所建、而在二瀬采邑、此邑者慶長十六年辛亥、高祖羅山子、當神君創業之時所賜也、由此以來、聲信學、始樹儒風、或制法令、或預政典、出則奉職、入則勵業、播教四方、垂名千載、位叙法印、戶稱部尙書、曾祖鷲峯子、當嶽廟之時、克洩其志、克嗣其職、該通儒漢、歷觀古今、奉命編書、研精講經、叙法眼、至法印、稱禮部尙書、賜號弘文院學士、顯祖鳳岡子、當殿廟之時、覬祿受職、當嶽廟之時、嗣世與家、進則侍講之勞、退則修身之心、慎於獨、初稱學士、後任祭酒、釋奠、祖典經筵講經、未嘗曠也、增秩改官、進班立功、歷事昭廟章廟、至德廟之初、日日趨朝、時時侍座、讓祭酒、稱內史、致任而何起居、退休而給俸祿、恩命超倫、懇退異等、家父龍洞子、當憲廟昭廟之時、試業奉職、講經成學、及德廟之時、襲祿傳業、至今大君之朝、讓職告老、初列亞侍中之班、領國子監祭酒、後入親軍師之次、稱戶部員外郎、侍讀備君、奉祀聖堂、可謂勤矣、可謂勞矣、余亦幸遇

徳廟之時、執闕試業、皆如前規、奉職饒縁、皆如故事、初秘書監、後領園子監、講官之職、祭酒之任、未嘗輕也、俯則成昊天之神助與明君之恩惠、仰則思往聖之道德與先祖之威名、五世貝職、而事九朝、一家傳業而餘百年、是故建碑於奉先堂之前、以綴祖考之志、而奉高曾之靈、又有三葦堂及觀鷹堂、此皆鳳岡子命邑宰今江滑長所經營也、語在其記中、茲不復贅焉、曠之以銘、其辭曰、

高祖過時	大舉備風	生干洛西	卒干關東	曾祖嗣學	弘立勳功
齊遠倭漢	職克始終	顯祖興道	吾家英雄	恩命殊厚	盛名益隆
家父守業	職位不空	乃告其老	乃息其躬	余亦懇遇	與四世同
君恩恭敬	聖德尊崇	去人欲私	從天理公	內顧任大	外飭業洪
迺今勅石	以彰吾衷	子孫傳業	濟美無窮		

實曆八年戊寅仲秋中洗

園子監祭酒朝散大夫林信官職并書

附記

本村^{鞍馬船}靜原市原の二村は鞍馬貴船靜原の三谷の間に在り其水皆市原に集り山谿を過ぎ上登茂に
出て南流京都に入る皇居の水皆此より引く其御用水の上流たるを以て古來死屍を其流域に埋めざる慣例た
り此六部落の墓は市原の今の普陀洛寺の小阪の南に屬する地を共同墓地として皆此に葬る此地の水は南流
して幡枝をへて高野川に落ち御用水と混ぜざるがためなり何年代に始まりしや詳かならねど今に其慣例を
破らずして繼續せり雲ヶ畑村も亦同じ

人情風俗

本村は山谷の間に在り概ね質樸にして儉素の風古來より存續せりと雖も今や商業上の關係京都市との交通
頻繁となり自然輕薄華美的の風潮に化せんとするの形勢は免ぬがれざるならん乎

花脊村志

本村は舊と別所、大布施、八樹、原地新田の四ヶ村なりしが明治二十二年町村圖實施に當り合併して今の
村名とす村の南端に花脊峠あるに因れり

別所

或云ふ舊と丹波山國に屬せしが平安京奠建の時分割せられし也と村の南方に在り元標よ
り一里十四町

大布施

或云ふ舊と丹波山國に屬せしが平安京奠建の時八樹と共に御用材を獻せしより柚御料と
なり以て數百年を経過し正保二年に至り本郡に編入せらる本村の中央に在り元標の所在
地なり

八樹

其說大布施に同じ大布施の上に在り元標より二里一町

原地新田

舊と大布施、八樹の出郷なりしが實曆十三年檢地ありて一村となれり村の北に在り元標
より二里二十五町

區城

西北は丹波國北桑田郡黒田村と界し東は大原久多二村に接し南は鞍馬村と花脊峠を以て界せり

幅員

東西一里十三町二十間南北三里十四町面積三方里許

郷莊

古代郷莊詳かならず其南部は蓋賀茂郷の北奥に屬するが中代以前大布施、八樹、別所共に丹波國桑田郡の内
なりしが正保二年に至り山城國に屬す故に近世に至り本郡に入りしものなり

管轄

古代所領詳かならず慶長十九年に至り番領を改め三雲施藥院領となれり正保二年丹波山國より別れて本郡

形勢

に入り明治改正に及び京都府管轄となれり
本村は本郡の北奥に位し桂川の上流に在り北に大悲山を負ひ南に花脊峠あり東西峻嶺亂山を以て包含し其間に保津川の上流屈折回流し人家川に沿ひ斷續散在す四塞險隘の地なり

山岳

大悲山

村の北位原地新田に在り西北東は山峰連亘し南は寺谷川の溪流に臨み奇峰突兀怪岩礫河直立一千五百餘尺周回一里許檜杉老樹多し峰定寺此に在り山は其境内に屬せしが上地となれり

花脊峠

村の南位に在り本村鞍馬村及び丹波國北桑田郡芦生の山に連亘す高及周廻詳かならず本村の官道之に由れり

三輪の谷山

村の南位に在り高及周廻詳かならず山脈連亘して四方に延く

知世路山

村の東位に在り高百八十間周回六町本村と大原村の間に屬す

河川

桂川

源を丹波國北桑田郡の奥より發し本村に入り大悲山の下を過ぎ蹙谷間を曲折南流し諸溪の水を合し西下して丹波國北桑田郡黒田村に入る延長二里三十町深所三尺毎年十月より翌年五月の間筏運の便あり
源を花脊峠に發し北流して大布施に至り桂川に合す延長四十町

谷中川

源を別所の山間に發し桂川に合す延長三十町

世路川

源を八樹の東南一の谷に發し桂川に合す延長三十八町
此外谷川有れど之を畧す大抵流筏の便あり又田地三十餘町歩に灌漑す

道

舊若狹街道

鞍馬村界花脊峠より北上し本村中央を貫通して丹波國北桑田郡に入る延長三里十四町廣九尺より六尺なりしが明治三十年より府費支辨を以て繼續工事となし三十二年花脊峠を開鑿し漸次進行して殆ど工事の大半を成せり

園部より花脊に達する街道

大布施橋より分岐し小字鋤倉を経て北桑田郡黒田村に至る延長二十七町四十間
鞍馬より大溝に達する街道

原地新田より元若狹街道と分岐し小字寺谷を経て久多村に至る延長二里二十九町明治三十三年より三十年の間府費補助を得て年々改修せり其延長三十一町二十間工費金壹千八百四拾圓

橋

梁

本村は桂川全部を貫通し公道之に由るを以て橋梁甚多し此他三間以下の小橋又谷川の小橋は之を畧す
元若狹街道に屬するもの

紅葉橋	別所板橋	長五間五分	廣九尺
大橋	同	長四間	同
角の子橋	大布施	長五間五分	同

大橋 同 長十二間
 大橋 同 長十八間
 寺谷口橋 原地新田 同 長七間
 里 本村元標より各地里程左の如し

京都府廳 七里二十一町
 鞍馬村 二里二十一町
 大原村 三里二十六町
 愛宕郡役所 七里二町
 久多村 三里十一町
 北桑田郡黒田村 三里四町

本村運輸は若狹街道を主とす舊來道路幅六尺乃至九尺にして急勾配多く車運を得ざりしが近年改修工事起り其既成の道は車運を開きたり然れど大半は猶牛馬人脊に頼らざるを得ず且冬季積雪路を埋め運輸閉塞する事少からず固部より花脊に達する街道鞍馬より大溝に達する街道は物貨の運搬極めて少なし
 水運は桂川上流により毎年九月より翌年五月の間流筏の便あり木材木炭は専ら此に由りて北桑田郡より南桑田郡を経て嵯峨に達す

字名	方位	反別	字名	方位	反別
ハダ	西北	一、八三二六	圓城坊	東南	一、〇六二七
コシ	東	一、七五二四	上南谷	西南	九八〇四
下南谷	西北	一、四〇一四	向谷	東南	九三二六
アゲ	東北	一、四三〇二	アガタ	西南	一、一〇二二

字名	方位	反別	字名	方位	反別
三輪谷	東南	四〇、六九二九	馬場	東南	二、四九一七
和佐谷	東	二五、六四一一	杉ノ下	西南	二、〇一一二
大釜谷	東	三二、九二一一	堂ノ谷	東南	二、四七一
瀧谷	東	九四、〇九〇三	和佐	東	二、二二二三
途坂	西北	三六、二二二四	中居	西	一、一五〇九
鷓谷	西北	三四、〇一〇五	中芝	東	一、〇三〇七
熊ノ谷	西	二九、〇八〇二	大平	西南	三五、六六〇〇

和佐谷ハ重複ナラズ (重複ニアラス平地ト山地ニ分レ各一帯ト起ルノ)

字名	方位	反別	字名	方位	反別
向ヶ原	西南	七五、二二九	京路	東南	一、五六〇九
神ヶ里	東南	四九、二一一	鎌倉	西南	九二一〇
大野谷	同	一、五〇〇三	鎌倉	同	一、九六〇七
小坂町	西北	一、六〇〇五	谷中	東北	二、三二八二
湯舟谷	西	一、三八二二	大谷	東	一、〇八六一
ヒトッ	中央	六七、二七	湯船	西	七、二八三五
ヒルヶ	東	一、六四〇六	西船	西	六九、〇〇二
火打石	西南	四、〇三三	今時	西	二、〇一一三
南ヶ谷	南	一、五〇一六	寺谷	西南	一、四二〇二
奥ヶ谷	同	七五、三五二七	湯舟谷	東北	一、七〇、二四三三

湯舟谷ハ重複ナラズ (和佐谷ニ同シ)

原野	五,三五〇一	同	四,四九九
民有免租地	七四〇一	同	三,八三〇〇
學校敷地	一,七二七		
墳墓	三,七二四		
溜池	一,三二六		
井	?		
保安林	?		
隔離病舎敷地	?		
其他ノ公用地	?		
租			
國稅	一,三二一		
府稅	五二一		
郡稅	六三八		
村稅	三三九		
官公衙	一一七,五〇三		
花脊村役場	四,〇一六,六九四		
花脊村役場	大字大布施		
運河	四		
病院敷地	十		
役場敷地	一		
道敷路	四		
堤塘	一		
用水路	?		
鄉村社地	?		
惡水路	?		

別所尋常小學校
 明治八年六月一日創立にして明治四十一年度在學兒童數は男二十八人女十九人計四十七人職員は正教員一人代用教員二人明治四十一年度經費は八百六拾七圓五拾六錢なり
 八樹尋常小學校
 明治二十五年四月一日創立にして明治四十一年度在學兒童數は男四十二人女四十二人計八十四人職員は正教員一人專科正教員一人本年度經費は八百九拾四圓五拾貳錢なり

明治五年以前は各區に庄屋あり同年五月第九區に編入同六年第三區となり同十二年第八組となり戸長を置かる同十四年聯合戸長を置かれ同十七年四ヶ村を聯合し戸長を置かる
 巡查駐在所 同上
 學校

農産物
 米 七六七
 其 他 一三,四〇八
 林 九及角材 一七,五〇〇
 挽材 七〇
 木炭 三〇〇,〇〇〇
 薪材 一,五〇〇
 下草 三五〇,〇〇〇
 其 他 一八
 養蠶 一八

備考 本村は寒氣強く且つ耕地少なき爲め農産物としては單に米作の收穫あるに止まると雖も林業は年を
 愛宕郡志 花脊村
 四百四十九

追ひ益々旺盛となり今や本郡内造林主要地の一なりとす

職業別

職業	戸數	人口
農業	107	411
林業	7	19
工業	7	19
商業	27	91
交通業	2	8
日稼及労働者	2	7
雑業	3	11
公務及自由業	3	11
無職及職業不詳	8	29
備考	149	539
民力	149	539
五拾圓以上	1	4
五圓以上	38	129
車	3	11
大車	3	11

明治四十一年末現在

四十一年
二九
二二
四十一年十月調

家畜

牛	32
馬	26
本籍人口	26
士族	11
平民	15
現住人口及戸數	109

四十一年末現在

明治四十一年末現在

人口

人口	553
男	288
女	265
計	553
大	378
所	52
大布施	314
字	40
八	334
栴	36
別	36
原	36
地	36
新	36
田	36

宗教

神道	104
佛道	3
基督教	1
未詳	1
社	1

三輪神社 別所區 小字三輪の谷

祭神 大物主神

村社創立由緒沿革不詳境内一段二畝十歩官有地第一種氏子五十戸例祭十月二十三日

境内神社

金峰社

祭神

安閑天皇
大山咋神

日吉社

祭神

右明治十二年區内より遷座す

大神宮社

大布施區 小字京路町

祭神 天照皇太神

村社傳に三條天皇長和五年勅宣を以て丹波國山國庄内に於て五社明神を勸附あり本社は其一なり舊時

祭事に付下行米百二十五石を宛て行はれし由天正七年明智光秀亂入社殿舊記一切烏有と爲る慶長元年豊臣氏檢地の時前田玄以奉行として神領其他沒收せらる正保二年此地と俱に本郡に入れり境内四畝二十三

歩官有地第一種氏子五十戸例祭十月二十三日

境内末社

山神社

祭神

玉前大神
三輪大神

三輪社

祭神

春日神社

八槻區 小字太田地

祭神 天兒屋根命

村社傳大畧大神宮社に同じ舊時は神職も多く造營の時は宣旨を下されし由天正七年八月二十九日明智光秀亂入の時北畠大和守窪田近江守其御許かならず防禦戰死し社殿舊記烏有と爲る其他大神宮社に同じ

境内二畝二十八歩民有地第一種氏子四十餘戸例祭十月二十三日

大神宮社 原田新田區 小字大川袋

祭神 天照皇太神

村社創立由緒沿革不詳境内二畝十八歩民有地第一種氏子二十戸例祭十月二十三日

境内末社

山神社

祭神

大山稻命

寺院

福田寺

別所區 小字三輪谷

本尊 釋迦牟尼佛

宗旨禪曹洞宗永平寺末裔と叡山三千坊の一なりしが荒殘年を経しを天和元年本村の藤井嘉右衛門なる者

再興し永平寺無碍禪師を附じ中興の祖とし禪刹とす境内六百四十九坪官有地第四種檀徒三百六十餘人

境内佛堂

地藏堂

本尊

地藏菩薩

毘沙門堂

本尊

毘沙門天

行者堂

本尊

役小角

地藏院

大布施區 小字小坂町

本尊 釋迦如來

宗旨禪曹洞宗寶國寺末裔と叡山三千坊の一なりしが荒廢して僅に小堂に千體地藏を存す惠心僧都本尊を

刻して之を納じ殆ど廢絶せんとせしを貞享二年加賀國寶田寺丹嶺和尚此に行化し其地を愛し村民の歸依

を得て之を中興し禪刹とす安永三年後桃園天皇地藏の立像を賜ふ境内三百三十六坪官有地第四種檀徒三

境内佛堂

毘沙門堂 本 尊 毘沙門天

洞泉寺 八樹區 小字田地 釋迦牟尼佛

本 尊 宗旨御曹洞宗永平寺末初め勅賜大證無碍禪師の隱栖なりしが弟子寶山をして村民を勧めて堂宇を建て元

曆八年八月入佛式を行ひ一寺とす境内二百四坪民有地第一種檀徒五十一戸

境内佛堂

鎮守堂 本 尊 摩利支天

峰 定 寺 瓜地新田 小字大慈山

本 尊 千手十一面觀世音菩薩

鳩 立 不動毘沙門天二堂

宗旨天台宗寺門派聖護院末初め三瀬上人觀空西念此山の靈地なるを以て佛寺創立の發願を起し鳥羽上皇の勅願により堂宇を建立し白檀二尺の千手十一面觀音の像を安置し本尊とす法皇更に一尺三寸の不動尊像と五寸の二童子像と毘沙門天像とを納めしめ給ひ寺を峰定寺と號し又慈眼院と稱す當時少納言信西入道奉行して安藝守平清盛工事を監せりと云ふ此より上下階依益々多く山門諸堂佛具經卷を始め寄進するもの甚だ多く一方の名刹となれり平治元年平清盛佛舍利唐畫十六羅漢を奉納し沙彌生西は道橋を造り山門を建立せり後白川法皇大慈山發心門の宸額を賜ひ又其山下に於て方十四町の地を賜ひ永く寺領産と定め給へり又壽永二年法皇平氏の亂を避け鞍馬に御幸ありし時本寺に御入りありて然後叡山に登らせ給へりと口碑に傳へたり中古より延曆園城二寺の僧徒更るゝ來り住し相争ひて止まず寺門大に衰へしを貞和年間阿闍梨定知稍堂舎を修理せしも舊時の盛に復するあはれず大に荒廢せり其後年を経て沙門元快修道歸落して貴船の成就院に住せし時成就院は貴船神社の奥院の邊にあり後西院上皇不豫の時勅を奉じて加持せしかば叡威の餘上皇聖護院宮二品道祐親王に勅し元快をして本寺に住せしめ給ふ於是元快大に修理に力

を盡し殆ど舊觀に復し之を當山中興とす元快法徳世に高く上下の歸依を得たり正徳二年三井長吏道承親王令旨を下し本寺を聖護院の末寺となし大に保護を加へらる本寺は舊と丹波國山國郷なりしが豊公の時分轄して本寺境界より東を山城國愛宕郡に屬せられたり徳川氏三雲施藥院に此地方にて五百石の領地を給し本寺も其内に介在すれど施藥院は寺城山林を侵す事無かりしが爲め寺産益々空乏し更に衰頽に陥れり其後樹木栽培の業を起し永遠の本金と爲す方法を立てしが明治維新に會し後白川法皇御寄附の地面山林とも上地となり一山殆ど維持の資を亡へり近年園城寺所轄となり更に寺門再興の方法を立て幸に上地山林樹木は舊來植付の證ありしを以て縁故拂下を願ひ其金を以て永遠の資本とする事と爲せり寺城は舊時の四至は東は灰ヶ谷獅子岩を限り西は三ッ田阪を限り南は知所路谷を限り北は桑谷を限り東西約一里十町南北約一里と相傳へたり維新變革の前は三町八段二十歩なりしが上地の際寺坊堂宇所在地面を限り三千七百七十二坪となれり官有地第四種也

本堂は久壽二年二月の建築にして梁行六間桁行六間五尺椽材舞臺造りにして幾回の修理をへしも本堂は舊物を存せり供水所梁行六間一尺二寸桁行一間二尺五寸亦同時の舊物なり護法殿梁行三間桁行三間保元々々三月の建造なりしが明治二十九年八月三十日暴風雨の爲め破壊して今は亡し仁王門梁行二間四尺桁行二間二尺平治元年十月の建立なり鏡樓は文正元年六月の建立なりといふ舊時は山下にも堂宇子坊ありしが今は大に減じて本坊のみとなり現在建物の内本堂供水所仁王門は特別保護建造物となれり本尊十一面千手觀音と鳩立四像共創立の時鳥羽法皇御寄附なり三尊佛は傳運慶作慈心和尙開眼にて後鳥羽法皇御念持佛願王大士像は傳運慶作にて上皇隱岐にて崩御の後修明門院水無瀬離宮の佛堂に納め上皇の冥福を祈り給ひしものなり明治維新神佛判然の時水無瀬家より志明院住職祖傳に托し之を購ひて本寺に納めしもの也といふ其他由緒ある古佛頗る多し縁起は少納言入道信西が撰ぶところにて事實明確文章暢達希世のものなりしが本書は失亡して今は其寫のみ存せり禮盤一枚は保元三年五月檢非違使別當正三

位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣忠雅の寄附せし舊物なり其他仁平四年八月五日と刻せる曆仁平元年觀空西と刻せる柱并足利氏以來の舊物頗多し寺産は田地一町一段二畝餘山林九町四段餘僧徒千餘戸一年の大法會は八月十七日にて大饗摩供修業と云ふ

大悲山は本郡の奥區に在り奇峰突兀天に聳へ惟岩礫柯岷巖相層なり石蓮羊腸其間に由る大井川の上流山下を流れ山水清奇地勢巖瀨なり老杉古樹陰森蒼蔚飛泉奔流其間に相接す三伏の天亦炎熱を知らず山上の奇峰相聯なるを九品界に擬し其中峰を大悲山の頂上とす其下に飛閣懸に架するを本堂即觀音閣といふ堂宇數百年の舊物にして蒼老の氣掬すべし獅子鬘鏡の二大岩其間に在り其巖勝本郡岩屋山相樂郡笠置山と相比すべし山下の登路に二王門有り其下即ち大井川の上流にして本坊は其川沿に在り信西の縁起は能く此山を記せしを以て其全文を左に掲ぐ

大悲山峰定寺縁起

夫一代教主之說妙法也、占者閑窟而演圓乘、三世覺母之利衆生也、在清涼山而弘化道、大聖世尊、猶占靈地、凡夫行人、爭捨勝境、佛子所求願者、無上正等之道、所遊歷者名山大奇之境、偏專駁涉、未嘗寧居、爰風鳳城之地畔、鞍馬寺北方、有一靈地、自山脚至山頂、往々有奇峯、連々而相接、松栢鬱茂、昇降崎嶇、佛子至此地、戀々不能去、忽結茅茨、栖息尙矣、其山爲體也、光翠往詣之便、各定止宿止所、宛如驛亭、量程置之、此外有九品峯、蓋擬安養界也、其第一宿號峯靈山、稱之西方宿、第二號立盤手向、第三宿名熊小屋、居此宿、西有崇峯、名牟尼山、次有一嵩嶺、號善覺山、象中品上生也、第四宿、號阿彌陀寺、次有奇峯、號明覺山、象中品中生也、第五宿、號眼覺淨土、象中品下生也、次有崇岳、號離苦淨土、法上品下生也、第六宿、號垂原、次有奇峯、號無垢山、擬上品中生也、第七宿、水飲、次有峰、號眞色淨土、擬上品上生也、又有一峯、號樂門淨土、模下品下生也、第八宿號平地、其次峯號眞覺淨土、准下品中生也、第九宿名瀧本、次有峰、號無漏淨土、爲下品上生也、次峰稱文殊嶺、此峰有一奇石、其形如師子、次有峯、號大日金輪佛頂山、行者至此峰者、誦大佛頂及諸陀羅尼也、次峯號大悲山、是其中

臺也、石窟側畔、有一靈石、其良如鏡、千手觀音寶鏡御手、大悲山名蓋在此也、山高路深、人事尤希、大白去天之形勢、峭三尺於蟻坂、遙海遙望之眼路矣、編百谷於牛灣者也、當彼石窟中央、置此堂閣之基跡、久壽元年二月、建立三間堂一字、奉安置白檀二尺千手觀音菩薩像一軀、佛座下、有石甃水滴、宛如擔溜、以之供闍伽、以之充盈齋、一尺三寸不動明王五寸二童子像各一體、同思沙門天像一體、至于同年四月、仙院忽降勅命、奉請此像、思出不意、事是鄭重、歡喜踊躍、隨喜悅豫、普不空三藏之營佛閣也、即是肅宗皇帝之仁恩也、今資道比丘之建精廬也、寧非禪定法皇之寂慮哉、歸三寶治高邦、以六度撫四海、古今少矣、和漢無類、若不仰利生於我后、必無緣之比丘、得遂弘願焉、若不殖善種於此山、何必孤露之少僧、得果素意矣、幸哉々々、抑善根之員、意趣遠分、其一曰、今生誦大佛頂陀羅尼、來世療一切衆生々々死之重病、其二曰、早生西方極樂、得爲利生還住此巖巖、得通力、誦法華及一切經論、其證達法界、聞之者必蒙利益、二途之願、大概如斯、弟子背生弓馬之家、無辨因果之理、以敗獵爲業、以漁釣爲事、春秋廿一、忽喪父、當于彼時、父命弟子曰、平生惡業、不省來世之苦、果何爲、汝廻方便、可祈解脫、弟子一聞斯事、如刀劍在臂、行年廿五、善緣忽催、剃首染衣、爾降難行苦行、積功累德、念々歩々、思知我父之生何趣、造次顛沛、期知我父受何苦、丹誠盡一心、素念及三年、在夢中、見父貌、身爲鳥、面爲人、後歷二年、參詣熊野山那智如意輪堂、又有夢想、我父面爲人、身爲師子、其後歷十一年、修行播磨國八塔寺、蓋十一面觀音靈驗地也、夢中觀音告曰、汝亡父往生淨土數年、後夢中親母同見往生之姿、前後三夢、仰而取信、又弟子平生行業、存紙墨者、依如法之儀式、書寫妙法蓮華經八部、限以一千五百日、久修常行三昧、又修常行常座兩三昧、經歷千六百日、天刻三千日燒八曼陀羅香、其間修常座三昧、心神至不動、此外修行大峯、遶三箇年、自餘少行不違委託、又我父夢中來告云、汝常可在山桃、敢莫交聚著、於巖山林之睡眠者、如來讚嘆之、聚著之苦行者、菩薩誦詞之、誠哉斯言、于時久壽三年仲春二日、佛子西念卯記山縁以貽茶葉也、

按に信西博學宏才古今に超越事業終へすと雖も希世の人物也而して筆跡甚乏し此文の亡せしは最も惜しむべきなり

人情風俗

其地幽僻交通最も不便にして車を通せず故を以て世間と疎遠にして人情風俗他と比較して稍質樸なりと而して其職業に於ける頗勉勵にして生活は甚儉素なり

久多村志

本村は舊と久多の庄と稱し上村、下村、中在地村、宮谷村、川合村の五小村に別かれ本郡の極北深谷の間久多川の上流に在り明治十年五月五ヶ村を合併して久多村と號し同二十二年町村制實施之に仍る而して其部落は五區に別る

上 村 本村の上位に在るを以て上村と稱す元標より七百二十間
下 村 上村の次に在るを以て下村と稱す

中在地村 本村の中位に在るを以て中在地と稱す元標の在る所なり

宮谷村 村社志古洞神社の在る所故に宮谷村と稱す中在地と界を接す

川合村 本村の東北久多川と針畑川と合流の所に在り故に川合村と稱す元標より九町二十間

區 域

四面山岳疊府東の方溪谷を爲し溪水合流して近江國に入り湖水に注ぐ東北は近江國高島郡朽木村滋賀郡葛川村に界し南は本郡大原村に界し西南は花脊村に界し北は丹波國北桑田郡黒田村に界す

幅 員

東西一里二十八町四十八間餘南北三里十八町十四間餘面積二方里五四〇

管 轄

沿革詳かならず寶徳年中醍醐三寶院領永正中近江國朽木氏領となり其後徳川幕府領となり明治維新後京都府の管轄となれり

形 勢

山岳疊谷溪谷盤厠人居は僅に萬山中に點在す郡中最も幽避の地なり北に三國岳あり山城近江丹波に跨り其山衆たり其脈東と南に走り分水嶺となり本村の東北を限る京都に出るには尾越峠の險あり他方人の往來稀

なる所なり

山

三國ヶ嶽

久多村の上區字イヤ谷に在り西北は丹波國北桑田郡に接し東北は近江國高島郡に接し直立約七十五丈周廻實測せず

舉 阪 岳

久多村上區字見渡谷に在り東は近江國高島郡朽木村字平良に接し西北南の三面は山に接し直立約六十八丈周廻不詳

瀧 谷 山

久多村上區字瀧谷に在り面積七十七町餘甚高からず西南丹波國北桑田郡黒田村字熊見灰野に接す直立周廻不詳久多川の水源にして大瀧有り

八 町 峠

久多村下區字大黒谷東平に在り本村より京都に達する道此山に由る其峠に登り阪路三十二町屈曲甚多し三十三曲阪と云ふ之を踏れば八丁平に至る

古 君 道 山

久多村宮谷區字古君道に在り鞍馬村より大溝に達するは之に由る南は本郡花脊村と寺谷峠を以て界す阪路十八町

觀 音 山

久多村中在地區字觀音谷にあり頂上に西國三十三所觀音堂有り故に號く

根 來 山

久多村川合區字根來谷に在り西北は近江國高島郡杉木町東北は同郡朽木村葛川村と界す

河 川

久 多 川

水源本村瀧谷山より出て溪谷の間を曲折し南東に流れ上區中在地區下區川合區を経て東流して滋賀縣滋賀郡葛川村に入る水源より百二十八町二十七間深所二間淺所二尺上流三十一町は水淺くして筏を流すに足らず然れど溢水の時は損害少からず水源なる山中に大瀧あり支川五流諸谷より出て久多川に入る

宮 谷 川

宮谷區の山谷より出て區内を過ぎ久多川に入る延長二十六町二十一間

古 君 道 川

宮谷區の東南古君道山より出て宮谷川に入る延長十町二十五間

大 黒 谷 川

下區東南字大黒谷東平西平の山間より出て本村に入り延長二十九町三十二間

針 谷 川

滋賀縣高島郡朽木村大字小川より本村川合西北隅に出て根來谷と川西の山間を流れ久多川に入る延長十二町七間

右 諸 川 田 地 五 十 餘 町 の 用 水 たり

原 野

合計十五町五畝十三歩

山畔田尾に屬する零細地にて三百十ヶ所に及ぶ皆狹小記するに足らず

森 林

村 有 林

一千〇四十五町五反七畝十一歩 四十年末調

杉 柾 林

二九、一〇〇 薪炭樹林 六七〇、一一〇 四百六十一

愛宕郡志

久多村

私有林 杉 柏 林 一三五〇、三三五
 薪炭樹林 七三六、二〇〇八
 道路橋梁

久多京都間道路

本村に係る分二里十七町餘は往年經費七千餘圓にて改修工事を施したりと雖も地勢險峻殊に交通稀少なるよりして今尙ほ交通不便なり

鞍馬大溝間道路

往年本村に係るもの二里三十町餘經費六千餘圓にて改修工事を施したりと雖も單に交通上至難ならざる迄なり

本村に係るもの二里三十町五十六間目下繼續工事中なり此經費金六千餘圓

樋ノ谷橋 長四十五尺廣七尺二寸

觀音橋 長四十六尺廣七尺二寸

國上橋 長四十八尺廣七尺二寸

大官橋 長四十七尺廣七尺二寸

川合原橋 長四十八尺廣七尺二寸

右鞍馬より大溝に達する道路に屬する久多川に架する木橋なり

大黒谷川橋 長四十八尺廣七尺二寸

右本村より京都に達する道路に屬する大黒谷川に架する木橋也此外椿谷橋中谷橋自性寺谷橋風呂谷口橋岩淵谷口橋竹上原橋古君道口橋古君道東平橋有り五間以下の木橋又土橋なり

堤防

本村は久多川其他深川村内を經過し時々漲溢の患ありて堤防を要する少からず明治二十九年洪水より俄に其所を増加し二十三ヶ所六十四間に及びたり其工事は石垣十六ヶ所三角椽五ヶ所柵二ヶ所にして其延長七十間に及ぶものあり故に出水毎に破損多く工費に苦めり

本村元標より里程左の如し

- 京都府廳 九里三町
- 花春村 三里十一町
- 大原村字尾越 二里十町十八間
- 近江國高島郡朽木村 三十五町十九間
- 丹波國北桑田郡黒田村 二十九町二十九間
- 愛宕郡役所 八里三十三町
- 鞍馬村 六里三十二町
- 花春村大字原地新田境 二十八町五十六間
- 近山坂にて 三十一町十九間
- 同滋賀郡葛川村

運

四面山谷深阻運輸甚だ不便なり滋賀郡葛川村梅の木に達する道路は米穀及一切日需品の輸入物産薪炭輸出の途なり然るに管内に屬する所は改修なるも管外は舊來の險惡山逕にして擔荷の外牛馬を通せず

字	方位	段	別	川	方位	段	別
宮地野原	東南	二七六〇〇	川合原	中央	三七五二四		
向野原	西南	一六三〇六	椿原	西	二六〇〇三		
上野々原	西南	一九〇〇	中野々原	西南	三六二三		
根來谷	東北	三六、一一二二	川	東	三五、五七二五		

川	山	東	大	左	東	田	東	西	三	田	木	小	岩	丸	畑	見
西	花	西	近	近	通	中	側	側	原	原	戸	淵	淵	山	ノ	ノ
西	街	街	通	通	平	原	上	上	原	原	海	海	海	海	谷	谷
北	北	北	北	北	北	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
二八、九三三八	二、三三〇一	三、六三二四	一、八一〇八	二、三三〇三	七、九〇二二	一、一七、七八一〇	四、六二二八	二、六一〇三	一、八一七二七	一、三、六八二九	四、一六二二	三、五六二五	三、三二一九	一、七、一一三	五、四一〇七	四、一六七〇九
大	西	古	瀨	大	古	小	池	觀	觀	池	小	觀	觀	觀	觀	觀
黑	街	街	ノ	谷	道	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南
谷	道	道	下	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
東	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
九六〇〇	一、六二二七	一、〇六一一	三、四一六	一、七〇、八八〇〇	三、二、〇八〇六	二、六二二七	一、八八二四	二、六、三七二〇	二、六、三七二〇	二、六、三七二〇	二、六、三七二〇	二、六、三七二〇	二、六、三七二〇	二、六、三七二〇	二、六、三七二〇	二、六、三七二〇

イ	奥	向	古	中	林	水	大	古	官
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
谷	谷	谷	道	原	原	原	原	道	地
西	西	西	東	東	東	東	東	東	東
九〇、六九二九	三、八一三〇五	八、九八〇七	一、〇六一一	一、一九一〇	一、三、一〇六	二、一、三二七	五〇、三七一五	三、八、〇一〇五	三、八、〇一〇五
長	馬	竹	中	隱	櫻	南	南	南	南
瀬	別	上	坊	谷	谷	谷	谷	谷	谷
谷	谷	原	原	原	原	原	原	原	原
西	西	東	東	東	東	東	東	東	東
五、六、三三二八	一、二、二〇一三	一、五〇〇九	一、七、九二八	五〇、二五	八、八〇一	六、三、九六一一	六、三、九六一一	六、三、九六一一	六、三、九六一一

明治四十一年十二月末調

河川 溝渠 二七、七九〇二

府社及鄉村社地 第一種 一、七二六

道 第三種 六、二二二〇

其他 第四種 一、九〇二

寺院敷地 第一種 一、七二六

民有地 一、二八九、一三三四 地租

愛宕郡志 久多村

明治四十一年末調

定率 四〇〇、〇八五

増率 五〇〇、八〇五

四百六十五

田	五〇、九五〇	地	租	三一七、四五五
畑	三、三五〇	地	租	三八〇、九一五
宅	四、二四五	地	租	一一一、六一〇
山	林一、一五、五三〇	地	租	二九、六七〇
原	野 一五、三五〇	地	租	六五、三四〇
民有免租地	一、三五〇	地	租	三、八二〇
學校敷地	一〇〇〇	地	租	四、八四〇
郷村社地	一七二六	地	租	三、七五〇
墳墓	三一四	地	租	三、七五〇
用水路	?	地	租	?
溜池	?	地	租	?
堤塘	?	地	租	?
道敷地	二二七	地	租	?
役場	?	地	租	?
國稅	一、三六五、三九一	地	租	?
府稅	四八八、九九一	地	租	?
郡稅	一〇二、九一八	地	租	?
警察署敷地		地	租	二〇
病院敷地		地	租	二〇
隔離病舎敷地		地	租	二〇
延河地		地	租	二〇
其他公用地		地	租	二〇
井地		地	租	二〇
保安林		地	租	二〇

明治四十一年調

官公衙稅 一、二八一、七九三

久多村役場

中在地 小字瀨の下

初め中在地村字田中原に在りしが其後小學校内に併置し又小字石屋原に移し明治三十六年に至り更に現在地に移築せり

巡査駐在所

同 小字西側

學 校

久多尋常小學校

明治十年四月創立にして其後幾多の變遷を経て今日に至りたるものにして明治四十一年度在學兒童數は男三十九人女三十五人計七十四人職員は正教員男一人准教員女一人本年度經費は六百五拾九圓貳拾六錢なり

物 産

農 産

米

林 産

九及角材

挽材

木炭

薪材

下草

其他

明治四十一年末調

六〇九

一、五八七

五〇〇

六六、〇六五

四、四八〇

一一三、〇〇〇

五、五五四

五〇〇

五、〇〇〇

二八〇

五五六

三九〇

計

備考 本村も花脊村と同じく寒氣強く耕地少なくて農作物としては米作の收穫あるのみなりと雖も近年造林經營に努め且つ製炭事業盛かんなるより林産の收穫漸次増大しつゝあり

明治四十一年末現在

職業別

農業

戸數

人口

林業

七二

三二二

工業

一〇二

一〇三

商業

三

二〇

交通業

一

三〇

日稼及勞働者

三

五

雜業

五

一一二

公務及自由業

五

三五

無職及職業不詳

八〇

五一九

計

備考 本村林業者欄人口のみありて戸數なきは農業の部に戸數は含む右は農を主要したるに依る雜業欄人口五は漁業者なり

明治四十一年末調

民力

地租を納むるもの左の如し

百圓以上

一

五拾圓以上

二

拾圓以上

三六

五圓以上

一四

參圓以上

一一

車

一

四十一年十月調

車

一

家

一

牛

四三

四十一年末現在

本籍人口

四三

計

士

一

族

一

民

二六二

族

二五二

計

五一三

現住人口及戸數

五一三

人

二六五

計

二五六

戸

五一

數

八〇

宗

一

道

五一九

佛

一

基督教 未詳

神 社

思古淵神社

宮谷中在地區の間 宇田中原

祭 神

稲 神

創立詳かならず中在地區に在り安曇川沿流一圓の地主神なりと云ふ蓋し本村深山幽谷の中にあり因て此神を祭りしなるべし境内三百三十六坪官有地第一種本社拜殿休所等あり村内第一の神社なり氏は七十餘戸全村大概之に屬せり

境内 未詳

若 宮 社

祭 神 應神 天皇

山 神 社

祭 神 大山 祇神

上宮 神社

上區 宇木戸海道

祭 神

未詳

境内 未詳

若 宮 社

祭 神 未詳

大川 神社

中在地區 宇小南原

祭 神

未詳

寺 院

村社口碑には丹後國加佐郡大川神社の神を祭れりといふ境内五十坪官有地第一種氏子十二戸

自 性 寺

下區 字瀬の下

本 尊

釋迦牟尼佛

禪曹洞宗興聖寺末天文年中奥州輪王寺源庵和尚參内の時洞を此に養ひ草庵を結ひ盛源庵と號す後百餘年寛文元年庵住明忍興聖寺月峰和尚の助力を得て更に二個の小寺を併せ改めて自性寺と號し興聖寺に屬す境内二百五坪民有地第一種檀徒九十餘人

德 恩 寺

上區 字岩瀬街道

本 尊

阿彌陀如來

禪曹洞宗興聖寺末正徳年中若州小濱空仰寺普觀禪師舊寺廢址に就き創立す境内百七十八坪民有地第一種檀徒二十戸

龍 寶 寺

宮谷區 宇林前原

本 尊

藥師瑠璃光佛

禪曹洞宗興聖寺末口碑に古代延暦寺末寺なりしが久しく中絶せしを天明七年祖寔和尚其舊址に再興せりといふ境内二百三十三坪民有地第一種檀徒百九人

境内 佛堂

地 藏 堂

本 尊 地藏菩薩

洞 雲 庵

中在地區 宇田中原

本 尊

阿彌陀如來

禪曹洞宗興聖寺末元文元年治雲和尚延暦寺末寺跡に創立す境内五十三坪民有地第一種

玉 泉 庵

川合區 宇川合原

本 尊

阿彌陀如來

禪曹洞宗興聖寺末寛文二年月峰自性和尚延暦寺末寺の舊跡に創立す境内五十二坪民有地第一種

按に本村は皆願曹洞宗にて皆興坐寺の末なり而して多くは延暦寺末寺の舊跡につき寛文以來創設せし寺なり舊寺は皆延暦寺の屬寺のみなりしを知るべし

名

雄瀧 雌瀧

瀧谷山の深谷中に在り高客五丈許廣尺餘上下二級を爲し雄瀧雌瀧と云ふ山谷幽僻にして來り觀るものなし下流は久多川に入る

三ノ窟

上村區の字イヤ谷の奥に在り人家より十五町許谷道より石壇を左に登れば疊八貼敷許の岩屋あり役行者不動尊を安す又登る二町許第二窟あり六貼敷許不動尊を安す又登る四町許第三窟あり又不動尊を安す文政年間までは法園庵といふ草庵あり行者之に住せりとぞ

人情風俗

山間幽僻の地にして人情粗質風俗醇朴なり近來社會の風潮に伴ひ交通の便稍開けしより時勢に従ひ舊時と異なる所有るが如し

愛宕郡志 終

明治四十三年十一月三日印刷
明治四十四年一月廿八日發行

京都府愛宕郡役所編纂

京都市上京區田町今田川上

印刷人 中井龜治郎

京都市上京區田町今田川上

印刷所 中井印刷部

按に本村は皆禪曹洞宗にて皆興聖寺の末なり而して多くは延暦寺末寺の舊跡につき寛文以來創設せし寺なり舊寺は皆延暦寺の屬寺のみなりしを知るべし

名勝

雄瀧 雌瀧

瀧谷山の深谷中に在り高各五丈許廣尺餘上下二級を爲し雄瀧雌瀧と云ふ山谷幽僻にして來り觀るものな
し下流は久多川に入る

三ノ窟

上村區の字イヤ谷○いはや谷の略かの奥に在り人家より十五町許谷道より石壇を左に登れば壘八貼敷許の岩屋あり役行者不動尊を安す又登る二町許第二窟あり六貼敷許不動尊を安す又登る四町許第三窟あり又不動尊を安す文政年間までは法園庵といふ草庵あり行者之に住せりとぞ

人情風俗

山間幽僻の地にして人情粗質風俗醇朴なり近來社會の風潮に伴ひ交通の便稍開けしより時勢に従ひ舊時と異なる所有るが如し

愛宕郡志終

明治四十三年十一月廿八日印刷
明治四十四年一月廿八日發行

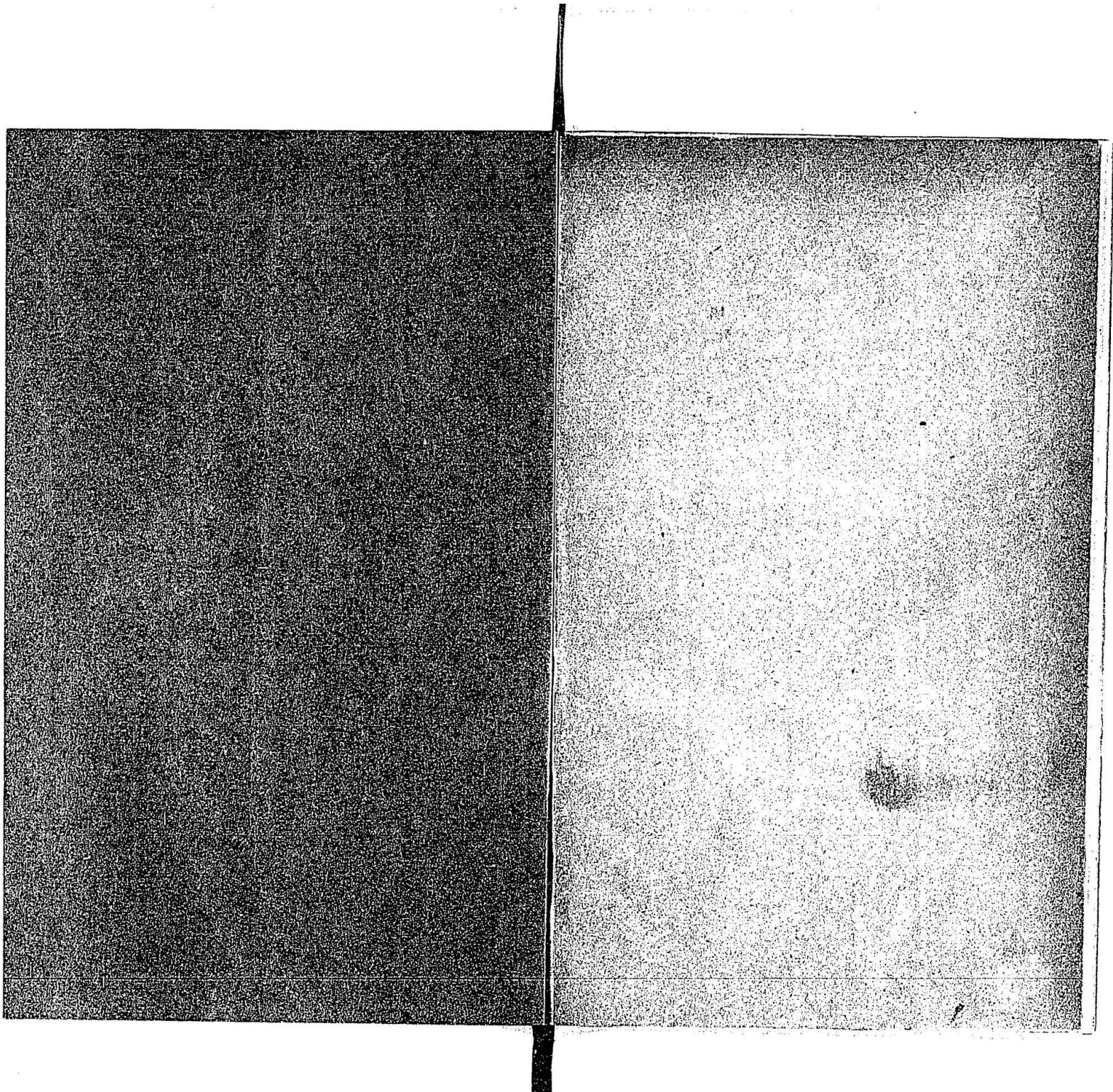
京都府愛宕郡役所編纂

京都市上京區田町今田川上ル

印刷人 中井龜治郎

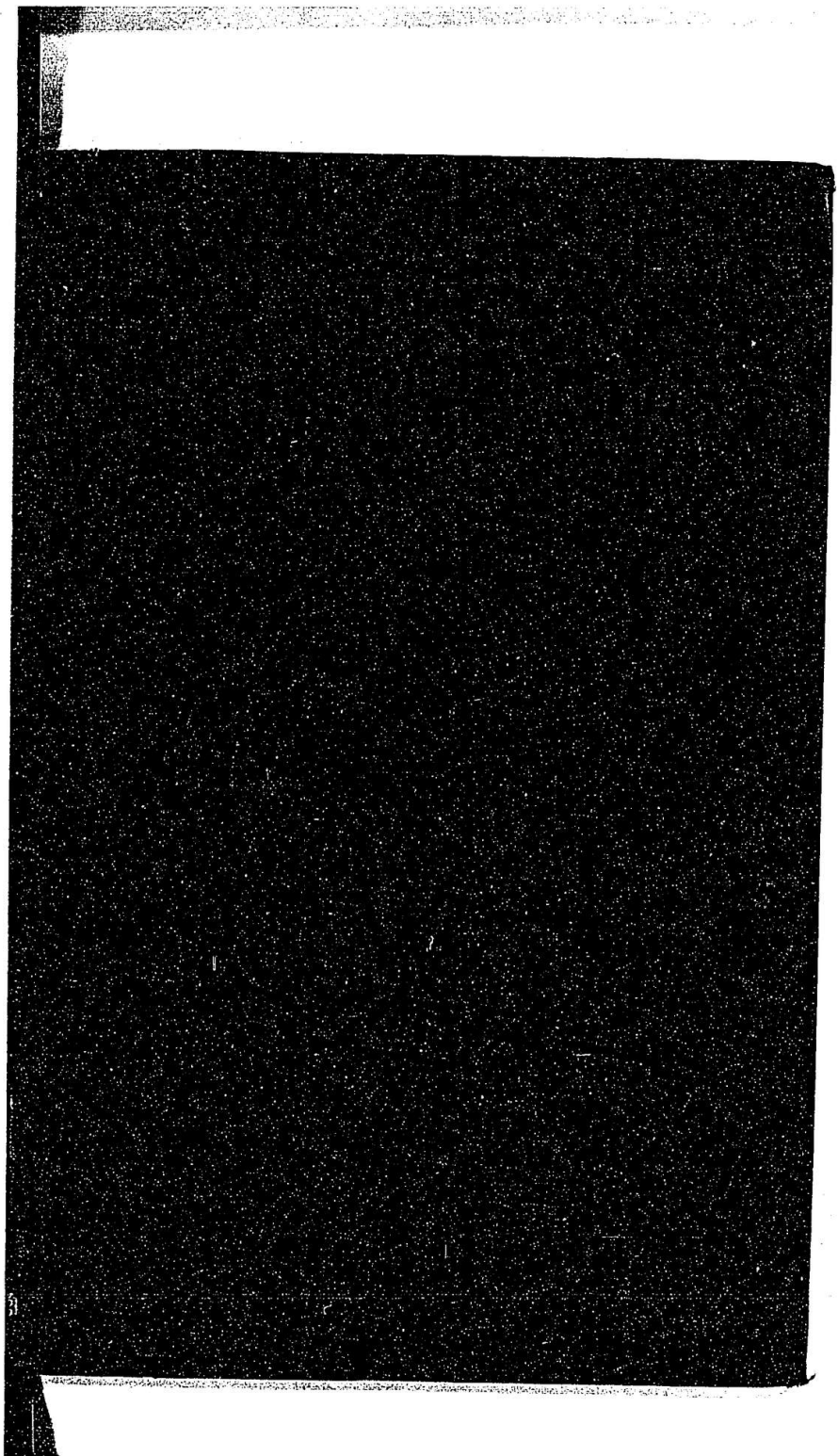
京都市上京區田町今田川上ル

印刷所 中井印刷部



334

49



334

49

M

025342-000-4

334-49

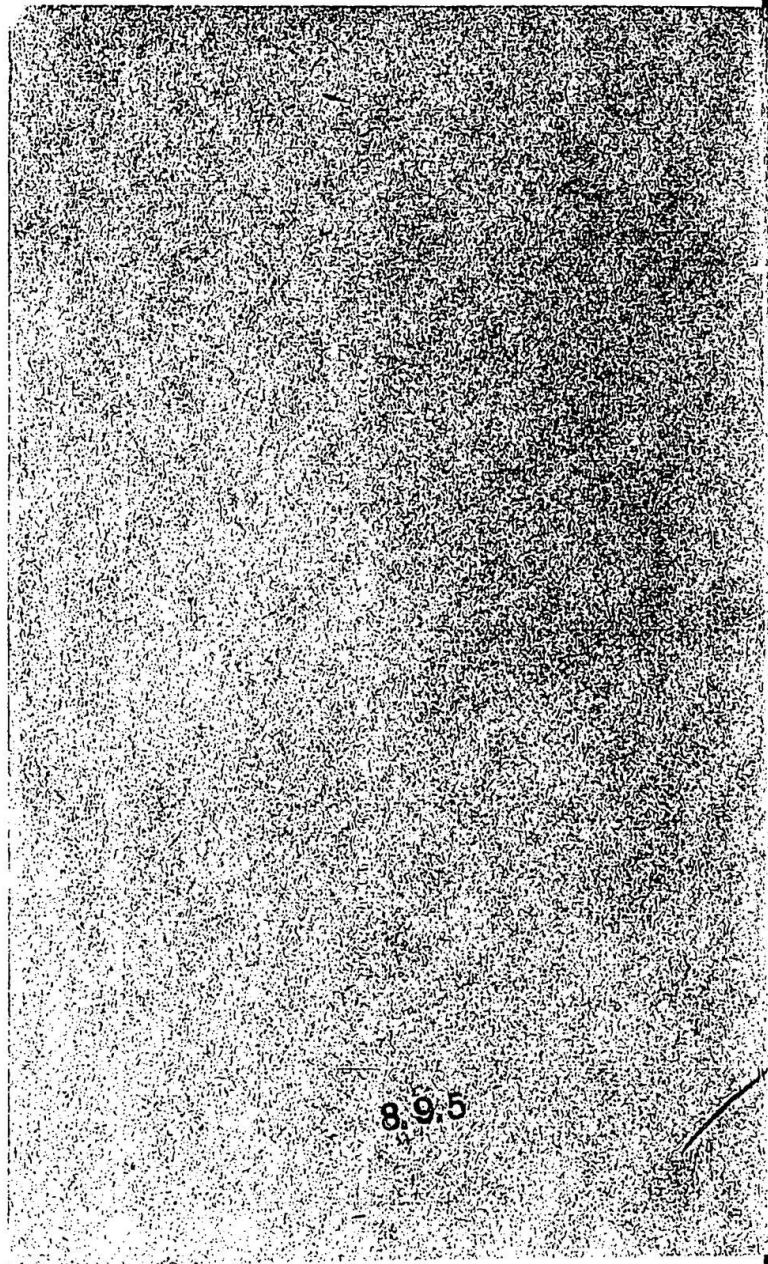
京都府愛宕郡村志

京都府愛宕郡役所／編

M44

ADC-2778





8.9.5



